第十一章　第二回萬国平和会議々決諸條約ノ批准書寄託

四七六　明治四十三年八月六日　小村外務大臣ヨリ桂総理大臣宛

第二回萬国平和会議諸條約御批准奏請ノ件

附屬書一　上奏案

二　御批准案（一）（二）（三）（四）（五）（六）（七）（八）（九）（十）（十一）（十二）

明治四十二年八月十八日発遣

機密送第九〇号

桂内閣総理大臣　　小村大臣

第二回萬国平和会議々定諸條約御批准奏請ノ件

明治四十年六月十五日ヨリ十月十八日ニ亘リ和蘭国海牙ニ開催セラレタル第二回萬国平和会議ニ於テ議定シ帝国全権委員ノ記名シタル左記諸條約御批准ノ義ニ関シ別紙ノ通上奏致候間可然御取計相成度此段申進候也

追テ為御参考本文諸條約原文及会議最終決議書原訳文各一通添付致候也

左記

一　国際紛争平和的処理條約

二　契約負債回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約

三　開戦ニ関スル條約

四　陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約

五　陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル條約

六　開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ関スル條約

七　商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル條約

八　触発自動海底水雷ノ敷設ニ関スル條約

九　戦時ニ於テ海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル條約

十　「ジェネヴァ」條約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル條約

十一　海戦ニ於ケル拿捕権行使ノ制限ニ関スル條約

十二　海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約

（諸條約原文及会議最終決議書原文添付ノコト）

註　右奏請ハ十二月九日一応取下ケヲ稟請、明治四十四年九月十九日ノ閣議決定ヲ俟ツテ再奏請、同十一月六日御裁可ニナレリ、夫々四九三、四九五、四九六文書参照

（附屬書一）

上奏案

明治四十年六月十五日ヨリ十月十八日ニ亘リ和蘭国海牙ニ開催セラレタル第二回萬国平和会議ニ於テ議定シ帝国全権委員ノ記名シタル左記諸條約御批准相成候様仕度御批准案相添此段謹テ奏ス

左記

一　国際紛争平和的処理條約

二　契約負債回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約

三　開戦ニ関スル條約

四　陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約

五　陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル條約

六　開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ関スル條約

七　商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル條約

八　触発自動海底水雷ノ敷設ニ関スル條約

九　戦時ニ於テ海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル條約

十　「ジェネヴァ」條約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル條約

十一　海戦ニ於ケル拿捕権行使ノ制限ニ関スル條約

十二　海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約

明治四十二年八月十八日

外務大臣伯爵　小村寿太郎

（附屬書二）

（一）　御批准案

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践ミタル日本国皇帝（御名）

此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ賛同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員カ第四十八條第三項第四項、第五十三條第二項及第

五十四條ヲ留保シテ記名シタル国際紛争平和的処理條約ヲ閲覧点検シ其留保ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百六十九年明治四十二年　月

日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣伯爵　小村寿太郎

（二）　御批准案

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践ミタル日本国皇帝（御名）

此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ記名シタル契約負債回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約ヲ閲覧点検シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百六十九年明治四十二年　月

日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣伯爵　小村寿太郎

（三）　御批准案

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践ミタル日本国皇帝（御名）

此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ記名シタル開戦ニ関スル條約ヲ閲覧点検シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百六十九年明治四十二年　月

日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣伯爵　小村寿太郎

（四）　御批准案

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践ミタル日本国皇帝（御名）

此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員カ第四十四條ヲ留保シテ記名シタル陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約ヲ閲覧点検シ其ノ留保ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百六十九年明治四十二年　月

日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣伯爵　小村寿太郎

（五）　御批准案

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践ミタル日本国皇帝（御名）

此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ記名シタル陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル條約ヲ閲覧点検シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百六十九年明治四十二年　月

日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣伯爵　小村寿太郎

（六）　御批准案

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践ミタル日本国皇帝（御名）

此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ記名シタル開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ関スル條約ヲ閲覧点検シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百六十九年明治四十二年　月

日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣伯爵　小村寿太郎

（七）　御批准案

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践ミタル日本国皇帝（御名）

此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ記名シタル商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル條約ヲ閲覧点検シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百六十九年明治四十二年　月

日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣伯爵　小村寿太郎

（八）　御批准案

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践ミタル日本国皇帝（御名）

此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ記名シタル敷設ニ関スル條約ヲ閲覧点検シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百六十九年明治四十二年　月
日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣伯爵　小村寿太郎

（九）　御批准案

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践ミタル日本国皇帝（御名）
此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス
朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和
会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全
権委員カ第一條第二項ヲ留保シテ記名シタル戦時ニ於テ海
軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル條約ヲ閲覧点検シ其ノ留保ヲ
存シテ之ヲ嘉納批准ス
神武天皇即位紀元二千五百六十九年明治四十二年　月
日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣伯爵　小村寿太郎

（十）　御批准案

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践ミタル日本国皇帝（御名）
此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス
朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和
会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全
権委員カ第十九條及第二十三條ヲ留保シテ記名シタル海戦
ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約ヲ閲覧点検
シ其ノ留保ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス
神武天皇即位紀元二千五百六十九年明治四十二年　月
日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣伯爵　小村寿太郎

会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全
権委員ノ記名シタル「ジェネヴァ」條約ノ原則ヲ海戦ニ応
用スル條約ヲ閲覧点検シ之ヲ嘉納批准ス
神武天皇即位紀元二千五百六十九年明治四十二年　月
日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣伯爵　小村寿太郎

（十一）　御批准案

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践ミタル日本国皇帝（御名）
此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス
朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和
会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全
権委員ノ記名シタル海戦ニ於ケル拿捕権行使ノ制限ニ関ス
ル條約ヲ閲覧点検シ之ヲ嘉納批准ス
神武天皇即位紀元二千五百六十九年明治四十二年　月
日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣伯爵　小村寿太郎

（十二）　御批准案

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践ミタル日本国皇帝（御名）
此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス
朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和
会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全
権委員カ第十九條及第二十三條ヲ留保シテ記名シタル海戦
ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約ヲ閲覧点検
シ其ノ留保ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス
神武天皇即位紀元二千五百六十九年明治四十二年　月
日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣伯爵　小村寿太郎

拝啓陳者
第二回萬国平和会議諸條約ノ御批准奏請方ニ関シ客月中当
省大臣ヨリ内閣総理大臣ヘ申進ノ次第有之候処今般右諸條
約第一回批准書寄託ノ期日ニ関シ在本邦蘭国公使ヨリ同国
政府ハ国際捕獲審検所設立ニ関スル條約ヲ除キ来十一月二
十七日（土曜日）午後三時海牙ニ於テ右寄託ヲ行ハンコト
ヲ提議スル趣ヲ以テ右時日ニ付帝国政府ニ於テ異存ノ有無
照会有之候当方ニ於テハ可成前記ノ期日ニ帝国政府ノ批准
書ヲ提供シ第一回ノ批准書寄託ニ加リ度考ニ有之候処右ハ
貴局及枢密院書記官局ニ於ケル御審査ノ期間ニ大関係有之
候義ニ付当方ヨリハ枢密院ニモ交渉シ内閣ヨリ同院ニ送
付次第直チニ審査ヲ了スル積ヲ以テ今ヨリ内調査ヲナシ呉
ルルコトト相成居候間右御了知ノ上貴局ニ於テ可成速カニ
御審査結了ノ運ト相成候様特ニ御配慮相煩度此段御依頼得
貴意候　敬具

四七八　明治四十二年九月九日　小村外務大臣ヨリ
蘭国公使宛

第二回萬国平和会議諸條約第一回批准書寄託期
日ニ関スル蘭国政府ノ提議ニ対シ回答ノ件

四七七　明治四十二年九月二日　倉知政務局長ヨリ
安広法制局長官宛

第二回萬国平和会議諸條約第一回批准書寄託ニ
関シ交渉ノ件

（半公信）

明治四十二年九月二日発遣

安広法制局長官　倉知局長

明治四十二年九月九日発遣
送第二四号
小村外務大臣
在本邦　蘭国公使　ファン、ロイエン宛
第二回平和会議諸條約第一回批准書寄託ノ時日ニ関スル件
以書翰致啓上候陳者第二回萬国平和会議ニ於テ議定セラレタル諸條約ノ第一回批准書寄託ノ件ニ関シ客月十九日附第七四五号貴翰ヲ以テ貴国政府カ千九百九年十一月二十七日（土曜日）午後三時海牙ニ於テ国際捕獲審検所設立條約以外ノ諸條約ノ批准書寄託ヲ行ハンコトヲ提議セラレ右ニ対スル帝国政府ノ異存ノ有無御承知相成度旨御照会相成致敬承候右貴国政府ノ御提議ニ対シテハ帝国政府ニ於テ何等異存無之候間右様御承知相成度此段御回答旁本大臣ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候　敬具

四七九　明治四十二年十月九日　小村外務大臣ヨリ米国駐劄松井臨時代理大使宛（電報）
第二回萬国平和会議諸條約第一回批准寄託ニ関スル任国政府ノ処置振回報方ノ件

十月九日後一時十五分発
在米　松井代理大使　大臣
第一〇三号
任国政府ハ其全権委員ノ記名シタル第二回平和会議ノ諸條約（捕獲審検所條約ヲ除ク）ノ批准ヲ了シタルヤ又十一月二十七日ノ第一回批准書寄託ニ加ルヤ御確ノ上電報アリタシ
右在英大使ニ転電シ在欧各大公使ヘ転電セシメヨ

四八〇　明治四十二年十月十一日　英国駐劄加藤大使ヨリ小村外務大臣宛（電報）
第二回萬国平和会議諸條約第一回批准書寄託ニ関スル任国政府ノ処置振回報ノ件（一）
十月十一日　倫敦発
十月十二日　前九、五〇　東京着
小村外務大臣　加藤全権大使
第一八七号
松井転電貴電第一〇三号ニ関シ外務省ニ問合セタル処該條約一三ノ内五ハ立法ヲ要シ又ハ其他ノ関係ニ依リ来年ナラデハ批准ノ運ヒニ至ラサレトモ残八ハ可成十一月二十七日頃迄ニ批准ヲ了シ蘭国政府ヘ発送ノ筈ナル由ナリ

四八一　明治四十二年十月十一日　露国駐劄本野大使ヨリ小村外務大臣宛（電報）
前同件
十月十一日　後一〇、四〇　露都発
十月十二日　前一〇、四〇　東京着
小村外務大臣　本野全権大使
第一三三号
松井宛貴電第一〇三号ニ関シ露国政府ハ未タ批准セサルモ十一月二十七日迄ニハ批准ノ上寄託ヲ了スル見込ノ由

四八二　明治四十二年十月十三日　独国駐劄珍田大使ヨリ小村外務大臣宛（電報）
前同件
十月十二日　後三、一五　伯林発
十月十三日　前六、　東京着
小村外務大臣　珍田大使

四八三　明治四十二年十月十三日　英国駐劄加藤大使ヨリ小村外務大臣宛
前同件（二）
公第一五〇号　十一月五日接受
明治四十二年十月十二日
在英　特命全権大使　加藤高明（印）
外務大臣伯爵　小村寿太郎殿
在米臨時代理大使経由貴電第一〇三号第二回平和会議ノ諸條約批准ノ件ニ関シ昨十一日当国外務次官補サー、フランシス、キャンベル氏ニ面会ノ上御訓示ノ趣問合セ候処該條約総計十三個ノ内四個ハ立法手続ヲ要スル性質ノモノニ有之候ヲ以テ議会ノ協賛ヲ経ザルベカラザル処到底本期議会ニハ提出ノ運ニ至ルマジク従テ来年ニ至リ立法手続ヲ完了スル迄ハ批准ヲ得ル能ハザル可ク又捕獲審検所條約ノ批准

ハ本年十ヶ国委員間ニ調印セラレタル海戦法規ニ関スル倫敦宣言ノ批准ヲ待テ存ヘラルベキ筈ニ有之候処該宣言ハ追テ議会ノ討議ニ附セラル可キ旨過般総理大臣ニ於テ約言シタルヲ以テ是亦当分批准ヲ見ルニ至ルマジク而シテ残リノ八條約ニ関シテハ右様ノ手続ヲ要セザル故成ル可ク十一月二十七日頃迄ニハ批准ヲ了シ蘭国政府ニ寄託ヲ為スコトトナル可キ旨申居候

右往電第一八七号説明旁々此段申進候　敬具

四八四　明治四十二年十月十三日　米国駐劄松井臨時代理大使ヨリ　小村外務大臣宛（電報）

前　同　件

十月十三日　午前九時　華盛頓発
東京着

小村外務大臣　松井臨時代理大使

第一〇八号

貴電第一〇三号ニ関シ

米国政府ハ敵国商船及商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル二條約ヲ除キ他ノ諸條約及宣言ヲ総テ批准セリ但海戦ニ於ケル中立国ニ関スル條約ハ第二十二條ヲ除キ加盟シタルモ

第九三号

往電第九二号ニ関シ

当国政府ハ目下未タ批准書寄託ニ加入ノ有無ヲ決定シ居ラス

四八七　明治四十二年十月十五日　伊国駐劄林大使ヨリ　小村外務大臣宛（電報）

前　同　件

十月十五日　後五、三〇　羅馬発
十月十六日　前一〇、三五　東京着

小村外務大臣　林　大　使

第五二号

外務大臣ノ内話ニ依レハ露国皇帝ハ本月末迄ニ愈々伊国皇帝ヲ御訪問アルコトニ内定シ露国外務大臣モ陪従スル趣ナリ

松井経由貴電第一〇三号ニ関シ当国ニテハ批准前ニ右條約ノ一部ハ議会ノ協賛ヲ必要トスルヲ以テ未タ批准ノ運ニ至ラス従テ批准條約ヲ寄託シ得ルノ日未定ナリ

尚ホ貴電末段十一月二十七日ノ意味不明ニ付必要ナレハ電報説明アリタシ

ノナルコト既報ノ通又十一月二十七日ノ第一回批准寄託ヲ為スヘキ旨在蘭米公使ニ訓令済ナル趣ナリ

四八五　明治四十二年十月十三日　墺国駐劄奥田臨時代理大使ヨリ　小村外務大臣宛（電報）

前　同　件（一）

十月十三日　前一〇、五〇　維也納発
十月十四日　前〇、五〇　本省着

小村外務大臣　奥田代理大使

第九三号ニ？

当国政府ハ未タ第二回平和会議諸條約ヲ批准セス而シテ批准書寄託加入ノ件ハ確知次第電報ス

四八六　明治四十二年十月十五日　墺国駐劄奥田臨時代理大使ヨリ　小村外務大臣宛（電報）

前　同　件（二）

十月十五日　後二、一〇　維也納発
十月十六日　前四、二〇　東京着

小村外務大臣　奥田臨時代理大使

四八八　明治四十二年十一月十五日　小村外務大臣ヨリ　蘭国駐劄佐藤公使宛（電報）

第二回萬国平和会議諸條約第一回批准書寄託延期申入レノ件

十一月五日　後五時〇分発

在蘭　佐藤公使　大　臣

第一一号

第二回平和会議諸條約ノ批准寄託ニ関シテハ帝国政府ニ於テ是迄来ル二十七日第一回寄託ニ加入ノ所存ニテ準備シ来リタルニ伊藤公薨去ノ事アリ豫定ノ期日ニ御批准ノ手続ヲ完了スル能ハサリシ為第一回寄託ニ加入シ兼ヌルコトトナリタリ其趣蘭国当局者ニ内々申入置ルル様致度シ岩永ハ寄託見合セニモ拘ハラズ本月二十二日頃貴地ヘ立寄ラシムベシ

四八九　明治四十二年十一月八日　蘭国駐劄佐藤公使ヨリ　小村外務大臣宛（電報）

第二回萬国平和会議諸條約第一回批准書寄託延期申入済報告ノ件

The Hague, November 8, 1909 4:15 p.m.
Received, 〃 9, 〃 7:10 a.m.

Komura,
Tokio,

No. 17.

Carried out instructions your telegram No. 11. They say ratifications can be deposited any time after November 27.

Sato.

四九〇　明治四十二年十一月十日　仏国駐劄栗野大使ヨリ小村外務大臣宛（電報）

第二回萬国平和会議諸條約第一回批准書寄託ニ関スル任国政府ノ処置振回報ノ件

十一月十二日　後三、一五　巴里発
十一月十三日　前七、三五　本省着

小村外務大臣　　栗野大使

第二八号

貴電第一〇三号第二回平和会議ニ関スル諸條約ハ総テ仏国委員ノ署名ヲ了シタレトモ昨今議会ノ協賛ヲ求メツヽアルカ故ニ未タ何レモ大統領ノ批准ヲ受ケス乍去若シ右ノ手続ニシテ数日中ニ結了セハ来ル二十七日ノ第一回寄託ニ参加スル筈ニテ其準備中ナレトモ係員ノ話ニ依レハ間ニ合ハサルヤモ知レストノコトナリ

四九一　明治四十二年十二月七日　蘭国駐劄佐藤公使ヨリ小村外務大臣宛（電報）

第二回萬国平和会議諸條約第一回批准書寄託列国名報告ノ件

The Hague, Dec. 17 1909 5-20 p.m.
Received, 〃 18 〃 10-30 a.m.

Komura,
Tokio.

No. 20. In reference to your telegram No. 14, deposits of ratifications November 27th as follows:—

Germany ratified all except 12th, 14th, but 4th, 6th, 8th, 9th, 13th with reserve; America all except 6th, 7th, 12th, 13th, but 1st, 2nd with reserve; Austria-Hungary all except 12th, 14th, but 4th with reserve; China only ratified 1st, 10th, 14th; Denmark all except 12th, 14th; England all except 1st, 5th, 10th, 12th, 13th, but 8th, 9th with reserve; Mexico same as Denmark; Holland all except 12th; Russia all except 8th, 11th, 12th, 14th, but 4th, 6th with reserve; Sweden all except 2nd, 8th, 10th, 12th, 14th; Bolivia all except 2nd, 6th, 7th, 8th, 11th, 12th, 13th; Salvador same as Holland. No fresh deposit has been made since.

Sato.

四九二　明治四十三年四月二十九日　小村外務大臣ヨリ陸海軍両大臣宛

第二回萬国平和会議諸條約批准書寄託加盟状況報告通牒ノ件

附屬書一　米国ノ国際紛争平和処理條約ニ関シ留保ノ件
二　同右契約負債回収ノ為メニスル兵力使用ノ制限ニ関スル留保ノ件
三　同右海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約ニ係ル加盟書中留保ノ件
四　「ニカラガ」国ノ契約負債回収ノ為メニスル兵力使用ノ制限ニ関スル留保ノ件
五　同右海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約中留保ノ件

明治四十三年四月二十九日達済

小村大臣

送第八九号　寺内陸相
送第一〇五号　斎藤海相　（各通）

第二回平和会議條約ノ批准並ニ加盟ニ関スル件

第二回萬国平和会議議定ノ諸條約及宣言ニ関スル第一回批准書寄託ノ義ハ客年十一月二十七日ヲ以テ海牙ニ於テ施行セラレ候処別紙写第一号ノ通独逸国以下十ヶ国之ニ参加シ（但北米合衆国ニ於テハ国際紛争平和的処理條約ニ関シ別紙写第二号ノ通更ニ其留保ヲ増加シ且ツ契約負債回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約ニ関シ別紙写第三号ノ通新ニ留保スル所アリ）而シテ同号記載ノ「ボリビヤ」「サルヴァドル」両国ノ批准書及通告書ハ其以前蘭国政府ニ送致セラレタルモ両国ハ右寄託ニ其代表者ヲ出サザリシニ依リ蘭国政府ニ於テハ該批准書及通告書ヲ十一月二十七日ヲ以テ接受シタルモノト見做シタル旨曩ニ在本邦蘭国公

使ヨリ通知ノ次第有之尚其後同国政府ニ於テ海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約ニ係ル北米合衆国ノ加盟書（但別紙写第四号ノ通留保スル所アリ）及通告書ヲ同年十二月三日ヲ以テ接受シ又国際捕獲審検所設立ニ関スル條約以外ノ諸條約及宣言ニ関スル「ニカラグア」共和国加盟書（但同国ニ於テハ契約負債回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約ニ関シ別紙写第五号ノ通留保スル所アリ）及通告書ヲ同月十六日ヲ以テ接受シ又契約負債回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約、開戦ニ関スル條約、陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル條約、戦時ニ於テ海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル條約及海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約（本條約ニ関シ別紙写第六号ノ通留保スル所アリ）ニ係ル清国加盟書及通告書ヲ本年一月十五日ヲ以テ接受シ又国際捕獲審検所設立ニ関スル條約以外ノ諸條約並ニ宣言ニ関スル「ハイチ」共和国批准書及通告書ヲ本年二月二日ヲ以テ接受シ又契約負債回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約及国際捕獲審検所設立ニ関スル條約以外ノ諸條約並ニ宣言ニ関スル暹羅国批准書及通告書ヲ各月十二日ヲ以テ接受シタ

ル旨夫々同公使ヨリ通牒有之候ニ付右様御承知相成度此段申進候也

別紙

1　受第一〇二五号附属書中
批准書寄託表写ヲ第一号トシ
2　留保文写第二、三、四、五、六号（政務局ニ保管）
右添付ノ事

（附属書一）

第二回萬国平和会議諸條約第一回寄託ノ批准ニ関シテ米国ノ国際紛争平和的処理條約ニ関シ留保ノ件

AND WHEREAS the Senate of the United States, by its resolution of April 2, 1908 (two-thirds of the Senators present concurring therein), did advise and consent to the ratification of the said Convention with the following understanding and declarations, to wit:

"Resolved further, as a part of this act of ratification, That the United States approves this convention with the understanding that recourse to the permanent court for the settlement of differences can be had only by agreement thereto through general or special treaties of arbitration heretofore or hereafter concluded between the parties in dispute; and the United States now exercises the option contained in article fifty-three of said convention, to exclude the formulation of the "compromis" by the permanent court, and hereby excludes from the competence of the permanent court the power to frame the "compromis" required by general or special treaties of arbitration concluded or hereafter to be concluded by the United States and further expressly declares that the "compromis" required by any treaty of arbitration to which the United States may be a party shall be settled only by agreement between the contracting parties, unless such treaty shall expressly provide otherwise."

NOW, therefore, be it known that I, THEODORE ROOSEVELT, President of the United States of America, having seen and considered the said Convention, do hereby, in pursuance of the aforesaid advice and consent of the Senate, ratify and confirm the same and every article and clause thereof, subject to the aforesaid declaration made by the Plenipotentiaries of the United States, and to the aforesaid understanding and declarations stated and made by the Senate of the United States in its resolution of April 2, 1908.

（附属書二）

米国ノ契約負債回収ノ為メニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約ニ関シ留保ノ件

AND WHEREAS the Senate of the United States, by its resolution of April 17, 1908, did advise and consent to the ratification of the said Convention, with the following understanding, to wit:

"Resolved further, as a part of this act of ratification, That the United States approves this convention with the understanding that recourse to the permanent court for the settlement of the differences referred to in said convention can be had only by agreement thereto through general or special treaties of arbitration heretofore or hereafter concluded between the parties in dispute":

NOW, therefore, be it known that I, THEODORE ROOSEVELT, President of the United States of America, having seen and considered the said Convention, do hereby, in pursuance of the aforesaid advice and consent of the Senate, ratify and confirm the same

and every article and clause thereof, subject to the aforesaid understanding stated in the Senate's said resolution of April 17, 1908.

（附屬書三）

米国政府ニ於テ海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約ニ係ル加盟書中留保ノ件

AND WHEREAS the Senate of United States, by its resolution of April 17, 1908 (two-thirds of the Senators present concurring therein), did advise and consent to the adherence of the United States to the said Convention and to the ratification thereof, with the reservation and exclusion of its Article XXIII, and with the understanding that the last clause of Article III of the said Convention implies the duty of a neutral power to make the demand therein mentioned for the return of a ship captured within the neutral jurisdiction and no longer within that jurisdiction:

NOW, therefore, be it known that I, THEODORE ROOSEVELT, President of the United States of America, having seen and considered the said Convention, do hereby, in pursuance of the aforesaid advice and consent of the Senate, declare that the United States

adheres to the said Convention, subject to the reservation and exclusion of its Article XXIII and with the understanding that the last clause of Article III thereof implies the duty of a neutral power to make the demand therein mentioned for the return of a ship captured within the neutral jurisdiction and no longer within that jurisdiction, and I do hereby ratify and confirm to same, subject to the reservation and exclusion and the understanding above stated.

（附屬書四）

「ニカラガ」国ノ契約負債回収ノ為メニスル兵力使用ノ制限ニ関スル留保ノ件

.....avec les réserves suivantes:

a) En ce qui concerne les dettes provenant de Contracts ordinaires entre le ressortissant d'une nation et un Gouvernement étranger on n'aura recours à l'arbitrage que dans le cas spécifique de deni de justice par les jurisdictions du Pays du Contract qui doivent être préalablement épuisées.

b) Les emprunts publics, avec emission de bons, constituant la dette nationale, ne pourront donner lieu, en aucun cas, à l'agression militaire ni à l'occupation matérielle du sol des nations Americaines.

（附屬書五）

「ニカラガ」国ノ海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約中留保ノ件

.....avec les réserves de l'alinéa II de l'article XIV, de l'alinéa III de l'article XIX et de l'article XXVII.

四九三　明治四十三年十二月九日　小村外務大臣ヨリ桂総理大臣宛

第二回萬国平和会議諸條約批准奏請取下ケ方稟請ノ件

明治四十三年十二月九日発遣

機密送第一四一号

桂内閣総理大臣　　小村外務大臣

第二回萬国平和会議ニ於テ議定シタル国際紛争平和的処理條約以下十二ノ條約御批准奏請ニ関シテハ客年八月十八日附機密送第九〇号ヲ以テ申進候ヘ共右諸條約ト共ニ同会議ニ於テ議定シタル国際捕獲審検所設立ニ関スル條約ノ義ハ各国ニ於テ之カ批准ヲ了スルヲ得サリシ次第ニ有之候処本年十月廿日附送第三〇二[1]号ヲ以テ申進候通同條約ノ追加議

定書ヲ去ル九月十九日海牙ニ於テ之カ調印ヲ了シ候[2]ニ付テハ同條約及追加議定書ハ共ニ遠カラス各国ニ於テ之ヲ批准シ得ルニ至ルヘク然ル上ハ我国ニ於テモ同條約ノ批准ヲ為スト同時ニ之ト緊切ノ関係ヲ有スル客年二月廿六日ノ海戦法ニ関スル倫敦宣言ヲモ批准セラルヽノ運ニ可相成ト存候ニ付前記十二條約モ同條約、同追加議定書及海戦法ニ関スル宣言ト一括シ同時ニ之カ批准手続ヲ了スル様致度就テハ此際機密送第九〇号ノ件ハ一先ツ取下方可然御取計相成候様致度此段申進候也

註1　省略セリ

2　四六七文書参照

四九四　明治四十四年四月九日　蘭国駐劄佐藤公使ヨリ小村外務大臣宛

第二回萬国平和会議諸條約批准ニ関スル件

機密第三号　　五月八日接受

明治四十四年四月十九日

小村外務大臣　　在蘭　佐藤公使

本件批准書寄託期日ニ関スル大凡ノ見込折ヲ以テ蘭国政府ニツキ相確メ方本年三月三日付機密送第一号貴信ヲ以テ御

申越ノ趣致敬承候就テハ先日外務大臣ニ面会ノ折右ノ実状及問合候処右諸條約ノ中十二條約ニ関シテハ英国ヲ初メ重ナル諸国ハ既ニ批准書ノ寄託ヲ了ヘ候趣ノ処捕獲審検所條約ニ関シテハ英国政府ハ其殖民地政府ノ意向ヲ確ムル必要有之候上本條約ニ関聯スル倫動デクラレーションニ付キ昨今同国ニ於テハ是非ノ議論八ヶ間敷今以テ決定スル所ナキ模様ナレハ同国政府ハ果シテ右捕獲審検所條約ニ批准スルコトヲ得ルヤ否ヤモ不明ナル姿ナレハ批准書寄託期日ノ如キハ未タ何等決定スルトコロ無之トノ事ニ有之候間左様御了承相成候様致度然ル処捕獲審検所條約ニ関スル批准ノ儀ハ右ノ次第ニ付後日ノ事トスルモ最初ノ十二條約ニ関シテハ英国初メ其他重ナル諸国ニ於テ既ニ批准書ノ寄託ヲ了シ居ルニ付テハ我方ニ於テモ別ニ差支ノ廉無之候ハバ捕獲審検所條約批准書寄託ノ期日到来ヲ待ツニ及ハス直チニ批准書御寄託相成候テ可然乎ト存候ニ付キ右御詮議相成候様致度此段併セテ申進候　敬具

（欄外註記）
「英国ニ於ケル倫敦宣言ノ運命ヲ見極メタル上ニテ批准セラレ可然乎」

四九五　明治四十年九月九日　閣議案

第二回萬国平和会議々定諸條約梗概説明

今回御諮詢ヲ奏請セル国際紛争平和的処理條約以外十一條約ハ何レモ過ル明治四十年六月十五日ヨリ十月十八日ニ亘リ和蘭国海牙ニ於テ開催セラレタル第二回萬国平和会議ノ際帝国及各国全権委員ノ署名セルモノニシテ其梗概左ノ如シ

(一)　国際紛争平和的処理條約ハ一般平和ノ維持増進ノ為国際紛争ヲ平和的ニ処理セントスルノ目的ヲ以テ第一回平和会議ノ條約ニ修正増補ヲナシタルモノニ係リ周旋及居中調停国際審査委員会国際仲裁々判ニ関スル規定ヨリ成ル之ヲ旧條約ニ対比スルニ国際審査委員ニ関スル事項ニ於テ其構成及審査ノ方法並手続ニ付一層精細ナル條項ヲ加ヘ国際仲裁々判ニ付テモ亦其裁判部ノ構成出訴手続等ニ二三ノ増補ヲナシ且裁判所ノ権能及裁判手続等ニ付修補スル所アリ更ニ又仲裁々判簡易手続ニ関スル数條ヲ新設追加シタルモノニシテ本條約ニ対シテハ米国外数ヶ国ハ各其ノ見ル所ニ依リ留保スル所アリ我国ニ於テモ第四十八條第三項及第四項並第五十三条第二項及第五十四條ハ義務的仲裁々判ニ関係アルカ為之ヲ留保シタリ

(二)　契約上ノ債務回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約ハ債権者ノ所属国政府ヨリ其国民ニ支払ハルヘキモノトシテ債務国政府ニ要求スル契約上ノ債務ニ基ク金銭上ノ紛争ニ関シテハ債務国カ仲裁々判ノ申出ヲ拒絶スルカ之ヲ受諾スルモ仲裁契約ノ作成ヲ不能ナラシムルカ又ハ仲裁々決ニ遵ハサル等ノ場合ヲ除クノ外一切兵力ヲ用キサルコト並此種ノ問題ハ仲裁々判ノ手続ニ依リ解決センコトヲ約定セルモノナリ本條約ニ対シテハ米国外数個小国ニシテ留保セルモノアリト雖重ナル大国ハ凡テ之ヲ是認シ記名シタルモノナリ

(三)　開戦ニ関スル條約ニ関シテハ締約国ハ理由ヲ附シタル開戦宣言ノ形式又ハ條件附開戦宣言ヲ含ム最後通牒ノ形式ヲ有スル予告ナクシテ其相互間ニ戦闘ヲ開始スヘカラス且戦争状態ノ成立ハ遅滞ナク中立国ニ通告スヘキコトヲ規定シタルモノニシテ同会議賛同諸国ノ凡テ記名シタルモノナリ

(四)　陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約ハ従来ノ戦争ニ関スル法規慣例ヲ一層明確ニシ戦争ノ惨害ヲ減殺センコトヲ目的トシ其規則ハ第一回萬国平和会議ニ於テ締結セラレタルモノト殆ント同一ニシテ交戦者ノ資格、俘虜、傷者、病者ノ取扱、害敵手段、攻囲及砲撃ノ制限、間諜軍使ノ取扱、降伏休戦ノ約定及敵国ノ領土ニ於ケル軍ノ権力ニ関スル條項ヨリ成ル唯第一回平和会議々定同條約ニ於テハ其末款ニ中立国ニ於テ留置スル交戦者及救護スル傷者ニ関シ規定スル所アリシモ第二回平和会議ニ於テハ右規則ヲ同條約ヨリ全然削除シ新ニ締結シタル陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル條約中ニ之ヲ入ルヽコトヽシタリ但我国ハ独逸露西亜墺地利洪牙利国等ト同シク附属規則第四十四條ノ占領地ノ人民ヲ強制シテ敵ノ情報ヲ供与セシムルヲ禁スルノ条項ヲ留保シタリ

(五)　陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル條約ハ陸戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ヲ一層明確ナラシメ中立領土ニ避退シタル交戦者ノ地位ヲ定メ且中立人ノ資格ヲ定ムルヲ目的トシ今回新ニ約定スルモノニシテ中立国ノ権利義務、中立国内ノ留置交戦者及救護傷者並中立人ニ関スル事項及鉄道材料ノ徴発留置等ニ関スル事項ヲ規定シ英国ハ其国民籍ノ関係ヨリ又亜爾然丁国ハ其鉄道ノ関係ヨリ一二留保セル点アルモ他ノ諸国ハ概ネ之ニ賛同セリ

(六) 開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ関スル條約ハ開戦ニ際シ国際商業ノ安全ヲ保障シ且開戦前ニ着手シタル善意ノ取引ヲ保護スルヲ目的トシ開戦ノ際港内ニ在ル敵国商船ハ即時又ハ相当ノ恩恵的期間ノ後自由ニ出港シ仕向港又ハ指定セラレタル港ニ直航スルコトヲ許容セラレンコトヲ希望スルコト不可抗力ニ依リ自由ニ出港シ能ハサル敵国商船ハ之ヲ没収セサルコト開戦ヲ知ラサル航海中ノ敵国商船ハ之ヲ没収スヘカラサルコト等ヲ規定スルモノニシテ独露両国ハ一二ノ條項ニ関シ異議ヲ有シタリシモ他ノ諸国ハ凡テ之ニ賛同シタルモノナリ

(七) 商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル條約ハ戦時商船ヲ戦闘艦隊ニ編入スルノ條件ヲ定ムルヲ目的トシ是等商船ノ監督、徽章、船員ノ資格、行動ノ準則ヲ規定シ米国土耳古及二三ノ小国ヲ除クノ外他ノ諸国ハ概ネ之ヲ承諾シタルモノナリ

(八) 自動触発海底水雷ノ敷設ニ関スル條約ハ戦争ノ禍害ヲ軽減シ平和的航海ヲ安全ナラシムルヲ目的トスルモノニシテ交戦国並中立国ニ於テ無繋維自動触発水雷及魚形水雷ヲ敷設使用スル場合ニ関スル條項並戦争終了後此等水雷ノ取扱ニ関スル規則等ヲ約定スルモノナリ右ニ関シ露

国ハ完全ナル水雷ナキノ故ヲ以テ加盟スルコトヲ拒ミ独仏等ハ商業上ノ航海ヲ遮断スルヲ禁スルコトニ同意セシテ第二條ヲ留保シ其他二三ノ国ハ全ク本條約ニ加盟セサルモノアリ我カ当局者ハ帝国政府ニ於テ之ニ加盟スルモ軍事上何等支障ナシトシ之ニ署名シタルモノナリ

(九) 戦時ニ於テ海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル條約ハ陸戦ノ砲撃ニ関スル規則ヲ海軍ニ応用シ以テ人道ノ利益ヲ保護シ惨害ヲ軽減セントスルノ目的ヲ以テ特定ノ場合ヲ除クノ外ハ防禦ナキ港、都市、村落等ノ砲撃ヲ禁シ地方官憲カ攻撃、海軍ノ軍需品徴発ノ催告ニ応セサルトキハ例ヘ防守ナキ場合ト雖前記ノ場所ヲ砲撃シ得ルコト且軍事上ノ目的ニ使用セラレサル限宗教学術慈善等ニ供スル建設物ノ損害ヲ免レシムルコト及軍事ノ必要ニ基ク外砲撃開始前之ヲ通告スヘキコトヲ規定シタルモノニシテ我国ハ英仏独ト共ニ自動触発海底水雷ヲ敷設シタルノ事実ノ為之ヲ砲撃スルコトヲ得サル旨ノ規定ヲ留保シタリ

(十) 「ジェネヴァ」條約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル條約ハ戦争ニ避ク可ラサル禍害ヲ軽減センコトヲ希望シ締結シタルモノニシテ第一回萬国平和会議々定ノ同條約ニ於テハ病院船及其標識傷病者ヲ収容シタル船舶及医師看護人傷

病者死者ノ取扱等ニ関スル條項ヲ規定スルニ過キサリシモ第二回平和会議ニ於テハ更ニ軍艦内ニアル病室中立港ニ上陸シタル難船者、傷者又ハ病者ノ取扱及戦時海軍ノ傷者及病者ニ対スル掠奪及虐待禁止等ニ関スル新條項ヲ規定シ之ヲ第一回会議々定同條約ニ増補シタルモノナリ同條約ニ対シテハ英国外一二ノ小国ノ留保スル処アルノミニテ他ノ諸国ノ凡テ賛同セルモノナリ

(十一) 海戦ニ於ケル拿捕権行使ノ制限ニ関スル條約ハ海上ニ於ケル商業其他ノ平和的行動ニ対シ従来各国区々タリシ慣習ヲ斉一ニ規定セントスルノ目的ヲ以テ郵便信書ノ不可侵及敵対行為ニ加ハラサル沿岸漁業船其他ノ拿捕免除及拿捕船々員ノ取扱等ニ関スル條項ヲ規定セリ

(十二) 海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約ハ海戦ノ場合ニ中立国カ保持スヘキ主義ノ要目ヲ規定セシ為中立領域内ニ於ケル害敵行為ノ抑制、一方交戦国ヲ援助スル行為ノ禁止、中立領水ニ入ル交戦国軍艦及拿捕船ノ取扱並軍需品及燃料ノ積入等ニ関スル規定ヲ含ムモノニシテ本條約中ノ條項ニ付テハ各国其国情ヲ異ニスルニ伴ヒ利害相同シカラサルニ依リ或ハ之ヲ留保シ或ハ記名ヲ避ケタルモノアリ我国ハ英国ト同シク燃料積入ニ関ス

ル第十九條ノ規定ハ交戦国軍艦ヲシテ其ノ戦闘力ヲ増大セシムルコトヽナリ其結果本條約ノ重要ナル事項ニ変更ヲ加フルモノナルヲ以テ之ヲ留保シ尚第二十三條ノ拿捕船ヲ捕獲審検所ノ検定アルマテ抑留スル為ニ中立港ニ引入ルヽヲ許ス規定ヲ留保シ爾余ノ諸條項ハ執レモ別段ノ支障ヲ認メサルヲ以テ之ニ賛同シタルモノナリ

(註) 明治四十四年九月十九日閣議ニ於テ條約審議ノ際参考ノ為起草送附セルモノヽ写

四九六　明治四十四年十月二十八日　枢密院書記官ヨリ　内田外務大臣宛

第二回萬国平和会議々定諸條約御批准ニ関スル枢密院会議開催通知ノ件

附記一　御批准奏請再案
二　同右顛末書
三　右ニ批准書案取下ケヲ奏請セル理由
四　参考調書（一）乃至（十五）
五　批准済各国一覧

一　国際紛争平和的処理條約御批准ノ件
二　契約上ノ債務回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約御批准ノ件
三　開戦ニ関スル條約御批准ノ件
四　陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約御批准ノ件
五　陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル條約御批准ノ件
六　開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ関スル條約御批准ノ件
七　商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル條約御批准ノ件
八　自動触発海底水雷ノ敷設ニ関スル條約御批准ノ件
九　戦時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル條約御批准ノ件
十　「ジェネヴァ」條約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル條約御批准ノ件
十一　海戦ニ於ケル捕獲権行使ノ制限ニ関スル條約御批准ノ件
十二　海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約御批准ノ件

右来ル十一月一日（水曜日）午前十時会議被相開候條御出席相成度議長ノ命ニ依リ此段及御通知候也

（附　記一）

第二回萬国平和会議議決事項竝同会議條約御批准奏請ニ関スル顚末

第二回萬国平和会議ハ明治四十年六月十五日ヨリ十月十八日ニ亘リ和蘭国海牙ニ開催セラレ其ノ間之レニ賛同シタル帝国外四十三個国ノ全権委員ハ数次ノ会議ヲ重ネ諸般ノ問題ニ関スル審議ヲ遂ケ左記十三條約、二宣言、二決議四希望ヲ議決シタリ

條　約

第一　国際紛争平和的処理條約
第二　契約上ノ債務回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約
第三　開戦ニ関スル條約
第四　陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約
第五　陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル條約
第六　開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ関スル條約
第七　商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル條約
第八　自動触発海底水雷ノ敷設ニ関スル條約
第九　戦時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル條約

第十　「ジェネヴァ」條約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル條約
第十一　海戦ニ於ケル捕獲権行使ノ制限ニ関スル條約
第十二　国際捕獲審検所設立ニ関スル條約
第十三　海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約

宣　言

第一　軽気球上ヨリ投射物及爆裂物ノ投下ヲ禁止スルコトニ関スル宣言
第二　義務的仲裁裁判ノ主義ヲ承認スル宣言

決　議

第一　軍事上ノ負担制限ニ関スル決議
第二　第三回平和会議ニ関スル決議

希　望

第一　仲裁司法裁判所設立ニ関スル希望
第二　戦時ニ交戦国人民ト中立国トノ間ニ平和関係ヲ確保スル希望
第三　軍事上ノ負担ニ関シ列国ハ其ノ領土ニアル外国人ノ地位ヲ特別條約ニ依リ規定スル希望
第四　海戦ノ法規慣例ニ関スル規則ノ制定ヲ次回平和会議ノ議題ニ入ルル希望

明治四十四年十月二十八日

樞密院書記官

註　附記ノ文書ハ枢密院本会議ノ際質問ニ対シ答弁書案トシテ作製セルモノナリ

（附　記一）

第二回萬国平和会議ハ明治四十年六月十五日ヨリ十月十八日ニ亘リ和蘭国海牙ニ開催セラレ其ノ間之ニ賛同シタル帝国外四十参個国ノ全権委員ハ数次ノ会議ヲ重ネ諸般ノ問題ニ関スル審議ヲ遂ケ十三條約一宣言及数個ノ決議竝希望等ヲ議決シタリ右決議竝希望等ハ同会議最終議定書記載ノ通リナリ

右十三條約中国際捕獲審検所設立條約ニ関シテハ追テ列国協議ノ上之カ批准時期ヲ決定スル迄ハ帝国政府ニ於テモ之レカ批准ヲ差控フヘク又軽気球上ヨリ投射物及爆裂物投下禁止ノ宣言ニ関シテハ独、仏、露国外数個ノ諸国ニ於テ之ニ賛成セス帝国全権委員ニ於テモ該宣言ニ調印セサリシヲ以テ今回右條約及宣言ヲ除キタル十二ノ條約ノ御批准ヲ奏請シタル次第ナリ

前記宣言第一号軽気球上ヨリ投射物及爆裂物投下禁止ノ宣言ニ関シテハ世界ノ諸強国相一致シテ此ノ制限ヲ受クルニアラサレハ仮ニ帝国ニ於テ其制限ニ服スルコトヲ約スルモ右ノ制限ハ之レヲ廿諾シタル英米外二十五個国ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生シ其ノ以外ノ独、仏、露、伊以下十二個国ニ対シテハ何等ノ効力ナク従前ノ通該手段ノ調査及練習ニ従事シ一朝事アル日ニハ之レヲ使用スル設備ヲナササルヘカラス果シテ然リトセハ或ル特定ノ国ノミニ対シカカル制限ヲ甘諾スルモ何等ノ利益ナシト認メ帝国全権委員ニ於テハ該宣言ニ調印セサリシナリ

前記議決事項中宣言、決議及希望ハ別段之レヲ批准スルノ必要ナク且條約中国際捕獲審検所設立ニ関スル條約ニ就テハ同審検所設立後之レニ於テ適用セラルヘキ海戦法規カ遠カラス諸強国ニ議定セラルヘキヲ以テ列国ト一様之レカ批准ヲ差扣フヘキモノナルモ本條約以外ノ十二條約ニ対シテハ可成速ニ批准ヲ了スルヲ適当ナリト認メタルヲ以テ帝国政府ニ於テハ明治四十二年十一月廿七日海牙ニ於テ行ハレタル右十二條約第一回批准書寄託ニ加入スルノ所存ニ夫々準備ヲナシ既ニ枢密院ニ御諮詢ニナリ居リタルモ偶同院議長伊藤公爵不慮ノ薨去アリタル為豫定ノ期日ニ御批准ノ手続ヲ完了スルコト能ハス遂ニ第一回寄託ニ参加スルコトヲ得サリシナリ其ノ後米国政府ヨリ国際捕獲審検所追加議定書調印ニ関スル提議アリ重ナル関係諸国ニ於テ之レヲ承認シタル結果列国ニ於テ捕獲審検所條約及同上追加議定書ニ批准スルノ期モ遠カラサルコトト被認タル廉モアリタルヲ以テ帝国政府ニ於テハ右十二條約ハ捕獲審検所條約及倫敦宣言ト同時ニ之レカ批准ヲ了シタル方便宜ナリト認メ右十二條約ノ批准ハ暫ク之レヲ見合セ居リタル処爾後捕獲審検所條約及同追加議定書批准ノ義豫期ノ如ク進捗セサルノミナラス英国ニ於テハ右條約ト緊切ナル関係ヲ有スル海戦法ニ関スル倫敦宣言ニ対スル論評益々激烈トナリ今尚ホ之レカ批准ヲナスノ運ニ至ラサルノ状勢トナリタリ右三條約批准ニ関スル列国ノ態度此ノ如クナルニ於テハ此ノ上帝国政府ニ於テ他ノ十二條約ノ批准ヲ見合セ置クヨリモ寧ロ捕獲審検所設立ニ関スル條約、同追加議定書及海戦法ニ関スル倫敦宣言ノ御批准ハ之レヲ後日ニ譲リ此ノ際右十二條約ノ御批准ヲ了シタル方適当ナリト認メ今回右御批准方ヲ奏請シタル次第ナリ

（附　記三）

嚮ニ批准書案ノ取下ヲ奏請セル理由

明治四十三年六月十七日在本邦蘭国公使ヨリ第二回批准ノ寄託ハ四十四年二月中ニ行ハルルコトト思考スル旨通知アリ且同年十月三日在蘭本邦公使ヨリ九月十九日ニ国際捕獲審検所條約追加議定書ニ独、米、亜爾然丁、墺洪国、丁抹、西班牙、仏国、英国、那威、瑞典、和蘭、日本、調印シタル旨電報アリタルヲ以テ列国間ニ於テ捕獲審検所條約、同追加議定書及倫敦宣言モ遠カラズ批准セラルルモノト信ジ他ノ諸條約モ之ト一括シ批准シタル方便宜ト認メ一度取下ヲ奏請シタル次第也

（附　記四）

第二回萬国平和会議々定諸條約批准ニ関スル参考調類

（一）

第一回批准書寄託期日

△明治四十二年十一月廿七日

午後三時

前記ノ期日ニ批准書ノ寄託ヲ了シタル国

独乙国　米　国
墺洪国　清　国
丁　抹　英　国
墨　国　和　蘭
露　国　瑞　典
ボリビア　サルバドル

△（欄外註記）
「本書類ハ平和会議條約ニ関スル枢密院本会議ノ際質問ニ対スル答弁書案トシテ作製セルモノナリ」

現ニ批准ヲ了シタル国名

前記第一回批准書寄託ノ際之レニ参加セシ十二ヶ国以外ノ国名

ニカラガ　ハイチ
遅　羅　瑞　西
白耳義　那　威
仏　国　ガチャマラ
葡萄牙

未ダ批准ヲ了セザル国名

亜爾然丁　伯剌西爾
勃爾牙利　智　利

格倫比亜　玖　馬
ドミニカ　エクアドル
西班牙　希　臘
伊太利　日　本
ルクサンブルグ　モンテネグロ
巴奈馬　パラグェー
ペルー　波　斯
羅馬尼亜　セルビヤ
土耳其　ウルグェー
ヴェネズェラ

（二）

日本ト同條約同條項ヲ留保セル国名

一、国際紛争平和的処理條約

一、日　本　四十八條三、四項
　　五十三條二項
　　五十四條
二、米　国　五十三條
三、瑞　西　五十三條二項
四、希　臘　五十三條二項
　　五十四條

五、土耳其　四十八條三、四項
　　五十三條二項
六、伯剌西爾　五十三條二、三、四項

二、陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約

一、日　本　四十四條
二、独　乙　同　上
三、墺洪国　同　上
四、露　国　同　上
五、モンテネグロ　同　上

三、戦時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル條約

一、日　本　一、二
二、英　国　一、二
三、仏　国　一、二
四、独　国　一、二

四、海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約

一、日　本　一九、二三
二、英　国　一九、二三
三、暹　羅　一九、二三、一二
七、波　斯　一九、二一、一二

日本ト同ジ條約ヲ留保セル国

一、国際紛争平和的処理條約

一、日　本　四八、三、一四、五三、二、五四
二、米　国　五三
三、瑞　西　五三、二
四、（智　利）「抹消シアリ」
五、希　臘　五三、〇二、五四、五八
六、羅馬尼亜
七、土耳其　五三、〇二、四八、三、四
八、伯剌亜爾　三、二四、五三、五四

四、陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約

〇一、日　本　四四
二、独　国　四四
三、墺洪国　四四
〇四、露　国　四四
五、土耳其
〇六、モンテネグロ　四四

九、戦時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル條約

一、日　本　一、二
二、英　国　一、二
三、仏　国　一、二
四、智　利
五、独　国　一、二

十三、海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約

〇一、日　本　十九、二十三
二、独　国
〇三、英　国　十九、二十三
四、暹　羅　十二、十九、二十三
五、土耳其
六、ドミニカ
七、波　斯　十二、十九、二十一

（三）

條約議定ノ際為シタル留保ヲ批准ノ際取消シタル国名

一、サルバァドール　第二條約ニ関スル留保取消
二、暹　羅　第八條約第十三條約留保取消
三、仏　国　第九條約第八條約

批准ノ際留保ヲ増加シタル国

米　国　第一條約第二條約

（四）

批准ノ際米国政府ノ増加シタル留保

米国政府ハ

一、各種ノ紛争当事者間ニ既ニ締結セラレ又ハ今後締結セラルベキ総括的又ハ特別的仲裁々判條約ノ協定アル場合ニ限リ常設仲裁々判所ニ提起スルコトヲ得

二、米国政府ハ国際紛争平和的処理條約第五十三條ニ規定セラレタル選択権ヲ行使シ常設裁判所ニ於テ仲裁契約ヲ作製スルコトヲ否認シ且ツ米国ガ既ニ締結シ又将来締結スルコトアルベキ総括的又ハ特別的仲裁條約ニ必要ナル仲裁契約ノ作製権ハ常設裁判所ノ権限外ナリト認ム

三、米国政府ガ当事者ノ一方タル仲裁條約ニ必要ナル仲裁契約ハ該條約ニ反対ノ規定ナキ限締約当事者間ノ協定ニ依リ作製セラルベキモノトス

契約上ノ債務回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約ニ対スル留保

同條約ニ所謂紛争ハ紛争当事者間ニ既ニ締結セラレ且ツ将来締結セラルベキ総括的又ハ特別的仲裁條約ノ規定アル場合ニ限リ常設裁判所ニ提起シ得ルモノトス

帝国全権委員ノナシタル留保及其理由

一、国際紛争平和的処理條約第四十八條、第三項、第四項、第五十三條第二項及第五十四條ヲ留保ス

第二十三條ハ避難権ヲ乱用シテ戦闘行為的公権ヲ施行スルコトヲ許スモノノミナラズ中立国ニ於テ捕獲審検権ヲ施行スルコトヲ得ザルノ原則ニモ背馳スルモノナリトノ理由ニ依リ之ヲ留保ス

（五）

第一、国際紛争平和的処理條約

亜米利加合衆国

千九百七年十月十六日ノ総会議ニ於テ為シタル宣言

第四十八條ニ関シ米国委員ハ千八百九十九年ニ於テ同国ノ為シタル留保即チ「本條約ハ決シテ米国旧来ノ政策ヲ変更セシムルモノト解釈スヘカス右政策ニ依リ米国ハ未ダ曾テ他国ノ政治問題、政策及内政ニ関係シ容喙シタルコトナキモノナリ本條約ハ又純粋ナル亜米利加問題ニ関スル米国旧来ノ態度ヲ変スルモノト解セラルヘカラサルハ勿論ナリ」ト留保ス

日本国

第四十八條第三項、第四項、第五十三條第二項、及第五十四條ヲ留保ス

此等ノ條項ニ対シテハ第一委員会総会及第九回総会議ニ於テ当時未タ考究ノ余暇ナキヲ理由トナセシノミナラズ第四

第四十八條第三項及第四項ハ仲裁々判ヲ誘起シ一種徳義上義務的仲裁々判ニ導ク虞ナシトセズ

第五十三條第三項及第五十四條ハ直接ニ義務的仲裁々判ニ関係アルモノニシテ之レヲ承諾スルハ考慮ヲ要スルモノト認メタリ

依テ帝国委員ハ免角留保ヲ維持シテ帝国政府採否ノ自由ヲ保有シ置クコト利益ト考ヘ之レガ留保ヲナセリ

二、戦時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル條約第一條第二項ヲ留保ス

帝国委員ハ何レノ地域ト雖其港前ニ海底水雷ヲ敷設シタルトキハ之レヲ以テ防守セルモノト認メラルニ付本條約第一條第二項ヲ承諾シ能ハザル旨述ベタリ

三、陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約第四十四條ヲ留保ス

理由ハ独墺露国委員ノ留保ノ理由ト同一ナルガ如シ

四、海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約第十九條及第二十三條ヲ留保ス

第十九條ハ二十四時間制ノ例外ヲ設クルモノニシテ交戦国軍艦ヲシテ其戦闘力ヲ増大セシムルコトトナリ其結果本條約ノ重要ナル事項ニ変更ヲ加フルモノナルヲ以テ之ヲ留保ス

十八條第三項及第四項ハ仲裁々判ヲ誘起シ一種徳義上ノ義務的仲裁々判ヲ作ルノ虞ナシトセス、又第五十三條第二項ハ直接ニ義務的仲裁々判ト関係アルモノニシテ之ヲ承諾スルニハ考慮ヲ要スルモノト認メ兎ニ角留保ヲ維持シテ帝国政府採否ノ自由ヲ保有シ置クコト我委員ニ於テ利益ト考ヘ之カ留保ヲ維持スルニ決シタリ

五十四條留保ノ理由不明ナリ

土耳古国

千九百七年十月十六日ノ第九回総会議ノ議事録ニ記入セラレタル宣言

「土国政府ハ周旋、居中調停、国際審査委員及仲裁ノ制度カ各国間ノ平和維持ニ貢献スル処大ナルモノナルヲ認メ本案全体ニ賛成スト雖右等ノ方法ヲ以テ全然任意的ノモノト認メ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ義務的ト為シ直接又ハ間接ニ干渉ヲ誘発スルカ如キコトニ同意スル能ハス土国政府ハ各場合ニ当リ自ラ前記ノ方法ニ依頼スヘキカ否ヤ及之ヲ承諾スヘキカ否ヤヲ決定スヘシ此場合ニ於テ締盟国ハ此行為ヲ以テ非友誼的ト認メサランコトヲ要ス又前記ノ諸方法カ内政問題ニ関シ何等ノ適用ヲ見サルハ勿論ナリトス」

羅馬尼亜　（以前ノ分参照アリタシ）
ボリヴィア　第五十三條第二項、第三項、及第四項
智　利　（高沢氏調査）
希臘　第五十三條第二項
以上ハ理由不明

（六）

第一回平和会議諸條約中平和的処理條約ニ関シ羅馬尼亜国ノナシタル留保ハ左ノ如シ

本條約第十六條、第十七條、及第十九條ニ関シテ表彰シ（調査委員提出案第十五條、第十六條及第十八條ナリ）千八百九十九年七月二十日ノ第三委員会ノ議事録ニ掲ケタル留保ヲ以テ、

即チ第十六條ニ関シテハ左ノ如ク宣言ス

羅馬尼亜王国政府ハ任意的仲裁々判ノ原則ヲ充分ニ認了シ其国際関係ノ上ニ於テ極メテ重要ノモノナルコトヲ認ムト雖モ第十五條（現在ノ第十六條）アルノ故ヲ以テ直チニ同條ニ定メタル一切ノ場合ニ仲裁々判ヲ承諾スルノ約束ヲ為セルモノト看做サス従テ此点ニ就キ明示ノ留保ヲ為ササルヘカラスト信ス依テ右ノ保留ヲ以テスルニアラサレハ本條ニ賛成ヲ表スルコトヲ得ス

到達セルニ依リ右留保ヲ解キ希臘政府ハ本案ニ賛同ス但本案第二項第三項ハ希臘王国ニ於テ現ニ存在スル諸條約及国法ニ関係ナカルヘキモノトス

ドミニカン国

千九百七年十月十六日ノ総会議ニ於テ為シタル留保

ドミニカン委員ハ本案ニ賛成スベシ但シ「又ハ承諾ノ場合ニ於テ和解ヲ不可能トナスカ云々」ノ句ニ付キテハ其結果過度ニ亘ル嫌ナキニアラズ殊ニ国際紛争平和的処理ニ関スル新條約第五十三條ニ右ノ場合ヲ豫見シ之ヲ妨止スル規定ヲ設クタルニ当リ此文句ニ基ク條件ニ関シテハ保留ヲナスト云ヘリ

（九）

陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約

独国委員留保ノ理由

第二十三條末項中「軍事動作ニ加ハラシムル」ナル語ハ頗ル広汎ナル意義ヲ有スル然ルニ同條ニ依リ既ニ不法トナルヘキ行為ニ関シ更ニ第四十四條ノ規定ヲ設クルトキハ之カ為軍事行動ノ自由ヲ束縛スルノ結果ヲ生スルカ又ハ條約中ニ明カニ禁制セサルニ凡テノ行為ハ認許セラレタルモノナリトノ解釈ヲ生スルノ惧アルヲ以テ之ヲ留保ス

第十七條ニ関シテハ左ノ宣言ヲナス

羅馬尼亜王国政府ハ如何ナル場合ニモ本條約締結前ノ争議若ハ紛争ニ対シテ萬国仲裁々判ヲ承諾セサルコトニ決定シタル旨ヲ議事録ニ登載シ明ニ保留スルニアラサレハ第十六條（即現在ノ第十七條）ニ同意スルコトヲ得サル旨ヲ宣言ス

第十九條ニ関シテハ議事録中ニ宣言ノ記載ナシ（萬国平和会議々事録及附属書類第二六六頁及第二七〇頁以下参照）

（七）

国際紛争平和的処理條約第三十九條ニ対スル智利国委員ノ留保

智利国委員ハ本條項カ本條約実施前ノ紛争ヲ含マストノ解釈ノ下ニ本條約ニ加盟ス

（八）

契約上ノ債務回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約

希臘国

十月十六日ノ総会議ニ於テ為シタル留保

第一委員会第八回総会ニ於テ希臘委員ハ其本国政府ノ訓令ナキニ依リ本案ニ付キ留保ヲナシタリ然レトモ今ヤ該訓令

墺国委員留保ノ理由

第一回平和会議々定條約第四十四條ヲ其儘存在スルコトヲ條件トシ第二十三條ノ末項ヲ承諾セル次第ナルヲ以テ第四十四條ノ修正ニ同意スルコト能ハス

第一回條約第四拾四條

占領地ノ人民ヲ強迫シテ其本国ニ敵対スヘキ作戦動作ニ加ハラシムルコトヲ禁ス

露国委員、モンテネグロ委員

既ニ第二十三條末項ヲ承諾セルニ付第四十四條ニハ留保スヘシ

日本

如何ナル国ニ依リ如何ナル多数ニ依テ第四十四條カ承諾セラレタルカヲ明ニスル迄同條ニ関スル決定ヲ留保ス

陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル條約第十六、十七、十八條ニ対スル英国委員留保ノ理由

右ニ関シテハ総会議々事録中特ニ明記スル処ナシト雖英国委員ハ数次ノ委員会ニ於テ独乙国ノ提案タル中立人ニ関スル規定ハ㈠英国殖民地ニ於テ国防上在住中立人ヲ徴用スル途ヲ阻塞シ㈡財産関係ニ於テ交戦国在住中立

人ヲ其国民ヨリモ優遇スルモノニシテ理論上正当ナラザルノミナラス実際之ヲ適用スルコト能ハストノ理由ヲ以テ独乙提案中鉄道材料ニ関スル條項ヲ除キ他ノ條項ニ対シテハ全部不同意ナル旨ヲ宣言シ本條約案カ屢次ノ委員会ニ於テ審議改訂ノ結果遂ニ中立人ノ財産ニ関スル條項削除セラレ単ニ第十六及至十八條ノ三ヶ條ニ減縮セラレタルモ右ハ前記第一理由ニヨリ同意スル能ハストノ趣旨ニテ留保シタルカ如シ

（十）

開戦ノ際ニ於ケル敵ノ敵船取扱ニ関スル條約第三條及第四條第二項ニ対スル露国委員留保ノ理由

第三條ハ多クノ海軍根拠地ヲ有セサル国ニ対シ不利益ヲ与フルモノナリ多数ノ港湾ヲ有スル国ハ公海ニ在ル敵船ヲ抑留スルノ便ヲ有スルニ拘ハラス港湾ニ乏シキ国ニ至リテハ抑留ノ不可能ナル為賠償ヲ支払ヒ之ヲ撃沈スルノ止ムヲ得サルニ至リ特ニ後者ノ為不公平ナル結果ヲ生セシムルヲ以テ之ヲ留保シ第四條第二項モ同條ニ関係ヲ有スルヲ以テ之ヲ留保ス

独乙国委員ノ理由モ亦同シ

○商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル條約

土耳古国、千九百七年十月九日ノ第八回総会議ニ於テ為シタル宣言

「ダルダネルス」及「ボスポラス」海峡ハ條約上特別ノ位置ニアルヲ以テ戦争ニ際シ又ハ中立ヲ尊重セシムル為ニ其必要ト認ムル方法ニ依リ是等ノ海峡ヲ防禦スル手段ヲ制限スル何等ノ約束ニモ賛成スル能ハス

○自動触発海底水雷ノ敷設ニ関スル條約

土耳古、十月九日ノ第八回総会議ノ議事録ニ記入セラレタル宣言

第三條ニ関シ、同上（商船ヲ軍艦ニ変更スルニ関スル條約）

第六條ニ関シ水雷改造ニ関シテ何等ノ約束ヲ為ス能ハスト述ブ

○自動触発海底水雷敷設ニ関スル條約ニ対スル留保

独乙及仏国、第三條留保ノ理由

第二條ハ水雷敷設ノ目的ヲ予想スル主観的ノモノニシテ本案中他ニ之ヲ見サル処ナルノミナラス単ナル語ハ更ニ適用ノ困難ヲ大ナラシムルヲ以テ之ヲ留保ス

土耳其国

（十一）

○海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約

土耳其国、千九百七年十月九日第八回総会議々事録ニ記入セラレタル第十條ニ関スル宣言

「ダルダネルス」及「ボスポラス」海峡ハ決シテ本案第十條ト関係スルモノニアラサルヘシ土国政府ハ是等ノ海峡ニ対スル権利ニ制限ヲ附スルカ如キ約束ヲモ為ス能ハス

○戦時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル條約

智利国、八月十七日ノ第四回総会議ニ於テ為シタル第三條ニ関スル留保

第三條ニ関シ智利国委員ハ留保ヲナシタリ

○開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ関スル條約

露西亜国、千九百七年九月廿七日ノ第七回総会議ノ議事録ニ記入セラレタル留保ヲ為ス

本会議ハ海戦ノ法規慣例ニ関スル特別規定ノ件ヲ次回平和会議ノ議題中ニ掲クルコトヲ切望シ併セテ各国カ該規定ノ制定アルマテ陸戦ニ関スル千八百九十九年ノ條約ノ主義ヲ出来得ル限リ海戦ニ応用セラレンコトヲ希望ス

完全ナル構造ノ周知セラレサル今日ニ於テ完全ナル水雷構造ノ件ニ関シ何等ノ約束ヲモ為ス能ハス

第三條ニ関シ「ダルダネルス」及「ボスポラス」海峡ハ條約上特別ノ位置ニアルヲ以テ戦争ニ際シ又ハ中立ヲ尊重セシムル為ニ其必要ハ認ムル方法ニ依リ是等ノ海峡ヲ防禦スル手段ヲ制限スル何等ノ約束ニモ賛成シ得ス

「ドミニカ」還国委員

土国第一項ノ理由ニ基ク留保

（十二）

商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル條約

土耳其国留保理由

自動触発海底水雷敷設ニ関スル條約ニ対スル土国委員ノ為タル同一留保

（十三）

第二、海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約

独乙国

第十一條第十二條、第十三條、第二十條留保

第十一條ハ本国政府ノ訓令ナキヲ理由トシテ留保ス

第十三條モ第十一條ト同理由

第十二條、二十四時間制ヲ戰場附近ニ在ル中立港ニ限ル必要アリトノ自國提案ノ主義ヲ維持センカ為メ

第二十條、審査会成案第三読会ニ於テ第二十條ニ付キ露国委員ハ中立ニ関スル英国ノ現行規則ヲ援用シテ「三箇月ヲ経過スルニアラサレハ」ノ次ニ「特別ノ場合ヲ除クノ外」ナル文字ヲ加ヘンコトヲ提議シタルモ英国委員及日本委員之ニ反対シ遂ニ右ハ採決スルコトトナリ其結果露国案ハ成立セサリシヲ以テ露国案ニ賛成シタル独乙ハ本国政府ノ訓令ナシトノ理由ノ下ニ第二十條全部ニ対シ留保ヲナセリ

日本国及大不列顛国

第十九條、同條第二項ニ関シテハ審査会成案第二読会ニ於テ燃料積入限度ヲ最近本国港ニ達スルニ足ル量トナスカ、或ハ平時ニ於ケル通常ノ載炭量ヲ補充スル場合ニ限ルカニ付キ討議セシニ露国ノ折衷主義即最近本国港ニ達スル量、又ハ平時ノ塔載量ノ何レカ一ヲ撰マシメントスル提案採用セラレタリ、依テ英国委員ハ最近本国港主義ヲ固持シ又日本委員ハ中立者タル他国ノ港ヲ以テ貯炭所トナスコトヲ公認セントスルノ案ニ比スレハ寧ロ第十九條全部ヲ削除シテ国際法ノ現状ヲ維持スルヲ以テ優レリト主張セシモ遂ニ日本委員ノ主張ハ採決ノ結果成立セシテ第十九條ハ維持セラレタリ

次ニ同條第三項ニ関シテハ初メ同項ノ前段ニハ「該供給ヲ受ケ及燃料ヲ積入ルルコトハ法定滞泊期間ヲ延長スルノ権利ヲ生スルモノニアラズ」トノ文字挿入シアリシモ第三委員会ニ於テ露国委員ハ該字句ヲ削除セントスル修正案ヲ提出セリ、日本委員ハ之ニ対シ次ノ三個ノ理由ヲ以テ反対ス

（一）第三項前段アルカ為第十二條ト第十九條二項トノ矛盾及各條ノ解釈上疑義ヲ避クルヲ得ル所以ニシテ第三項前段ヲ削ルトキハ解釈上第十九條カ第十二條ニ対スル除外例タルヤ否ヤヲ知ルニ苦ム

（二）第三項前段ヲ削除セハ供給ノ為ニ法定滞泊期間ヲ延長スルコトヲ認メタルコトトナリ第十九條ノ精神ヲ全ク没却ス

（三）右ノ削除ハ第十二條ニ規定セシ二十四時間制ヲ変更スルノ結果ヲ来スモノナリ

而シテ右ハ採決ノ結果露国修正案成立セシヲ以テ日本委員ハ右修正案ノ成立ハ本條約ノ主要ナル点ヲ変更セシモノナリトノ理由ヲ以テ本條約全部ニ対シ投票ヲ留保スヘキコトヲ宣言セリ、英国モ亦我国委員ト同シク二十四時間制ヲ維持セントスルモノナルヲ以テ露国修正案ニ反対シ従テ日本及英国ハ第十九條ヲ留保ス

第二十三條　本條ニ関シテハ審査会成案第一読会ニ於テ日本委員ハ同條ハ避難権ヲ濫用シテ戰闘行為的公権ヲ施行スルコトヲ許スモノナルノミナラズ、中立国ニ於テ捕獲審検権ヲ施行スルコトヲ得サルノ原則ニモ背馳スルモノナリトノ趣旨ニヨリ反対シ、英国委員ハ政府ノ訓令ナシトノ理由ニヨリ之ヲ留保スト云ヒ、又第三委員会ニ於テ瑞典国委員ハ本條ハ曩ニ中立捕獲船破壊禁止ニ関シテ協定ヲ得ンカ為メ之ヲ設ケタルモノナルモ破壊禁止ノ問題協定ヲ得サル以上ハ之ヲ置クノ要ナシトテ其削除ヲ提議シ日本及英国委員之ニ賛同セシモ右提案ハ遂ニ破レタリ、以上ノ成行ヨリシテ日本及英国ハ本條ヲ留保セシナルベシ

ドミニカ国　第十二條留保

波斯国　第十二條第十九條及第二十一條留保

遥羅国　第十二條、第十九條、第二十三條留保

以上理由不明

土耳其国　第八回総会議事録ニ記入セラレタル第十條ニ関スル宣言

（前日ノ分参照アリタシ）

（十四）

「ジェネヴァ」條約ノ原則ヲ海戰ニ応用スル條約

英国

第六條及第廿一條（條約文印刷ニハ第廿條トアレトモ委員会報告書及総会議報告書共第廿一條トアリ故ニ第廿一條正当ナルベシ）

両條ニ関シ第三委員会ニ於テハ英国委員ハ何等ノ留保ヲナサザリキ、第三総会議ニ於テ英国委員ハ曰ク、千九百〇六年ジュネーヴ條約ニ調印ノ際ニ英国政府ハ第二十三條第二十七條及第二十八條ニ対シ留保ヲナシタリ蓋シ右條項ヲ実行スルニハ国内法ノ制定ヲ要シ之レカ為メニハ議会ノ協賛ヲ必要トスルヲ以ナリ現條約第六條及第二十一條ハ千九百〇六年ノ前記條項ニ胚胎スルヲ以テ右條項ニ対シテモ亦同様ノ保留ヲ為スノ止ムヲ得サルモノアリト

（十五）

国際捕獲審検所條約ト倫敦宣言トノ関係

第二回平和会議ニ於テ議定セラレタル国際捕獲審検所條約

第七條ニ依レバ国際捕獲審検所ハ係争事件ニ関シ適用スベキ條約ノ規定ナキ場合ニ於テハ国際法ノ規則ニ依リ其受理セル上告事件ヲ審検スベク又一般ニ承認セラレタル規則ナキトキハ正義公平ノ一般原則ニ依リ之ヲ審検スベキコトヲ規定セル処第二回平和会議ノ際海戦ニ関スル各種ノ問題ニ関シ各国相異ナレル慣行ノアルコトヲ発見シ同会議中列国間ニ於テ右ニ関シ二三ノ協定ヲ見ルニ至リタレドモ尚何等意見ノ一致ヲ見ズシテ終リタルモノ少ナカラズ従テ国際審検所ガ其受理セル事件ヲ審議スルニ当リ海軍政策及慣行ニ関スル最モ重大ナル問題ニ適用スベキ原則ニ関シ曖昧ニシテ且不正確ナル状態ノ存続スル限リハ該審検所ノ設置ハ一般ノ協賛ヲ得ルコト能ハズト認メタルニ依リ英国政府ハ各国ノ慣行ノ異ナレル問題ニ関シ前記條約第七條第二項ニ規定セル「一般ニ承認セラレタル国際法上ノ原則」ノ如何ナルモノナリヤヲ協定シ以テ審検所ニ於テ事件ヲ検定スルニ際シ特別ノ事件ニ対シテ適用スベキ特別條約ノ規定ナキ場合ニ於テ遵守スベキ規則ヲ制定セシ為右規則制定ノ為其ノ権利ニ影響ヲ蒙ルベキ重要ナル海軍国墺洪、仏、独、伊、日、露、西、米、ヲ招請シ去ル四十一年十二月四日ヨリ翌年二月二十六日ニ亘リ倫敦ニ於テ会議ヲ開催シ前記各国委員ノ審議ノ末倫敦宣言ノ議定ヲ見ルニ至リシ也

英国民ノ倫敦宣言ニ対スル態度ノ経過

倫敦宣言ハ英国々内法タル海上捕獲法案ト相関連スル処多キヲ以テ該法案ガ日程ニ上ルベキ際之レト併セテ議会ニ於テ右宣言内容ヲモ討議スル筈ナリシ処客年八月頃ヨリ該宣言ヲ以テ英国ニ不利ナル規定ヲ包含ストナシ反対ノ議論各所ニ起リ十一月ノ交ニ至リ形勢正ニ急転直下該宣言批准拒絶ノ声到処ニ湧キ遂ニ加奈多、濠州、南阿等ノ諸殖民地ハ相呼応シテ反対スルニ至リ政府モ斯カル国論ニ抗シテ捕獲法案ヲ議会ニ附議スルノ不得策ナルヲ見越シタルモノ乎一月廿四日ニ至リ遂ニ本件ヲ議会ニ附議スルコトハ当分延期シ同年五月開会ノ帝国会議ノ議ニ附スルコトトセリ

六月帝国会議開催セラレ本件ヲ其ノ討議ニ附シタル処反対ヲ動議シタルモノアリシモ遂ニ該宣言ハ国際法ノ現状ニ比シ一段ノ進歩シタルモノト認メ反対動議ヲ撤回シ遂ニ該宣言批准ニ同意スルコトニ一決シタリ

倫敦宣言ノ内容及ビ之ニ対スル英国官民反対理由

倫敦宣言ハ戦時封鎖、戦時禁制品、軍事的幇助、中立拿捕船ノ破壊、国旗移転、船舶ノ敵性等ニ関スル條項ヲ規定セルモノナリ

一、倫敦宣言ハ戦時禁制品中ニ食料ヲ加ヘタルコト且ツ條件付戦時禁制品ノ定義ヲ拡張シテ従来ノ如ク単ニ敵地ニ向ケ輸送セラル、場合ニ限ラズ苟モ敵国軍隊ノ基地ヲ仕向地トシテ輸送スル時ト定メタル結果英国ニシテ交戦当事者タル場合ニハ食糧ノ如キハ中立船ヲ以テモ安全ニ輸入スルノ途殆ドナカルベシ

二、中立船ノ破壊、軍事的幇助問題ニ関スル規定ハ従来ノ国際法ノ原則ト大ニ背馳シ英国民ハ非常ノ不利益ヲ蒙ルベシ

三、公海ニ於テ商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル問題ニ関シ規定セザルハ不都合ナリ

第二回平和会議條約ニ批准セシ国

（明治四十四年九月調）

	独国	米国	墺国	清国	丁抹	英国	墨国	和蘭	露国	瑞典	ボリビヤ	サルバドル	ハイチ	遅羅	瑞西	白国	那威	仏国	ガチャマラ	葡国
国際紛争平和的処理條約	—	—r	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—r	—	—	—	—	—
契約上ノ債務回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約	—	—r	—	—	—	—	—	—	—			—	—				—	—	—r	—
開戦ニ関スル條約	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約	—r	—	—r		—	—	—	—	—r	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル條約	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ関スル條約	—r		—		—	—	—	—	—r			—	—	—	—	—	—	—	—	—
商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル條約	—		—		—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動触発海底水雷敷設ニ関スル條約	—r	—	—		—	—r	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	
戦時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル條約	—r	—	—	—	—	—r	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
「ジェネヴァ」條約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル條約	—	—	—	—	—		—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海戦ニ於ケル捕獲権行使ノ制限ニ関スル條約	—	—	—		—	—	—	—		—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際捕獲審検所設立ニ関スル條約																			—	
海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約	—r	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—

四九七　明治四十四年十一月六日　西園寺総理大臣ヨリ
内田外務大臣宛

第二回平和会議諸條約御批准奏請ノ儀御裁可ノ件

（附屬書一　右御批准書（一）乃至（十二）
二　右諸條約竝ニ最終決議書及希望條項）

内閣送第二八号

国際紛争平和的処理條約外十一條約御批准ノ件上奏ノ通裁可相成候間此段及通牒候也

明治四十四年十一月六日

内閣総理大臣侯爵　西園寺公望（印）

外務大臣子爵　内田康哉殿

（附屬書一）

（一）　御批准書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践メル日本国皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ賛同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員カ第四十八條第三項、第四項、第五十三條第二項及第五十四條ヲ留保シテ署名シタル国際紛争平和的処理條約ヲ閲覧点検シ其ノ留保ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣子爵　内田康哉

（二）　御批准書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践メル日本国皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ賛同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ署名シタル契約上ノ債務回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約ヲ閲覧点検シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣子爵　内田康哉

（三）　御批准書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践メル日本国皇帝（御名）

此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ署名シタル開戦ニ関スル條約ヲ閲覧点検シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御　名　国　璽

外務大臣子爵　内田康哉

（四）御批准書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践メル日本国皇帝（御名）

此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員カ第四十四條ヲ留保シテ署名シタル陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約ヲ閲覧点検シ其ノ留保ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御　名　国　璽

外務大臣子爵　内田康哉

（五）御批准書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践メル日本国皇帝（御名）

此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ署名シタル商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル條約ヲ閲覧点検シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御　名　国　璽

外務大臣子爵　内田康哉

（六）御批准書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践メル日本国皇帝（御名）

此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ署名シタル開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ関スル條約ヲ閲覧点検シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御　名　国　璽

外務大臣子爵　内田康哉

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践メル日本国皇帝（御名）

此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ署名シタル陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル條約ヲ閲覧点検シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御　名　国　璽

外務大臣子爵　内田康哉

（七）御批准書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践メル日本国皇帝（御名）

此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ署名シタル商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル條約ヲ閲覧点検シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御　名　国　璽

外務大臣子爵　内田康哉

（八）御批准書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践メル日本国皇帝（御名）

此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ署名シタル自動触発海底水雷ノ敷設ニ関スル條約ヲ閲覧点検シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御　名　国　璽

外務大臣子爵　内田康哉

（九）御批准書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践メル日本国皇帝（御名）

此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員カ第一條第二項ヲ留保シテ署名シタル戦時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル條約ヲ閲覧点検シ其ノ留保ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御　名　国　璽

外務大臣子爵　内田康哉

（十）御批准書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践メル日本国皇帝（御名）

此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ贊同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ署名シタル「ジュネヴァ」條約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル條約ヲ閲覧点検シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣子爵　内田康哉

（十一）御批准書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践メル日本国皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ賛同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ署名シタル海戦ニ於ケル捕獲権行使ノ制限ニ関スル條約ヲ閲覧点検シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣子爵　内田康哉

（十二）御批准書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践メル日本国皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ賛同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員カ第十九條及第二十三條ヲ留保シテ署名シタル海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約ヲ閲覧点検シ其ノ留保ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣子爵　内田康哉

（附屬書）

（一）国際紛争平和的処理條約

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下、亜米利加合衆国大統領、亜爾然丁共和国大統領、墺地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下、白耳義国皇帝陛下、「ボリヴィア」共和国大統領、伯剌西爾合衆国大統領、勃爾牙利国公殿下、智利共和国大統領、清国皇帝陛下、格倫比亜共和国大統領、玖馬共和国臨時総督、丁抹国皇帝陛下、「ドミニカ」共和国大統領、「エクァトール」共和国大統領、西班牙国皇帝陛下、仏蘭西共和国大統領、大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下、希臘国皇帝陛下、「グァテマラ」共和国大統領、「ハイチ」共和国大統領、伊太利国皇帝陛下、日本国皇帝陛下、盧森堡国大公「ナッソー」公殿下、墨西哥合衆国大統領、「モンテネグロ」国公殿下、諾威国皇帝陛下、巴奈馬共和国大統領、「パラグェー」共和国大統領、和蘭国皇帝陛下、秘露共和国大統領、波斯国皇帝陛下、葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亜国皇帝陛下、全露西亜国皇帝陛下、「サルヴァドル」共和国大統領、塞爾比亜国皇帝陛下、遜羅国皇帝陛下、瑞典国皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其国皇帝陛下、東「ウルグェー」共和国大統領、「ヴェネズエラ」合衆国大統領ハ

一般平和ノ維持ニ協力スルノ確固タル意思ヲ有シ

全力ヲ竭シテ国際紛争ノ友好的処理ヲ幇助スルニ決シ

文明国団ノ各員ヲ結合スル連帯責務ヲ識認シ

法ノ領域ヲ拡張スルト共ニ国際的正義ノ感ヲ鞏固ナラシメムコトヲ欲シ

諸独立国ノ間ニ於ケル各国ノ頼ルヲ得ヘキ仲裁裁判ノ常設制度カ右ノ目的ヲ達スルニ有効ナルヘキヲ確信シ

仲裁裁判手続ニ関スル一般且正則ナル組織ノ有益ナルコトヲ考慮シ

萬国平和会議ノ至尊ナル発議者ト共ニ国安民福ノ基礎タル公平正理ノ原則ヲ国際的合意ニ依リテ定立スルノ須要ナルヲ認メ

之カ為審査委員会及仲裁裁判部ノ実地ノ運用ヲ一層確実ニ保障シ且簡易ナル手続ニ依リ得ヘキ性質ノ争議ヲ仲裁裁判ニ付スルコトヲ容易ナラシメムコトヲ希望シ

国際紛争平和的処理ニ関スル第一回平和会議ノ事業ニ若干ノ修正ヲ加ヘ且之ヲ増補スルヲ必要ト認メタリ

締約国ハ之カ為新ナル條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全権委員ヲ任命セリ

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下

国務大臣、土耳其国駐劄特命全権大使、男爵マルシャル、ド、ビーベルスタイン

本会議特派委員「コンセイエー、アンチーム、ド、レガションン」、帝国外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

亜米利加合衆国大統領

特命大使ジョセフ、エッチ、チョート

特命大使ホレェス、ポーター

特命大使ユリアー、エム、ローズ

和蘭国駐劄特命全権公使デヴィッド、ジェーン、ヒル
海軍少将、全権公使チャールス、エス、スペリー
陸軍少将、合衆国陸軍軍法会議長、全権公使ジョージ、ビー、デーヴィス
全権公使ウィリアム、アイ、ブカナン
亜爾然丁共和国大統領
前外務大臣伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ペニヤ
前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ
前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ
埃地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下
枢密顧問官、特命全権大使ゲータン、メレー、ド、カポスメレ
希臘国駐劄特命全権公使、男爵シャール、ド、マッキオ
白耳義国皇帝陛下
国務大臣、代議院議員、仏国学士会員、白耳義国学士会員、羅馬尼亜国学士会員、国際法学会名誉会員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール

国務大臣、前司法大臣ジー、ファン、デン、ホイヴェル
和蘭国駐劄特命全権公使、羅馬尼亜国学士会員、男爵ギーヨーム
「ボリヴィア」共和国大統領
外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ピニラ
英国駐劄特命全権公使フェルナンド、エ、グッチャラ
伯剌西爾合衆国大統領
特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ
和蘭国駐劄特命全権公使エヴアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア
勃爾牙利国公殿下
陸軍参謀少将、侍従将官ヴルバン、ウィナロフ
大審院検事総長イヴァン、カランジューロフ
智利共和国大統領
英国駐劄特命全権公使ドミンゴ、ガナ
独逸国駐劄特命全権公使アウグスト、マッテ
前陸軍大臣、前代議院議長、前亜爾然丁国駐劄特命全権公使カルロス、コンチャ
清国皇帝陛下
特命大使陸徴祥

和蘭国駐劄特命全権公使銭恂
格倫比亜共和国大統領
陸軍将官ホルヘ、ホルグィン
サンチアゴ、ペレス、トリアナ
仏国駐劄特命全権公使、陸軍将官マルセリアノ、ヴァルガス
玖馬共和国臨時総督
「ハヴァナ」大学国際法教授、上院議員アントニオ、サンチェス、デ、ブスタマンテ
米国駐劄特命全権公使ゴロザロ、デ、クェサダ、イ、アロステグィ
前「ハヴァナ」中学校長、上院議員マヌエル、サングィリー
丁抹国皇帝陛下
侍従、米国駐劄特命全権公使コンスタンチン、ブロン
海軍少将クリスチアン、フレデリック、シェルレル
侍従、外務省課長アクセル、ヴェデル
「ドミニカ」共和国大統領
前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴァハル

共和国専門学校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ
「エクァトール」共和国大統領
仏国駐劄兼西班牙国駐劄特命全権公使ヴィクトル、レンドン
代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア
西班牙国皇帝陛下
上院議員、前外務大臣、英国駐劄特命全権大使ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ
和蘭国駐劄特命全権公使ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴォ
下院議員伯爵ガブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、デ、モルテラ
仏蘭西共和国大統領
特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジョア
上院議員、一等全権公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン
巴里大学法科大学教授、名誉全権公使、外務省法律顧

問、仏国学士会員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー
和蘭国駐劄特命全権公使マルスラン、ペレ
大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下
枢密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官「サー」エドワード、フライ
枢密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官「サー」アーネスト、メーソン、サトウ
枢密顧問官、前国際法学会長、男爵ドーナルド、ジェームス、マッケー、レー
和蘭国駐劄特命全権公使「サー」ヘンリー、ハワード
希臘国皇帝陛下
独逸国駐劄特命全権公使クレオン、リツォ、ランガベ
雅典大学国際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジョールジュ、ストレイト
「グァテマラ」共和国大統領
和蘭国駐劄兼英国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチャド
独逸国駐劄代理公使エンリケ、ゴメス、カリリヨ
「ハイチ」共和国大統領

仏国駐劄特命全権公使ジャン、ジョセフ、ダルベマル
米国駐劄特命全権公使ジー、エヌ、レジェー
前国際公法教授「ポルトープランス」組合弁護士ピエール、ユヂクール
伊太利国皇帝陛下
上院議員、仏国駐劄特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊国委員長、伯爵ジョセフ、トルニエリ、ブルサチ、ヂ、ヴェルガノ
下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピリ
参事院議員、下院議員、前文部大臣「コンマンドール」ギド、フジナト
日本国皇帝陛下
特命全権大使都筑馨六
和蘭国駐劄特命全権公使佐藤愛麿
盧森堡国太公「ナッソー」公殿下
国務大臣、内閣議長アイシェン
独逸国駐劄代理公使、伯爵ド、ヴィレー
墨西哥合衆国大統領
伊国駐劄特命全権公使ゴンザロ、ア、エステヴァ
仏国駐劄特命全権公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー

白耳義国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ
「モンテネグロ」国公殿下
「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル、アクチュエル」、仏国駐劄露国特命全権大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル」、露国外務省常任顧問官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アンペリアル、アクチュエル」、和蘭国駐劄露国特命全権公使チャリコフ
諸威国皇帝陛下
前内閣議長、前法学教授、和蘭国駐劄兼丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ
巴奈馬共和国大統領
ベリサリオ、ポラス
「パラグェー」共和国大統領
仏国駐劄特命全権公使エウセビオ、マチャイン
比律悉駐在領事、伯爵ジェー、デュ、モンソー、ド、ベルジャングル
和蘭国皇帝陛下

前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
国務大臣、参事院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、チェー、アッセル
退職陸軍中将、前陸軍大臣、参事院議官、「ヨンクヘール」ヨット、チエー、チェー、デン、ベール、ボールチュゲール
特務待従武官、退職海軍中将、前海軍大臣、「ヨンクヘール」ヨット、アー、ローエル
前司法大臣、下院議員ヨット、アー、ロエフ
秘露共和国大統領
仏国駐劄兼英国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジェー、カンダモ
波斯国皇帝陛下
仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムダゾス、サルタネー
和蘭国駐劄特命全権公使ミルザ、アーメッド、カン、サヂグ、ウル、ムルク
葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下
参事院議官、「ベール、デュ、ロワイヨーム」、前外務大

臣、英国駐劄特命全権公使、特命全権大使、侯爵デ、ソヴェラル
和蘭国駐劄特命全権公使、伯爵デ、セリール
瑞西国駐劄特命全権公使アルベルト、ドリヴェイラ
羅馬尼亜国皇帝陛下
独逸国駐劄特命全権公使アレキサンドル、ベルヂマン
和蘭国駐劄特命全権公使エドガール、マヴロコルダト
全露西亜国皇帝陛下
「コンセイエー、プリヴェ、アクチュエル」、仏国駐劄特命全権大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴェ」外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アクチュエル」侍従、和蘭国駐劄特命全権公使チャリコフ
「サルヴァドル」共和国大統領
仏国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ
英国駐劄代理公使サンチァゴ、ペレス、トリアナ
塞爾比亜国皇帝陛下
陸軍将官、参事院議長サヴァ、グルーイッチ

伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ
英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ミシェル、ミリチェヴィッチ
暹羅国皇帝陛下
陸軍少将モム、チャチデー、ウドム
公使館参事官セー、コラヂオニ、ドレリ
陸軍大尉ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル
瑞典国、「ゴッツ」及「ヴァンド」皇帝陛下
前司法大臣、丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハュマルスキョルド
前無主務大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル
瑞西聯邦政府
英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ガストン、カルラン
陸軍参謀大佐「ジェネヴァ」大学教授ユージェーン、ボレル
「チューリヒ」大学法学教授マックス、フーベル
土耳其国皇帝陛下

特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チュルカンバシャ
伊国駐劄特命全権大使レチッド、ベー
海軍中将メヘメッド、ペシャ
東「ウルグェー」共和国大統領
前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレ、イ、オルドニェス
前上院議長、仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官フアン、ペー、カストロ
「ヴェネズエラ」合衆国大統領
独逸国駐劄代理公使ホセ、ヒル、フォルトウル

因テ各全権委員ハ其ノ全権委任状ヲ寄託シ其ノ良好妥当ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

第一章　一般平和ノ維持

第一條　国家間ノ関係ニ於テ兵力ニ訴フルコトヲ成ルヘク豫防セムカ為締約国ハ国際紛議ノ平和的処理ヲ確保スルニ付其ノ全力ヲ竭サムコトヲ約束ス

第二章　周旋及居中調停

第二條　締約国ハ重大ナル意見ノ衝突又ハ紛争ヲ生シタル場合ニ於テ兵力ニ訴フルニ先チ事情ノ許ス限リ其ノ交親国中ノ一国又ハ数国ノ周旋又ハ居中調停ニ依頼スルコトヲ約束ス

第三條　締約国ハ右ノ依頼ニ関係ナク紛争以外ニ立ツ一国又ハ数国カ事情ノ許ス限自己ノ発意ヲ以テ周旋又ハ居中調停ヲ紛争国ニ提供スルコトヲ有益ニシテ且希望スヘキコトト認ム

紛争以外ニ立ツ国ハ交戦中ト雖其ノ周旋又ハ居中調停ヲ提供スルノ権利ヲ有ス

紛争国ハ右権利ノ行使ヲ目シテ友誼ニ戻レルモノト為スコトヲ得ス

第四條　居中調停者ノ本分ハ紛争国雙方ノ主張ヲ調停シ且其ノ間ニ悪感情ヲ生シタルトキ之ヲ融和スルニ在ルモノトス

第五條　居中調停者ノ職務ハ其ノ提供シタル調停方法ノ受諾セラレサルコトヲ争議当事者ノ一方又ハ居中調停者ニ於テ確認シタル時ニ於テ終止スルモノトス

第六條　周旋及居中調停ハ紛争国ノ依頼ニ因ルト紛争以外ニ立ツ国ノ発意ニ出ツルトヲ問ハス全ク勧告ノ性質ヲ有スルニ止リ決シテ拘束力ヲ有スルコトナシ

第七條　居中調停ノ受諾ハ反対ノ約束アルニ非サレハ之カ

為動員其ノ他ノ戦争ノ準備ヲ中止シ遅延シ又ハ阻害スルノ結果ヲ生スルコトナシ

開戦ノ後右ノ受諾アリタルトキハ反対ノ約束アルニ非サレハ之カ為進行中ノ軍事的行動ヲ中止スルコトナシ

第八條　締約国ハ事情ノ許ス限左ノ形式ニ依ル特別居中調停ノ適用ヲ慫慂スルコトニ一致ス

平和ヲ破ルノ虞アル重大ナル紛議ヲ生シタル場合ニ於テハ紛争国ハ平和関係ノ断絶ヲ豫防スル為各一国ヲ選定シ他方ノ選定シタル国ト直接ノ交渉ヲ開クノ任務ヲ委託ス

右委任ノ期間ハ反対ノ規定アルニ非サレハ三十日ヲ超エサルモノトシ其ノ期間中紛争国ハ紛争事件ヲ居中調停国ニ一任シタルモノト看做シ之ニ関スル一切ノ直接交渉ヲ中止ス右居中調停国ハ紛議ヲ処理スルニ全力ヲ竭スヘキモノトス

平和関係ノ現実ニ断絶シタル場合ニ於テ右居中調停国ハ尚平和ヲ回復スルノ機会アル毎ニ之ヲ利用スルノ共同任務ヲ負フモノトス

第三章　国際審査委員会

第九條　締約国ハ名誉又ハ重要ナル利益ニ関係セス単ニ事実上ノ見解ノ異ルヨリ生シタル国際争議ニ関シ外交上ノ手段ニ依リ妥協ヲ遂クルコト能ハサリシ当事者カ事情ノ許ス限国際審査委員会ヲ設ケ之ヲシテ公平誠実ナル審理ニ依リテ事実問題ヲ明ニシ右争議ノ解決ヲ容易ニスルノ任ニ当ラシムルヲ以テ有益ニシテ且希望スヘキコトト認ム

第十條　国際審査委員会ハ争議当事者間ノ特別條約ヲ以テ之ヲ構成ス

審査條約ハ審理スヘキ事実ヲ明定シ委員会組織ノ方法及期限竝委員ノ権限ヲ定ム

審査條約ハ又場合ニ依リ委員会ノ開会地及之ヲ変更スルノ権能、委員会ノ自ラ使用スル国語及委員会ニ於テ使用スルコトヲ許スヘキ国語、各当事者カ事実ノ説明書ヲ提出スヘキ期日其ノ他当事者間ニ約束セル一切ノ條件ヲ定ム

当事者カ補助委員ノ任命ヲ必要ト認ムルトキハ審査條約ヲ以テ其ノ任命方法及権限ヲ定ム

第十一條　審査條約カ委員会開会地ヲ指定セサリシトキハ海牙ニ於テ開会スルモノトス

審査委員会ハ当事者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ一旦確定シタル開会地ヲ変更スルコトヲ得ス

審査條約カ使用スヘキ国語ヲ定メサリシトキハ委員会之ヲ定ム

第十二條　反対ノ規定アルニ非サレハ審査委員会ハ本條約第四十五條及第五十七條ニ定メタル方法ニ依リ之ヲ組織スルモノトス

第十三條　委員ノ一人又ハ補助委員アル場合ニ於テ其ノ一人死亡シ辞任シ又ハ原因ノ如何ニ拘ラス支障アルトキハ其ノ任命ノ為ニ定メタル方法ニ依リ之ヲ補缺ス

第十四條　当事者ハ自己ヲ代表シ且自己ト審査委員会トノ間ニ媒介者タルヘキ任務ヲ有スル特別代理人ヲ審査委員会ニ簡派スルノ権利ヲ有ス

当事者ハ顧問又ハ弁護人ヲ任命シテ委員会ニ於テ自己ノ利益ヲ開陳防護セシムルコトヲ得

第十五條　常設仲裁裁判所萬国事務局ハ海牙ニ開会スル委員会ノ書記課ノ事務ニ当リ且其ノ庁舎及設備ヲ審査委員会執務ノ為締約国ノ用ニ供スヘシ

第十六條　委員会ハ海牙以外ノ地ニ開会スルトキハ書記官長一名ヲ任命シ其ノ事務所ヲ以テ委員会ノ書記課ニ充ツ

書記課ハ委員長ノ指揮ノ下ニ於テ委員会会場ノ設備、調書ノ作成及審査継続中記録ノ保管ヲ掌ル記録ハ後之ヲ海牙萬国事務局ニ引渡スヘキモノトス

第十七條　締約国ハ審査委員会ノ設置及執務ヲ容易ナラシムル為当事者ニ於テ別段ノ規則ヲ採用セサル限審査手続ニ適用スヘキ左ノ規程ヲ勧奨ス

第十八條　委員会ハ特別審査條約又ハ本條約中ニ規定セサル手続ノ細目ヲ定メ且證拠調ニ関スル一切ノ手続ヲ行フ

第十九條　審査ハ対審ノ上之ヲ行フ

各当事者ハ豫定ノ期日ニ於テ場合ニ依リ事実ノ證明書ヲ且如何ナル場合ニ於テモ事実ノ真相ヲ示スニ有益ナリト認メタル證書文書其ノ他ノ書類及申立ヲ為サシメムト欲スル證人及鑑定人ノ名簿ヲ委員会及他ノ当事者ニ送付スヘシ

第二十條　委員会ハ当事者雙方ノ承諾ヲ得タル上取調ノ必要アリト認メタル地ニ一時移転シ又ハ一名若ハ数名ノ委員ヲ同地ニ派遣スルノ権能ヲ有ス但シ右取調ヲ為スヘキ地ノ所属国ノ許諾ヲ得ルコトヲ要ス

第二十一條　一切ノ事実ノ検證及実地ノ臨検ハ当事者雙方

ノ代理人及顧問出席ノ上又ハ之ニ対シ正式ニ呼出ヲ為シタル後之ヲ行フコトヲ要ス

第二十二條　委員会ハ有益ナリト認ムル説明又ハ報告ヲ一方又ハ他方ノ当事者ニ請求スルコトヲ得

第二十三條　当事者ハ係争事実ヲ完全ニ知悉シ且精確ニ会得スルニ必要ナル一切ノ方法及便宜ヲ其ノ為シ得ヘシト認ムル限充分ニ審査委員会ニ提供スヘキモノトス

当事者ハ委員会ノ呼出ヲ受ケタル自国領土内ニ在ル證人又ハ鑑定人ノ出頭ヲ保障スル為国内法規ニ依リ為シ得ル手段ヲ尽スヘキモノトス

証人又ハ鑑定人ニシテ委員会ノ呼出ニ応スルコト能ハサルトキハ当事者ハ其ノ当該官憲ヲシテ之カ訊問ヲ為サシムヘシ

第二十四條　委員会カ締約国タル第三国ノ領土内ニ於テ為スコトアルヘキ一切ノ通告ハ委員会ヨリ直接ニ該国ノ政府ニ宛テ之ヲ為スヘシ実地ニ就キ一切ノ立証方法ヲ行フトキ亦同シ

右ニ関スル要求ヲ受ケタル国ハ其ノ国内法規ニ遵ヒ為シ得ヘキ方法ニ依リ其ノ要求ヲ履行スヘク且其ノ主権又ハ

安寧ニ害アリト認ムル場合ヲ除クノ外之ヲ拒ムコトヲ得ス

委員会ハ又常ニ其ノ所在国ノ媒介ニ依頼スルコトヲ得

第二十五條　証人及鑑定人ノ呼出ハ当事者ノ要求ニ依リ又ハ職権ヲ以テ委員会之ヲ為シ且如何ナル場合ニ於テモ證人及鑑定人所在地ノ所属国政府ノ媒介ニ依ルモノトス

證人ノ訊問ハ委員会ノ定ムル順序ニ従ヒ代理人及顧問出席ノ上順次各別ニ之ヲ行フ

第二十六條　證人ノ訊問ハ委員長之ヲ行フ

審査委員ハ各證人ニ対シ其供述ヲ明瞭ナラシメ若ハ之ヲ補充スル為又ハ事実ノ真相ヲ明ニスルニ必要ナル程度ニ於テ證人ニ関係アル一切ノ事項ヲ取調フル為適当ナリト認ムル質問ヲ為スコトヲ得

当事者ノ代理人及顧問ハ證人ノ供述ヲ中断シ又ハ證人ニ直接ノ質問ヲ為スコトヲ得ス但シ其ノ有益ナリト認ムル補足的質問ヲ證人ニ対シ為サムコトヲ委員長ニ請求スルコトヲ得

第二十七條　證人ハ供述ヲ為スニ当リ何等ノ文案ヲモ朗読スルコトヲ許サレサルヘシ但シ報告ニ係ル事実ノ性質カ

覚書又ハ文書ヲ用ヰルコトヲ必要トスルトキハ委員長ハ之カ使用ヲ許可スルコトヲ得

第二十八條　證人供述ノ調書ハ即時ニ之ヲ作成シ證人ニ読聞カスヘシ證人ハ之ニ対シ随意ニ変更又ハ追加ヲ為スコトヲ得右変更及追加ハ之ヲ供述ノ次ニ記載ス

供述ノ全部ヲ読聞カセタル後ハ證人ヲシテ記名ヲ為サシムヘシ

第二十九條　代理人ハ審査ノ進行中又ハ其ノ終ニ於テ事実ノ真相ヲ知ル為有益ナリト認ムル言明請求又ハ事実ノ要領ヲ書面ヲ以テ委員会及相手方ニ提出スルコトヲ得

第三十條　委員会ノ評議ハ秘密会ニ於テ之ヲ行ヒ且之ヲ秘密ニ付ス

一切ノ決定ハ委員ノ多数決ニ依ル

委員カ投票ニ加ルコトヲ拒ミタルトキハ其ノ旨調書ニ記載スヘシ

第三十一條　委員会ハ公開セス且審査ニ関スル調書其ノ他ノ文書ハ委員会ニ於テ当事者雙方ノ同意ヲ得テ決定ヲ為スニ非サレハ之ヲ公表セス

第三十二條　当事者雙方ヨリ一切ノ説明及證拠ヲ提出シ各證人ノ訊問終了シタルトキハ委員長ハ審査ノ終結ヲ宣告

シ委員会ハ評議ヲ遂ケ且報告書ヲ調製スル為傍会ス

第三十三條　各審査委員ハ報告書ニ記名ス

委員中記名ヲ拒ム者アルトキハ其ノ旨ヲ記載ス但シ報告書ハ之ニ拘ラス効力ヲ有ス

第三十四條　委員会ノ報告書ハ当事者雙方ノ代理人及顧問出席ノ上又ハ之ニ対シ正式ニ呼出ヲ為シタル後公開廷ニ於テ之ヲ朗読ス

各当事者ニ報告書一部ヲ交付ス

第三十五條　委員会ノ報告書ハ単ニ事実ノ認定ニ止リ仲裁判決ノ性質ヲ有スルコトナシ右認定ニ対シ如何ナル結果ヲ付スヘキヤハ全ク当事者ノ自由タルヘシ

第三十六條　当事者ハ各其ノ費用ヲ負担シ且委員会ノ費用ヲ均等ニ分担ス

第四章　国際仲裁裁判

第一節　仲裁司法

第三十七條　国際仲裁裁判ハ国家間ノ争議ヲ其ノ選定シタル裁判官ヲシテ法ノ尊重ヲ基礎トシ処理セシムルコトヲ目的トス

仲裁裁判ニ依頼スルコトハ誠実ニ仲裁判決ニ服従スルノ約束ヲ包含ス

第三十八條　法律問題就中国際條約ノ解釈又ハ適用ニ関スル問題ニ付テハ締約国ハ外交上ノ手段ニ依リ解決スルコト能ハサリシ争議ヲ処理スルニハ仲裁裁判ヲ以テ最有効ニシテ且最公平ナル方法ナリト認ム

故ニ前記ノ問題ニ関スル争議ヲ生シタルトキハ締約国ニ於テ事情ノ許ス限仲裁裁判ニ依頼セムコトヲ希望ス

第三十九條　仲裁裁判條約ハ既ニ生シ又ハ将来生スルコトアルヘキ争議ノ為ニ之ヲ締結ス

仲裁裁判條約ハ凡テノ争議ニ関スルコトヲ得ヘク又ハ特ニ定メタル種類ノ争議ノミニ関スルコトヲ得ヘシ

第四十條　締約国ニ対シ現ニ仲裁裁判ニ依頼スヘキ義務ヲ規定シタル一般的又ハ特別的條約ノ有無ニ拘ラス右締約国ハ仲裁裁判ニ付スルコトヲ得ヘシト思料スル一切ノ場合ニ義務的仲裁裁判ヲ普及セシメムカ為一般的又ハ特別的新協定ヲ締結スヘキコトヲ留保ス

第二節　常設仲裁裁判所

第四十一條　締約国ハ外交上ノ手段ニ依リテ処理スルコト能ハサリシ国際紛議ヲ直ニ仲裁裁判ニ付スルヲ容易ナラシムルノ目的ヲ以テ何時タリトモ依頼スルコトヲ得ヘク且当事者間ニ反対ノ規約アルニ非サレハ本條約ニ掲ケタル手続ニ依リテ其ノ職務ヲ行フヘキ常設仲裁裁判所ヲ第一回平和会議ニ依リ設置セラレタル儘維持スルコトヲ約定ス

第四十二條　常設裁判所ハ特別裁判ノ設立ニ付当事者間ニ協定アル場合ヲ除クノ外一切ノ仲裁事件ヲ管轄スルモノトス

第四十三條　常設裁判所ハ之ヲ海牙ニ置ク

萬国事務局ハ裁判所書記課ノ事務ニ当リ裁判開廷ニ関スル通信ヲ媒介シ、記録ヲ保管シ一切ノ事務ヲ管理ス

締約国ハ其ノ相互間ニ定メタル仲裁裁判ニ関スル一切ノ約款及自国ニ関シテ特別裁判ノ下シタル一切ノ仲裁判決ノ謄證謄本ヲ成ルヘク速ニ事務局ニ交付スルコトヲ約定ス

締約国ハ又裁判所ノ下シタル判決ノ執行ヲ證明スルニ足ルヘキ法律規則及文書ヲ事務局ニ交付スルコトヲ約定ス

第四十四條　各締約国ハ国際法上ノ問題ニ堪能ノ名アリテ徳望高ク且仲裁裁判官ノ任務ヲ受諾スルノ意アル者四名以下ヲ任命ス

前項ニ依リ任命セラレタル者ハ裁判所裁判官トシテ名簿ニ記入シ右名簿ハ事務局ヨリ之ヲ各締約国ニ通告スヘシ

事務局ハ仲裁裁判官ノ名簿ニ変更アル毎ニ之ヲ締約国ニ通告ス

二国又ハ数国ハ協議ノ上一名又ハ数名ノ裁判官ヲ共同ニ任命スルコトヲ得

同一人ハ数国ヨリ任命セラルルコトヲ得

裁判所裁判官ノ任期ハ六年トス但シ再任セラルルコトヲ得

裁判所裁判官死亡又ハ退職スルトキハ其ノ任命ノ為ニ定メタル方法ニ依リ更ニ六年ヲ任期トシテ之カ補缺ヲ行フ

第四十五條　締約国カ其ノ相互間ニ生シタル紛議ヲ処理セムカ為常設裁判所ニ訴ヘムト欲スル場合ニ於テ其ノ紛議ヲ判定スルニ付当該裁判部ヲ組織スヘキ仲裁裁判官ノ選定ハ裁判所裁判官ノ総名簿ニ就キテ之ヲ為スコトヲ要ス

仲裁裁判部ノ構成ニ付当事者ノ合意ナキ場合ニ於テハ次ノ手続ニ依ル

当事者ハ各自二名ノ仲裁裁判官ヲ指定スヘシ其ノ内一名ニ限リ自国人又ハ自国カ常設裁判所裁判官トシテ任命シタル者ノ中ヨリ之ヲ選定スルコトヲ得右仲裁裁判官ハ共同シテ一名ノ上級仲裁裁判官ヲ選定ス

投票相半シタル場合ニ於テハ当事者雙方ノ協議ヲ以テ指定シタル第三国ニ上級仲裁裁判官ノ選定ヲ委託ス

右指定ニ関スル合意成立セサルトキハ当事者ハ各自異ナル一国ヲ指定シ右指定セラレタル両国協議ノ上上級仲裁裁判官ヲ選定ス

二月ノ期間内ニ右両国間ニ合意成立シ能ハサルトキハ右両国ハ常設裁判所裁判官名簿ニ就キ当事者ノ指定シタル裁判官ニ非ス且其ノ孰レノ国民ニモ非サル者ノ中ヨリ各二名ノ候補者ヲ出シ抽籤ヲ以テ該候補者中上級仲裁裁判官タルヘキ者ヲ定ム

第四十六條　裁判部構成セラレタルトキハ当事者ハ直ニ裁判所ニ訴フルノ決意、仲裁契約ノ正文及仲裁裁判官ノ名ヲ事務局ニ通告スヘシ

事務局ハ遅滞ナク各仲裁裁判官ニ対シ仲裁契約及他ノ裁判部裁判官ノ名ヲ通知スヘシ

裁判部ハ当事者ノ定メタル期日ヲ以テ開廷シ事務局ハ其ノ設備ヲ為スヘシ

裁判部裁判官ハ其ノ職務ヲ執行スルニ当リ自国以外ニ於テ外交官ノ特権及免除ヲ享有ス

第四十七條　事務局ハ仲裁裁判ニ関スル一切ノ特別裁判ノ執務ノ為其ノ庁舎及設備ヲ締約国ノ用ニ供スルコトヲ得

常設裁判所ノ裁判ハ当事者カ其ノ裁判ニ訴フルコトヲ約束シタルトキハ規則ニ定メタル條件ニ従ヒ之ヲ非締約国間又ハ締約国ト非締約国トノ間ニ存スル争議ニ及ホスコトヲ得

第四十八條　締約国ハ其ノ二国又ハ数国ノ間ニ激烈ナル紛争ノ起ラムトスル場合ニ於テハ常設仲裁裁判所ニ訴フルノ途アルコトヲ右締約国ニ注意スルヲ以テ其ノ義務ナリト認ム

故ニ締約国ハ紛争ノ当事者ニ対シ本條約ノ規定アルコトヲ注意シ且平和ノ重要ナル利益ノ為常設裁判所ニ訴フヘキコトヲ勧告スルハ全ク周旋ノ行為ニ外ナラサルモノト看做スヘキコトヲ宣言ス

両国間ニ紛争ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ一方ハ何時ニテモ萬国事務局ニ宛テ該紛議ヲ仲裁裁判ニ付スルノ意向アル旨ノ宣言ヲ含ム文書ヲ送ルコトヲ得

事務局ハ直ニ右宣言ヲ他ノ一方ニ通知スルコトヲ要ス

第四十九條　常設評議会ハ和蘭国ニ駐劄スル締約国ノ外交

代表者及和蘭国外務大臣ヲ以テ組織シ萬国事務局ヲ指揮監督ス和蘭国外務大臣ハ議長ノ職務ヲ行フ

評議会ハ事務規程其ノ他必要ナル諸規則ヲ定ム

評議会ハ裁判所ノ職務執行ニ関シテ生スルコトアルヘキ事務上一切ノ問題ヲ決定ス

評議会ハ事務局ノ役員及雇員ノ任命停職及罷免ニ関スル全権ヲ有ス

評議会ハ俸給及手当ヲ定メ且一般ノ支出ヲ監督ス

評議会ハ正式ニ召集セラレタル会合ニ於テ九名以上ノ出席者アルトキハ有効ノ評議ヲ為スコトヲ得決議ハ多数決ニ依ル

評議会ハ其ノ採用シタル諸規則ヲ遅滞ナク締約国ニ通知シ毎年裁判所ノ事業、事務ノ執行及支出ニ関スル報告書ヲ締結国ニ提出ス報告書中ニハ本條約第四十三條第三項及第四項ニ基キ各国ヨリ事務局ニ送付スル書類中重要事項ノ要領ヲ掲クヘシ

第五十條　事務局ノ費用ハ萬国郵便聯合事務局ノ為ニ定メタル比例ニ依リ締約国之ヲ負担ス

加盟国ノ負担スヘキ費用ハ其ノ加盟カ効力ヲ生スル日ヨリ之ヲ計算ス

第三節　仲裁裁判手続

第五十一條　仲裁裁判ノ発達ヲ助クルノ目的ヲ以テ締約国ハ当事者カ別段ノ規則ヲ協定セサリシ場合ニ於テ仲裁裁判手続ニ適用スヘキ左ノ規則ヲ定ム

第五十二條　仲裁裁判ニ依頼スル諸国ハ其ノ争議ノ目的、仲裁裁判官ヲ指定スヘキ期限、本條約第六十三條ニ依ル送付ヲ為スヘキ方式順序及期限竝各当事者カ費用ノ豫納金トシテ寄託スヘキ金額ヲ定メタル仲裁契約ニ記名ス

仲裁契約ハ又必要ニ応シ仲裁裁判官指定ノ方法、裁判部ノ有スヘキ一切ノ特別権能、其ノ開廷地、其ノ自ラ使用スル国語及裁判部ニ於テ使用スルコトヲ許スヘキ国語其ノ他当時者間ニ約束セル一切ノ條件ヲ定ム

第五十三條　常設裁判所ハ当事者カ仲裁契約ノ作成ヲ裁判所ニ一任スルコトニ一致シタルトキハ之ヲ作成スル権限ヲ有ス

左ノ場合ニ於テハ裁判所ハ外交上ノ手段ニ依ル合意ノ交渉カ不結果ニ終リタル後単ニ当事者ノ一方ヨリ請求アルトキニ於テモ亦右ノ権限ヲ有ス

一　本條約実施後締結セラレ又ハ更新セラレタル一般的仲裁裁判條約中ニ各紛議ニ付仲裁契約ヲ豫見シ且明白

ニモ又暗黙ニモ其ノ作成ニ関スル裁判所ノ権限ヲ否認セサルトキ但シ他ノ当事者ニ於テ該紛議カ義務的仲裁裁判ニ付スヘキ紛議ノ種類ニ屬セサルコトヲ宣言シタルトキハ仲裁裁判條約カ右先決問題決定ノ権能ヲ仲裁裁判部ニ附与シタル場合ヲ除クノ外裁判所ノ関スル限ニ在ラス

二　一国ニ対シ他ノ一国カ其ノ国民ニ支払ハルヘキモノトシテ要請スル契約負債ヨリ生シタル紛議ノ解決ニ付仲裁裁判所ノ申出カ受諾セラレタルトキ但シ他ノ方法ニ依リ仲裁契約ヲ定ムルコトヲ受諾ノ條件トシタルトキハ右ノ規定ヲ適用セス

第五十四條　前條ノ場合ニ於テハ第四十五條第三項乃至第六項ニ定メタル方法ニ依リテ指定セラルル五名ノ委員ヲ以テ組織スヘキ委員会ニ於テ仲裁契約ヲ作成ス

第五ノ委員ハ当然委員長タルモノトス

第五十五條　仲裁裁判ノ職務ハ之ヲ当事者雙方カ本條約ニ依リテ設置シタル常設仲裁裁判所ノ裁判官中ヨリ選定シ又ハ随意ニ指定シタル一名又ハ数名ノ仲裁裁判官ニ委託スルコトヲ得

裁判部ノ構成ニ付当事者ノ合意ナキトキハ第四十五條第三項乃至第六項ニ規定スル方法ニ従フモノトス

第五十六條　君主其ノ他国ノ元首ニシテ仲裁者ニ選定セラレタルトキハ仲裁裁判手続ハ仲裁者自ラ之ヲ定ム

第五十七條　上級仲裁裁判官ハ当然裁判長タルモノトス

裁判部ニ上級仲裁裁判官ナキトキハ裁判部自ラ其ノ裁判長ヲ指定ス

第五十八條　第五十四條ニ規定スル委員会ニ於テ仲裁契約ヲ作成シタル場合ニハ反対ノ規約アルニ非サレハ該委員会自ラ仲裁裁判部ヲ組織ス

第五十九條　仲裁裁判官中死亡シ辞職シ又ハ原因ノ如何ニ拘ラス支障ヲ生シタル者アルトキハ其ノ指定ノ為ニ定メタル方法ニ依リ之カ補欠ヲ行フ

第六十條　当事者ニ於テ指定ヲ為ササルトキハ裁判部ハ之ヲ海牙ニ開ク

裁判部ハ第三国ノ同意ヲ得ルニ非サレハ其ノ領土内ニ於テ開廷スルコトヲ得ス

裁判部ハ当事者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ一旦確定シタル開廷地ヲ変更スルコトヲ得ス

弁論トハ裁判部ニ於ケル当事者雙方ノ事由ノ口頭演述ヲ謂フ

第六十四條　当事者ノ一方ヨリ提出シタル一切ノ文書ハ其ノ認証謄本ヲ以テ之ヲ他ノ一方ニ送付スヘキモノトス

第六十五條　特別ナル事情アル場合ヲ除クノ外裁判部ハ準備書面提出終結ノ後ニ非サレハ開廷セス

第六十六條　弁論ハ裁判長之ヲ指揮ス

弁論ハ当事者ノ承諾ヲ経テ為シタル裁判部ノ決定ニ依ルノ外之ヲ公開セス

弁論ハ之ヲ裁判長ノ任命スル書記ノ作成シタル調書ニ記載シ裁判長及書記ノ一名之ニ記名ス此ノ調書ニ限リ公正ナル性質ヲ有ス

第六十七條　裁判部ハ準備書面提出終結ノ後ハ当事者ノ一方ヨリ相手方ノ承諾ヲ得スシテ提出セムト欲スル新ナル一切ノ証書其ノ他ノ書類ニ付弁論ヲ拒絶スルコトヲ得

第六十八條　裁判部ハ当事者ノ代理人又ハ顧問カ其ノ注意ヲ求ムルコトアルヘキ新ナル証書其ノ他ノ書類ヲ参酌スルノ自由ヲ有ス

右ノ場合ニ於テ裁判部ハ右証書其ノ他ノ書類ノ提出ヲ要求スルコトヲ得但シ其ノ旨相手方ニ通知スルヲ要ス

第六十一條　仲裁契約カ使用スヘキ国語ヲ定メサリシトキハ裁判部之ヲ定ム

第六十二條　当事者ハ自己ト裁判部トノ間ニ媒介者タルヘキ任務ヲ有スル特別代理人ヲ裁判部ニ簡派スルノ権利ヲ有ス

当事者ハ顧問又ハ弁護人ヲ任命シ裁判部ニ於テ其ノ権利及利益ヲ弁護セシムルコトヲ得

常設裁判所裁判官ハ之ヲ裁判所裁判官ニ任命シタル国ノ為ニスルノ外代理人顧問又ハ弁護人ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

第六十三條　仲裁裁判手続ハ原則トシテ準備書面ノ提出及弁論ノ二段ニ分ツ

準備書面提出トハ各代理人ヨリ陳述書答弁書及必要アルトキハ再答弁書ヲ裁判部裁判官及相手方ニ送付スルヲ謂フ当事者ハ右書面ニ其ノ申立中ニ援用シタル一切ノ文書及書類ヲ添附ス右送付ハ仲裁契約ヲ以テ定メタル順序及期限ニ於テ直接ニ又ハ萬国事務局ヲ経テ之ヲ行フモノトス

仲裁契約ヲ以テ定メタル期限ハ当事者ノ合意アルトキハ当事者ニ於テ又裁判部カ正当ナル決定ヲ与フル為必要アリト認ムルトキハ裁判部ニ於テ之ヲ延期スルコトヲ得」

第六十九條　裁判部ハ又当事者ノ代理人ニ一切ノ書類ノ提出ヲ要求シ且必要ナル一切ノ説明ヲ求ムルコトヲ得拒絶ノ場合ニハ其ノ旨ヲ記録ス

第七十條　当事者ノ代理人及顧問ハ其ノ申立ヲ弁護スル為有益ナリト認ムル一切ノ事由ヲ口頭ニテ仲裁裁判部ニ陳述スルコトヲ得

第七十一條　当事者ノ代理人及顧問ハ抗弁ヲ為シ又ハ中間ノ争ヲ起スノ権利ヲ有ス右ニ関スル裁判部ノ決定ハ確定的ニシテ更ニ之ヲ論議スルヲ得サルモノトス

第七十二條　裁判部裁判官ハ当事者ノ代理人及顧問ニ質問ヲ為シ且疑ハシキ事項ニ関シテ説明ヲ求ムルコトヲ得

弁論ノ進行中裁判部裁判官カ為シタル質問又ハ注意ハ裁判部全体又ハ裁判官各員ノ意思ヲ表明シタルモノト看做スコトヲ得ス

第七十三條　裁判部ハ仲裁契約及其ノ事件ニ関シテ援用シ得ヘキ其ノ他ノ文書書類ヲ解釈シ且法律ノ原則ヲ適用シテ自己ノ権限ヲ定ムルコトヲ得

第七十四條　裁判部ハ裁判指揮ノ為手続上ノ命令ヲ発シ各当事者カ最終ノ結論ヲ為スヘキ方式順序及期限ヲ定メ且証拠調ニ関スル一切ノ手続ヲ行フコトヲ得

第七十五條　当事者ハ争議決定ノ為必要ナル一切ノ方法ヲ其ノ為シ得ヘシト認ムル限充分ニ裁判部ニ提供スヘキモノトス

第七十六條　裁判部カ締約国タル第三国ノ領土内ニ於テ為スヘキ一切ノ通告ハ裁判部ヨリ直接ニ之ヲ当該国ノ政府ニ宛ツルモノトス実地ニ就テ一切ノ立証方法ヲ行フトキ亦同シ

右ニ関スル要求ヲ受ケタル国ハ其ノ国内法規ニ遵ヒ為シ得ヘキ方法ニ依リ其ノ要求ヲ履行スヘク且其ノ主権又ハ安寧ニ害アリト認ムル場合ヲ除クノ外之ヲ拒ムコトヲ得ス

裁判部ハ又常ニ其ノ所在国ノ媒介ニ依頼スルコトヲ得

第七十七條　当事者ノ代理人及顧問カ各其ノ申立ヲ弁護スル一切ノ説明及証拠提出ヲ終リタルトキハ裁判長ハ弁論ノ終結ヲ宣告ス

第七十八條　裁判部ノ評議ハ秘密会ニ於テ行ヒ且之ヲ秘密ニ付ス

一切ノ決定ハ裁判官ノ多数決ニ依ル

第七十九條　仲裁判決ニハ理由ヲ附シ裁判官ノ名ヲ掲ケ裁判長及裁判部書記又ハ其ノ職務ヲ行フ書記官之ニ署名ス

再審ノ請求ヲ為スヘキ期限ハ仲裁契約ニ於テ之ヲ定ム

第八十四條　仲裁判決ハ争議当事者ニ対シテノミ効力ヲ有ス

若争議当事者以外ノ諸国カ加盟セル條約ノ解釈ニ関スルモノナルトキハ争議当事者ハ適当ノ時期ニ之ヲ各記名国ニ通知スヘシ右諸国ハ各訴訟ニ参加スルノ権利ヲ有ス一国又ハ数国カ此ノ権能ヲ利用シタルトキハ判決中ニ包含スル解釈ハ其ノ国ニ対シテモ亦等シク効力ヲ有スルモノトス

第八十五條　当事者ハ各其ノ費用ヲ負担シ且裁判部ノ費用ヲ均等ニ分担ス

第四節　仲裁裁判簡易手続

第八十六條　締約国ハ簡易ナル手続ニ依リ得ヘキ性質ノ争議ニ関シ仲裁司法ノ運用ヲ容易ナラシムル為別段ナル規約ナキ場合ニ適用スヘキ次ノ規程ヲ定ム但シ第三節ノ規定ニシテ右規定ニ牴触セサルモノノ適用ヲ妨ケス

第八十七條　争議当事国ハ各一名ノ仲裁裁判官ヲ指定ス右両名ノ仲裁裁判官ハ一名ノ上級仲裁裁判官ヲ選定ス若之ニ付両名一致セサルトキハ仲裁裁判官ハ常設裁判所裁判官ノ総名簿ニ就キ各当事者ノ指定シタル裁判官ニ非ス且

第八十條　判決ハ当事者雙方ノ代理人及顧問出席ノ上又ハ之ニ対シ正式ノ呼出ヲ為シタル後公開廷ニ於テ之ヲ朗読ス

第八十一條　正式ニ言渡サレ且当事者雙方ノ代理人ニ通告セラレタル判決ハ確定的ニ紛議ヲ決定シ之ニ対シ上告ヲ為スコトヲ得ス

第八十二條　判決ノ解釈及執行ニ関シ当事者間ニ起ルコトアルヘキ紛議ハ反対ノ規定アルニ非サレハ該判決ヲ言渡シタル裁判部ニ於テ之ヲ裁判ス

第八十三條　当事者ハ仲裁契約ニ於テ仲裁判決ニ対スル再審ノ請求ヲ留保スルコトヲ得

右ノ場合ニ於テハ反対ノ規約アルニ非サレハ判決ヲ為シタル裁判部ニ右ノ請求ヲ為スコトヲ要ス請求ハ弁論終結ノトキ裁判部及再審ヲ請求スル当事者カ共ニ知ラサリシ新事実ニシテ判決ニ対シ決定的影響ヲ与フヘキ性質ヲ有スルモノノ発見ニ限リ之カ理由ト為スコトヲ得

再審ノ手続ハ特ニ新事実ノ存在ヲ認定シ其ノ事実カ前項ニ掲クル性質ヲ有スルコトヲ認識シ且之ニ因リ請求カ受理スヘキモノナルコトヲ宣言スル裁判部ノ決定ニ依ルノ外之ヲ開始スルコトヲ得ス

其ノ執レノ国民ニモ非サル者ノ中ヨリ各二名ノ候補者ヲ出シ抽籤ヲ以テ該候補者中上級仲裁裁判官タルヘキ者ヲ定ム

上級仲裁裁判官ハ裁判長ト為ル裁判部ノ決定ハ多数決ニ依ル

第八十八條　裁判部ハ予メ何等ノ合意ナキトキハ其ノ構成後直ニ当事者雙方ヨリ陳述書ヲ提出スヘキ期限ヲ定ム

第八十九條　各当事者ハ一人ノ代理人ヲシテ裁判部ニ於テ自己ヲ代表セシム右代理人ハ裁判部ト之ヲ任命シタル政府トノ間ニ於テ媒介ヲ為ス

第九十條　裁判手続ハ悉ク書面ニ由ルモノトス但シ各当事者ハ証人及鑑定人ノ出頭ヲ請求スルノ権利ヲ有ス裁判部ハ当事者雙方ノ代理人竝出頭セシムルノ必要アリト認メタル証人及鑑定人ニ対シ口頭ノ説明ヲ求ムルノ権能ヲ有ス

第五章　附　則

第九十一條　本條約ハ正式ニ批准セラレタル上締約国間ノ関係ニ於テ千八百九十九年七月二十九日ノ国際紛争平和的処理條約ニ代ルヘキモノトス

第九十二條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ
批准書ハ海牙ニ寄託ス
第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸国ノ代表者及和蘭国外務大臣ノ記名シタル調書ヲ以テ之ヲ証ス
爾後ノ批准書寄託ハ和蘭国政府ニ宛テ且批准書ヲ添付シタル通告書ヲ以テ之ヲ為ス
第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書、前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認証謄本ハ和蘭国政府ヨリ外交上ノ手続ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国及本條約ニ加盟スル他ノ諸国ニ交付スヘシ前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ和蘭国政府ハ同時ニ通告ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第九十三條　第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国ニシテ記名国ニ非サルモノハ本條約ニ加盟スルコトヲ得
加盟セント欲スル国ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭国政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託スヘシ
和蘭国政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認証謄本ヲ第二回平和会議ニ招請セラレタル爾余ノ諸国ニ送付シ且通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ
各締約国ハ右帳簿ヲ閲覧シ且其ノ認証抄本ヲ請求スルコトヲ得
右証拠トシテ各全権委員ハ本條約ニ記名スルモノナリ

第一　独逸国　マルシヤル
クリーゲ

第二　亜米利加合衆国　ジョセフ、エッチ、チョート
ホレェス、ポーター
ユー、エム、ローズ
デヴィッド、ジェーン、ヒル
シー、エス、スペリー
ウィリアム、アイ、ブカナン

第三　亜爾然丁国　ロク、サエンツ、ペニヤ
ルイス、エム、ドラゴ
セー、ロドリゲス、ラレタ

第四　墺地利洪牙利国　メレー
男爵マッキオ

第五　白耳義国　ア、ベルナール
ジー、ファン、デン、ホイヴェル
ギーヨーム

第六　「ボリヴィア国」　クラウヂオ、ピニラ

第七　伯剌西爾国　ルイ、バルボザ（第五十三條第二項、第三項及第四項ヲ留保ス）

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託シ其ノ認証謄本ヲ外交上ノ手続ニ依リ締約国ニ交付スヘキモノトス

第九十四條　第二回平和会議ニ招請セラレサリシ諸国カ本條約ニ加盟シ得ヘキ條件ハ後日締約国間ノ協商ニ依リテ之ヲ定ム

第九十五條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸国ニ対シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸国ニ対シテハ和蘭国政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタル日ヨリ六十日ノ後ニ其ノ効力ヲ生スルモノトス

第九十六條　締約国中本條約ヲ廃棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭国政府ニ通告スヘシ和蘭国政府ハ直ニ通告書ノ認証謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ
廃棄ハ其ノ通告カ和蘭国政府ニ到達シタル日ヨリ一年ノ後右通告ヲ為シタル国ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生スルモノトス

第九十七條　和蘭国外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ本條約第九十二條第三項及第四項ニ依リ為シタル批准書寄託ノ日竝加盟（第九十三條第二項）又ハ廃棄（第九十六條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託シ其ノ認証謄本ヲ外交上ノ手続ニ依リ締約国ニ交付スヘキモノトス

第八　勃爾牙利　国　陸軍少将ヴィナロフ
イヴァン、カランジューロフ

第九　智利　国　ドミンゴ、ガナ
アウグスト、マッテ　十月七日ノ第一委員会第七回会議ニ於テ第三十九條ニ関シテ為シタル宣言ヲ留保ス
カルロス、コンチャ

第十　清　国　陸徴祥
銭恂

第十一　格倫比亜　国　ホルヘ、ホルグィン
エス、ペレス、トリアナ

第十二　玖馬共和　国　エム、ヴァルガス
アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ

第十三　丁抹　国　ゴンザロ、デ、クェサダ

第十四　「ドミニカ」共和国　マヌエル、サングィリー
セー、ブロン

第十五　「エクァトール」共和国　ドクトル、ヘンリクス、イ、カルヴァハル
アポリナル、テヘラ

第十六　西班牙　国　ヴィクトル、エム、レンドン
エ、ドルン、イ、デ、アルスア

第十七　仏蘭西　国　ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ
ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴォ
ガブリエル、マウラ
レオン、ブールジョア
デスツールネル、ド、コンスタン

第十八　大不列顛　国　エル、ルノー
マルスラン、ペレ
エドワード、フライ
アーネスト、サトウ
レー
ヘンリー、ハワード
クレオン、リツォ、ランガベ
ジョールジュ、ストレイト　第五十三條第二項ヲ留保ス

第十九　希臘　国　ホセ、チブレ、マチャド
グルベマル、ジャン、ジョセフ

第二十　「グァテマラ」国　ジー、エヌ、レジェー
ピエール、ユヂクール

第二十一　「ハイチ」国　ポンピリ
ジェー、フジナト

第二十二　伊太利　国　佐藤愛麿　第四十八條第三項、第四項、第五十三條第二項及第五十四條ヲ留保ス
アイシェン

第二十三　日本　国　伯爵ド、ヴィレー
ジェー、ア、エステヴァ

第二十四　盧森堡　国　エス、ベー、ド、ミエー
エフ、エル、デ、ラ、バラ

第二十五　墨西哥　国　ネリドフ

第二十六　「モンテネグロ」国

第二十七　「ニカラグァ」国　マルテンス
第二十八　諾威国　エヌ、チャリコフ
第二十九　巴奈馬国　エフ、ハーゲルプ
第三十　「パラグェー」国　ベー、ボラス
第三十一　和蘭国　ジェー、デュ、モンソー
ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
テー、エム、チェー、アッセル
ヨット、アー、ローエル
ヨット、アー、ロエフ
第三十二　秘露国　セー、ジェー、カンダモ
第三十三　波斯国　モムタゾス、サルタネー、エム、サマド、カン
サヂタ、ウル、ムルク、エム、アーメッド、カン
第三十四　葡萄牙国　侯爵デ、ソヴェラル
伯爵デ、セリール
アルベルト、ドリヴェイラ
第三十五　羅馬尼亜国　エドガール、マヴロコルダト（千八百九十九年七月二十九日ノ国際紛争平和的処理條約ニ記名ノ際羅馬尼亜国全権委員ノ為シタル留保ヲ為ス）
第三十六　露西亜国　ネリドフ
マルテンス
エヌ、チャリコフ

第三十七　「サルヴァドル」国　ベー、ジー、マテウ
第三十八　塞爾比亜国　エス、ペレス、トリアナ
エス、グルーイッチ
第三十九　暹羅国　エム、ジェー、ミロヴァノヴィッチ
エム、ジェー、ミリチェヴィッチ
第四十　瑞典国　モム、チャチデー、ウドム
第四十一　瑞西国　セー、コラヂオニ、ドレリ
ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル
第四十二　土耳其国　ヨハンネス、ヘルネル
カルラン
第四十三　「ウルグェー」国　チェルカン（千九百七年十月十六日ノ本会議第九回総会議ノ議事録ニ記入セラレタル宣言ヲ留保ス）
第四十四　「ヴェネズエラ」国　ホセ、バトレ、イ、オルドニェス
ジー、ヒル、フォルトウル

（第五十三條第二号ヲ留保ス）

（二）　契約負債回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下、亜米利加合衆国大統領、亜爾然丁共和国大統領、墺地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下、「ボリヴィア」共和国大統領、勃爾牙利国公殿下、智利共和国大統領、格倫比亜共和国大統領、玖馬共和国臨時総督、丁抹国皇帝陛下、「ドミニカ」共和国大統領、「エクァトール」共和国大統領、西班牙国皇帝陛下仏蘭西共和国大統領、大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下、希臘国皇帝陛下、「グァテマラ」共和国大統領、「ハイチ」共和国大統領、伊太利国皇帝陛下、日本国皇帝陛下、墨西哥合衆国大統領、「モンテネグロ」国公殿下、諾威国皇帝陛下、巴奈馬共和国大統領、「パラグェー」共和国大統領、和蘭国皇帝陛下、秘露共和国大統領、波斯国皇帝陛下、葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下、全露西亜国皇帝陛下、「サルヴァドル」共

和国大統領、塞爾比亜国皇帝陛下、土耳其国皇帝陛下、東「ウルグェー」共和国大統領ハ

一国ノ政府ニ対シ他ノ一国ノ政府カ其ノ国民ニ仕払ハルヘキモノトシテ要請セル契約負債ヨリ生スル金銭上ノ原因ニ基ク武力的衝突ノ国家間ニ生スルヲ避ケムコトヲ希望シ之カ為一ノ條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全権委員ヲ任命セリ

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下

国務大臣、土耳其国駐劄特命全権大使、男爵マルシャル、ド、ビーベルスタイン

本会議特派委員、「コンセイエー、ド、アンチーム、ド、レガション」、帝国外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

亜米利加合衆国大統領

特命大使ジョセフ、エッチ、チョート

特命大使ホレェス、ポーター

特命大使ユリアー、エム、ローズ

和蘭国駐劄特命全権公使デヴィッド、ジェーン、ヒル

海軍少将、全権公使チャールス、エス、スペリー

陸軍少将、合衆国陸軍軍法会議長、全権公使ジョージ、ビー、デーヴィス

全権公使ウィリアム、アイ、ブカナン

亜爾然丁共和国大統領

前外務大臣、伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ロク、サエンツ、ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

墺地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下

極密顧問官、特命全権大使ゲータン、メレー、ド、カポスメレ

希臘国駐劄特命全権公使、男爵シャール、ド、マッキオ

「ボリヴィア」共和国大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ピニラ

英国駐劄特命全権公使フェルナンド、エ、グッチャラ

勃爾牙利国公殿下

陸軍参謀少将、侍従将官ヴルバン、ヴィナロフ

大審院検事総長イヴァン、カランジューロフ

智利共和国大統領

英国駐劄特命全権公使ドミンゴ、ガナ

独逸国駐劄特命全権公使アウグスト、マッテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亜爾然丁国駐劄特命全権公使カルロス、コンチャ

格倫比亜共和国大統領

陸軍将官ホルヘ、ホルグィン

サンチアゴ、ペレス、トリアナ

仏国駐劄特命全権公使、陸軍将官マルセリアノ、ヴァルガス

玖馬共和国臨時総督

「ハヴァナ」大学国際法教授、上院議員アントニオ、サンチェス、デ、ブスタマンテ

米国駐劄特命全権公使ゴンザロ、デ、クェサダ、イ、アロステグィ

前「ハヴァナ」中学校長、上院議員マヌエル、サングィリー

丁抹国皇帝陛下

侍従、米国駐劄特命全権公使コンスタンチン、ブロン

海軍少将クリスチアン、フレデリック、シェルレル

侍従、外務省課長アクセル、ヴェデル

「ドミニカ」共和国大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴァハル

共和国専門学校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ

「エタァトール」共和国大統領

仏国駐劄兼西班牙国駐劄特命全権公使ヴィクトル、レンドン

代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア

西班牙国皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英国駐劄特命全権大使ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ

和蘭国駐劄特命全権公使ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴォ

下院議員、伯爵ガブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、デ、ラ、モルテラ

仏蘭西共和国大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジョア

上院議員、一等全権公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵
デスツールネル、ド、コンスタン

巴里大学法科大学教授、名誉全権公使、外務省法律顧問
仏国学士会員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー

和蘭国駐劄特命全権公使マルスラン、ペレ

大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下
枢密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」
エドワード、フライ

枢密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、
メーソン、サトウ

枢密顧問官、前国際法学会長、男爵ドーナルド、ジェー
ムス、マッケー、レー

和蘭国駐劄特命全権公使、「サー」ヘンリー、ハワード

希臘国皇帝陛下
独逸国駐劄特命全権公使クレオン、リツォ、ランガベ

雅典大学国際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジョール
ジュ、ストレイト

「グッテマラ」共和国大統領
伊国駐劄特命全権公使ゴンザロ、ア、エステヴァ

仏国駐劄特命全権公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー

白耳義国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使フランシスコ、
エル、デ、ラ、バラ

「モンテネグロ」国公殿下
「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル、アクチュエ
ル」、仏国駐劄露国特命全権大使ネリドフ

「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル」露国外務省
常任顧問官ド、マルテンス

「コンセイエー、デタ、アンペリアル、アクチュエル」
和蘭国駐劄露国特命全権公使チャリコフ

諸威国皇帝陛下
前内閣議長、前法学教授、和蘭国駐劄兼丁抹国駐劄特命
全権公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲル
プ

巴奈馬共和国大統領
ベリサリオ、ボラス

「パラグェー」共和国大統領
仏国駐劄特命全権公使エウセビオ、マチャイン

和蘭国駐劄兼英国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官
ホセ、チブレ、マチャド

独逸国駐劄代理公使エンリク、ゴメス、カリリョ

「ハイチ」共和国大統領
仏国駐劄特命全権公使ジャン、ジョセフ、グルベマル

米国駐劄特命全権公使ジー、エヌ、レジェー

前国際公法教授、「ポルトープランス」組合弁護士ピエ
ール、ユデクール

伊太利国皇帝陛下
上院議員、仏国駐劄特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判
官、伊国委員長、伯爵ジョセフ、トルニエリ、ブルサ
チ、デ、ヴェルガノ

下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピ
リ

参事院議官、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」
ギド、フジナト

日本国皇帝陛下
特命全権大使都筑馨六

和蘭国駐劄特命全権公使佐藤愛麿

墨西哥合衆国大統領
比律悉駐在領事、伯爵ジェー、デュ、モンソー、ド、ベ
ルジャングル

和蘭国皇帝陛下
前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、ヘー、ド、ボーフォ
ール

国務大臣、参議院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エ
ム、チェー、アッセル

退職陸軍中将、前陸軍大臣、参事院議官、「ヨンクヘー
ル」ヨット、チェー、チェー、デン、ベール、ボール
チェゲール

特務侍従武官、退職海軍中将、海軍大臣、「ヨンクヘー
ル」ヨット、アー、ローエル

前司法大臣、下院議員ヨット、アー、ロエフ

秘露共和国大統領
仏国駐劄兼英国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判
官カルロス、ジェー、カンダモ

波斯国皇帝陛下
仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、
カン、モムタゾス、サルタネー

和蘭国駐劄特命全権公使ミルザ、アーメッド、カン、サヂグ、ウル、ムルク

葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下

参事院議官、「ペール、ヂュ、ロワイヨーム」、前外務大臣、英国駐劄特命全権公使、特命全権大使侯爵デ、ソヴェラル

和蘭国駐劄特命全権公使、伯爵デ、セリール

瑞西国駐劄特命全権公使アルベルト、ドリヴェイラ

全露西亜国皇帝陛下

「コンセイエー、プリヴェ、アクチュエル」、仏国駐劄特命全権大使ネリドフ

「コンセイエー、プリヴェ」、外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス

「コンセイエー、デタ、アクチュエル」、侍従、和蘭国駐劄特命全権公使チャリコフ

「サルヴァドル」共和国大統領

仏国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ

英国駐劄代理公使サンチアゴ、ペレス、トリアナ

塞爾比亜国皇帝陛下

陸軍将官、参事院議長サヴァ、グルーイッチ

伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ

英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ミシュル、ミリチェヴィッチ

土耳其国皇帝陛下

特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チュルカン、パシャ

伊国駐劄特命全権大使レテッド、ペー

海軍中将メヘメッド、パシャ

東「ウルグェー」共和国大統領

前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレ、イ、オルドニェス

前上院議長、仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官フアン、ペー、カストロ

因テ各全権委員ハ其ノ全権委任状ヲ寄託シ其ノ良好妥当ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

第一條　締約国ハ一国ノ政府ニ対シ他ノ一国ノ政府カ其ノ国民ニ仕払ハルヘキモノトシテ要請セル契約負債回収ノ為ニ武力ニ訴ヘサルコトヲ約束ス

右ノ規定ハ債務国カ仲裁裁判所ノ申出ヲ拒絶スルカ、之ニ対シテ回答ヲ与ヘサルカ、之ヲ受諾スルモ仲裁契約ノ作成ヲ不能ト為スカ又ハ仲裁裁判ノ後其ノ裁判判決ニ遵ハサル場合ニハ其ノ適用ナキモノトス

第二條　前條第二項ニ掲クル仲裁裁判ハ国際紛争平和的処理ニ関スル海牙条約第四章第三節ニ規定セル手続ニ依ルモノトス仲裁裁判ノ判決ハ当事者ノ特別ナル取極アルニ非サレバ請求ノ正当ナルコト、負債額竝支払ノ時期及方法ヲ定ム

第三條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸国ノ代表者及和蘭国外務大臣ノ記名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭国政府ニ宛テ且批准書ヲ添付シタル通告書ヲ以テ之ヲ為ス

第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書、前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭国政府ヨリ外交上ノ手続ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国及本條約ニ加盟スル他ノ諸国ニ交付スヘシ前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ和蘭国政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第四條　記名国ニ非サル諸国ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル国ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭国政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託スヘシ

和蘭国政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ第二回平和会議ニ招請セラレタル爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第五條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸国ニ対シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸国ニ対シテハ和蘭国政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタル日ヨリ六十日ノ後ニ其ノ効力ヲ生スルモノトス

第六條　締約国中本條約ヲ廃棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭国政府ニ通告スヘシ和蘭国政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スベシ

廃棄ハ其ノ通告カ和蘭国政府ニ到達シタル日ヨリ一年ノ

後右通告ヲ為シタル国ニ対シテノミ効力ヲ生スルモノトス

第七條　和蘭国外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ本條約第三條第三項及第四項ニ依リ為シタル批准書寄託ノ日竝加盟（第四條第二項）又ハ廃棄（第六條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

第一　独逸国　マルシャル

クリーゲ

第二　亜米利加合衆国　ジョセフ、エッチ、チョート

ホレェス、ポーター

ユー、エム、ローズ

デヴィット、ジェーン、ヒル

シー、エス、スペリー

ウィリアム、アイ、ブカナン

第三　亜爾然丁国　ルイス、エム、ドラゴ

ロク、サエンツ、ペニヤ

セー、ロドリゲス、ラレタ

第四　墺地利洪牙利国　メレー

第五　白耳義国　男爵マッキオ

第六　「ボリヴィア」国　クラウデオ、ピニラ（第一委員会ニ於テ表明シタル留保ヲ為ス）

第七　伯剌西爾国　陸軍少将ヴィナロフ

第八　勃爾牙利国　イヴァン、カランジューロフ

第九　智利国　ドミンゴ、ガナ

アウグスト、マッテ

カルロス、コンチャ

第十　清国

第十一　格倫比亜国　ホルヘ、ホルグィン

エス、ペレス、トリアナ

エム、ヴァルガス

第十二　玖馬共和国　アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ

ゴンザロ、デ、クェサダ

マヌエル、サングィリー

セー、ブロン

ドクトル、ヘンリクス、イ、カルヴァハル

アポリナル、テヘラ

第十三　丁抹国

第十四　「ドミニカ」共和国

第十五　「エクァトール」共和国

ヴィクトル、エム、レンドン

各締約国ハ右帳簿ヲ閲覧シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證拠トシテ各全権委員ハ本條約ニ記名スルモノナリ

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手続ニ依リ締約国ニ交付スヘキモノトス

亜爾然丁共和国ハ左ノ留保ヲ為ス

一、一国ノ人民ト外国政府トノ間ニ於ケル普通ノ契約ニ基ク負債ニ関シテハ契約ヲ為シタル国ノ裁判所ニ於テ一切ノ手続ヲ尽シ尚裁判ヲ受クルコト能ハサル特別ノ場合ニ非サレハ仲裁裁判ニ由ルコトナカルヘシ

二、證券ノ発行ニ由ル公債ニシテ国債ヲ成スモノハ如何ナル場合ニ於テモ亜米利加諸国ノ土地ニ対シ軍事的侵略又ハ事実的占領ノ原因ト為ルコトナカルヘシ

格倫比亜国ハ左ノ留保ヲ為ス

格倫比亜国ハ如何ナル場合ニ於テモ負債ノ性質如何ニ拘ラス之ヲ回収スル為兵力ヲ使用スルコトヲ承諾セス又債務国ノ裁判所ノ確定判決ノ後ニ非サレハ仲裁裁判ニ付スルコトヲ承諾セス

エクァトール、エム、レンドン

千九百七年十月十六日ノ総会議ニ於テ為シタル留保ヲ為ス

ドルン、イ、デ、アルスア

第十六　西班牙国　ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ
ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴォ
ガブリエル、マウラ

第十七　仏蘭西国　レオン、ブールジョア
デスツールネル、ド、コンスタン
エル、ルノー
マルスラン、ペレ

第十八　大不列顛国　エドワード、フライ
アーネスト、サトウ
レー
ヘンリー、ハワード

第十九　希臘国　クレオン、リツォ、ランガベ
ジョールジュ、ストレイト　十月十六日ノ総会議ニ於テ為シタル留保ヲ為ス

第二十　「グヮテマラ」国　ホセ、チブレ、マチャド

第二十一　「ハイチ」国　グルベマル、ジャン、ジョセフ
ジー、エヌ、レジェー
ピエール、ユヂクール
ポンピリ
ジェー、フジナト
佐藤愛麿

第二十二　伊太利国　ジェー、ア、エステヴァ
エス、ベー、ド、ミエー
エフ、エル、デ、ラ、バラ
ネリドフ
マルテンス
エヌ、チャリコフ

第二十三　日本国　エフ、ハーゲルプ

第二十四　盧森堡国　ベー、ポラス

第二十五　墨西哥国　ジェー、デュ、モンソー
ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
テー、エム、チェー、アッセル
デン、ベール、ポールチュゲール
ヨット、アー、ローエル
ヨット、アー、ロエフ

第二十六　「モンテネグロ」国　セー、ジェー、カングモ
モムタゾス、サルタネー、エム、サマド、カン
サヂグ、ウル、ムルク、エム、アーメット、カン

第二十七　「ニカラグヮ」国　侯爵デ、ソヴェラル
伯爵デ、セリール
アルベルト、ドリヴェイラ

第二十八　諾威国

第二十九　巴奈馬国

第三十　「パラグェー」国

第三十一　和蘭国

第三十二　秘露国

第三十三　波斯国

第三十四　葡萄牙国

第三十五　羅馬尼亜国

（一）一国ノ人民ト外国政府トノ間ニ於テ起ル普通ノ契約ニ基ク負債ニ関シテハ契約ヲ為シタル国ノ裁判所ニ於テ一切ノ手続ヲ尽シ尚裁判ヲ受クルコト能ハサル場合ニ非サレハ仲裁裁判ニ由ルコトナカルヘシ

（二）債ヲ成スモノハ如何ナル場合ニシテモ亜米利加諸国ノ土地ニ対シ軍事的侵略又ハ事実的占領ノ原由ト為ルコトナカルヘシ

本條約ニ定メタル原則ハ一国ト外国臣民トノ間ニ締結シタル契約ニ基ク要求又ハ紛議ニ付右ノ契約中ニ要求又ハ紛議カ該国ノ裁判官及裁判所ニ訴ヘラルヘキコトヲ明白ニ規定シタル場合ニ之ヲ適用シ得サルコトヲ留保ス

第三十六　露西亜国　ネリドフ
マルテンス
エヌ、チャリコフ

第三十七　「サルヴァドル」国　ペー、ジー、マテウ
エス、ペレス、トリアナ

第三十八　塞爾比亜国　エス、グルーイッチ
エム、ジェー、ミロヴァノヴィッチ
エム、ジェー、ミリチェヴィッチ

第三十九　暹羅国
第四十　瑞典国
第四十一　瑞西国
第四十二　土耳其国　チュルカン

第四十三　「ウルグェー」国　ホセ、バトレ、イ、オルドニェス

第四十四　「ヴェネズエラ」国

上記亜爾然丁国ト同一ノ留保ヲ為ス

委員ハ疑義又ハ紛議ヲ生セシメタル契約ヨリ前ニ負債国ノ基本法ニ於テ又ハ該契約ニ於テ右疑義又ハ紛議カ該国ノ裁判所ニ由リ決定セラルヘキモノナルコトヲ定メタルトキハ常ニ当然仲裁裁判ヲ拒絶シ得ヘキコトヲ考慮スルヲ以テ第一條第二項ヲ留保ス

（三）　開戦ニ関スル條約

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下、亜米利加合衆国大統領、亜爾然丁共和国大統領、墺地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下、白耳義国皇帝陛下、「ボリヴィア」共和国大統領、伯剌西爾合衆国大統領、勃爾牙利国公殿下、智利共和国大統領、格倫比亜共和国大統領、玖馬共和国臨時衆国大統領、「モンテネグロ」国公殿下、諾威国皇帝陛下、巴奈馬共和国大統領、「パラグェー」共和国大統領、和蘭国皇帝陛下、秘露共和国大統領、波斯国皇帝陛下、葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亜国皇帝陛下、全露西亜国皇帝陛下、「サルヴァドル」共和国大統領、塞爾比亜国皇帝陛下、暹羅国皇帝陛下、瑞典国皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其国皇帝陛下、東「ウルグェー」共和国大統領、「ヴェネズエラ」合衆国大統領ハ

事前ノ通告ナクシテ戦闘ヲ開始セサルコトカ平和的関係ノ安固ニ必要ナルコト

及戦争状態ハ遅滞ナク之ヲ中立国ニ通告スルノ必要ナルコトヲ考慮シ

之カ為一ノ條約ヲ締結セムコトヲ希望シ各左ノ全権委員ヲ任命セリ

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下

国務大臣、土耳其国駐劄特命全権大使、男爵マルシャル、ド、ビーベルスタイン

本会議特派委員、「コンセイエー、アンチーム、ド、レガション」、帝国外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

総督、丁抹国皇帝陛下、「ドミニカ」共和国大統領、「エクトール」共和国大統領、西班牙国皇帝陛下、仏蘭西共和国大統領、大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下、希臘国皇帝陛下、「グッテマラ」共和国大統領、「ハイチ」共和国大統領、伊太利国皇帝陛下、日本国皇帝陛下、盧森堡国大公「ナッソー」公殿下、墨西哥合衆国

亜米利加合衆国大統領

特命大使ジョセフ、エッチ、チョート

特命大使ホレェス、ポーター

特命大使ユリアー、エム、ローズ

和蘭国駐劄特命全権公使デヴィット、ジェーン、ヒル

海軍少将、全権公使チャールス、エス、スペリー

陸軍少将、合衆国陸軍軍法会議長、全権公使ジョージ、ビー、デーヴィス

全権公使ウィリアム、アイ、ブカナン

亜爾然丁共和国大統領

前外務大臣、伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

墺地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下

枢密顧問官、特命全権大使ゲータン、メレー、ド、カポスメレ

希臘国駐劄特命全権公使、男爵シャール、ド、マッキオ

白耳義国皇帝陛下
国務大臣、代議院議員、仏国学士会員、白耳義国学士会員、羅馬尼亜国学士会員、国際法学会名誉会員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール
国務大臣、前司法大臣ジー、ファン、デン、ホイヴェル
和蘭国駐劄特命全権公使、羅馬尼亜国学士会員、男爵ギーヨーム

「ボリヴィア」共和国大統領
外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ピニラ
英国駐劄特命全権公使フェルナンド、エ、グッチャラ
伯剌西爾合衆国大統領
特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ
和蘭国駐劄特命全権公使エヅアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア
勃爾牙利国公殿下
陸軍参謀少将、侍従将官ヴルバン、ヴィナロフ
大審院検事総長イヴァン、カランジューロフ
智利共和国大統領
英国駐劄特命全権公使ドミンゴ、ガナ
独逸国駐劄特命全権公使アウグスト、マッテ
前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリクス、イ、カルヴァハル
共和国専門学校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ

「エクァトール」共和国大統領
仏国駐劄兼西班牙国駐劄特命全権公使ヴィクトル、レンドン
代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア
西班牙国皇帝陛下
上院議員、前外務大臣、英国駐劄特命全権大使ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ
和蘭国駐劄特命全権公使ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴォ
下院議員、伯爵ガブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、デ、モルテラ
仏蘭西共和国大統領
特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジョア
上院議員、一等全権公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン

前陸軍大臣、前代議院議長、前亜爾然丁国駐劄特命全権公使カルロス、コンチャ
格倫比亜共和国大統領
陸軍将官ホルヘ、ホルグィン
サンチアゴ、ペレス、トリアナ
仏国駐劄特命全権公使、陸軍将官マルセリアノ、ヴァルガス
玖馬共和国臨時総督
「ハヴァナ」大学国際法教授、上院議員アントニオ、サンチェス、デ、ブスタマンテ
米国駐劄特命全権公使ゴンザロ、デ、クェサダ、イ、アロステグィ
前「ハヴァナ」中学校長、上院議員マヌエル、サングィリー
丁抹国皇帝陛下
侍従、米国駐劄特命全権公使コンスタンチン、ブロン
海軍少将クリステアン、フレデリック、シェルレル
侍従、外務省課長アクセル、ヴェデル

「ドミニカ」共和国大統領
巴里大学法科大学教授、名誉全権公使、外務省法律顧問、仏国学士会員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー
和蘭国駐劄特命全権公使マルスラン、ペレ
大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度皇帝陛下
枢密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官「サー」エドワード、フライ
枢密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、サトウ
枢密顧問官、前国際法学会長、男爵ドーナルド、ジェームス、マッケー、レー
和蘭国駐劄特命全権公使「サー」ヘンリー、ハワード
希臘国皇帝陛下
独逸国駐劄特命全権公使クレオン、リツォ、ランガベ
雅典大学国際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジョールジュ、ストレイト

「グッテマラ」共和国大統領
和蘭国駐劄兼英国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチャド
独逸国駐劄代理公使エンリケ、ゴメス、カリリョ

「ハイチ」共和国大統領
仏国駐劄特命全権公使ジャン、ジョセフ、グルベマル
米国駐劄特命全権公使ジー、エヌ、レジェー
前国際公法教授、「ポルトープランス」組合弁護士ピエール、ユヂクール
伊太利国皇帝陛下
上院議員、仏国駐劄特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊国委員長、伯爵ジョセフ、トルニエリ、ブルサチ、デ、ヴェルガノ
下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピリ
参事院議官、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジナト
日本国皇帝陛下
特命全権大使都筑馨六
和蘭国駐劄特命全権公使佐藤愛麿
盧森堡国太公「ナッソー」公殿下
国務大臣、内閣議長アイシェン
独逸国駐劄代理公使、伯爵ド、ヴィレー
墨西哥合衆国大統領
比律悉駐在領事、伯爵ジェー、デュ、モンソー、ド、ベルジャングル
和蘭国皇帝陛下
前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
国務大臣、参事院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、チェー、アッセル
退職陸軍中将、前陸軍大臣、参事院議官「ヨンクヘール」ヨット、チェー、チェー、デン、ベール、ポールチュゲール
特務侍従武官、退職海軍中将、前海軍大臣「ヨンクヘール」ヨット、アー、ローエル
前司法大臣、下院議員ヨット、アー、ロエフ
秘露共和国大統領
仏国駐劄兼英国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジェー、カングモ
波斯国皇帝陛下
仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタゾス、サルタネー
和蘭国駐劄特命全権公使ミルザ、アーメッド、カン、サヂグ、ウル、ムルク

伊国駐劄特命全権公使ゴンザロ、ア、エステヴァ
仏国駐劄特命全権公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー
白耳義国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ
「モンテネグロ」国公殿下
「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル、アクチュエル」、仏国駐劄露国特命全権大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル」露国外務省常任顧問官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アンペリアル、アクチュエル」、和蘭国駐劄露国特命全権公使チャリコフ
諸威国皇帝陛下
前内閣議長、前法学教授、和蘭国駐劄兼丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ
巴奈馬共和国大統領
ベリサリオ、ポラス
「パラグェー」共和国大統領
仏国駐劄特命全権公使エウセビオ、マチャイン
葡萄牙国及「アルガルザ」皇帝陛下
参事院議官、「ペール、デュ、ロワイヨーム」、前外務大臣、英国駐劄特命全権公使、特命全権大使、侯爵デ、ソヴェラル
和蘭国駐劄特命全権公使、伯爵デ、セリール
瑞西国駐劄特命全権公使アルベルト、ドリヴェイラ
羅馬尼亜国皇帝陛下
独逸国駐劄特命全権公使アレキサンドル、ベルヂマン
和蘭国駐劄特命全権公使エドガール、マヴロコルダト
全露西亜国皇帝陛下
「コンセイエー、プリヴェ、アクチュエル」、仏国駐劄特命全権大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴェ」外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アクチュエル」、侍従、和蘭国駐劄特命全権公使チャリコフ
「サルヴァドル」共和国大統領
仏国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ベドロ、ジーマテウ
英国駐劄代理公使サンチヤゴ、ペレス、トリアナ

塞爾比亜国皇帝陛下
陸軍将官、参事院議長サヴァ、グルーイッチ
伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ
英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ミシェル、ミリチェヴィッチ
暹羅国皇帝陛下
陸軍少将モム、チャチデー、ウドム
公使館参事官セー、コラヂオニ、ドレリ
陸軍大尉ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル
瑞典国「ゴッツ」及「ヴァンド」皇帝陛下
前司法大臣、丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハュマルスキョルド
前無主務大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル
瑞西聯邦政府
英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ガストン、カルラン
陸軍参謀大佐、「ジェネヴァ」大学教授ユージェーン、ボレル
「チューリヒ」大学法学教授マックス、フーベル
土耳其国皇帝陛下
特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チュルカン、パシャ
伊国駐劄特命全権大使レチッド、ベー
海軍中将メヘメッド、パシャ
東「ウルグェー」共和国大統領
前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレ、イ、オルドニェス
前上院議長、仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官フアン、ペー、カストロ
「ヴェネズェラ」合衆国大統領
独逸国駐劄代理公使ホセ、ヒル、フォルトウル

因テ各全権委員ハ其ノ全権委任状ヲ寄託シ其ノ良好妥当ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

第一條　締約国ハ理由ヲ付シタル開戦宣言ノ形式又ハ條件附開戦宣言ヲ含ム最後通牒ノ形式ヲ有スル明瞭ナル事前ノ通告ナクシテ其ノ相互間ノ戦闘ヲ開始スヘカラサルコトヲ承認ス

第二條　戦争状態ハ遅滞ナク中立国ニ通知スヘク通告受領ノ後ニ非サレハ該国ニ対シ其ノ効力ヲ生セサルモノトス

該通告ハ電報ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得但シ中立国カ実際戦争状態ヲ知リタルコトノ確実ナル證拠アルトキハ該中立国ハ通告ノ欠缺ヲ主張スルコトヲ得ス

第三條　本條約第一條ハ締約国中ノ二国又ハ数国間ノ戦争ノ場合ニ効力ヲ有スルモノトス

第二條ハ締約国タル一交戦国ト締約国タル諸中立国間ノ関係ニ付拘束力ヲ有ス

第四條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸国ノ代表者及和蘭国外務大臣ノ記名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭国政府ニ宛テ且批准書ヲ添付シタル通告書ヲ以テ之ヲ為ス

第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書、前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭国政府ヨリ外交上ノ手続ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国及本條約ニ加盟スル他ノ諸国ニ交付スヘシ前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ和蘭国政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第五條　記名国ニ非サル諸国ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得加盟セムト欲スル国ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭国政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託スヘシ

和蘭国政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第六條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸国ニ対シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸国ニ対シテハ和蘭国政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタル日ヨリ六十日ノ後ニ其ノ効力ヲ生スルモノトス

第七條　締約国中本條約ヲ廃棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭国政府ニ通告スヘシ和蘭国政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廃棄ハ其ノ通告カ和蘭国政府ニ到達シタル日ヨリ一年ノ後右通告ヲ為シタル国ニ対シテノミ効力ヲ生スルモノトス

第八條　和蘭国外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ本條約第四條第三項及第四項ニ依リ為シタル批准書寄託ノ日並加盟（第五

條第二項）又ハ廃棄（第七條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約国ハ右帳簿ヲ閲覧シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證拠トシテ各全権委員ハ本條約ニ記名スルモノナリ

第一　独逸国　マルシャル

クリーゲ

第二　亜米利加合衆国　ジョセフ、エッチ、チョート

ホレェス、ポーター

第三　亜爾然丁国　ユー、エム、ローズ

デヴィッド、ジェーン、ヒル

シー、エス、スペリー

第四　墺地利洪牙利国　ウィリアム、アイ、ブカナン

第五　白耳義国　ロケ、サエンツ、ペニヤ

ルイス、エム、ドラゴ

セー、ロドリゲス、ラレタ

メレー

第六　「ボリヴィア」国　男爵マッキオ

ア、ベルナール

第七　伯剌西爾国　ジー、ファン、デン、ホイヴェル

ギーヨーム

第八　勃爾牙利国　クラウヂオ、ピニラ

第九　智利国　ルイ、バルボサ

エー、リスボア

第十　清国　陸軍少将ヴィナロフ

第十一　格倫比亜国　イヴァン、カランジェーロフ

ドミンゴ、ガナ

アウグスト、マッテ

カルロス、コンチャ

第十二　玖馬共和国　ホルヘ、ホルグィン

エス、ペレス、トリアナ

エム、ヴァルガス

アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ

ゴンザロ、デ、クェサダ

マヌエル、サングィリー

セー、ブロン

第十三　丁抹国　ドクトル、ヘンリクス、イ、カルヴァハル

第十四　「ドミニカ」共和国　アポリナル、テヘラ

第十五　「エクァトール」共和国　ヴィクトル、エム、レンドン

エ、ドルン、イ、デ、アルスア

第十六　西班牙国　ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ

ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴォ

第十七　仏蘭西国　ガブリエル、マウラ

レオン、ブールジョア

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手続ニ依リ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国ニ交付スヘキモノトス

第十八　大不列顛国　デスツールネル、ド、コンスタンエル、ルノー
マルスラン、ペレ
エドワード、フライ
アーネスト、サトウ
レー
ヘンリー、ハワード

第十九　希臘国　クレオン、リツォ、ランガベジョールジュ、ストレイト

第二十　「グッテマラ」国　ホセ、チブレ、マチャド

第二十一　「ハイチ」国　グルベマル、ジャン、ジョセフジー、エヌ、レジェーピエール、ユヂクール
ポンピリ
ジュー、フジナト

第二十二　伊太利国　佐藤愛麿

第二十三　日本国　アイシェン

第二十四　盧森堡国　伯爵ド、ヴィレージェー、ア、エステヴァエス、ベー、ド、ミェーエフ、エル、デ、ラ、バラネリドフ
マルテンス

第二十五　墨西哥国

第二十六　「モンテネグロ」国

第二十七　「ニカラグッ」国　エヌ、チャリコフ

第二十八　諾威国　エフ、ハーゲルプ

第二十九　巴奈馬国　ベー、ポラス

第三十　「パラグェー」国　ジェー、デュ、モンソードブルヴェ、ハー、ド、ボーフォールテー、エム、チェー、アッセルデン、ベール、ポールチュゲールヨット、アー、ローエルヨット、アー、ロエフセー、ジェー、カングモモムタゾス、サルタネー、エム、サマド、カンサヂグ、ウル、ムルク、エム、アーメッド、カンアルベルト、ドリヴェイラエドガール、マヴロコルダトネリドフ
マルテンス

第三十一　和蘭国　エヌ、チャリコフ

第三十二　秘露国　エフ、ハーゲルプ

第三十三　波斯国　ベー、ポラス

第三十四　葡萄牙国　ジェー、デュ、モンソー

第三十五　羅馬尼亜国　ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール

第三十六　露西亜国　テー、エム、チェー、アッセル

第三十七　「サルヴァドル」国　デン、ベール、ポールチュゲール
ヨット、アー、ローエル

第三十八　塞爾比亜国　ヨット、アー、ロエフ
セー、ジェー、カングモ
モムタゾス、サルタネー、エム、サマド、カン
サヂグ、ウル、ムルク、エム、アーメッド、カン
アルベルト、ドリヴェイラ
エドガール、マヴロコルダト
ネリドフ
マルテンス
エヌ、チャリコフ
ペー、ジー、マテウ
エス、ペレス、トリアナ
エス、グルーイッチ
エム、ジェー、ミロヴァノヴィッチ
エム、ジェー、ミリチェヴィッチ

第三十九　暹羅国　モム、チャチデー、ウドム
セー、コラヂオニ、ドレリ
ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル

第四十　瑞典国　カー、ハー、エル、ハュマルスキョルド
ヨハンネス、ヘルネル

第四十一　瑞西国　カルラン

第四十二　土耳其国　チュルカン

第四十三　「ウルグェー」国　ホセ、バトレ、イ、オルドニェス

第四十四　「ヴェネズエラ」国　ジー、ヒル、フォルトウル

（四）陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下、亜米利加合衆国大統領、亜爾然丁共和国大統領、墺地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下、白耳義国皇帝陛下、「ボリヴィア」共和国大統領、伯剌西爾合衆国大統領、勃爾牙利国公殿下、智利共和国大統領、格倫比亜共和国大統領、玖馬共和国臨時総督、丁抹国皇帝陛下、「ドミニカ」共和国大統領、「エクァトール」共和国大統領、仏蘭西共和国大統領、大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛領土兼印度国皇帝陛下、希臘国皇帝陛下、「グッテマラ」共和国大統領、「ハイチ」共和国大統領、伊太利国皇帝陛下、日本国皇帝陛下、盧森堡国大公「ナッソー」公殿下、墨西哥合衆国大統領、「モンテネグロ」国公殿下、諾威国皇帝陛下、巴奈馬共和国大統領、「パラグェー」共和国大統領、和蘭国皇帝陛下、秘露共和国大統領、波斯国皇帝陛下、葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亜国皇帝陛下、全露西亜国皇帝陛下、「サルヴァドル」共和国大統領、塞爾比亜国皇帝陛下、暹羅国皇帝陛下、瑞典国皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其国皇帝陛下、東「ウルグェー」共和国大統領「ヴェネズエラ」合衆国大統領ハ

平和ヲ維持シ且諸国間ノ戦争ヲ防止スルノ方法ヲ講スルト同時ニ其ノ所期ニ反シ避クルコト能ハサル事件ノ為兵力ニ訴フルコトアルヘキ場合ニ付攻究ヲ為スノ必要ナルコトヲ考慮シ

斯ノ如キ非常ノ場合ニ於テモ尚能ク人類ノ福利ト文明ノ嚮歩止ムナキ要求トニ副ハムコトヲ希望シ

之カ為戦争ニ関スル一般ノ法規慣例ハ一層之ヲ精確ナラシムルヲ目的トシ及成ルヘク戦争ノ惨害ヲ減殺スヘキ制限ヲ設クルヲ目的トシテ之ヲ修正スルノ必要ヲ認メ

千八百七十四年ノ比律悉会議ノ後ニ於テ聰明慈仁ナル先見ヨリ出テタル前記ノ思想ヲ体シテ陸戦ノ慣習ヲ制定スルヲ以テ目的トスル諸條規ヲ採用シタル第一回平和会議ノ事業ヲ或点ニ於テ補充シ且精確ニスルヲ必要ト判定セリ

締約国ノ所見ニ依レハ右條規ハ軍事上ノ必要ト相容ルル限努メテ戦争ノ惨害ヲ軽減スルノ希望ヲ以テ定メラレタルモノニシテ交戦者相互間ノ関係及人民トノ関係ニ於テ交戦者ノ行動ノ一般ノ準縄クルヘキモノトス

但シ実際ニ起ル一切ノ場合ニ普ク適用スヘキ規定ハ此際之ヲ協定シ置クコト能ハサリシト雖

明文ナキノ故ヲ以テ規定セラレサル凡テノ場合ヲ軍隊指揮者ノ擅断ニ委スルハ亦締約国ノ意思ニ非サリシナリ

締約国ハ一層完備シタル戦争法規ニ関スル法典ノ制定セラレサル以前ニ在リテモ其ノ採用シクル條規ニ含マレサル場合ニ於テ人民及交戦者カ依然文明国ノ間ニ存立スル慣習、人道ノ法則及公共良心ノ要求ヨリ生スル国際法ノ原則ノ保護及支配ノ下ニ立ツコトヲ確認スルヲ以テ適当ト認ム

締約国ハ採用セラレタル規則ノ第一條及第二條ハ特ニ右ノ趣旨ヲ以テ之ヲ解スヘキモノナルコトヲ宣言ス

締約国ハ之カ為新ナル一ノ條約ヲ締結セムコトヲ欲シ各左ノ全権委員ヲ任命セリ

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下

国務大臣、土耳其国駐剳特命全権大使、男爵マルシャル、ド、ビーベルスタイン

本会議特派委員、「コンセイエー」、アンチーム、ド、レガション」、帝国外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、「ド、クトル」ヨハンネス、クリーゲ

亜米利加合衆国大統領

特命大使ジョセフ、エッチ、チョート

特命大使ホレェス、ポーター

特命大使ユリアー、エム、ローズ

和蘭国駐剳特命全権公使デヴィッド、ジューン、ヒル

海軍少将、全権公使チャールス、エス、スペリー

陸軍少将、合衆国陸軍軍法会議長、全権公使ジョージ、ビー、デーヴィス

全権公使ウィリアム、アイ、ブカナン

亜爾然丁共和国大統領

前外務大臣、伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

埃地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下

枢密顧問官、特命全権大使ゲータン、メレー、ド、カポスメレ

希臘国駐劄特命全権公使、男爵シャール、ド、マッキオ

白耳義国皇帝陛下

国務大臣、代議院議員、仏国学士会員、白耳義国学士会員、羅馬尼亜国学士会員、国際法学会名誉会員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール

国務大臣、前司法大臣ジー、ファン、デン、ホイヴェル

仏国駐劄特命全権公使、陸軍将官マルセリアノ、ヴァルガス

玖馬共和国臨時総督

「ハヴァナ」大学国際法教授、上院議員アントニオ、サンチェス、デ、ブスタマンテ

米国駐劄特命全権公使ゴンザロ、デ、クェサダ、イ、アロステグィ

前「ハヴァナ」中学校長、上院議員マヌエル、サングィリー

丁抹国皇帝陛下

侍従、米国駐劄特命全権公使コンスタンチン、ブロン

海軍少将クリスチアン、フレデリック、シェルレル

侍従、外務省課長アクセル、ヴェデル

「ドミニカ」共和国大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリクス、イ、カルヴァハル

共和国専門学校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ

「エクァトール」共和国大統領

和蘭国駐劄特命全権公使、羅馬尼亜国学士会員、男爵ギーヨーム

「ボリヴィア」共和国大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ピニラ

英国駐劄特命全権公使フェルナンド、エ、グッチャラ

伯剌西爾合衆国大統領

特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ

和蘭国駐劄特命全権公使エヅアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利国公殿下

陸軍参謀少将、侍従将官ヴルバン、ヴィナロフ

大審院検事総長イヴァン、カランジューロフ

智利共和国大統領

英国駐劄特命全権公使ドミンゴ、ガナ

独逸国駐劄特命全権公使アウグスト、マッテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亜爾然丁国駐劄特命全権公使カルロス、コンチャ

格倫比亜共和国大統領

陸軍将官ホルヘ、ホルグィン

サンチアゴ、ペレス、トリアナ

仏国駐劄兼西班牙国駐劄特命全権公使ヴィクトル、レンドン

代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア

仏蘭西共和国大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジョア

上院議員、一等全権公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン

巴里大学法科大学教授、名誉全権公使、外務省法律顧問、仏国学士会員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー

和蘭国駐劄特命全権公使マルスラン、ペレ

大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下

枢密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドワード、フライ

枢密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、サトウ

枢密顧問官、前国際法学会長、男爵ドーナルド、ジェームス、マッケー、レー

和蘭国駐劄特命全権公使、「サー」ヘンリー、ハワード

希臘国皇帝陛下
独逸国駐劄特命全権公使クレオン、リツォ、ランガベ
雅典大学国際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジョールジュ、ストレイト
「グッテマラ」共和国大統領
和蘭国駐劄兼英国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチャド
独逸国駐劄代理公使エンリケ、ゴメス、カリリヨ
「ハイチ」共和国大統領
仏国駐劄特命全権公使ジャン、ジョセフ、グルベマル
米国駐劄特命全権公使ジー、エヌ、レジェー
前国際公法教授、「ポルトープランス」組合弁護士ピエール、ユヂクール
伊太利国皇帝陛下
上院議員、仏国駐劄特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊国委員長、伯爵ジョセフ、トルニエリ、ブルサチ、ヂ、ヴェルガノ
下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピリ
諸威国皇帝陛下
前内閣議長、前法学教授、和蘭国駐劄兼丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ
巴奈馬共和国大統領
ベリサリオ、ポラス
「パラグェー」共和国大統領
仏国駐劄特命全権公使エウセビオ、マチャイン
比律悉駐在領事、伯爵ジェー、デュ、モンソー、ド、ペルジャンダル
和蘭国皇帝陛下
前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
国務大臣、参事院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、チェー、アッセル
退職陸軍中将、前陸軍大臣、参事院議官、「ヨンクヘール」ヨット、チェー、チェー、デン、ベール、ボールチュゲール
特務侍従武官、退職海軍中将、前海軍大臣、「ヨンクヘール」ヨット、アー、ローエル

参事院議官、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジナト
日本国皇帝陛下
特命全権大使都筑馨六
和蘭国駐劄特命全権公使佐藤愛麿
盧森堡国太公「ナッソー」公殿下
国務大臣、内閣議長アイシェン
独逸国駐劄代理公使、伯爵ド、ヴィレー
墨西哥合衆国大統領
伊国駐劄特命全権公使ゴンザロ、ア、エステヴァ
仏国駐劄特命全権公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー
白耳義国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ
「モンテネグロ」国公殿下
「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル、アクチュエル」、仏国駐劄露国特命全権大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル」、露国外務省常任顧問官ド、マルテンス
「コンセイエー、デク、アンペリアル、アクチュエル」、和蘭国駐劄露国特命全権公使チャリコフ
前司法大臣、下院議員ヨット、アー、ロエフ
秘露共和国大統領
仏国駐劄兼英国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジェー、カンダモ
波斯国皇帝陛下
仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタゾス、サルタネー
和蘭国駐劄特命全権公使ミルザ、アーメッド、カン、サヂグ、ウル、ムルク
葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下
参事院議官、「ペール、デュ、ロワイヨーム」、前外務大臣、英国駐劄特命全権公使、特命全権大使、侯爵デ、ソヴェラル
和蘭国駐劄特命全権公使、伯爵デ、セリール
瑞西国駐劄特命全権公使アルベルト、トリヴェイラ
羅馬尼亜国皇帝陛下
独逸国駐劄特命全権公使アレキサンドル、ベルヂマン
和蘭国駐劄特命全権公使エドガール、マヴロコルダト
全露西亜国皇帝陛下

「コンセイエー、プリヴェ、アクチェエル」、仏国駐劄特命全権大使ネリドフ

「コンセイエー、プリヴェ」外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス

「コンセイエー、デタ、アクチェエル」、侍従、和蘭国駐劄特命全権公使チャリコフ

「サルヴァドル」共和国大統領

仏国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ

英国駐劄代理公使サンチアゴ、ペレス、トリアリ

塞爾比亜国皇帝陛下

陸軍将官、参事院議長サヴァ、グルーイッチ

伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ

英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ミシェル、ミリチェヴィッチ

遏羅国皇帝陛下

陸軍少将モム、チャチデー、ウドム

公使館参事官セー、コラヂオニ、ドレリ

陸軍大尉ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル

瑞典国、「ゴッツ」及「ヴァンド」皇帝陛下

前司法大臣、丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハムマルスキョルド

前無主務大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル

瑞西聯邦政府

英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ガストン、カルラン

陸軍参謀大佐「ジェネヴァ」大学教授ユージェーン、ボレル

「チューリヒ」大学法学教授マックス、フーベル

土耳其国皇帝陛下

特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チュルカン、パシャ

伊国駐劄特命全権大使レチッド、ベー

海軍中将メヘメッド、パシャ

東「ウルグェー」共和国大統領

前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレ、イ、オルドニェス

前上院議長、仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官フアン、ペー、カストロ

「ヴェネズエラ」合衆国大統領

独逸国駐劄代理公使ホセ、ヒル、フォルトウル

因テ各全権委員ハ其ノ全権委任状ヲ寄託シ其ノ良好妥当ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

第一條　締約国ハ其ノ陸軍軍隊ニ対シ本條約附属陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則ニ遵依スル訓令ヲ発スヘシ

第二條　第一條ニ掲ケタル規則及本條約ノ規定ハ締約国間ニノミ之ヲ適用シ且交戦国カ悉ク本條約ノ当事者ナルトキニ限ル

第三條　前記規則ノ條項ニ違背シタル交戦当事者ハ損害賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス交戦当事者ハ其ノ軍隊ニ属スル人員ノ一切ノ行為ニ付責任ヲ負フ

第四條　本條約ハ正式ニ批准セラレタル上締約国間ノ関係ニ於テ陸戦ノ法規慣例ニ関スル千八百九十九年七月二十九日ノ條約ニ代ルヘキモノトス

千八百九十九年ノ條約ハ該條約ニ記名シタルモ本條約ヲ批准セサル諸国間ノ関係ニ於テ依然効力ヲ有スルモノトス

第五條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸国ノ代表者及和蘭国外務大臣ノ記名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭国政府ニ宛テ且批准書ヲ添付シタル通告書ヲ以テ之ヲ為ス

第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書、前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭国政府ヨリ外交上ノ手続ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国及本條約ニ加盟スル他ノ諸国ニ交付スヘシ前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ和蘭国政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第六條　記名国ニ非サル諸国ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得」

加盟セムト欲スル国ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭国政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託スヘシ

和蘭国政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第七條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸国ニ対シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ

批准シ又ハ加盟スル諸国ニ対シテハ和蘭国政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタル日ヨリ六十日ノ後ニ其ノ効力ヲ生スルモノトス

第八條　締約国中本條約ヲ廃棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭国政府ニ通告スヘシ和蘭国政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廃棄ハ其ノ通告書カ和蘭国政府ニ到達シタル日ヨリ一年ノ後右通告ヲ為シタル国ニ対シテノミ効力ヲ生スルモノトス

第九條　和蘭国外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ本條約第五條第三項及第四項ニ依リ為シタル批准書寄託ノ日並加盟（第六條第二項）又ハ廃棄（第八條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約国ハ右帳簿ヲ閲覧シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證拠トシテ各全権委員ハ本條約ニ記名スルモノナリ

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手続ニ依リ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国ニ交付スヘキモノトス

第一　独逸国　マルシャル
クリーゲ　附屬規則第四十四條ヲ留保ス

第二　亜米利加合衆国　ジョセフ、エッチ、チョート
ホレェス、ポーター
ユー、エム、ローズ

第三　亜爾然丁国　デヴィッド、ジェーン、ヒル
シー、エス、スペリー
ウィリアム、アイ、ブカナン
ロケ、サエンツ、ペニヤ
ルイス、エム、ドラゴ

第四　墺地利洪牙利国　セー、ロドリゲス、ラレタ
メレー　千九百七年八月十七日ノ本会議総会議ニ於テ為シタル男爵マッキオ宣言ヲ留保ス

第五　白耳義国　ア、ベルナール
ジー、ファン、デン、ホイヴェル
ギーヨーム

第六　「ボリヴィア」国　クラウヂオ、ピニラ

第七　伯剌西爾国　ルイ、バルボサ

第八　勃爾牙利国　エー、リスボア
陸軍少将ヴィナロフ

第九　智利国　イヴァン、カランジューロフ
ドミンゴ、ガナ

第十　清国　アウグスト、マッテ

第十一　格倫比亜国　カルロス、コンチャ

第十二　玖馬共和国　ホルヘ、ホルグィン
エス、ペレス、トリアナ
エム、ヴァルガス

第十三　丁抹国　アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ
ゴンザロ、デ、クェサダ

第十四　「ドミニカ」共和国　マヌエル、サングィリー
セー、ブロン
ドクトル、ヘンリクス、イ、カルヴァハル

第十五　「エクァトール」国　アポリナル、デヘラ
ヴィクトル、エム、レンドン
エ、ドルン、イ、デ、アルスア

第十六　西班牙国　レオン、ブールジョア

第十七　仏蘭西国　デスツールネル、ド、コンスタン
エル、ルノー
マルスラン、ペレ

第十八　大不列顛国　エドワード、フライ
アーネスト、サトウ
レー

第十九　希臘国　ヘンリー、ハワード

第二十　「グァテマラ」国　クレオン、リツォ、ランガベ

第二十一　「ハイチ」国　ジョールジュ、ストレイト
ホセ、チブレ、マチャド

第二十二　伊太利国　グルベマル、ジャン、ジョセフ
ジー、エヌ、レジェー
ピエール、ユデクール
ポンピリ

第二十三　日本国　ジェー、フジナト

第二十四　盧森堡国　佐藤愛麿（第四十四條ヲ留保ス）
アイシェン
伯爵ド、ヴィレー

第二十五　墨西哥国　ジェー、ア、エステヴァ
エス、ベー、ド、ミエー

第二十六　「モンテネグロ」国　エフ、エル、デ、ラ、バラ
ネリドフ

第二十七　「ニカラグァ」国　本條約附屬規則第四十四條ニ関シテ表明シ且千
マルテンス　九百七年八月十七日ノ第四回総会議議事録ニ記
エヌ、チャリコフ　入セラレタル留保ヲ為ス

第二十八　諸威国　エフ、ハーゲルプ

第二十九　巴奈馬国　ベー、ポラス

第三十　「パラグァー」国　ジェー、デュ、モンソー

第三十一　和蘭国　ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
テー、エム、チェー、アッセル
デン、ベール、ポールチュゲール
ヨット、アー、ローエル
ヨット、アー、ロエフ

第三十二　秘露国　セー、ジェー、カングモ

第三十三　波斯国　モムタゾス、サルタネー、エム、サマド、カン
サデグ、ウル、ムルク、エム、アーメッド、カン

第三十四　葡萄牙国　侯爵デ、ソヴェラル
伯爵デ、セリール

第三十五　羅馬尼亜国　アルベルト、ドリヴェイラ
エドガール、マヴロコルダト

第三十六　露西亜国　ネリドフ
マルテンス
エヌ、チャリコフ　本條約附屬規則第四十四條ニ關シテ表明シ且千九百七年八月十七日ノ総会議議事録ニ記入セラレタル留保ヲ為ス

第三十七　「サルヴァドル」国　ペー、ジー、マテウ

第三十八　塞爾比亜国　エス、ペレス、トリアナ

第三十九　暹羅国　エス、グルーイッチ
エム、ジェー、ミロヴァノヴィッチ
エム、ジェー、ミリチェヴィッチ
モム、チャチデー、ウドム
セー、コラヂオニ、ドレリ

第四十　瑞典国　ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル
カー、ハー、エル、ハュマルスキョルド
ヨハンネス、ヘルネル

第四十一　瑞西国　カルラン

第四十二　土耳其国　チュルカン（第三條ヲ留保ス）

第四十三　「ウルグェー」国　ホセ、バトレ、イ、オルドニェス

第四十四　「ヴェネズエラ」国　ジー、ヒル、フォルトウル

（條約附屬一）

陸戰ノ法規慣例ニ関スル規則

第一款　交戰者

第一章　交戰者ノ資格

第一條　戰爭ノ法規及権利義務ハ単ニ之ヲ軍ニ適用スルノミナラス左ノ條件ヲ具備スル民兵及義勇兵団ニモ亦之ヲ適用ス

一　部下ノ為ニ責任ヲ負フモノ其ノ頭ニアルコト

二　遠方ヨリ認識シ得ヘキ固著ノ殊別徽章ヲ有スルコト

三　公然兵器ヲ携帯スルコト

四　其ノ動作ニ付戰爭ノ法規慣例ヲ遵守スルコト

民兵又ハ義勇兵団ヲ以テ軍ノ全部又ハ一部ヲ組織スル国ニ在リテハ之ヲ軍ノ名称中ニ包含セシム

第二條　占領セラレサル地方ノ人民ニシテ敵ノ接近スルニ当リ第一條ニ依リテ編成ヲ為スノ遑ナク侵入軍隊ニ抗敵スル為自ラ進テ兵器ヲ操ル者カ公然兵器ヲ携帯シ且戰爭ノ法規慣例ヲ遵守スルトキハ之ヲ交戰者ト看做ス

第三條　交戰当事者ノ兵力ハ戰闘員及非戰闘員ヲ以テ之ヲ編成スルコトヲ得敵ニ虜ハレタル場合ニ於テハ二者均シク俘虜ノ取扱ヲ受クルノ権利ヲ有ス

第二章　俘虜

第四條　俘虜ハ敵ノ政府ノ権内ニ屬シ之ヲ虜ヘタル個人又ハ部隊ノ権内ニ屬スルコトナシ

俘虜ハ人道ヲ以テ取扱ハルヘシ

俘虜ノ一身ニ屬スルモノハ兵器馬匹及軍事書類ヲ除クノ外依然其ノ所有タルヘシ

第五條　俘虜ハ之ヲ都市城寨陣営其ノ他ノ場所ニ留置シ一定ノ境界以外ニ出テサル義務ヲ負ハシムルコトヲ得但シ已ムヲ得サル保安手段ノ為且該手段ヲ必要トスル事情ノ継続中ニ非サレハ之ヲ幽閉スルコトヲ得ス

第六條　国家ハ将校ヲ除クノ外俘虜ヲ其ノ階級及技能ニ応シ労務者トシテ使役スルコトヲ得其ノ労務ハ過度ナルヘカラス又一切戰争動作ニ関係ヲ有スヘカラス

俘虜ハ公務所私人又ハ自己ノ為ニ労務スルコトヲ許可セラルルコトアルヘシ

国家ノ為ニスル労務ニ付テハ内国陸軍軍人ヲ同一労務ニ使役スル場合ニ適用スルト同一ノ定額ヲ以テ報償ヲ為スヘシ右定額ナキトキハ其ノ労務ニ対スル割合ヲ以テ報償ヲ為スヘシ

他ノ公務所又ハ私人ノ為ニスル労務ニ関シテハ陸軍官憲ト協議ノ上條件ヲ定ムヘシ

俘虜ノ労銀ハ其ノ境遇ノ艱苦ヲ軽減スルノ用ニ供シ剰余ハ解放ノ時給養ノ費用ヲ控除シテ之ヲ交付スヘシ

第七條　政府ハ其ノ権内ニ在ル俘虜ヲ給養スヘキ義務ヲ有ス

交戦者間ニ特別ノ協定ナキ場合ニ於テハ俘虜ハ食料寝具及被服ニ関シ之ヲ虜ヘタル政府ノ軍隊ト対等ノ取扱ヲ受クヘシ

第八條　俘虜ハ之ヲ其ノ権内ニ属セシメタル国ノ陸軍ニ於ケル現行法律規則及命令ニ服従スヘキモノトス凡テ不従順ノ行為アルトキハ該俘虜ニ対シ必要ナル厳重手段ヲ施スコトヲ得

逃走シタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ達スル前又ハ之ヲ虜ヘタル軍ニ由リ占領セラレタル地方ヲ離ルルニ先チ再ヒ虜ヘラレタル者ハ懲罰ニ付セラルヘシ

俘虜逃走ヲ遂ケタル後再ヒ俘虜ト為リタル者ハ前ノ逃走ニ対シテハ何等罰ヲ受クルコトナシ

第九條　俘虜其ノ氏名及階級ニ付訊問ヲ受ケタルトキハ実

ヲ以テ答フヘキモノトス若シ之ニ背クトキハ同種ノ俘虜ニ与ヘラルヘキ利益ヲ減殺セラルルコトアルヘシ

第十條　俘虜ハ其ノ本国ノ法律カ之ヲ許ストキハ宣誓ノ後解放セラルルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ本国政府及之ヲ虜ヘタル政府ニ対シ一身ノ名誉ヲ賭シテ誓約ヲ厳密ニ履行スルノ義務ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ俘虜ノ本国政府ハ之ニ対シ其ノ誓約ニ違背スル勤務ヲ命シ又ハ之ニ服セムトノ申出ヲ受諾スヘカラサルモノトス

第十一條　俘虜ハ宣誓解放ノ受諾ヲ強制セラルルコトナク又敵ノ政府ハ宣誓解放ヲ求ムル俘虜ノ請願ニ応スルノ義務ナシ

第十二條　宣誓解放ヲ受ケタル俘虜ニシテ其ノ名誉ヲ賭シテ誓約ヲ為シタル政府又ハ其ノ政府ノ同盟国ニ対シテ兵器ヲ操リ再ヒ虜ヘラレタル者ハ俘虜ノ取扱ヲ受クルノ権利ヲ失フヘク且裁判ニ付セラルルコトアルヘシ

第十三條　新聞ノ通信員及探訪者、酒保、用達人ノ如キ直接ニ軍ノ一部ヲ為ササル従軍者ニシテ敵ノ権内ニ陥リ敵ニ於テ之ヲ抑留スルヲ有益ナリト認メタル者ハ其ノ所属

陸軍官憲ノ承認状ヲ携帯スルニ於テハ俘虜ノ取扱ヲ受クルノ権利ヲ有ス

第十四條　各交戦国ハ戦争ノ始ヨリ又中立国ハ交戦者ヲ其ノ領土内ニ収容シタルトキヨリ俘虜情報局ヲ設置ス情報局ハ俘虜ニ関スル一切ノ問合ニ答フルノ任務ヲ有シ俘虜ノ留置移動宣誓解放交換逃走入院死亡其ノ他各俘虜ニ関シ銘銘票ヲ作成補修スル為ニ必要ナル通報ヲ各当該官憲ヨリ受クルモノトス情報局ハ該票ニ番号氏名年齢本籍地階級所属部隊負傷竝補獲留置負傷及死亡ノ日附及場所其ノ他一切ノ備考事項ヲ記載スヘシ銘銘表ハ媾和条約締結ノ後之ヲ他方交戦者ノ政府ニ交付スヘシ

情報局ハ又宣誓解放セラレ交換セラレ逃走シ又ハ病院若ハ繃帯所ニ於テ死亡シタル俘虜ノ遺留シ竝戦場ニ於テ発見セラレタル一切ノ自用品有価物書状等ヲ収集シテ之ヲ其ノ関係者ニ伝送スルノ任務ヲ有ス

第十五條　慈善行為ノ媒介者タル目的ヲ以テ自国ノ法律ニ従ヒ正式ニ組織セラレタル俘虜救恤協会ハ其ノ人道ノ事業ヲ有効ニ遂行スル為軍事上ノ必要及行政上ノ規則ニ依リテ定メラレタル範囲内ニ於テ交戦者雙方ヨリ自己及其正当ノ委任アル代表者ニ一切ノ便宜ヲ受クヘシ右協会ノ

代表者ハ各自陸軍官憲ヨリ免許状ノ交付ヲ受ケ且該官憲ノ定メタル秩序風紀ニ関スル一切ノ規律ニ服従スヘキ旨書面ヲ以テ約シタル上留置所及送還セラルル俘虜ノ途中休泊所ニ於テ救恤品ヲ分与スルコトヲ許サルヘシ

第十六條　情報局ハ郵税免除ノ特典ヲ有ス俘虜ニ宛テラレ又ハ其ノ発シタル書状郵便為替有価物件及小包郵便物ハ差出国名宛国及通過国ニ於テ一切ノ郵税ヲ免除セラルヘシ

俘虜ニ宛テラレタル贈与品及救恤品ハ輸入税其ノ他ノ諸税及国有鉄道ノ運賃ヲ免除セラルヘシ

第十七條　俘虜将校ハ其ノ抑留セラルル国ノ同一階級ノ将校カ受クルト同一ノ俸給ヲ受クヘシ但シ右俸給ハ其ノ本国政府ヨリ之ヲ償還スヘキモノトス

第十八條　俘虜ハ陸軍官憲ノ定メタル秩序及風紀ニ関スル規律ニ服従スヘキコトヲ唯一ノ條件トシテ其ノ宗教ノ遵行ニ付凡テ自由ヲ与ヘラルルモノトス右ノ中ニハ其ノ宗門ノ礼拝式ニ列スルノ自由ヲ包含ス

第十九條　俘虜ノ遺言書ハ内国陸軍軍人ト同一ノ條件ヲ以テ之ヲ領置シ又ハ作成ス

俘虜ノ死亡ノ證明ニ関スル書類及埋葬ニ関シテモ亦同一

ノ規則ニ遵ヒ其ノ階級及身分ニ相当スル取扱ヲ為スヘシ

第二十條　媾和條約締結ノ後ハ成ルヘク速ニ俘虜ヲ其ノ本国ニ送還スヘシ

第三章　病者及傷者

第二十一條　病者及傷者ノ取扱ニ関スル交戦者ノ義務ハ「ジュネヴァ」條約ニ依ル

第二款　戦闘

第一章　害敵手段、攻囲及砲撃

第二十二條　交戦者ハ害敵手段ノ選択ニ付無制限ノ権利ヲ有スルモノニ非ス

第二十三條　特別ノ條約ヲ以テ定メタル禁止ノ外特ニ禁止スルモノ左ノ如シ

イ　毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト

ロ　敵ノ国民又ハ軍ニ属スル者ヲ背信ノ行為ヲ以テ殺傷スルコト

ハ　兵器ヲ捨テ又ハ自衛ノ手段尽キテ降ヲ乞ヘル敵ヲ殺傷スルコト

ニ　助命セサルコトヲ宣言スルコト

ホ　不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト

ヘ　濫ニ軍使旗国旗其ノ他ノ軍用ノ標章、敵兵ノ制服又ハ「ジュネヴァ」條約ノ殊別徽章ヲ使用スルコト

ト　戦争ノ必要上萬已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外敵ノ財産ヲ破壊シ又ハ押収スルコト

チ　対手当事者ノ国民ノ権利及訴権ノ消滅停止又ハ裁判上不受理ヲ宣言スルコト

一方ノ交戦者ハ対手当事者ノ国民カ戦争開始前其ノ使役ニ服シタル場合ト雖之ヲ強制シテ其ノ本国ニ対スル戦争動作ニ加ハラシムルコトヲ得ス

第二十四條　詭計竝敵情及地形探知ノ為必要ナル手段ノ行使ハ適法ト見做ス

第二十五條　防禦セラレサル都市村落住宅又ハ建物ハ如何ナル手段ニ依ルモ之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ禁ス

第二十六條　攻撃軍隊ノ指揮官ハ強襲ノ場合ヲ除クノ外砲撃ヲ始ムルニ先チ其ノ旨官憲ニ通告スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘキモノトス

第二十七條　攻囲及砲撃ヲ為スニ当リテハ宗教技芸学術及慈善ノ用ニ供セラルル建物、歴史上ノ紀念建造物、病院竝病者及傷者ノ収容所ハ之ヲシテ成ルヘク損害ヲ免レシムル為必要ナル一切ノ手段ヲ執ルヘキモノトス但シ同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレサルモノナルコトヲ條件トス

被囲者ハ豫メ攻囲者ニ通告シタル看易キ特別ノ徽章ヲ以テ右ノ建物又ハ収容所ヲ表示スルノ義務ヲ負フモノトス

第二十八條　都市其ノ他ノ地域ハ突撃ヲ以テ攻取シタル場合ト雖之ヲ掠奪ニ委スルコトヲ禁ス

第二章　間諜

第二十九條　一方ノ交戦者ニ通報スルノ意思ヲ以テ他ノ一方ノ作戦地帯内ニ於テ隠密ニ又ハ虚偽ノ口実ノ下ニ行動シテ各種ノ情報ヲ蒐集シ又ハ蒐集セムトスル者ニ非サレハ間諜ト看做スコトヲ得ス

故ニ変装セサル軍人ニシテ情報ヲ蒐集セムカ為敵軍ノ作戦地帯内ニ進入シタル者ハ之ヲ間諜ト看做サス又軍人タルト否トヲ問ハス自国軍又ハ敵軍ニ宛テタル通信ヲ伝達スルノ任務ヲ公然執行スル者モ亦之ヲ間諜ト看做サス通信ヲ伝達スル為及凡テ一軍又ハ一地方ノ各部間ノ聯絡ヲ通スル為軽気球ニテ派遣セラレタル者亦同シ

第三十條　現行中虜ヘラレタル間諜ハ裁判ノ判決ヲ経ルニ非サレハ之ヲ罰スルコトヲ得ス

第三十一條　一旦所属軍ニ復帰シタル後ニ至リ敵ノ為ニ虜ヘラレタル間諜ハ俘虜トシテ取扱ハルヘク前ノ間諜行為ニ対シテハ何等ノ責ヲ負フコトナシ

第三章　軍使

第三十二條　交戦者ノ一方ノ命ヲ帯ヒ他ノ一方ト交渉スル為白旗ヲ掲ケテ来ル者ハ之ヲ軍使トス軍使竝之ニ随従スル喇叭手鼓手旗手及通訳ハ不可侵権ヲ有ス

第三十三條　軍使ヲ差向ケラレタル部隊長ハ必シモ之ヲ受クルノ義務ナキモノトス

部隊長ハ軍使カ軍情ヲ探知スル為其ノ使命ヲ利用スルヲ防クニ必要ナル一切ノ手段ヲ執ルコトヲ得

濫用アリタル場合ニ於テハ部隊長ハ一時軍使ヲ抑留スルノ権利ヲ有ス

第三十四條　軍使カ背信ノ行為ヲ教唆シ又ハ自ラ之ヲ行フ為其ノ特権アル地位ヲ利用シタルノ證跡明確ナルトキハ其ノ不可侵権ヲ失フ

第四章　降伏約定

第三十五條　締約当事者間ニ協定セラルル降伏約定ニハ軍人ノ名誉ニ関スル規則ヲ参酌スヘキモノトス
降伏約定確定ノ上ハ当事者雙方ニ於テ厳密ニ之ヲ遵守スヘキモノトス

第五章　休戦

第三十六條　休戦ハ交戦当事者雙方ノ合意ヲ以テ戦争ノ動作ヲ停止ス若其ノ期間ノ定ナキトキハ交戦当事者ハ何時ニテモ再ヒ動作ヲ開始スルコトヲ得但シ休戦ノ條件ニ遵依シ所定ノ時期ニ於テ其ノ旨敵ニ通告スヘキモノトス

第三十七條　休戦ハ全部ニ亘リ又ハ一局部ニ限ルコトヲ得
其ノ全部ニ亘ルモノハ普ク交戦国ノ戦争ノ動作ヲ停止シ其ノ一局部ニ限ルモノハ単ニ特定ノ地域内ニ於テ交戦軍ノ或部分間ニ之ヲ停止スルモノトス

第三十八條　休戦ハ正式ニ且適当ノ時期ニ於テ之ヲ当該官憲及軍隊ニ通告スヘシ通告ノ後直ニ又ハ所定ノ時期ニ至リ戦闘ヲ停止ス

第三十九條　戦地ニ於ケル交戦者ト人民トノ間及交戦者相互間ノ交通ハ当事者ニ於テ休戦約定ノ條項中ニ之ヲ規定スルモノトス

第四十條　当事者ノ一方ニ於テ重大ナル休戦約定ノ違背ア

リタルトキハ他ノ一方ハ約定廃棄ノ権利ヲ有スルノミナラス緊急ノ場合ニ於テハ直ニ戦闘ヲ開始スルコトヲ得

第四十一條　個人カ自己ノ発意ヲ以テスル休戦約定ノ條項ノ違背ハ其ノ違背者ノ処罰ヲ要求シ且損害アリタル場合ニ賠償ヲ要求スルノ権利ヲ生スルニ止ルヘシ

第三款　敵国ノ領土内ニ於ケル軍ノ権力

第四十二條　一地方ニシテ事実上敵軍ノ権力内ニ帰シタルトキハ之ヲ占領セラレタルモノト看做ス
占領ハ右権力ノ樹立セラレ且行使セラルルニ至リタル地域ヲ以テ限トス

第四十三條　国ノ権力カ事実占領者ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絶対的ノ支障ナキ限占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルヘク公ノ秩序及公共生活ヲ回復且確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘシ

第四十四條　交戦者ハ占領地ノ人民ヲ強制シテ他方ノ交戦者ノ軍又ハ其ノ防禦手段ニ付情報ヲ供与セシムルコトヲ得ス

第四十五條　占領地ノ人民ハ之ヲ強制シテ敵国ニ対シ忠誠ノ誓ヲ為サシムルコトヲ禁ス

第四十六條　家族ノ名誉及権利、個人ノ生命及私有財産竝宗教ノ信仰及其ノ遵行ハ之ヲ尊重スヘシ
私有財産ハ之ヲ没収スルコトヲ得ス

第四十七條　掠奪ハ之ヲ厳禁ス

第四十八條　占領者カ占領地内ニ於テ国ノ為ニ定メラレタル租税賦課金及通過税ヲ徴収スルトキハ成ルヘク現行ノ賦課規則ニ依リ之ヲ徴収スヘシ此ノ場合ニ於テハ占領者ハ国ノ政府カ負担シタル程度ニ於テ占領地ノ行政費ヲ負担スルノ義務アルモノトス

第四十九條　占領者ハ軍又ハ占領地行政上ノ需要ニ応スル為ニスル場合ニ限リ占領地ニ於テ前條ニ掲ケタル税金以外ノ取立金ヲ命スルコトヲ得

第五十條　人民ニ対シテハ連帯ノ責アリト認ムヘカラサル個人ノ行為ノ為金銭上其ノ他連坐ノ罰ヲ科スルコトヲ得ス

第五十一條　取立金ハ凡テ書面ノ命令ニ依リ且総指揮官ノ責任ヲ以テ之ヲ徴収スヘシ
右取立金ハ成ルヘク現行ノ租税賦課規則ニ依リ之ヲ徴収スヘシ
一切ノ取立金ニ対シテハ納付者ニ領収證ヲ交付スヘシ

第五十二條　現品ノ徴発及賦役ハ占領軍ノ需要ノ為ニスルニ非サレハ市町村又ハ住民ニ対シテ之ヲ要求スルコトヲ得ス徴発及賦役ハ地方ノ資力ニ相応シ且人民ヲシテ其ノ本国ニ対スル戦争ノ動作ニ加ルノ義務ヲ負ハシメサル性質ノモノタルコトヲ要ス
右徴発及賦役ハ占領地方ニ於ケル指揮官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ要求スルコトヲ得ス
現品ノ供給ハ成ルヘク即金ニテ之ヲ仕払ヒ然ラサレハ領収證ヲ交付シテ之ヲ證明スヘク且成ルヘク速ニ之ニ対スル金額ノ仕払ヲ履行スヘシ

第五十三條　一地方ヲ占領シタル軍ハ国ノ所有ニ屬スル現金基金及有価證券、貯蔵兵器、輸送具、軍需品其ノ他凡テ戦争ノ動作ニ供スルコトヲ得ヘキ国有動産ノ外之ヲ押収スルコトヲ得ス
海上法ニ依リ支配セラルル場合ヲ除クノ外陸上海上及空中ニ於テ報道ノ伝送又ハ人若ハ物ノ輸送ノ用ニ供セラルル一切ノ機関、貯蔵兵器其ノ他各種ノ軍需品ハ私人ニ屬スルモノト雖之ヲ押収スルコトヲ得但シ平和克復ニ至リ之ヲ還付シ且之カ賠償ヲ為スヘキモノトス

第五十四條　占領地ト中立地トヲ連結スル海底電線ハ絶対

的ノ必要アル場合ニ非サレハ之ヲ押収シ又ハ破壊スルコトヲ得ス右電線ハ平和克復ニ至リ之ヲ還付シ且之カ賠償ヲ為スヘキモノトス

第五十五條　占領国ハ敵国ニ屬シ且占領地内ニ在ル公共建物、不動産、森林及農場ニ付管理者及用益権者タルニ過キサルモノト心得右財産ノ基本ヲ保護シ且用益権ノ法則ニ依リテ之ヲ管理スヘシ

第五十六條　市町村ノ財産竝国ニ屬スルモノト雖宗教慈善教育技芸及学術ノ用ニ供セラルル営造物ハ私有財産トシテ之ヲ取扱フヘシ

右ノ如キ営造物、歴史上ノ紀念建造物、技芸及学術上ノ製作品ノ故意ノ押収破壊又ハ毀損ハ凡テ禁セラレ且訴追セラルヘキモノトス

（五）　陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル條約

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下、亜米利加合衆国大統領、亜爾然丁共和国大統領、墺地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下、白耳義国皇帝陛下、「ボリヴィア」共和国大統領、伯剌西爾合衆国大統領、勃爾牙利国公殿下、智利共和国大統領、格倫比亜共和国大統領、玖馬共和国臨時

総督、丁抹国皇帝陛下、「ドミニカ」共和国大統領、「エクァトール」共和国大統領、西班牙国皇帝陛下、仏蘭西共和国大統領、大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下、希臘国皇帝陛下、「グッテマラ」共和国大統領、「ハイチ」共和国大統領、伊太利国皇帝陛下、日本国皇帝陛下、盧森堡国大公「ナッソー」公殿下、墨西哥合衆国大統領、「モンテネグロ」国公殿下、諾威国帝皇陛下、巴奈馬共和国大統領、「パラグェー」共和国大統領、和蘭国皇帝陛下、秘露共和国大統領、波斯国皇帝陛下、葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亜国皇帝陛下、全露西亜国皇帝陛下、「サルヴァドル」共和国大統領、塞爾比亜国皇帝陛下、暹羅国皇帝陛下、瑞典国皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其国皇帝陛下、東「ウルグェー」共和国大統領、「ヴェネズエラ」合衆国大統領ハ

陸戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ヲ一層明確ナラシメ且中立領土ニ避退シタル交戦者ノ地位ヲ定メムカ為

交戦者トノ関係ニ於ケル中立人ノ地位ヲ其ノ全体ニ付テ後日規定シ得ヘキヲ期待シ茲ニ中立人ノ資格ヲ定メムコトヲ希望シ

之カ為一ノ條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全権委員ヲ任命セリ

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下

国務大臣、土耳其国駐劄特命全権大使、男爵マルシャル、ド、ビーベルスタイン

本会議特派委員、「コンセイエー、アンチーム、ド、レガション」帝国外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

亜米利加合衆国大統領

特命大使ジョセフ、エッチ、チョート

特命大使ホレェス、ポーター

特命大使ユリアー、エム、ローズ

和蘭国駐劄特命全権公使デヴィッド、ジェーン、ヒル

海軍少将、全権公使チャールス、エス、スペリー

陸軍少将、合衆国陸軍軍法会議長、全権公使ジョージ、ビー、デーヴィス

全権公使ウィリアム、アイ、ブカナン

亜爾然丁共和国大統領

前外務大臣、伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ロク、サエンツ、ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレク

墺地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下

枢密顧問官、特命全権大使ゲータン、メレー、ド、カポスメレ

希臘国駐劄特命全権公使、男爵シャール、ド、マッキオ

白耳義国皇帝陛下

国務大臣、代議院議員、仏国学士会員、白耳義国学士会員、羅馬尼亜国学士会員、国際法学会名誉会員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール

国務大臣、前司法大臣ジー、ファン、デン、ホイヴェル

和蘭国駐劄特命全権公使、羅馬尼亜国学士会員、男爵ギーヨーム

「ボリヴィア」共和国大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ピニラ

英国駐劄特命全権公使フェルナンド、エ、グッチャラ

伯剌西爾合衆国大統領

特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ

和蘭国駐劄特命全権公使エヅアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利国公殿下

陸軍参謀少将、侍従将官ヴルバン、ヴィナロフ

大審院検事総長イヴァン、カランジューロフ

智利共和国大統領

英国駐劄特命全権公使ドミンゴ、ガナ

独逸国駐劄特命全権公使アウグスト、マッテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亜爾然丁国駐劄特命全権公使カルロス、コンチャ

格倫比亜共和国大統領

陸軍将官ホルヘ、ホルグィン

サンチアゴ、ペレス、トリアナ

仏国駐劄特命全権公使、陸軍将官マルセリアノ、ヴァルガス

玖馬共和国臨時総督

「ハヴァナ」大学国際法教授、上院議員アントニオ、サンチェス、デ、ブスタマンテ

米国駐劄特命全権公使ゴンザロ、デ、クェサグ、イ、アロステグィ

下院議員、伯爵ガブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、デ、モルテラ

仏蘭西共和国大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジョア

上院議員、一等全権公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン

巴里大学法科大学教授、名誉全権公使、外務省法律顧問、仏国学士会員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー

和蘭国駐劄特命全権公使マルスラン、ペレ

大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下

枢密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドワード、フライ

枢密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、サトウ

枢密顧問官、前国際法学会長、男爵ドーナルド、ジエームス、マツケー、レー

和蘭国駐劄特命全権公使「サー」ヘンリー、ハワード

希臘国皇帝陛下

前「ハヴァナ」中学校長、上院議員マヌエル、サングィリー

丁抹国皇帝陛下

侍従、米国駐劄特命全権公使コンスタンチン、ブロン

海軍少将クリスチアン、フレデリック、シェルレル

侍従、外務省課長アクセル、ヴェデル

「ドミニカ」共和国大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリクス、イ、カルヴァハル

共和国専門学校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ

「エクァトール」共和国大統領

仏国駐劄兼西班牙国駐劄特命全権公使ヴィクトル、レンドン

代理公使エンリク、ドルン、イ、デ、アルスア

西班牙国皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英国駐劄特命全権大使ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ

和蘭国駐劄特命全権公使ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴォ

独逸国駐劄特命全権公使クレオン、リツォ、ランガベ

雅典大学国際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジョールジュ、ストレイト

「グッテマラ」共和国大統領

和蘭国駐劄兼英国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチャド

独逸国駐劄代理公使エンリク、ゴメス、カリリヨ

「ハイチ」共和国大統領

仏国駐劄特命全権公使ジャン、ジョセフ、グルベマル

米国駐劄特命全権公使ジー、エヌ、レジュー

前国際公法教授、「ポルトープランス」組合弁護士ピエール、ユデクール

伊太利国皇帝陛下

上院議員、仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官、伊国委員長、伯爵ジョセフ、トルニエリ、ブルサチ、デ、ヴェルガノ

下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ボンピリ

参事院議官、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジナト

日本国皇帝陛下
特命全権大使都筑馨六
和蘭国駐劄特命全権公使佐藤愛麿
盧森堡国太公「ナッソー」公殿下
国務大臣、内閣議長アイシェン
独逸国駐劄代理公使、伯爵ド、ヴィレー
墨西哥合衆国大統領
伊国駐劄特命全権公使ゴンザロ、ア、エステヴァ
仏国駐劄特命全権公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー
白耳義国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ
「モンテネグロ」国公殿下
「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル、アクチュエル」、仏国駐劄露国特命全権大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル」、露国外務省常任顧問官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アンペリアル、アクチュエル」、和蘭駐劄露国特命全権公使チャリコフ
諸威国皇帝陛下
前内閣議長、前法学教授、和蘭国駐劄兼丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ
巴奈馬共和国大統領
ベリサリオ、ポラス
「パラグェー」共和国大統領
仏国駐劄特命全権公使エウセビオ、マチャイン
比律悉駐在領事、伯爵ジェー、デュ、モンソー、ド、ベルジャングル
和蘭国皇帝陛下
前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
国務大臣、参事院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、チェー、アッセル
退職陸軍中将、前陸軍大臣、参事院議官「ヨンクヘール」ヨット、チェー、チェー、デン、ベール、ボールチュゲール
特務侍従武官、退職海軍中将、前海軍大臣、「ヨンクヘール」ヨット、アー、ローエル
前司法大臣、下院議員ヨット、アー、ロエフ
秘露共和国大統領

仏国駐劄兼英国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジェー、カンダモ
波斯国皇帝陛下
仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタゾス、サルタネー
和蘭国駐劄特命全権公使ミルザ、アーメッド、カン、サデグ、ウル、ムルク
葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下
参事院議官、「ペール、デュ、ロワイヨーム」、前外務大臣、英国駐劄特命全権公使、特命全権大使、侯爵デ、ソヴェラル
和蘭国駐劄特命全権公使、伯爵デ、セリール
瑞西国駐劄特命全権公使アルベルト、ドリヴェイラ
羅馬尼亜国皇帝陛下
独逸国駐劄特命全権公使アレキサンドル、ベルヂマン
和蘭国駐劄特命全権公使エドガール、マヴロコルダト
全露西亜国皇帝陛下
「コンセイエー、プリヴェ、アクチュエル」、仏国駐劄特命全権大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴェ、外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アクチュエル」、侍従、和蘭国駐劄特命全権公使チャリコフ
「サルヴァドル」共和国大統領
仏国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ
英国駐劄代理公使サンチアゴ、ペレス、トリアナ
塞爾比亜国皇帝陛下
陸軍将官、参事院議長サヴァ、グルーイッチ
伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ
英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ミシエル、ミリチェヴィッチ
暹羅国皇帝陛下
陸軍少将モム、チャチデー、ウドム
公使館参事官セー、コラヂオニ、ドレリ
陸軍大尉ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル
瑞典国、「ゴッツ」及「ヴァンド」皇帝陛下
前司法大臣、丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所

裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハムマルスキョルド
前無主務大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル
瑞西聯邦政府
英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ガストン、カルラン
陸軍参謀大佐、「ジェネヴァ」大学教授ユージェーン、ボレル
「チューリヒ」大学法学教授マックス、フーベル
土耳其国皇帝陛下
特命大使「ミニストル、ド、レヴカフ」チュルカン、パシャ
伊国駐劄特命全権大使レチッド、ベー
海軍中将メヘメッド、パシャ
東「ウルグェー」共和国大統領
前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレ、イ、オルドニェス
前上院議長、仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ファン、ペー、カストロ
「ヴェネズエラ」合衆国大統領

独逸国駐劄代理公使ホセ、ヒル、フォルトウル

因テ各全権委員ハ其ノ全権委任状ヲ寄託シ其ノ良好妥当ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

第一章　中立国ノ領土

第一條　中立国ノ領土ハ不可侵トス

第二條　交戦者ハ軍隊又ハ弾薬若ハ軍需品ノ輜重ヲシテ中立国ノ領土内ヲ通過セシムルコトヲ得ス

第三條　交戦者ハ左ノ事項ヲ為スコトヲ得ス

イ　中立国ノ領土内ニ於テ陸上又ハ海上ニ於ケル交戦兵力トノ通信ノ用ニ供スヘキ無線電信所其ノ他一切ノ機械ヲ設置スルコト

ロ　交戦者カ戦争前ニ全然軍事上ノ目的ヲ以テ中立国ノ領土内ニ設置シタル右種類ノ設備ニシテ公衆通信ノ為ニ開放セラレサルモノヲ利用スルコト

第四條　交戦者ノ為中立国ノ領土内ニ於テ戦闘部隊ヲ編成シ又ハ徴募事務所ヲ開設スルコトヲ得ス

第五條　中立国ハ其ノ領土内ニ於テ第二條乃至第四條ニ掲ケタル一切ノ行為ヲ寛容スヘカラサルモノトス

中立国ハ其ノ領土内ニ於テ行ハレタルモノニ非サレハ中立違背ノ行為ヲ処罰スルノ義務ナキモノトス

第六條　中立国ハ交戦者ノ一方ノ勤務ニ服スル為個人カ箇箇ニ其ノ国境ヲ通過スルノ事実ニ付其ノ責ニ任セス

第七條　中立国ハ交戦者ノ一方又ハ他方ノ為ニスル兵器弾薬其ノ他軍隊又ハ艦隊ノ用ニ供シ得ヘキ一切ノ物件ノ輸出又ハ通過ヲ防止スルノ義務ナキモノトス

第八條　中立国ハ其ノ所有ニ属スルト会社又ハ個人ノ所有ニ属スルトヲ問ハス交戦者ニ対シ電信又ハ電話ノ線條竝無線電信機ノ使用ヲ禁止シ又ハ制限スルノ義務ナキモノトス

第九條　第七條及第八條ニ規定シタル事項ニ関シ中立国ノ定ムル一切ノ制限又ハ禁止ハ両交戦国ニ対シ一様ニ之ヲ適用スヘキモノトス

中立国ハ電信若ハ電話ノ線條又ハ無線電信機ノ所有者タル会社又ハ個人ヲシテ同一ノ義務ヲ履行セシムルコトニ注意スヘシ

第十條　中立国カ其ノ中立ノ侵害ヲ防止スル事実ハ兵力ヲ用ヰル場合ト雖之ヲ以テ敵対行為ト看做スコトヲ得ス

第二章　中立国内ニ於ケル留置交戦者及救護傷者

第十一條　中立国ハ交戦軍ニ属スル軍隊ヲ其ノ領土内ニ入ラシメタルトキハ成ルヘク之ヲ戦場ヨリ隔離シテ留置スヘシ

中立国ハ右軍隊ヲ陣営内ニ監守シ又ハ城塞若ハ特ニ之カ為ニ設備シタル場所ニ閉居セシムルコトヲ得

許可ナクシテ中立国ノ領土以外ニ出テサルノ宣誓ヲ為サシメテ将校ヲ解放スルト否トハ中立国ニ於テ之ヲ決スヘシ

第十二條　特別ノ條約ナキトキハ中立国ハ其ノ留置シタル人員ニ食料被服及人道ノ命スル救助ヲ供与スヘシ

留置ノ為ニ生シタル費用ハ平和克復ニ至リ償却セラルヘシ

第十三條　逃走シタル俘虜ヲ収容シタル中立国ハ之ヲ抑留スルコトナカルヘシ若其ノ領土内ニ滞留スルコトヲ寛容スルトキハ之カ居所ヲ指定スルコトヲ得

右ノ規定ハ中立国ノ領土内ニ避退スル軍隊ノ引率セル俘虜ニ対シ之ヲ適用ス

第十四條　中立国ハ交戦軍ニ属スル傷者又ハ病者カ其領土内ヲ通過スルヲ許スコトヲ得但シ之ヲ輸送スル列車ニハ戦争ノ人員及材料ヲ搭載スルコトヲ得サルモノトス

右ノ場合ニ於テハ中立国ハ之カ為必要ナル保安及監督ノ処置ヲ執ルヘキモノトス

交戦者ノ一方ニ依リ前記ノ條件ノ下ニ中立領土内ニ引率セラレタル傷者及病者ニシテ対手ノ交戦者ニ属スヘキ者ハ該中立国ニ於テ之ヲ監守シ再ヒ作戦動作ニ加ルコトヲ得サラシムヘシ右中立国ハ自己ニ委ネラレタル他方軍隊ノ傷者又ハ病者ニ対シ同一ノ義務ヲ有スルモノトス

第十五條　「ジェネヴァ」條約ハ中立領土内ニ留置セラレタル病者及傷者ニ之ヲ適用ス

第三章　中立人

第十六條　戦争ニ加ラサル国ノ国民ハ中立人トス

第十七條　左ノ場合ニ於テ中立人ハ其ノ中立ヲ主張スルコトヲ得ス

イ　交戦者ニ対シ敵対行為ヲ為ストキ

ロ　交戦者ノ利益ト為ルヘキ行為ヲ為ストキ殊ニ任意ニ交戦者ノ一方ノ軍ニ入リテ服務スルトキ

右ノ場合ニ於テ交戦者ニ対シ中立違反ノ行為アリタル中立人ハ該交戦者ヨリ之ニ対シ同一ノ行為ヲ為シタル他方交戦国ノ臣民ニ比シ一層厳ナル取扱ヲ受クルコトナシ

第十八條　左ニ掲クル事項ハ第十七條ロ号ニ所謂交戦者ノ一方ノ利益ト為ルヘキ行為ト見做サス

イ　交戦者ノ一方ニ供給ヲ為シ又ハ其ノ公債ニ応スルコト但シ供給者又ハ債主カ他方ノ交戦者ノ領土内又ハ其ノ占領地内ニ住居セス且供給品カ右地方ヨリ来ラサルモノナルトキニ限ル

ロ　警察又ハ民政ニ関スル勤務ニ服スルコト

第四章　鉄道材料

第十九條　中立国ヨリ来レル鉄道材料ニシテ該中立国又ハ私ノ会社若ハ個人ニ属シ且属スト認ムヘキモノハ必要已ムヲ得サル場合及程度ニ於テスルノ外交戦者ニ於テ之ヲ徴発使用スルコトヲ得ス右材料ハ成ルヘク速ニ本国ニ送還スヘシ

中立国モ亦必要ノ場合ニ於テハ交戦国ノ領土ヨリ来レル鉄道材料ヲ該交戦国カ徴発使用シタル程度以内ニ於テ留置使用スルコトヲ得

交戦国及中立国ハ其ノ使用シタル鉄道材料及其ノ使用ノ期間ニ応シテ互ニ賠償ヲ為スヘシ

第五章　附　則

第二十條　本條約ノ規定ハ締約国間ニノミ之ヲ適用シ且交戦者カ悉ク本條約ノ当事者ナルトキニ限ル

第二十一條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸国ノ代表者及和蘭国外務大臣ノ記名シタル調書ヲ以テ之ヲ証ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭国政府ニ宛テ且批准書ヲ添付シタル通告書ヲ以テ之ヲ為ス

第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書、前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認証謄本ハ和蘭国政府ヨリ外交上ノ手続ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国及本條約ニ加盟スル他ノ諸国ニ交付スヘシ前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ和蘭国政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第二十二條　記名国ニ非サル諸国ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル国ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭国政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託スヘシ

和蘭国政府ハ直ニ通告書及加盟者ノ認証謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第二十三條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸国ニ対シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸国ニ対シテハ和蘭国政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタル日ヨリ六十日ノ後ニ其ノ効力ヲ生スルモノトス

第二十四條　締約国中本條約ヲ廃棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭国政府ニ通告スヘシ和蘭国政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廃棄ハ其ノ通告カ和蘭国政府ニ到達シタル日ヨリ一年ノ後右通告ヲ為シタル国ニ対シテノミ効力ヲ生スルモノトス

第二十五條　和蘭国外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ本條約第二十一條第三項及第四項ニ依リ為シタル批准書寄託ノ日並加盟（第二十二條第二項）又ハ廃棄（第二十四條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約国ハ右帳簿ヲ閲覧シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證拠トシテ各全権委員ハ本條約ニ記名スルモノナリ

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手続ニ依リ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国ニ交付スヘキモノトス

第一　独逸国　マルシャル

第二　亜米利加合衆国　クリーゲ
ジョセフ、エッチ、チョート
ホレエス、ポーター
ユー、エム、ローズ
デヴィット、ジェーン、ヒル

第三　亜爾然丁国　シー、エス、スペリー
ウィリアム、アイ、ブカナン

第四　墺地利洪牙利国　ロク、サエンツ、ペニヤ

第五　白耳義国　ルイス、エム、ドラゴ
セー、ロドリゲス、ラレタ
メレー

第六　「ボリヴィア」国　男爵マッキオ

第七　伯剌西爾国　ア、ペルナール
フアン、デン、ホイヴェル
ギーヨーム
クラウヂオ、ピニラ

第八　勃爾牙利国　ルイ、バルボサ
エー、リスボア

第九　智利国　陸軍少将ヴィナロフ
イヴァン、カランジューロフ

第十　清国　ドミンゴ、ガナ

第十一　格倫比亜国　アウグスト、マッテ
カルロス、コンチャ

第十二　玖馬共和国　ホルヘ、ホルグィン
エス、ペレス、トリアナ

第十三　丁抹国　エム、ヴァルガス

第十四　「ドミニカ」共和国　アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ

第十五　「エクァトール」国　ゴンザロ、デ、クエサダ
マヌエル、サングィリー

第十六　西班牙国　セー、ブロン
ドクトル、ヘンリクス、イ、カルヴァハル
アポリナル、テヘラ
ヴィクトル、エム、レンドン
エ、ドルン、イ、デ、アルスア
ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ
ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルボ
ガブルエル、マウラ
レオン、ブールジョア

第十七　仏蘭西国　デスツールネル、ド、コンスタン
エル、ルノー

亜爾然丁共和国ハ第十九條ヲ留保ス

第十八　大不列顛国　マルスラン、ペレ
エドワード、フライ
アーネスト、サトウ
レー
ヘンリー、ハワード
} 第十六條、第十七條及第十八條ヲ留保ス

第十九　希臘　国　クレオン、リツォ、ランガベ

第二十　「グァテマラ」国　ジョールジュ、ストレイト

第二十一　「ハイチ」国　ホセ、チブレ、マチャド

第二十二　伊太利　国　グルベマル、ジャン、ジョセフ
ジー、エス、レジェー

第二十三　日本　国　ピエール、ユヂクール

第二十四　盧森堡　国　ポンピリ

第二十五　墨西哥　国　ジェー、フジナト
佐藤愛麿

第二十六　「モンテネグロ」国　アイシェン

第二十七　「ニカラグァ」国　伯爵ド、ヴィレー
ジェー、ア、エステヴァ
エス、ベー、ド、ミエー
エフ、エル、デ、ラ、バラ
ネリドフ
マルテンス
エヌ、チャリコフ

第二十八　諸威　国　エフ、ハーゲルプ

第二十九　巴奈馬　国　ベー、ボラス

第三十　「パラグェー」国　ジェー、デュ、モンソー

第三十一　和蘭　国　ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
テー、エム、チェー、アッセル
デン、ベール、ポールチュゲール
ヨット、アー、ローエル

第三十二　秘露　国　ヨット、アー、ロエフ
セー、ジェー、カンダモ

第三十三　波斯　国　エム、サマド、カン、モムクズス、サルタネー

第三十四　葡萄牙　国　エム、アーメッド、カン、サヂグ、ウル、ムルク
侯爵デ、ソヴェラル
伯爵デ、セリール

第三十五　羅馬尼亜　国　アルベルト、ドリヴェイラ

第三十六　露西亜　国　エドガール、マルヴロコルダト
ネリドフ
マルテンス
エヌ、チャリコフ

第三十七　「サルヴァドル」国　ベー、ジー、マテウ

第三十八　塞爾比亜　国　エス、ペレス、トリアナ
エス、グルーイッチ
エム、ジェー、ミロヴァノヴィッチ
エム、ジェー、ミチチェヴィッチ

第三十九　邏　羅　国　モム、チャチデー、ウドム
セー、コラヂオニ、ドレリ
ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル
カー、ハー、エル、ハュマルスキョルド
ヨハンネス、ヘルネル

第四十　瑞　典　国　カルラン
チュルカン

第四十一　瑞　西　国　ホセ、バトレ、イ、オルドニェス

第四十二　土　耳　其　国　ジー、ヒル、フォルトウル

第四十三　「ウルグェー」国

第四十四　「ヴェネズエラ」国

（六）開戦ノ際ニ於ケル商船取扱ニ関スル條約

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下、亜爾然丁共和国大統領、墺地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下、白耳義国皇帝陛下、「ボリヴィア」共和国大統領、伯剌西爾合衆国大統領、勃爾牙利国公殿下、智利共和国大統領、格倫比亜共和国大統領、玖馬共和国臨時総督、丁抹国皇帝陛下、「ドミニカ」共和国大統領、「エクァトール」共和国大統領、西班牙国皇帝陛下、仏蘭西共和国大統領、大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下、希臘国皇帝陛下、「グッテマラ」共和国大統領、「ハイチ」共和国大統領、伊太利国皇帝陛下、日本国皇帝陛下、盧森堡国大公「ナッソー」公殿下、墨西哥合衆国大統領、「モンテネグロ」国公殿下、諾威国皇帝陛下、巴奈馬共和国大統領、「パラグェー」共和国大統領、和蘭国皇帝陛下、秘露共和国大統領、波斯国皇帝陛下、葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亜国皇帝陛下、全露西亜国皇帝陛下、「サルヴァドル」共和国大統領、塞爾比亜国皇帝陛下、邏羅国皇帝陛下、瑞典国皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其国皇帝陛下、東「ウルグェー」共和国大統領、「ヴェネズエラ」合衆国大統領ハ

戦争ノ危禍ニ対シ国際商業ノ安全ヲ保障セムト欲シ及近世ノ慣例ニ従ヒ開戦前ニ善意ヲ以テ開始シ且履行中ニ在ル取引ヲ為シ得ル限保護セムト欲シ

之カ為一ノ條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全権委員ヲ任命セリ

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下

国務大臣、土耳其国駐劄特命全権大使、男爵　マルシャル、ド、ビーベルスタイン

本会議特派委員、「コンセイエー、アンチーム、ド、レガション」、帝国外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

亜爾然丁共和国大統領

前外務大臣、伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ロク、サエンツ、ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレク

墺地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下

枢密顧問官、特命全権大使ゲータン、メレー、ド、カポスメレ

希臘国駐劄特命全権公使、男爵　シャール、ド、マッキオ

白耳義国皇帝陛下

国務大臣、代議院議員、仏国学士会員、白耳義国学士会員、羅馬尼亜国学士会員、国際法学会名誉会員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール

国務大臣、前司法大臣ジー、ファン、デン、ホイヴェル

和蘭国駐劄特命全権公使、羅馬尼亜国学士会員、男爵ギーヨーム

「ボリヴィア」共和国大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ピニラ

英国駐劄特命全権公使フェルナンド、エ、グッチャラ

伯剌西爾合衆国大統領

特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ

和蘭国駐劄特命全権公使エヴアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利国公殿下

陸軍参謀少将、侍従将官ヴルバン、ヴィナロフ

大審院検事総長イヴァン、カランジューロフ

智利共和国大統領

英国駐劄特命全権公使ドミンゴ、ガナ

独逸国駐劄特命全権公使アウグスト、マッテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亜爾然丁国駐劄特命全権公使カルロス、コンチャ

格倫比亜共和国大統領

陸軍将官ホルヘ、ホルグィン

サンチアゴ、ペレス、トリアナ

仏国駐劄特命全権公使、陸軍将官マルセリアノ、ヴァルガス

玖馬共和国臨時総督

「ハヴァナ」大学国際法教授、上院議員アントニオ、サンチェス、デ、ブスタマンテ

米国駐劄特命全権公使ゴンザロ、デ、クェサダ、イ、アロステグィ

前「ハヴァナ」中学校長、上院議員、マヌエル、サングィリー

丁抹国皇帝陛下

侍従、米国駐劄特命全権公使コンスタンチン、ブロン

海軍少将クリスチアン、フレデリック、シェルレル

侍従、外務省課長アクセル、ヴェデル

「ドミニカ」共和国大統領

巴里大学法科大学教授、名誉全権公使、外務省法律顧問、仏国学士会員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー

和蘭国駐劄特命全権公使マルスラン、ペレ

大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下

枢密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官「サー」エドワード、フライ

枢密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官「サー」アーネスト、メーソン、サトウ

枢密顧問官、前国際法学会長、男爵ドーナルド、ジェームス、マッケー、レー

和蘭国駐劄特命全権公使「サー」ヘンリー、ハワード

希臘国皇帝陛下

独逸国駐劄特命全権公使クレオン、リツォ、ランガベ

雅典大学国際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジョールジュ、ストレイト

「グッテマラ」共和国大統領

和蘭国駐劄兼英国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチャド

独逸国駐劄代理公使エンリケ、ゴメス、カリリヨ

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリクス、イ、カルヴァハル

共和国専門学校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ

「エクァトール」共和国大統領

仏国駐劄兼西班牙国駐劄特命全権公使ヴィクトル、レンドン

代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア

西班牙国皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英国駐劄特命全権大使ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ

和蘭国駐劄特命全権公使ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴォ

下院議員、伯爵ガブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、デ、ラ、モルテラ

仏蘭西共和国大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジョア

上院議員、一等全権公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン

「ハイチ」共和国大統領

仏国駐劄特命全権公使ジャン、ジョセフ、グルベマル

米国駐劄特命全権公使ジー、エヌ、レジェー

前国際公法教授、「ポルトープランス」組合弁護士ピエール、ユデクール

伊太利国皇帝陛下

上院議員、仏国駐劄特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊国委員長、伯爵ジョセフ、トルニエル、ブルサチ、デ、ヴェルガノ

下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピリ

参事院議官、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジナト

日本国皇帝陛下

特命全権大使都筑馨六

和蘭国駐劄特命全権公使佐藤愛麿

盧森堡国太公「ナッソー」公殿下

国務大臣、内閣議長アイシェン

独逸国駐劄代理公使、伯爵ド、ヴィレー

墨西哥合衆国大統領

伊国駐劄特命全権公使ゴンザロ、ア、エステヴァ

仏国駐劄特命全権公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー

白耳義国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ

「モンテネグロ」国公殿下

「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル、アクチュエル」仏国駐劄露国特命全権大使ネリドフ

「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル」、露国外務省常任顧問官ド、マルテンス

「コンセイエー、デク、アンペリアル、アクチュエル」、和蘭国駐劄露国特命全権公使チャリコフ

諸威国皇帝陛下

前内閣議長、前法学教授、和蘭国駐劄兼丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ

巴奈馬共和国大統領

ペリサリオ、ボラス

「パラグェー」共和国大統領

仏国駐劄特命全権公使エウセビオ、マチャイン

和蘭国駐劄特命全権公使ミルザ、アーメッド、カン、サデグ、ウル、ムルク

葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下

参事院議官、「ペール、ヂュ、ロワイヨム」、前外務大臣、英国駐劄特命全権公使、特命全権大使、侯爵デ、ソヴェラル

和蘭国駐劄特命全権公使、伯爵デ、セリール

瑞西国駐劄特命全権公使アルベルト、ドリヴェイラ

羅馬尼亜国皇帝陛下

独逸国駐劄特命全権公使アレキサンドル、ペルヂマン

和蘭国駐劄特命全権公使エドガール、マブロコルダト

全露西亜国皇帝陛下

「コンセイエー、プリヴェ、アクチュエル」、仏国駐劄特命全権大使ネリドフ

「コンセイエー、プリヴェ」、外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、ド、マルテンス

「コンセイエー、デク、アクチュエル」、侍従、和蘭国駐劄特命全権公使チャリコフ

「サルヴァドル」共和国大統領

比律悉駐在領事、伯爵ジェー、ヂュ、モンソー、ド、ベルジャングル

和蘭国皇帝陛下

前外務大臣、下院議員、ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール

国務大臣、参事院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、チエー、アッセル

退職陸軍中将、前陸軍大臣、参事院議官、「ヨンクヘール」ヨット、チェー、チェー、デン、ベール、ポールチュゲール

特務侍従武官、退職海軍中将、前海軍大臣、「ヨンクヘール」ヨット、アー、ローエル

前司法大臣、下院議員ヨット、アー、ロエフ

秘露共和国大統領

仏国駐劄兼英国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジェー、カンダモ

波斯国皇帝陛下

仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタズス、サルタネー

仏国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ

英国駐劄代理公使サンチアゴ、ペレス、トリアナ

塞爾比亜国皇帝陛下

陸軍将官、参事院議長サヴァ、グルーイッチ

伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ

英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ミシェル、ミリチェヴィッチ

暹羅国皇帝陛下

陸軍少将モム、チャチデー、ウドム

公使館参事官セー、コラヂオニ、ドレリ

陸軍大尉ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル

瑞典国、「ゴッツ」及「ヴァンド」皇帝陛下

前司法大臣、丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハュマルスキョルド

前無主務大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル

瑞西聯邦政府

英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ガストン、カルランン
陸軍参謀大佐、「ジェネヴァ」大学教授ユージェーン、
ボレル
「チューリヒ」大学教授マックス、フーベル
土耳其国皇帝陛下
特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チュルカン、
パシャ
伊国駐劄特命全権大使レチット、ベー
海軍中将メヘメッド、パシャ
東「ウルグェー」共和国大統領
前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレ、イ、オ
ルドニェス
前上院議長、仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁
判官フアン、ペー、カストロ
「ヴェネズエラ」合衆国大統領
独逸国駐劄代理公使ホセ、ヒル、フォルトウル
因テ各全権委員ハ其ノ全権委任状ヲ寄託シ其ノ良好妥当ナ
ルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

第一條　交戦国ノ一方ニ属スル商船カ開戦ノ際敵国港内ニ
在ルトキハ即刻又ハ相当ノ恩恵的期限ノ後自由ニ出港シ
且通航免状ヲ附与セラレタル後其ノ仕向港又ハ指定セラ
ルヘキ他ノ港ニ赴クヲ許サレムコトヲ希望ス

開戦前ニ最後ノ発航港ヲ去リ戦争ヲ知ラスシテ敵港内ニ
入リタル船舶ニ付亦同シ

第二條　不可抗力ニ基ク事情ノ為前條ニ掲ケタル期限内ニ
敵港ヲ去ルコト能ハサリシ商船又ハ出港ヲ許サレサリシ
商船ハ之ヲ没収スルコトヲ得ス
交戦者ハ単ニ戦争終了ノ後賠償ナクシテ之ヲ還付スルノ
義務ヲ負ヒテ該船舶ヲ押収シ又ハ償金ヲ払ヒテ之ヲ徴発
スルコトヲ得

第三條　開戦前ニ最後ノ発航港ヲ去リ海上ニ於テ軍艦ニ遭
遇シタル際戦争ヲ知ラサリシ敵商船ハ之ヲ没収スルコト
ヲ得ス右商船ハ単ニ戦争終了ノ後賠償ナクシテ還付スル
ノ義務ヲ負ヒテ之ヲ押収シ又ハ賠償ヲ為シ且人員ノ安全
及船舶書類ノ保管ヲ為スノ義務ヲ負ヒテ之ヲ徴発シ又ハ
破壊スルコトヲ得
右船舶ニシテ自国港又ハ中立港ニ寄港シタル後ハ海戦ノ
法規及慣例ニ依ルモノトス

第四條　第一條及第二條ニ掲ケタル船舶内ニ在ル敵貨ハ之
ヲ押収シタル上戦争終了ノ後賠償ナクシテ還付シ又ハ賠

償ヲ為シテ船舶ト共ニ若ハ船舶ト離シテ之ヲ徴発スルコ
トヲ得

第三條ニ掲ケタル船舶内ニ在ル貨物ニ付亦同シ

第五條　本條約ハ商船ニシテ其ノ構造カ軍艦ニ変更セラル
ヘキモノナルコトヲ示スモノニハ之ヲ適用セス

第六條　本條約ノ規定ハ締約国間ニノミ之ヲ適用シ且交戦
者カ悉ク本條約ノ当事者ナルトキニ限ル

第七條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ
批准書ハ海牙ニ寄託ス
第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸国ノ代表者及和蘭
国外務大臣ノ記名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス
爾後ノ批准書寄託ハ和蘭国政府ニ宛テ且批准書ヲ添付シ
タル通告書ヲ以テ之ヲ為ス
第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書、前項ニ掲ケタル通告
書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭国政府ヨリ外交上ノ手続ヲ
以テ直ニ之ヲ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国及本
條約ニ加盟スル他ノ諸国ニ交付スヘシ前項ニ掲ケタル場
合ニ於テハ和蘭国政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ
通知スルモノトス

第八條　記名国ニ非サル諸国ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得」

加盟セムト欲スル国ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭国政府
ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託
スヘシ
和蘭国政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸
国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第九條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸国ニ対
シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ
批准シ又ハ加盟スル諸国ニ対シテハ和蘭国政府カ右批准
又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタル日ヨリ六十日ノ後ニ其ノ効
力ヲ生スルモノトス

第十條　締約国中本條約ヲ廃棄セムト欲スルモノアルトキ
ハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭国政府ニ通告スヘシ和蘭国政府
ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告
書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ
廃棄ハ其ノ通告カ和蘭国政府ニ到達シタル日ヨリ一年ノ
後右通告ヲ為シタル国ニ対シテノミ効力ヲ生スルモノト
ス

第十一條　和蘭国外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ本條約第七條第
三項及第四項ニ依リ為シタル批准書寄託ノ日並加盟（第

八條第二項）又ハ廃棄（第十條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約国ハ右帳簿ヲ閲覧シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證拠トシテ各全権委員ハ本條約ニ記名スルモノナリ

第一　独逸国
第二　亜米利加合衆国
第三　亜爾然丁国
第四　墺地利洪牙利国
第五　白耳義国
第六　「ボリヴィア」国
第七　伯剌西爾国
第八　勃爾牙利国
第九　智利国

マルシャル
クリーゲ
｝第三條及第四條第二項ヲ留保ス

ロク、サエンツ、ペニヤ
ルイス、エム、トラゴ
セー、ロドリゲス、ラレタ
メレー
男爵マッキオ
ア、ベルナール
ジー、ファン、デン、ホイヴェル
ギーヨーム
ラクウデオ、ヒニラ
ルイ、バルボサ
エー、リスボア
陸軍少将ヴィナロフ
イヴァン、カランジューロフ
ドミンゴ、ガナ

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手続ニ依リ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国ニ交付スヘキモノトス

第十　清国
第十一　格倫比亜国
第十二　玖馬共和国
第十三　丁抹国
第十四　「ドミニカ」共和国
第十五　「エクァトール」共和国
第十六　西班牙国
第十七　仏蘭西国
第十八　大不列顛国

アウグスト、マッテ
カルロス、コンチャ
ホルヘ、ホルグィン
エス、ペレス、トリアナ
エム、ヴァルガス
アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ
ゴンザロ、デ、クェサダ
マヌエル、サングィリー
セー、ブロン
ドクトル、ヘンリクス、イ、カルヴァハル
アポリナル、テヘラ
ヴィクトル、エム、レンドン
エ、ドルン、イ、デ、アルスア
ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ
ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴォ
ガブリエル、マウラ
レオン、ブールジョア
デスツールネル、ド、コンスタン
エル、ルノー
マルスラン、ペレ
エドワード、フライ
アーネスト、サトウ

第十九　希臘国
第二十　「グァテマラ」国
第二十一　「ハイチ」国
第二十二　伊太利国
第二十三　日本国
第二十四　盧森堡国
第二十五　墨西哥国
第二十六　「モンテネグロ」国
第二十七　「ニカラグァ」国
第二十八　諾威国
第二十九　巴奈馬国
第三十　「パラグェー」国
第三十一　和蘭国
第三十二　秘露国
第三十三　波斯国
第三十四　葡萄牙国
第三十五　羅馬尼亜国
第三十六　露西亜国
第三十七　「サルヴァドル」国
第三十八　塞爾比亜国
第三十九　暹羅
第四十　瑞典国

レー
ヘンリー、ハワード
クレオン、リツォ、ランガベ
ジョールジュ、ストレイト
ホセ、チブレ、マチャド
グルベマル、ジャン、ツョゼフ
ジー、エヌ、レジェー
ピエール、ユヂクール
ポンピリ
ジェー、フジナト
佐藤愛麿
アイシェン
伯爵ド、ヴィレー
ジェー、ア、エステヴァ
エス、ベー、ド、ミエー
エフ、エル、デ、ラ、バラ
ネリドフ
マルテンス
エヌ、チャリコフ
エフ、ハーゲルプ
ベー、ポラス
ジェー、デュ、モンソー

ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
テー、エム、チェー、アッセル
デン、ベール、ボールチュゲール
ヨット、アー、ローエル
ヨット、アー、ロエフ
セー、ジェー、カンダモ
モムタゾス、サルクネー、エム、サマド、カン
サヂグ、ウル、ムルク、エム、アーメッド、カン
アルベルト、ドリヴェイラ
エドガール、マヴロコルダト
ネリドフ
マルテンス
エヌ、チャリコフ
――本條約第三條及第四條第二項ニ対シテ表明シ且千九百七年九月二十七日ノ第七回総会議ノ議事録ニ記入セラレタル留保ヲ為ス
ペー、ジー、マテウ
エス、ペレス、トリアナ
エス、グルーイッチ
エム、ジェー、ミロヴァノヴィッチ
エム、ジェー、ミリチェヴィッチ
モム、チャチデー、ウドム
セー、コラヂオニ、ドレリ
ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル
カー、ハー、エル、ハュマルスキョルド
ヨハンネス、ヘルネル

第四十一　瑞　西　国　カルラン
第四十二　土　耳　其　国　チェルカン
第四十三　「ウルグェー」国　ホセ、バトレ、イ、オルドニェス
第四十四　「ヴェネズエラ」国　ジー、ヒル、フォルトウル

（七）商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル條約

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下、亜爾然丁共和国大統領、墺地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下、白耳義国皇帝陛下、「ボリヴィア」共和国大統領、伯剌西爾合衆国大統領、勃爾牙利国公殿下、智利共和国大統領、格倫比亜共和国大統領、玖馬共和国臨時総督、丁抹国皇帝陛下、「エクァトール」共和国大統領、西班牙国皇帝陛下、仏蘭西共和国大統領、大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下、希臘国皇帝陛下、「グッテマラ」共和国大統領、「ハイチ」共和国大統領、伊太利国皇帝陛下、日本国皇帝陛下、盧森堡国大公「ナッソー」公殿下、墨西哥合衆国大統領、「モンテネグロ」国公殿下、諾威国皇帝陛下、巴奈馬共和国大統領、「パラグェー」共和国大統領、和蘭国皇帝陛下、秘露共和国大統領、波斯国皇帝陛下、葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亜国皇帝陛下、全露西亜国皇帝陛下、「サルヴァドル」共和国大統領、塞爾比亜国皇帝陛下、遥羅国皇帝陛下、瑞典国皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其国皇帝陛下、「ヴェネズエラ」合衆国大統領ハ

戦時ニ於テ商船ヲ戦闘艦隊ニ編入スルコトニ付之ヲ行ヒ得ヘキ條件ヲ定ムルノ希望スヘキコトヲ考慮シ

締約国ハ商船ヲ軍艦ニ変更スルコトハ之ヲ公海ニ於テ行ヒ得ルヤ否ノ問題ニ関シ一致スルコト能ハサリシニ因リ変更ノ場所ハ問題外ト為シ左記ノ規則中ニ包含セラレサルモノナルコトヲ考慮シ

之カ為一ノ條約ヲ締結セムコトヲ希望シ各左ノ全権委員ヲ任命セリ

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下

国務大臣、土耳其国駐劄特命全権大使、男爵マルシャル、ド、ビーベルスタイン

本会議特派委員「コンセイエー、アンチーム、ド、レ「ボリヴィア」共和国大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ピニラ

英国駐劄特命全権公使フェルナンド、エ、グッテャラ

伯剌西爾合衆国大統領

特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ

和蘭国駐劄特命全権公使エヴアルト、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利国公殿下

陸軍参謀少将、侍従将官ヴルバン、ヴィナロフ

大審院検事総長イヴァン、カランジューロフ

智利共和国大統領

英国駐劄特命全権公使ドミンゴ、ガナ

独逸国駐劄特命全権公使アウグスト、マッテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亜爾然丁国駐劄特命全権公使カルロス、コンチャ

格倫比亜共和国大統領

陸軍将官、ホルヘ、ホルグィン

サンチァゴ、ペレス、トリアナ

仏国駐劄特命全権公使、陸軍将官マルセリアノ、ヴァルガス

ガション」帝国外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

亜爾然丁共和国大統領

前外務大臣、伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ロク、サエンツ、ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

墺地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下

枢密顧問官、特命全権大使ゲータン、メレー、ド、カボスメレ

希臘国駐劄特命全権公使、男爵シャール、ド、マッキオ

白耳義国皇帝陛下

国務大臣、代議院議員、仏国学士会員、白耳義国学士会員、羅馬尼亜国学士会員、国際法学会名誉会員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール

国務大臣、前司法大臣ジー、ファン、デン、ホイヴェル

和蘭国駐劄特命全権公使、羅馬尼亜国学士会員、男爵ギーヨーム

玖馬共和国臨時総督
「ハヴァナ」大学国際法教授、上院議員アントニオ、サンチェス、デ、ブスタマンテ
米国駐劄特命全権公使ゴンザロ、デ、クェサダ、イ、アロステグィ
前「ハヴァナ」中学校長、上院議員マヌエル、サングィリー
丁抹国皇帝陛下
侍従、米国駐劄特命全権公使コンスタンチン、ブロン
海軍少将クリステアン、フレデリック、シェルレル
侍従、外務省課長アクセル、ヴェデル
「エクァトール」共和国大統領
仏国駐劄兼西班牙国駐劄特命全権公使ヴィクトル、レンドン
代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア
西班牙国皇帝陛下
上院議員、前外務大臣、英国駐劄特命全権大使ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ
和蘭国駐劄特命全権公使ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴォ
独逸国駐劄特命全権公使クレオン、リツォ、ランガベ
雅典大学国際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジョールジュ、ストレイト
「グッテマラ」共和国大統領
和蘭国駐劄兼英国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチャド
独逸国駐劄代理公使エンリケ、ゴメス、カリリョ
「ハイチ」共和国大統領
仏国駐劄特命全権公使ジャン、ジョセフ、ダルベマル
米国駐劄特命全権公使ジー、エヌ、レジェー
前国際公法教授、「ポルトープランス」組合弁護士ピエール、ユヂクール
伊太利国皇帝陛下
上院議員、仏国駐劄特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊国委員長、伯爵ジョセフ、トルニエリ、ブルサチ、ヂ、ヴェルガノ
下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピリ
参事院議官、下院議員前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジナト

下院議員、伯爵ガブリエル、マウラ、ガマゾ、デ、モルテラ
仏蘭西共和国大統領
特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジョア
上院議員、一等全権公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン
巴里大学法科大学教授、名誉全権公使、外務省法律顧問、仏国学士会員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー
和蘭国駐劄特命全権公使マルスラン、ペレ
大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下
枢密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドワード、フライ
枢密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、サトウ
枢密顧問官、前国際法学会長、男爵ドーナルド、ジェームス、マッケー、レー
和蘭国駐劄特命全権公使、「サー」ヘンリー、ハワード
希臘国皇帝陛下
日本国皇帝陛下
特命全権大使都筑馨六
和蘭国駐劄特命全権公使佐藤愛麿
盧森堡国太公「ナッソー」公殿下
国務大臣、内閣議長アイシェン
独逸国駐劄代理公使、伯爵ド、ヴィレー
墨西哥合衆国大統領
伊国駐劄特命全権公使ゴンザロ、ア、エステヴァ
仏国駐劄特命全権公使セバスチアン、ペー、ド、ミエー
白耳義国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ
「モンテネグロ」国公殿下
「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル、アクチュエル」、仏国駐劄露国特命全権大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル」、露国外務省常任顧問官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アンペリアル、アクチュエル」、和蘭国駐劄露国特命全権公使チャリコフ
諸威国皇帝陛下
前内閣議長、前法学教授、和蘭国駐劄兼丁抹国駐劄特命

全権公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ
巴奈馬共和国大統領
ベリサリオ、ポラス
「パラグェー」共和国大統領
仏国駐劄特命全権公使エウセビオ、マチャイン
比律悉駐在領事、伯爵ジェー、デュ、モンソー、ド、ベルジヤンダル
和蘭国皇帝陛下
前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
国務大臣、参事院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、チェー、アッセル
退職陸軍中将、前陸軍大臣、参事院議官、「ヨンクヘール」ヨット、チェー、チェー、デン、ベール、ボールチュゲール
特務侍従武官、退職海軍中将、前海軍大臣、「ヨンクヘール」ヨット、アー、ローエル
前司法大臣、下院議員ヨット、アー、ロエフ
秘露共和国大統領
「コンセイエー、デタ、アクチュエル」、侍従、和蘭国駐劄特命全権公使チャリコフ
「サルヴァドル」共和国大統領
仏国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ
英国駐劄代理公使サンチアゴ、ペレス、トリアナ
塞爾比亜国皇帝陛下
陸軍将官、参事院議長サヴァ、グルーイッチ
伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ
英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ミシェル、ミリチェヴィッチ
暹羅国皇帝陛下
陸軍少将モム、チャチデー、ウドム
公使館参事官セー、コラジオニ、ドレリ
陸軍大尉ルアング、ビュヴアナルト、ナリューバル
瑞典国、「ゴッツ」及「ヴァンド」皇帝陛下
前司法大臣、丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハュマルスキョルド

仏国駐劄兼英国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジェー、カンダモ
波斯国皇帝陛下
仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタゾス、サルタネー
和蘭国駐劄特命全権公使ミルザ、アーメッド、カン、サヂグ、ウル、ムルク
葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下
参事院議官、「ペール、デュ、ロワイヨーム」、前外務大臣、英国駐劄特命全権公使、特命全権大使、侯爵デ、ソヴェラル
和蘭国駐劄特命全権公使、伯爵デ、セリール
瑞西国駐劄特命全権公使アルベルト、ドリヴェイラ
羅馬尼亜国皇帝陛下
独逸国駐劄特命全権公使アレキサンドル、ベルヂマン
和蘭国駐劄特命全権公使エドガール、マヴロコルダト
全露西亜国皇帝陛下
「コンセイエー、プリヴェ、アクチュエル」、仏国駐劄特命全権大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴェ」、外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス
前無主務大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル
瑞西聯邦政府
英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ガストン、カルラン
陸軍参謀大佐、「ジェネヴァ」大学教授ユージェーン、ボレル
「チューリヒ」大学法学教授マックス、フーベル
土耳其国皇帝陛下
特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チュルカン、パシャ
伊国駐劄特命全権大使レチッド、ベー
海軍中将メヘメッド、パシャ
「ヴェネズエラ」合衆国大統領
独逸国駐劄代理公使ホセ、ヒル、フォルトウル
因テ各全権委員ハ其ノ全権委任状ヲ寄託シ其ノ良好妥当ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協定セリ
第一條　軍艦ニ変更セラレタル商船ハ其ノ掲クル国旗ノ所属国ノ直接ノ権力直接ノ監督及責任ノ下ニ置カルルニ非サレハ軍艦ニ屬スル権利及義務ヲ有スルコトヲ得ス

第二條　軍艦ニ変更セラレタル商船ニハ其ノ国ノ軍艦ノ外部ノ殊別徽章ヲ附スルコトヲ要ス

第三條　指揮官ハ国家ノ勤務ニ服シ且当該官憲ニ由テ正式ニ任命セラレ其ノ名ハ艦隊ノ将校名簿中ニ記載セラルヘキモノトス

第四條　乗員ハ軍紀ニ服スヘキモノトス

第五條　軍艦ニ変更セラレタル一切ノ商船ハ其ノ行動ニ付戦争ノ法規慣例ヲ遵守スヘキモノトス

第六條　交戦者ニシテ商船ヲ軍艦ニ変更シタルモノハ成ルヘク速ニ右変更ヲ其ノ軍艦表中ニ記入スルコトヲ要ス

第七條　本條約ノ規定ハ締約国間ニノミ之ヲ適用シ且交戦者カ悉ク本條約ノ当事者ナルトキニ限ル

第八條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸国ノ代表者及和蘭国外務大臣ノ記名シタル調書ヲ以ヲ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭国政府ニ宛テ且批准書ヲ添付シタル通告書ヲ以テ之ヲ為ス

第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書、前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭国政府ヨリ外交上ノ手続ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国及本條約ニ加盟スル他ノ諸国ニ交付スヘシ前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ和蘭国政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第九條　記名国ニ非サル諸国ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル国ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭国政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託スヘシ

和蘭国政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第十條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸国ニ対シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸国ニ対シテハ和蘭国政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタル日ヨリ六十日ノ後ニ其ノ効力ヲ生スルモノトス

第十一條　締約国中本條約ヲ廃棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭国政府ニ通告スヘシ和蘭国政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廃棄ハ其ノ通告カ和蘭国政府ニ到達シタル日ヨリ一年ノ後右通告ヲ為シタル国ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生スルモノトス

第十二條　和蘭国外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ本條約第八條第三項及第四項ニ依リ為シタル批准書寄託ノ日竝加盟（第九條第二項）又ハ廃棄（第十一條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約国ハ右帳簿ヲ閲覧シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

第一	独逸国	マルシャル クリーゲ
第二	亜米利加合衆国	
第三	亜爾然丁国	ロク、サエンツ、ペニヤ セー、ロドリゲス、ラレタ
第四	墺地利洪牙利国	メレー 男爵マッキオ
第五	白耳義国	ア、ベルナール ファン、デン、ホイヴェル ギーヨーム
第六	「ボリヴィア」国	クラウヂオ、ピニラ ルイ、バルボサ
第七	伯剌西爾国	エー、リスボア

右證拠トシテ各全権委員ハ本條約ニ記名スルモノナリ

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手続ニ依リ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国ニ交付スヘキモノトス

第八　勃爾牙利　国　陸軍少将ヴィナロフ
　　イヴァン、カランジューロフ
第九　智利　国　ドミンゴ、ガナ
　　アウグスト、マッテ
　　カルロス、コンチャ
第十　清　国
第十一　格倫比亜　国　ホルヘ、ボルグィン
　　エス、ペレス、トリアナ
　　エム、ヴァルガス
第十二　玖馬共和国　アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ
　　ゴンザロ、デ、クェサダ
　　マヌエル、サングィリー
　　セー、ブロン
第十三　丁抹　国
第十四　「ドミニカ」共和国　ヴィクトル、エム、レンドン
第十五　「エクァトール」共和国　エ、ドルン、イ、デ、アルスア
　　ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ
第十六　西班牙　国　ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴォ
　　ガブリエル、マウラ
第十七　仏蘭西　国　レオン、ブールジョア
　　デスツールネル、ド、コンスタン
　　エル、ルノー
第十八　大不列顛　国　マルスラン、ペレ
　　エドワード、フライ
　　アーネスト、サトウ
第十九　希臘　国　レー
　　ヘンリー、ハワード
第二十　「グァテマラ」国　クレオン、リツォ、ランガベ
第二十一　「ハイチ」国　ジョールジュ、ストレイト
　　ホセ、チブレマチャド
第二十二　伊太利　国　グルベマル、ジャン、ジョセフ
　　ジー、エヌ、レジェー
　　ピエール、ユヂクール
　　ポンピリ
第二十三　日本　国　ジェー、フジナト
第二十四　盧森堡　国　佐藤愛麿
第二十五　墨西哥　国　アイシェン
　　伯爵ド、ヴィレー
第二十六　「モンテネグロ」国　ジェー、ア、エステヴァ
　　エス、ベー、ド、ミエー
　　エフ、エル、デ、ラ、バラ
　　ネリドフ
　　マルテンス
　　エヌ、チャリコフ
第二十七　「ニカラグァ」国　エフ、ハーゲルプ
第二十八　諾威　国

第二十九　巴奈馬国
第三十　「パラグェー」国
第三十一　和蘭国
第三十二　秘露国
第三十三　波斯国
第三十四　葡萄牙国
第三十五　羅馬尼亜国
第三十六　露西亜国
第三十七　「サルヴァドル」国
第三十八　塞爾比亜国
第三十九　暹羅国
第四十　瑞典国
第四十一　瑞西国
第四十二　土耳其国
第四十三　「ウルグェー」国
第四十四　「ヴェネズエラ」国

ベー、ボラス
ジェー、ヂュ、モンソー
ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
テー、エム、チェー、アッセル
デン、ベール、ボールチュゲール
ヨット、アー、ローエル
ヨット、アー、ロエフ
セー、ジェー、カングモ
モムタズス、サルクネー、エム、サマド、カン
サヂク、ウル、ムルク、エム、アーメッド、カン
侯爵デ、ソヴェラル
伯爵デ、セリール
アルベルト、ドリヴェイラ
エドガール、マヴロコルダト
ネリドフ
マルテンス
エヌ、チャリコフ
ベー、ジー、マテウ
エス、ペレス、トリアナ
エス、グルーイッチ
エム、ジェー、ミロヴァノヴィッチ
エム、ジェー、ミリチェヴィッチ
モム、チャチデー、ウドム

セー、コラヂオニ、ドレリ
ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル
カー、ハー、エル、ハュマルスキョルド
ヨハンネス、ヘルネル
カルラン
チェルカン（千九百七年十月九日ノ本会議第八回総会議ニ於テ為シタル宣言ヲ留保ス）

（八）　触発自動海底水雷ノ敷設ニ関スル條約

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下、亜米利加合衆国大統領、亜爾然丁共和国大統領、墺地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下、白耳義国皇帝陛下、「ボリヴィア」共和国大統領、伯剌西爾合衆国大統領、勃爾牙利国公殿下、智利共和国大統領、格倫比亜共和国大統領、玖馬共和国臨時総督、丁抹国皇帝陛下、「ドミニカ」共和国大統領、「エクァトール」共和国大統領、仏蘭西共和国大統領、大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下、希臘国皇帝陛下、「グッテマラ」共和国大統領、「ハイチ」共和国大統領、伊太利国皇帝陛下、日本国皇帝陛下、盧森堡国太公「ナッソー」公殿下、墨西哥合衆国大統領、諾威国皇帝陛下、巴奈馬共和国大統領、「パラグェー」共和国大統領、和蘭国皇帝陛下、秘露共和国大統領、波斯国皇帝陛下、羅馬尼亜国皇帝陛下、「サルヴァドル」共和国大統領、塞爾比亜皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其国皇帝陛下、東「ヴルグェー」共和国大統領、「ヴェネズエラ」合衆国大統領ハ

各国民ニ対シテ開放セラレタル海路ノ自由ノ原則ニ鑑ミ現時ノ状態ニ於テハ触発自動海底水雷ノ使用ヲ禁止スルコト能ハストスルモ戦争ノ禍害ヲ軽減シ且戦争ノ存在ニ拘ラス為シ得ル限平和的航海ニ対シテ其ノ当然主張シ得ヘキ安全ヲ付与セムカ為之カ使用ヲ制限シ且之ニ付規定ヲ設クルノ必要ナルコトヲ考慮シ

本件ハ後日現存ノ利益ニ対シ一切ノ望マシキ保障ヲ与フル様之ヲ規定シ得ヘキモノナルコトヲ期待シ之カ為一ノ條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全権委員ヲ任命セリ

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下
国務大臣、土耳其国駐劄特命全権大使、男爵　マルシャル、ド、ビーベルスタイン
本会議特派委員「コンセイエー、アンチーム、ド、レガション」、帝国外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

亜米利加合衆国大統領
特命大使ジョセフ、エッチ、チョート
特命大使ホレェス、ポーター
特命大使ユリアー、エム、ローズ

和蘭国駐劄特命全権公使　デヴィッド、ジェーン、ヒル

海軍少将、全権公使チャールス、エス、スペリー

陸軍少将、合衆国陸軍軍法会議長、全権公使ジョージ、ビー、デーヴィス

全権公使ウィリアム、アイ、ブカナン

亜爾然丁共和国大統領

伯剌西爾合衆国大統領
特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ

和蘭国駐劄特命全権公使　エヴアルト、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利国公殿下
陸軍参謀少将侍従将官ヴルバン、ヴィナロフ
大審院検事総長イヴァン、カランジューロフ

智利共和国大統領
英国駐劄特命全権公使ドミンゴ、ガナ

独逸国駐劄特命全権公使アウグスト、マッテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亜爾然丁国駐劄特命全権公使カルロス、コンチャ

格倫比亜共和国大統領
陸軍将官ホルヘ、ホルグィン
サンチアゴ、ペレス、トリアナ

仏国駐劄特命全権公使、陸軍将官マルセリアノ、ヴァルガス

玖馬共和国臨時総督
「ハヴァナ」大学国際法教授、上院議員アントニオ、サンチェス、デ、ブスクマンテ

前外務大臣、伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

埃地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下
枢密顧問官、特命全権大使ゲータン、メレー、ド、カポスメレ

希臘国駐劄特命全権公使、男爵シャール、ド、マッキオ

白耳義国皇帝陛下
国務大臣、代議院議員、仏国学士会員、白耳義国学士会員、羅馬尼亜国学士会員、国際法学会名誉会員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール

国務大臣、前司法大臣ジー、ファン、デン、ホイヴェル

和蘭国駐劄特命全権公使、羅馬尼亜国学士会員、男爵ギーヨーム

「ボリヴィア」共和国大統領
外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ピニラ

英国駐劄特命全権公使フェルナンド、エ、グッチャラ

米国駐劄特命全権公使ゴンザロ、デ、クェサダ、イ、アロステグィ

前「ハヴァナ」中学校長、上院議員マヌエル、サングィリー

丁抹国皇帝陛下
侍従、米国駐劄特命全権公使コンスタンチン、ブロン

海軍少将クリスチアン、フレデリック、シェルレル

侍従、外務省課長アクセル、ヴェデル

「ドミニカ」共和国大統領
前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリクス、イ、カルヴァハル

共和国専門学校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ

「エクァトール」共和国大統領
仏国駐劄兼西班牙国駐劄特命全権公使ヴィクトル、レンドン

代理公使エンリク、ドルン、イ、デ、アルスア

仏蘭西共和国大統領
特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジョア

上院議員、一等全権公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵
デスツールネル、ド、コンスタン

巴里大学法科大学教授、名誉全権公使、外務省法律顧問、仏国学士会員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー

和蘭国駐劄特命全権公使マルスラン、ペレ

大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下

枢密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドワード、フライ

枢密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、サトウ

枢密顧問官、前国際法学会長、男爵ドーナルド、ジェームス、マッケー、レー

和蘭国駐劄特命全権公使、「サー」ヘンリー、ハワード

希臘国皇帝陛下

独逸国駐劄特命全権公使クレオン、リツォ、ランガベ

雅典大学国際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジョールジェ、ストレイト

「グッテマラ」共和国大統領

国務大臣、内閣議長アイシェン

独逸国駐劄代理公使、伯爵ド、ヴィレー

墨西哥合衆国大統領

伊国駐劄特命全権公使ゴンザロ、ア、エステヴァ

仏国駐劄特命全権公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー

白耳義国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ

諸威国皇帝陛下

前内閣議長、前法学教授、和蘭国駐劄兼丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ

巴奈馬共和国大統領

ベリサリオ、ポラス

「パラグェー」共和国大統領

仏国駐劄特命全権公使エウセビオ、マチャイン

比律悉駐在領事、伯爵ジェー、デュ、モンソー、ド、ベルジャンダル

和蘭国皇帝陛下

前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール

和蘭国駐劄兼英国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官
ホセ、チブレ、マチャド

独逸国駐劄代理公使エンリク、ゴメス、カリリヨ

「ハイチ」共和国大統領

仏国駐劄特命全権公使ジャン、ジョセフ、ダルベマル

米国駐劄特命全権公使ジー、エヌ、レジェー

前国際公法教授、「ポルトープランス」組合弁護士ピエール、ユデクール

伊太利国皇帝陛下

上院議員、仏国駐劄特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊国委員長、伯爵ジョセフ、トルニエリ、ブルサチ、デ、ヴェルガノ

下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピリ

参事院議官、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジナト

日本国皇帝陛下

特命全権大使都筑馨六

和蘭国駐劄特命全権公使佐藤愛麿

盧森堡国太公「ナッソー」公殿下

国務大臣、参事院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、チェー、アッセル

退職陸軍中将、前陸軍大臣、参事院議官、「ヨンクヘール」ヨット、チェー、チェー、デン、ベール、ポールチュゲール

特務侍従武官、退職海軍中将、前海軍大臣、「ヨンクヘール」ヨット、アー、ローエル

前司法大臣、下院議員ヨット、アー、ロエフ

秘露共和国大統領

仏国駐劄兼英国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジェー、カンダモ

波斯国皇帝陛下

仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタズス、サルタネー

和蘭国駐劄特命全権公使ミルザ、アーメッド、カン、サヂグ、ウル、ムルク

羅馬尼亜国皇帝陛下

独逸国駐劄特命全権公使アレキサンドル、ベルデマン

和蘭国駐劄特命全権公使エドガール、マヴロコルダト

「サルヴァドル」共和国大統領

仏国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ
英国駐劄代理公使サンチアゴ、ペレス、トリアナ
塞爾比亜国皇帝陛下
陸軍将官、参事院議長サヴァ、グルーイッチ
伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ
英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ミシェル、ミリチェヴィッチ
暹羅国皇帝陛下
陸軍少将モム、チャチデー、ウドム
公使館参事官セー、コラヂオニ、ドレリ
陸軍大尉ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル
瑞西聯邦政府
英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ガストン、カルラン
陸軍参謀大佐、「ジェネヴァ」大学教授ユージェーン、ボレル
「チューリヒ」大学法学教授マックス、フーベル
土耳其国皇帝陛下

特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チェルカン、パシャ
伊国駐劄特命全権大使レチッド、ベー
海軍中将メヘメッド、パシャ
東「ウルグェー」共和国大統領
前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレ、イ、オルドニェス
前上院議長、仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ファン、ペー、カストロ
「ヴェネズエラ」合衆国大統領
独逸国駐劄代理公使ホセ、ヒル、フォルトウル

因テ各全権委員ハ其ノ全権委任状ヲ寄託シ其ノ良好妥当ナルヲ認メ以テ左ノ条項ヲ協定セリ

第一條　左ノ事項ハ之ヲ禁止ス

一　敷設者ノ監理ヲ離レテヨリ長クトモ一時間以内ニ無害ト成ルノ構造ヲ有スルモノヲ除クノ外無繋維触発自動水雷ヲ敷設スルコト

二　繋維ヲ離レタル後直ニ無害ト成ラサル繋維触発自動水雷ヲ敷設スルコト

三　命中セサル場合ニ無害ト成ラサル魚形水雷ヲ使用スルコト

第二條　単ニ商業上ノ航海ヲ遮断スルノ目的ヲ以テ敵ノ沿岸及港ノ前面ニ触発自動水雷ヲ敷設スルコトヲ禁ス

第三条　繋維触発自動水雷ヲ使用スルトキハ平和的航海ヲ安全ナラシムル為一切ノ為シ得ヘキ豫防手段ヲ執ルヘシ交戦者ハ為シ得ル限右水雷ヲシテ一定ノ期間経過後ハ無害タラシムルノ装置ヲ施スヘキコト及右水雷ニシテ監視セラレサルニ至リタルトキハ軍事ノ必要上差支ナキ限速ニ航海者ニ対スル告示ヲ以テ其ノ危険区域ヲ指示スヘキコトヲ約束ス右告示ハ外交上ノ手続ニ依リ之ヲ各国政府ニ通知スヘキモノトス

第四條　中立国ニシテ其ノ沿岸ノ前面ニ触発自動水雷ヲ敷設スルモノハ交戦者ト同一ノ規定ニ遵拠シ且同一ノ豫防手段ヲ執ルコトヲ要ス

中立国ハ事前ノ通告ニ依リ触発自動水雷ヲ敷設セムトスル区域ヲ航海者ニ知ラシムルコトヲ要ス右告示ハ外交上ノ手続ニ依リ至急之ヲ各国政府ニ通知スヘキモノトス

第五條　締約国ハ戦争終了シタルトキハ各自其ノ敷設シタル水雷ヲ引上クル為施シ得ヘキ凡テノ手段ヲ尽スヘキコトヲ約束ス

交戦者ノ一方カ他ノ交戦者ノ沿岸ニ敷設シタル繋維触発自動水雷ニ関シテハ之ヲ敷設シタル国ハ其ノ敷設面ヲ他ノ国ニ通告シ各国ハ最短期限内ニ自国ノ水域中ニ在ル水雷ヲ引上クルノ手段ヲ執ルヘシ

第六條　締約国ニシテ未タ本條約ニ規定スルカ如キ完全ナル水雷ヲ有セス従テ現ニ第一條及第三條ニ定メタル規則ニ準拠スルコト能ハサルモノハ前記ノ規定ニ適応セシムル為其ノ水雷材料ヲ速ニ改良スヘキコトヲ約束ス

第七條　本條約ノ規定ハ締約国間ニノミ之ヲ適用シ且交戦者カ悉ク本條約ノ当事者ナルトキニ限ル

第八條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸国ノ代表者及和蘭国外務大臣ノ記名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭国政府ニ宛テ且批准書ヲ添付シタル通告書ヲ以テ之ヲ為ス

第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書、前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭国政府ヨリ外交上ノ手続ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国及本條約ニ加盟スル他ノ諸国ニ交付スヘシ前項ニ掲ケタル場

合ニ於テハ和蘭国政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第九條　記名国ニ非サル諸国ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セント欲スル国ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭国政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託スヘシ

和蘭国政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第十條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸国ニ対シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸国ニ対シテハ和蘭国政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタル日ヨリ六十日ノ後ニ其ノ効力ヲ生スヘキモノトス

第十一條　本條約ハ第一回批准書寄託ノ日以後第六十日ヨリ七年間有効ナルモノトス

本條約ハ廃棄アルニ非サレハ右期間満了後引続キ効力ヲ有ス

廃棄ハ書面ヲ以テ和蘭国政府ニ通告スヘシ和蘭国政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廃棄ハ其ノ通告カ和蘭国政府ニ到達シタル日ヨリ六月ノ後右通告ヲ為シタル国ニ対シテノミ効力ヲ生スルモノトス

第十二條　締約国ハ触発自動水雷使用ノ問題カ第三回平和会議ニ由リテ既ニ審議決定セラレサリシ場合ニハ前條第一項ノ期間満了ヨリ六月前ニ於テ更ニ該問題ヲ審議セムコトヲ約束ス

締約国ニ於テ水雷使用ニ関スル新條約ヲ締結スルトキハ本條約ハ其ノ実施ノ時ヨリ之ヲ適用セス

第十三條　和蘭国外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ本條約第八條第三項及第四項ニ依リ為シタル批准書寄託ノ日並加盟（第九條第二項）又ハ廃棄（第十一條第三項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約国ハ右帳簿ヲ閲覧シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證拠トシテ各全権委員ハ本條約ニ記名スルモノナリ

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手続ニ依リ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国ニ交付スヘキモノトス

第一	独逸国	マルシャル、第二條ヲ留保ス
第二	亜米利加合衆国	クリーゲ、ジョセフ、エッチ、チョート、ホレス、ポーター
		ユー、エム、ローズ
		デヴィッド、ジェーン、ヒル
		シー、エス、スペリー
		ウィリアム、アイ、ブカナン
第三	亜爾然丁国	ロク、サエンツ、ペニヤ、ルイス、エム、ドラゴ
		セー、ロドリゲス、ラレタ
第四	墺地利洪牙利国	メレー
		男爵マッキオ
第五	白耳義国	ア、ベルナール
		ファン、デン、ホイヴェル
		ギーヨーム
第六	「ボリヴィア」国	クラウヂオ、ピニラ
第七	伯剌西爾国	ルイ、バルボサ
		エー、リスボア
第八	勃爾牙利国	陸軍少将ヴィナロフ
		イヴァン、カランジューロフ
第九	智利国	ドミンゴ、ガナ
		アウグスト、マッテ

第十　清国
第十一　格倫比亜国
第十二　玖馬共和国
第十三　丁抹国
第十四　「ドミニカ」共和国
第十五　「エクァトール」共和国
第十六　西班牙国
第十七　仏蘭西国
第十八　大不列顛国
第十九　希臘国
第二十　「グァテマラ」国
第二十一　「ハイチ」国
第二十二　伊太利国
第二十三　日本国
第二十四　盧森堡国
第二十五　墨西哥国
第二十六　「モンテネグロ」国
第二十七　「ニカラグァ」国
第二十八　諾威国
第二十九　巴奈馬国
第三十　「パラグェー」国
第三十一　和蘭国
第三十二　秘露国
第三十三　波斯国
第三十四　葡萄牙国

カルロス、コンデャ
ホルヘ、ホルグィン
エス、ペレス、トリアナ
エム、ヴァルガス
アントニオ、エス、デ、ブスクマンテ
ゴンザロ、デ、クェサダ
マヌエル、サングィリー
ア、ヴェデル
ドクトル、ヘンリクス、イ、カルヴァハル　第一條第一号ヲ留保ス
アポリナル、テヘラ
ヴィクトル、エム、レンドン
エ、ドルン、イ、デ、アルスア
マルスラン、ペレ（第二條ヲ留保ス）
エドワード、フライ　左ノ宣言ヲ留保ス
アーネスト、サトウ　英国全権委員ハ本條約ニ記名スルニ当リ本條約カ或行為又ハ方法ヲ禁止セストノ単純ナル事実ハ英国皇帝陛下ノ政府ヨリ前記ノ行為又ハ方法ノ当否ヲ争フノ権利ヲ奪フモノニ非サルコトヲ宣言ス
クレオン、リツォ、ランガベ
ジョールジュ、ストレイト
ホセ、チブレ、マチャド
グルベマル、ジャン、ジョセフ
ジー、エヌ、レジェー
ピエール、ユヂクール
ポンピリ
ジェー、フジナト
佐藤愛麿
アイシェン
伯爵ド、ヴィレー
ジェー、ア、エステヴァ
エス、ベー、ド、ミエー
エフ、エル、デ、ラ、バラ
エフ、ハーゲルプ
ベー、ポラス
ジェー、デュ、モンソー
ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
テー、エム、チェー、アッセル
デン、ベール、ポールチュゲール
ヨット、アー、ローエル
セー、ジェー、カンダモ
モムタゾス、サルタネー、エム、サマド、カン
サヂグ、ウル、ムルク、エム、アーメッド、カン

第三十五　羅馬尼亜国　エドガール、マヴロコルダト
第三十六　露西亜国　ペー、ジー、マテウ
第三十七　「サルヴァドル」国　エス、ペレス、トリアナ
第三十八　塞爾比亜国　エス、グルーイッチ
エム、ジェー、ミロヴァノヴィッチ
エム、ジェー、ミリチェヴィッチ
第三十九　邏羅国　モム、チャチデー、ウドム
セー、コラヂオニ、ドレリ
ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル
第一條第一号ヲ留保ス
第四十　瑞典国　カルラン
第四十一　瑞西国　チュルカン
第四十二　土耳其国　ホセ、バトレ、イ、オルドニェス
第四十三　「ウルグェー」国　ジー、ヒル、フォルトウル
第四十四　「ヴェネズエラ」国　利共和国大統領、格倫比亜共和国大統領、玖馬共和国臨時総督、丁抹国皇帝陛下、「ドミニカ」共和国大統領、「エクァトール」共和国大統領、仏蘭西共和国大統領、大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下、希臘国皇帝陛下、「グァテマラ」共和国大統領、「ハイチ」共和国大統領、伊太利国皇帝陛下、日本国皇帝陛下、盧森堡

（千九百七年十月九日ノ本会議第八回総会議ノ議事録ニ記入セラレタル宣言ヲ留保ス）

（九）戦時ニ於テ海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル條約

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下、亜米利加合衆国大統領、亜爾然丁共和国大統領、墺地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下、白耳義国皇帝陛下、「ボリヴィア」共和国大統領、伯剌西爾合衆国大統領、勃爾牙利国公殿下、智国太公「ナッソー」公殿下、墨西哥合衆国大統領、「モンテネグロ」国公殿下、諾威国皇帝陛下、巴奈馬共和国大統領、「パラグェー」共和国大統領、和蘭国皇帝陛下、秘露共和国大統領、波斯国皇帝陛下、葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亜国皇帝陛下、全露西亜国皇帝陛下、「サルヴァドル」共和国大統領、塞爾比亜国皇帝陛下、邏羅国皇帝陛下、瑞典国皇帝陛下、瑞西連邦政府、土耳其国皇帝陛下、東「ヴルグェー」共和国大統領、「ヴェネズエラ」合衆国大統領ハ

防禦セラレサル港都市及村落ヲ海軍力ヲ以テ砲撃スルコトニ関シ第一回平和会議ノ表明シタル希望ヲ実行セムト欲シ

為シ得ル限陸戦ノ法規慣例ニ関スル千八百九十九年ノ規則ノ主義ヲ海軍力ヲ以テスル砲撃ニ拡張シ以テ右砲撃ニ付住民ノ権利ヲ保障シ且重要ナル建物ノ保存ヲ確ムヘキ一般規定ヲ適用スルノ必要ヲ考慮シ

之ニ由リテ人道ノ利益ニ貢献シ戦争ノ惨害ヲ軽減セムコトヲ冀ヒ

之カ為一ノ條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全権委員ヲ任命セリ

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下
国務大臣、土耳其国駐劄特命全権大使、男爵マルシャル、ド、ビーベルスタイン
本会議特派委員、「コンセイエー、アンチーム、ド、レガシヨン」、帝国外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ
亜米利加合衆国大統領
特命大使ホレェス、ポーター
特命大使ユリアー、エム、ローズ
和蘭国駐劄特命全権公使デヴィッド、ジェーン、ヒル
海軍少将、全権公使チャールス、エス、ペリー
陸軍少将、合衆国陸軍軍法会議長、全権公使ジョージ、ビー、デーヴィス
全権公使ウィリアム、アイ、ブカナン
亜爾然丁共和国大統領
前外務大臣、伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ペニヤ
前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

墳地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下

枢密顧問官、特命全権大使ゲータン、メレー、ド、カポスメレ

希臘国駐劄特命全権公使、男爵シャール、ド、マッキオ

白耳義国皇帝陛下

国務大臣、代議院議員、仏国学士会員、白耳義国学士会員、羅馬尼亜国学士会員、国際法学会名誉会員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール

国務大臣、前司法大臣ジー、ファン、デン、ホイヴェル

和蘭国駐劄特命全権公使、羅馬尼亜国学士会員、男爵ギーヨーム

「ボリヴィア」共和国大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ピニラ

英国駐劄特命全権公使フェルナンド、エ、グッチャラ

伯剌西爾合衆国大統領

特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ

和蘭国駐劄特命全権公使エヴアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

丁抹国皇帝陛下

侍従、米国駐劄特命全権公使コンスタンチン、ブロン

海軍少将クリスチアン、フレデリック、シェルレル

侍従、外務省課長アクセル、ヴェデル

「ドミニカ」共和国大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴァハル

共和国専門学校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ

「エクァトール」共和国大統領

仏国駐劄兼西班牙国駐劄特命全権公使ヴィクトル、レンドン

代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア

仏蘭西共和国大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジョア

上院議員、一等全権公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン

巴里大学法科大学教授、名誉全権公使、外務省法律顧問、仏国学士会員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー

勃爾牙利国公殿下

陸軍参謀少将、侍従将官ヴルバン、ヴィナロフ

大審院検事総長イヴァン、カランジューロフ

智利共和国大統領

英国駐劄特命全権公使ドミンゴ、ガナ

独逸国駐劄特命全権公使アウグスト、マッテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亜爾然丁国駐劄特命全権公使カルロス、コンチャ

格倫比亜共和国大統領

陸軍将官ホルヘ、ホルグィン

サンチアゴ、ペレス、トリアナ

仏国駐劄特命全権公使、陸軍将官マルセリアノ、ヴァルガス

玖馬共和国臨時総督

「ハヴァナ」大学国際法教授、上院議員アントニオ、サンチェス、デ、ブスタマンテ

米国駐劄特命全権公使ゴンザロ、デ、クェサダ、イ、アロステグィ

前「ハヴァナ」中学校長、上院議員マヌエル、サングィリー

和蘭国駐劄特命全権公使マルスラン、ペレ

大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下

枢密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドワード、フライ

枢密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、サトウ

枢密顧問官、前国際法学会長、男爵ドーナルド、ジェームス、マッケー、レー

和蘭国駐劄特命全権公使、「サー」ヘンリー、ハワード

希臘国皇帝陛下

独逸国駐劄特命全権公使クレオン、リツォ、ランガベ

雅典大学国際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジョールジュ、ストレート

「グッテマラ」共和国大統領

和蘭国駐劄兼英国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチャド

独逸国駐劄代理公使エンリク、ゴメス、カリリヨ

「ハイチ」共和国大統領

仏国駐劄特命全権公使ジャン、ジョセフ、グルベマル

米国駐劄特命全権公使ジー、エヌ、レジェー
前国際公法教授、「ポルトープランス」組合弁護士ピエール、ユヂクール
伊太利国皇帝陛下
上院議員、仏国駐劄特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊国委員長、伯爵ジョセフ、トルニエル、ブルサチ、デ、ヴェルガノ
下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピリ
参事院議官、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジナト
日本国皇帝陛下
特命全権大使都筑馨六
和蘭国駐劄特命全権公使佐藤愛麿
盧森堡国太公「ナッソー」公殿下
国務大臣、内閣議長アイシェン
独逸国駐劄代理公使、伯爵ド、ヴィレー
墨西哥合衆国大統領
伊国駐劄特命全権公使ゴンザロ、ア、エステヴァ
仏国駐劄特命全権公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー
前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
国務大臣、参事院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、チェー、アッセル
退職陸軍中将、前陸軍大臣、参事院議官、「ヨンクヘール」ヨット、チェー、チェー、デン、ベール、ポールチュゲール
特務侍従武官、退職海軍中将、前海軍大臣、「ヨンクヘール」ヨット、アー、ローエル
前司法大臣、下院議員ヨット、アー、ロエフ
秘露共和国大統領
仏国駐劄兼英国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジェー、カンダモ
波斯国皇帝陛下
仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタゾス、サルタネー
和蘭国駐劄特命全権公使ミルザ、アーメッド、カン、サヂグ、ウル、ムルク
葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下
参事院議官、「ペール、デュ、ロワイヨーム」、前外務大

白耳義国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ
「モンテネグロ」国公殿下
「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル、アクチュエル」、仏国駐劄露国特命全権大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル」、露国外務省常任顧問官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アンペリアル、アクチュエル」、和蘭国駐劄露国特命全権公使チャリコフ
諸威国皇帝陛下
前内閣議長、前法学教授、和蘭国駐劄兼丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ
巴奈馬共和国大統領
ベリサリオ、ポラス
「パラグェー」共和国大統領
仏国駐劄特命全権公使エウセビオ、マチャイン
比律悉駐在領事、伯爵ジェー、デュ、モンソー、ド、ベルジャングル
和蘭国皇帝陛下
臣、英国駐劄特命全権公使、特命全権大使、侯爵デ、ソヴェラル
和蘭国駐劄特命全権公使、伯爵デ、セリール
瑞西国駐劄特命全権公使アルベルト、ドリヴェイラ
羅馬尼亜国皇帝陛下
独逸国駐劄特命全権公使アレキサンドル、ベルデマン
和蘭国駐劄特命全権公使エドガール、マヴロコルダト
全露西亜国皇帝陛下
「コンセイエー、プリヴェ、アクテュエル」、仏国駐劄特命全権大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴェ」、外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アクチュエル」、侍従、和蘭国駐劄特命全権公使チャリコフ
「サルヴァドル」共和国大統領
仏国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ
英国駐劄代理公使サンチアゴ、ペレス、トリアナ
塞爾比亜国皇帝陛下
陸軍将官、参事院議長サヴァ、グルーイッチ

伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ

英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ミシェル、ミリチェヴィッチ

遥羅国皇帝陛下

陸軍少将モム、チャチデー、ウドム

公使館参事官セー、コラヂオニ、ドレリ

陸軍大尉ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル

瑞典国、「ゴッツ」及「ヴァンド」皇帝陛下

前司法大臣、丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハュマルスキョルド

前無主務大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル

瑞西聯邦政府

英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ガストン、カルラン

陸軍参謀大佐、「ジェネヴァ」大学教授ユージェーン、ボレル

「チューリヒ」大学法学教授マックス、フーベル

土耳其国皇帝陛下

特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チュルカン、パシャ

伊国駐劄特命全権大使レチッド、ベー

海軍中将メヘメッド、パシャ

東「ウルグェー」共和国大統領

前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレ、イ、オルドニェス

前上院議長、仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ファン、ペー、カストロ

「ヴェネズエラ」合衆国大統領

独逸国駐劄代理公使ホセ、ヒル、フォルトウル

因テ各全権委員ハ其ノ全権委任状ヲ寄託シ其ノ良好妥当ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

第一章　防禦セラレサル港都市村落住宅又ハ建物ノ砲撃

第一條　防禦セラレサル港都市村落住宅又ハ建物ハ海軍力ヲ以テ之ヲ砲撃スルコトヲ禁ス

執レノ地域ト雖単ニ其ノ港前ニ触発自動海底水雷ヲ敷設シタル事実ノミヲ以テ之ヲ砲撃スルコトヲ得サルモノトス

第二條　右禁止中ニハ軍事上ノ工作物、陸海軍建設物、兵器又ハ軍用材料ノ蔵置所、敵ノ艦隊又ハ軍隊ノ用ニ供シ得ヘキ工場及設備並ニ港内ニ在ル軍艦ハ之ヲ包含セサルモノトス海軍力ノ指揮官ハ相当ノ期限ヲ附シテ催告ヲ為シタル後地方官憲ニ於テ右期限内ニ之ヲ破壊スルノ措置ヲ執ラサリシ場合ニ於テ全ク他ニ手段ナキトキハ砲撃ニ由リ之ヲ破壊スルコトヲ得

右ノ場合ニ於テ海軍力ノ指揮官ハ砲撃ノ為ニ生スルコトアルヘキ故意ニ出テサル損害ニ付キテハ何等責任ヲ負フコトナシ

軍事ノ必要上即時ノ行動ヲ要スル為期限ヲ附与スルコトヲ得サル場合ト雖防禦セラレサル都市ノ砲撃ニ関スル禁止ハ第一項ノ場合ト同一ナルヘシ指揮官ハ之カ為右都市ニ来スヘキ不便ヲ成ルヘク小ナラシムル為一切ノ相当手段ヲ執ルヘシ

第三條　防禦セラレサル港都市村落住宅又ハ建物ハ地方官憲カ正式ノ催告ニ依リ其ノ防近ニ在ル海軍力ノ目前ノ需要ヲ充ス為必要ナル糧食又ハ軍需品ノ徴発ヲ命セラレタルニ拘ラス之ニ応スルコトヲ拒ミタルトキハ明示ノ通告ヲ為シタル後之ヲ砲撃スルコトヲ得

右徴発ハ地方ノ資力ニ相応スルモノタルヘシ徴発ハ必ス該海軍力ノ指揮官ノ許可ヲ得テ之ヲ為スヘク且成ルヘク即金ニテ之ヲ仕払ヒ然ラサレハ領収證ヲ以テ之ヲ證スヘシ

第四條　防禦セラレサル港都市村落住宅又ハ建物ハ取立金ヲ仕払ハサルヲ理由トシテ之ヲ砲撃スルコトヲ得ス

第二章　一般ノ規定

第五條　海軍力ヲ以テ砲撃ヲ為スニ当リテハ指揮官ハ宗教技芸学術及慈善ノ用ニ供セラルル建物、歴史上ノ紀念建造物、病院並病者及傷者ノ収容所ヲシテ成ルヘク損害ヲ免レシムル為必要ナル一切ノ手段ヲ執ルコトヲ要ス但シ同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレサルモノナルコトヲ條件トス

住民ハ看易キ徽章ヲ以テ右ノ建物紀念建造物又ハ収容所ヲ指示スルノ義務アルモノトス右徽章ハ堅キ方形ノ大板ニシテ対角線ノ一ヲ以テ上部ハ黒色下部ハ白色ノ両三角形ニ区劃シタルモノナルヘシ

第六條　軍事ノ必要上已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外攻撃海軍力ノ指揮官ハ砲撃ヲ始ムル前其ノ旨官憲ニ通告スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘキモノトス

第七條　都市其ノ他ノ地域ハ突撃ヲ以テ攻取シタル場合ト雖之ヲ掠奪ニ委スルコトヲ得ス

第三章　附　則

第八條　本條約ノ規定ハ締約国間ニノミ之ヲ適用シ且交戦者カ悉ク本條約ノ当事者ナルトキニ限ル

第九條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸国ノ代表者及和蘭国外務大臣ノ記名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭国政府ニ宛テ且批准書ヲ添付シタル通告書ヲ以テ之ヲ為ス

第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書、前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭国政府ヨリ外交上ノ手続ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国及本條約ニ加盟スル他ノ諸国ニ交付スヘシ前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ和蘭国政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第十條　記名国ニ非サル諸国ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル国ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭国政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託スヘシ

和蘭国政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第十一條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸国ニ対シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸国ニ対シテハ和蘭国政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタル日ヨリ六十日ノ後ニ其ノ効力ヲ生スルモノトス

第十二條　締約国中本條約ヲ廃棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭国政府ニ通告スヘシ和蘭国政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廃棄ハ其ノ通告カ和蘭国政府ニ到達シタル日ヨリ一年ノ後右通告ヲ為シタル国ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生スルモノトス

第十三條　和蘭国外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ本條約第九條第三項及第四項ニ依リ為シタル批准書寄託ノ日並加盟（第十條第二項）又ハ廃棄（第十二條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約国ハ右帳簿ヲ閲覧シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證拠トシテ各全権委員ハ本條約ニ記名スルモノナリ

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手続ニ依リ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国ニ交付スヘキモノトス

第一　独逸国　マルシャル　クリーゲ　第一條第二項ヲ留保ス

第二　亜米利加合衆国　ジョセフ、エッチ、チョート　ホレェス、ポーター　ユー、エム、ローズ

第三　亜爾然丁国　デヴィッド、ジェーン、ヒル　シー、エス、スペリー　ウィリアム、アイ、ブカナン

第四　墺地利洪牙利国　ロケ、サエンツ、ペニヤ　ルイス、エム、ドラゴ　セー、ロドリゲス、ラレタ　メレー　男爵マッキオ

第五　白耳義国　ア、ベルナール　ジー、ファン、デン、ホイヴェル　ギーヨーム

第六　「ボリヴィア」国　クラウヂオ、ピニラ

第七　伯剌西爾国　ルイ、バルボサ

第八　勃爾牙利　国　エー、リスボア
第九　智利　国　陸軍少将ヴィナロフ
イヴァン、カランジューロフ
第十　清　国　ドミンゴ、ガナ
第十一　格倫比亜　国　アウグスト、マッテ
カルロス、コンチャ
八月十七日ノ第四回総会議ニ於テ為シタル第三條ニ関スル留保ヲ為ス
第十二　玖馬共和　国　ホルヘ、ホルグィン
エス、ペレス、トリアナ
エム、ヴァルガス
アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ
第十三　丁抹　国　ゴンザロ、デ、クェサダ
第十四　「ドミニカ」共和　国　マヌエル、サングィリー
セー、ブロン
第十五　「エクァトール」共和　国　ドクトル、ヘンリケス、イ、カルヴァハル
アポリナル、テヘラ
ヴィクトル、エム、レンドン
エ、ドルン、イ、デ、アルスア
第十六　西班牙　国　マルスラン、ペレ〕第一條第二項ヲ留保ス
第十七　仏蘭西　国　エドワード、フライ
アーネスト、サトウ
第十八　大不列顛　国　レイ
ヘンリー、ハワード
第一條第二項ヲ留保ス
第十九　希臘　国　クレオン、リツォ、ランガベ
第二十　「グァテマラ」　国　ジョールジュ、ストレート
第二十一　「ハイチ」　国　ホセ、チブレ、マチャド
グルベマル、ジャン、ジョセフ
第二十二　伊太利　国　ジー、エヌ、レジェー
ピエール、ユヂクール
第二十三　日本　国　ポンピリ
第二十四　盧森堡　国　ジェー、フジナト
佐藤愛麿〕第一條第二項ヲ留保ス
第二十五　墨西哥　国　アイシェン
伯爵ド、ヴィレー
第二十六　「モンテネグロ」　国　ジェー、ア、エステヴァ
エス、ベー、ド、ミエー
エフ、エル、デ、ラ、バラ
ネリドフ
第二十七　「ニカラグァ」　国　マルテンス
第二十八　諾威　国　エヌ、チャリコフ
第二十九　巴奈馬　国　エフ、ハーゲルプ
第三十　「パラグェー」　国　ベー、ポラス
第三十一　和蘭　国　ジェー、デュ、モンソー
ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
テー、エム、チェー、アッセル
デン、ベール、ポールチュゲール

第三十二　秘露国　ヨット、アー、ローエル
第三十三　波斯国　ヨット、アー、ロエフ
セー、ジェー、カンダモ
モムタゾス、サルタネー、エム、サマド、カン
第三十四　葡萄牙国　サヂグ、ウル、ムルク、エム、アーメッド、カン
第三十五　羅馬尼亜国　アルベルト、ドリヴェイラ
第三十六　露西亜国　エドガール、マヴロコルダト
ネリドフ
マルテンス
エヌ、チャリコフ
第三十七　「サルヴァドル」国　ペー、ジー、マテウ
エス、ペレス、トリアナ
第三十八　塞爾比亜国　エス、グルーイッチ
エム、ジェー、ミロヴァノヴィッチ
エム、ジェー、ミリチェヴィッチ
第三十九　暹羅国　モム、チャチデー、ウドム
セー、コラヂオニ、ドレリ
ルアング、ビュヴァナルト、ナリュバル
第四十　瑞典国　カー、ハー、エル、ハュマルスキョルド
ヨハンネス、ヘルネル
第四十一　瑞西国　カルラン
チュルカン
第四十二　土耳其国　ホセ、バトレ、イ、オルドニェス
第四十三　「ウルグェー」国　ジー、ヒル、フォルトウル
第四十四　「ヴェネズエラ」国

（十）「ジェネヴァ」條約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル條約

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下、亜米利加合衆国大統領、亜爾然丁共和国大統領、墺地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下、白耳義国皇帝陛下、「ボリヴィア」共和国大統領、伯剌西爾合衆国大統領、勃爾牙利国公殿下、智利共和国大統領、清国皇帝陛下、格倫比亜共和国大統領、玖馬共和国臨時総督、丁抹国皇帝陛下、「ドミニカ」共和国大統領、「エクァトール」共和国大統領、西班牙国皇帝陛下、仏蘭西共和国大統領、大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下、希臘国皇帝陛下、「グァテマラ」共和国大統領、「ハイチ」共和国大統領、伊太利国皇帝陛下、日本国皇帝陛下、盧森堡国大公「ナッソー」公殿下、墨西哥合衆国大統領、「モンテネグロ」国公殿下、諾威国皇帝陛下、巴奈馬共和国大統領、「パラグェー」共和国大統領、和蘭国皇帝陛下、秘露共和国大統領、波斯国皇帝陛下、葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亜国皇帝陛下、全露西亜国皇帝陛下、「サルヴァドル」共和国大統領、塞爾比亜国皇帝陛下、暹羅国皇帝陛下、瑞典国皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其国皇帝陛下、東「ウルグェー」共和国大統領、「ヴェネズエラ」合衆国大統領ハ

瓦ニ其ノ力ノ及フ限戦争ニ避クヘカラサル禍害ヲ軽減セムコトヲ希望シ

此ノ目的ヲ以テ千九百六年七月六日ノ「ジェネヴァ」條約ノ原則ヲ海戦ニ応用セムト欲シ

之ニ関スル千八百九十九年七月二十九日ノ條約ヲ改正スル為一ノ條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全権委員ヲ任名セリ

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下

国務大臣、土耳其国駐劄特命全権大使、男爵マルシャル、ド、ビーベルスタイン

本会議特派委員、「コンセイエー、アンチーム、ド、レガション」、帝国外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

亜米利加合衆国大統領

特命大使ジョセフ、エッチ、チョート

特命大使ホレェス、ポーター

特命大使ユリアー、エム、ローズ

和蘭国駐劄特命全権公使デヴィッド、ジエーン、ヒル

海軍少将、全権公使チャールス、エス、スペリー

陸軍少将、合衆国陸軍軍法会議長、全権公使ジョージ、ビー、デーヴィス
全権公使ウィリアム、アイ、ブカナン
亜爾然丁共和国大統領
前外務大臣、伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ロク、サエンツ、ペニヤ
前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ
前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ
塊地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下
枢密顧問官、特命全権大使ゲータン、メレー、ド、カポスメレ
希臘国駐劄特命全権公使、男爵シャール、ド、マッキオ
白耳義国皇帝陛下
国務大臣、代議院議員、仏国学士会員、白耳義国学士会員、羅馬尼亜国学士会員、国際法学会名誉会員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール
国務大臣、前司法大臣ジー、ファン、デン、ホイヴェル

和蘭国駐劄特命全権公使、羅馬尼亜国学士会員、男爵ギーヨーム
「ボリヴィア」共和国大統領
外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ピニラ
英国駐劄特命全権公使フェルナンド、エ、グッチャラ
伯剌西爾合衆国大統領
特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ
和蘭国駐劄特命全権公使エヴアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア
勃爾牙利国公殿下
陸軍参謀少将、侍従将官ヴルバン、ヴィナロフ
大審院検事総長イヴァン、カランジューロフ
智利共和国大統領
英国駐劄特命全権公使ドミンゴ、ガナ
独逸国駐劄特命全権公使アウグスト、マッテ
前陸軍大臣、前代議院議長、前亜爾然丁国駐劄特命全権公使カルロス、コンチャ
清国皇帝陛下
特命大使陸徵祥
和蘭国駐劄特命全権公使銭恂

格倫比亜共和国大統領
陸軍将官ホルヘ、ボルグィン
サンチアゴ、ペレス、トリアナ
仏国駐劄特命全権公使、陸軍将官マルセリアノ、ヴァルガス
玖馬共和国臨時総督
「ハヴァナ」大学国際法教授、上院議員アントニオ、サンチェス、デ、ブスタマンテ
米国駐劄特命全権公使ゴンザロ、デ、クェサダ、イ、アロステグィ
前「ハヴァナ」中学校長、上院議員マヌエル、サングィリー
丁抹国皇帝陛下
侍従、米国駐劄特命全権公使コンスタンチン、ブロン
海軍少将クリスチアン、フレデリック、シエルレル
侍従、外務省課長アクセル、ヴェデル
「ドミニカ」共和国大統領
前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴァハル

共和国専門学校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ
「エクァトール」共和国大統領
仏国駐劄兼西班牙国駐劄特命全権公使ヴィクトル、レンドン
代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア
西班牙国皇帝陛下
上院議員、前外務大臣、英国駐劄特命全権大使ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ
和蘭国駐劄特命全権公使ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴォ
下院議員、伯爵ガブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、デ、モルテラ
仏蘭西共和国大統領
特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジョア
上院議員、一等全権公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン
巴里大学法科大学教授、名誉全権公使、外務省法律顧

問、仏国学士会員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー
和蘭国駐劄特命全権公使マルスラン、ペレ
大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下
枢密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドワード、フライ
枢密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、サトウ
枢密顧問官、前国際法学会長、男爵ドーナルド、ジェームス、マッケー、レー
和蘭国駐劄特命全権公使、「サー」ヘンリー、ハワード
希臘国皇帝陛下
独逸国駐劄特命全権公使クレオン、リツォ、ランガベ
雅典大学国際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジョールジュ、ストレイト
「グッテマラ」共和国大統領
和蘭国駐劄兼英国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所判裁判官ホセ、チブレ、マチャド
独逸国駐劄代理公使エンリケ、ゴメス、カリリヨ
「ハイチ」共和国大統領
白耳義国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ
「モンテネグロ」国公殿下
「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル、アクチュエル」、仏国駐劄露国特命全権大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル」、露国外務省常任顧問官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アンペリアル、アクチュエル」、和蘭国駐劄露国特命全権公使チャリコフ
諸威国皇帝陛下
前内閣議長、前法学教授、和蘭国駐劄兼丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ
巴奈馬共和国大統領
ベリサリオ、ポラス
「パラグェー」共和国大統領
仏国駐劄特命全権公使エウセビオ、マチャイン
比律悉駐在領事、伯爵ジェー、デュ、モンソー、ド、ベルジャングル
和蘭国皇帝陛下

仏国駐劄特命全権公使ジャン、ジョセフ、グルベマル
米国駐劄特命全権公使ジー、エヌ、レジェー
前国際公法教授、「ポルトープランス」組合弁護士ピエール、ユデグール
伊太利国皇帝陛下
上院議員、仏国駐劄特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊国委員長、伯爵ジョセフ、トルニエリ、ブルサチ、デ、ヴェルガノ
下院議員外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピリ
参事院議官、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジナト
日本国皇帝陛下
特命全権大使都筑馨六
和蘭国駐劄特命全権公使佐藤愛麿
盧森堡国太公「ナッソー」公殿下
国務大臣、内閣議長アイシェン
独逸国駐劄代理公使、伯爵ド、ヴィレー
墨西哥合衆国大統領
伊国駐劄特命全権公使ゴンザロ、ア、エステヴァ
仏国駐劄特命全権公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー
前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
国務大臣、参事院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、チュー、アッセル
退職陸軍中将、前陸軍大臣、参事院議官、「ヨンクヘール」ヨット、チェー、チェー、デン、ベール、ポールチュゲール
特務侍従武官、退職海軍中将、前海軍大臣、「ヨンクヘール」ヨット、アー、ローエル
前司法大臣、下院議員ヨット、アー、ロエフ
秘露共和国大統領
仏国駐劄兼英国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジェー、カンダモ
波斯国皇帝陛下
仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタズス、サルクネー
和蘭国駐劄特命全権公使ミルザ、アーメッド、カン、サヂグ、ウル、ムルク
葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下
参事院議官、「ベール、デュ、ロワイヨーム」、前外務大

臣、英国駐劄特命全権公使、特命全権大使、侯爵デ、ソヴェラル
和蘭国駐劄特命全権公使、伯爵デ、セリール
瑞西国駐劄特命全権公使アルベルト、ドリヴェイラ
羅馬尼亜国皇帝陛下
独逸国駐劄特命全権公使アレキサンドル、ベルヂマン
和蘭国駐劄特命全権公使エドガール、マヴロコルダト
全露西亜国皇帝陛下
「コンセイエー、プリヴェ、アクチュエル」、仏国駐劄特命全権大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴェ」、外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス
「コンセイエー、デク、アクチュエル」、侍従、和蘭国駐劄特命全権公使チャリコフ
「サルヴァドル」共和国大統領
仏国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ
英国駐劄代理公使サンチアゴ、ペレス、トリアナ
塞爾比亜国皇帝陛下
陸軍将官、参事院議長サヴァ、グルーイッチ
特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チェルカン、パシャ
伊国駐劄特命全権大使レチッド、ベー
海軍中将メヘメッド、パシャ
東「ウルグェー」共和国大統領
前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレ、イ、オルドニェス
前上院議長、仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ファン、ペー、カストロ
「ヴェネズエラ」合衆国大統領
独逸国駐劄代理公使ホセ、ヒル、フォルトウル
因テ各全権委員ハ其ノ全権委任状ヲ寄託シ其ノ良好妥当ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

第一條　軍用病院船即チ傷者病者及難船者ヲ救護スル唯一ノ目的ヲ以テ国家ニ於テ製造シ又ハ設備スル船舶ニシテ開戦ノ際又ハ戦争中其ノ使用ニ先チ船名ヲ交戦国ニ通告シタルモノハ戦争ノ継続中之ヲ尊重スヘク且捕獲スルコトヲ得サルモノトス
右船舶ハ中立港内ノ滞留ニ関シテモ亦軍艦ト同一視セラルルコトナシ

伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ
英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ミシェル、ミリチェヴィッチ
遉羅国皇帝陛下
陸軍少将モム、チャチデー、ウドム
公使館参事官セー、コラヂオニ、ドレリ
陸軍大尉ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル
瑞典国、「ゴッツ」及「ヴァンド」皇帝陛下
前司法大臣、丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハゥマルスキョルド
前無主務大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル
瑞西聯邦政府
英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ガストン、カルラン
陸軍参謀大佐、「ジェネヴァ」大学教授ユージェーン、ボレル
「チューリヒ」大学法学教授マックス、フーベル
土耳其国皇帝陛下

第二條　私人又ハ公認セラレタル救恤協会ノ費用ヲ以テ全部又ハ一部ヲ艤装シタル病院船ニシテ其ノ所属交戦国カ之ニ官ノ命令ヲ付シ且開戦ノ際又ハ戦争中其ノ使用ニ先チ船名ヲ対手国ニ通告シタルモノハ亦均シク尊重セラレ且捕獲ヲ免ルルモノトス
右船舶ハ其ノ艤装中及最後ノ発航ノ際当該官憲ニ於テ監督シタルコトヲ證明スル同官憲ノ文書ヲ携帯スヘシ

第三條　中立国ノ私人又ハ公認セラレタル協会ノ費用ヲ以テ全部又ハ一部ヲ艤装シタル病院船ニシテ豫メ自国政府ノ同意ヲ得且交戦者ノ一方ノ許可ヲ得テ該交戦者ノ指揮ノ下ニ立チ開戦ノ際又ハ戦争中該交戦者ヨリ其ノ使用ニ先チ船名ヲ対手国ニ通告シタルモノハ尊重セラレ且捕獲ヲ免ルルモノトス

第四條　第一條第二條及第三條ニ掲ケタル船舶ハ国籍ノ別ナク交戦者ノ傷者病者及難船者ヲ救護扶助スヘシ
各国政府ハ右船舶ヲ何等軍事上ノ目的ニ使用セサルコトヲ約定ス
右船舶ハ決シテ戦闘者ノ運動ヲ妨碍スヘカラス
右船舶ハ戦闘中ト戦闘後トヲ問ハス自ラ其ノ危険ノ責ニ任シテ行動スルモノトス

交戦者ハ右船舶ニ対シ監督及臨検捜索ヲ為スノ権利ヲ有シ其ノ介助ヲ拒絶シ其ノ離隔ヲ命シ其ノ航行スヘキ方向ヲ指定シ且其ノ船中ニ監督員ヲ乗込マシムルコトヲ得若事情重大ナルカ為必要ナルトキハ之ヲ抑留スルコトヲ得ヘシ

交戦者ハ病院船ニ下シタル命令ヲ成ルヘク該船ノ航泊日誌ニ記入スヘシ

第五條　軍用病院船ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗リ幅約一「メートル」半ノ緑色ノ横筋ヲ施シテ之ヲ標識スヘシ

第二條及第三條ニ掲ケタル船舶ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗リ幅約一「メートル」半ノ赤色ノ横筋ヲ施シテ之ヲ標識スヘシ

前記ノ諸船舶ニ附属スル端舟及救護用ニ供シ得ヘキ小船ハ前二項ニ準シテ塗色シ以テ之ヲ標識スヘシ

病院船ハ凡テ其ノ国旗ト共ニ「ジェネヴァ」條約ニ定メタル白地ニ赤十字ノ旗ヲ掲ケ又中立国ニ属スルモノナルトキハ右ノ外指揮ヲ受クル交戦者ノ国旗ヲ大檣ニ掲ケテ之ヲ標識スヘシ

第四條ノ規定ニ依リ敵ノ為ニ抑留セラレタル病院船ハ其ノ属スル交戦者ノ国旗ヲ撤去スヘシ

前記ノ病院船及端舟ニシテ夜間自己ノ主張シ得ヘキ尊重ヲ確実ナラシメムト欲スルモノハ其ノ附随スル交戦者ノ同意ヲ得テ特定ノ塗色ヲ看易クスル為必要ナル措置ヲ執ルヘシ

第六條　第五條ニ定メタル殊別徽章ハ平時タルト戦時タルトヲ問ハス同條ニ掲ケタル船舶ヲ保護シ又ハ標識スル為ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第七條　軍艦内ニ於ケル戦闘ノ場合ニ於テハ病室ハ為シ得ル限之ヲ尊重庇護スヘシ

右病室及其ノ所属材料ニ付テハ戦争ノ法規ニ従フ但シ傷者及病者ニ必要ナル限ハ其ノ用途ヲ他ニ転スルコトヲ得ス

病室及其ノ附属材料ヲ自己ノ権内ニ有スル指揮官ハ重大ナル軍事上ノ必要アル場合ニ於テハ豫メ病室内ニ在ル傷者及病者ノ安全ヲ確保シタル上之ヲ処分スルコトヲ得

第八條　病院船及艦内病室カ害敵行為ノ為ニ使用セラルルトキハ其ノ保護ヲ失フヘシ

右病院船及病室ノ人員カ秩序維持及傷者又ハ病者防護ノ為ニ武装セル事実並船内ニ無線電信ノ設備ヲ有スル事実ハ病院船及病室ノ保護ヲ撤スルノ理由ト為ラサルモノトス

第九條　交戦者ハ中立ノ商船遊船又ハ端舟ノ船長ニ対シ傷者又ハ病者ヲ船内ニ収容シ且之ヲ看護スルコトニ付其ノ慈恵心ニ訴フルコトヲ得

右ノ依頼ニ応シタル船舶及自ラ進テ傷者病者又ハ難船者ヲ収容シタル船舶ハ特別ノ保護及一定ノ免除ヲ享有スヘシ右船舶ハ如何ナル場合ニ於テモ此ノ種ノ輸送ノ事実アリタルノ故ヲ以テ之ヲ捕獲スルコトヲ得ス但シ之ニ対スル特別ノ約束アルニ非サレハ右ノ船舶ハ其ノ行ヒタル中立違反ノ行為ノ為之ヲ捕獲スルコトヲ得ルモノトス

第十條　捕獲セラレタル一切ノ艦船内ニ在リテ教法医療及看護ニ従事スル人員ハ不可侵ニシテ俘虜ト為スコトヲ得ス右人員カ艦船ヲ退去スルトキハ其ノ私有ニ属スル物品及外科用具ヲ携帯スルコトヲ得

右人員ハ必要アル限ハ引続キ其ノ職務ニ従事スヘク総指揮官ニ於テ差支ナシト認ムル時ニ至リ退去スルコトヲ得

交戦者ハ其ノ権内ニ陥リタル右人員ニ対シ自国海軍ノ同一階級ノ人員ニ対スルト同額ノ給養及給与ヲ支給スルコトヲ要ス

第十一條　艦船内ニ在ル陸海軍人及公務上陸海軍ニ附属スル其ノ他ノ人員ニシテ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル者ハ国籍ノ如何ヲ問ハス捕獲者ニ於テ之ヲ尊重シ且看護スヘシ

第十二條　交戦者ノ軍艦ハ船籍ノ執レノ国ニ属スルヲ問ハス軍用病院船、救恤協会若ハ私人ニ属スル病院船、商船、遊船又ハ端舟内ニ在ル傷者病者又ハ難船者ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得

第十三條　中立軍艦ニ於テ傷者病者又ハ難船者ヲ収容シタルトキハ為シ得ル限右人員ヲシテ再ヒ戦争ノ動作ニ加ルコトヲ得サラシムヘシ

第十四條　一方ノ交戦者ノ難船者傷者又ハ病者ニシテ他方交戦者ノ権内ニ陥リタル者ハ俘虜タルヘシ之ヲ俘虜ト為シタル交戦者ハ事情ノ如何ニ依リ或ハ之ヲ抑留シ或ハ之ヲ自国ノ一港又ハ中立ノ一港ニ送致シ或ハ之ヲ対手者ノ一港ニ送還スルコトヲ得右最後ノ場合ニ於テ本国ニ送還セラレタル俘虜ハ戦争ノ継続中再ヒ服役スルコトヲ得ス

第十五條　地方官憲ノ承諾ヲ得テ中立ノ一港ニ上陸セシメタル難船者傷者又ハ病者ハ中立国ト交戦国トノ間ニ反対

ノ協定アル場合ヲ除クノ外ハ再ヒ戦争動作ニ加ルコトヲ得サラシムル為中立国ニ於テ之ヲ抑留スヘシ

入院及留置ノ費用ハ難船者傷者又ハ病者ノ所属国ニ於テ之ヲ負担スルモノトス

第十六條　雙方ノ交戦者ハ軍事上差支ナキ限各戦闘ノ後難船者傷者及病者ヲ捜索シ且掠奪及虐待ニ対シ此等ノ者及死者ヲ保護スルノ措置ヲ執ルヘシ

雙方ノ交戦者ハ死者ヲ土葬水葬又ハ火葬ニ付スルニ先チ其ノ屍ニ付慎重ナル検査ヲ為スヘシ

第十七條　各交戦者ハ死者ニ就キ発見セラレタル本人ノ認識ニ必要ナル軍隊ノ記号又ハ書類及其ノ収容シタル傷者又ハ病者ノ名簿ヲ成ルヘク速ニ右死者傷者又ハ病者ノ本国ノ官憲又ハ所属陸海軍官憲ニ送付スヘシ

交戦者ハ其ノ権内ニ在ル傷者及病者ノ留置移動入院及死亡ニ関シ互ニ通報スヘク又捕獲シタル艦船内ニ於テ発見シ又ハ病院ニ於テ死亡シタル傷者若ハ病者ノ遺留シタル一切ノ自用品有価物書状等ヲ蒐集シテ之ヲ本国官憲ニ送致シ各関係者ニ伝送セシムヘシ

第十八條　本條約ノ規定ハ締約国間ニノミ之ヲ適用シ且交戦国カ悉ク本條約ノ当事者ナルトキニ限ル

第十九條　交戦艦隊ノ総指揮官ハ其ノ本国政府ノ訓令ニ従ヒ且本條約ノ綱領ニ準拠シテ前諸條ノ執行ニ関スル細目及本條約ニ規定ナキ場合ニ付補足処理スルコトヲ要ス

第二十條　記名国ハ本條約ノ規定ヲ其ノ海軍及殊ニ保護ヲ受クル人員ニ訓示シ且ツ国民ニ知ラシムル為必要ナル手段ヲ執ルヘシ

第二十一條　記名国ハ其ノ刑法不充分ナル場合ニ於テ戦時海軍ノ傷者及病者ニ対スル掠奪及虐待ノ個人的行為ヲ禁止シ且本條約ニ依リ保護ヲ受ケサル船舶カ本條約第五條ニ定メタル殊別徽章ヲ濫用スルコトヲ軍事徽章ノ擅用トシテ処罰スルニ必要ナル手段ヲ執リ又ハ其ノ立法府ニ之ヲ提案スヘキコトヲ約定ス

記名国ハ遅クトモ本條約批准後五年内ニ和蘭国政府ヲ経テ右禁止ニ関スル規定ヲ互ニ通告スヘシ

第二十二條　交戦者ノ陸海軍ノ間ニ戦争動作アル場合ニハ本條約ハ艦船内ニ在ル軍隊ニ限リ之ヲ適用スルモノトス

第二十三條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸国ノ代表者及和蘭国外務大臣ノ記名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭国政府ニ宛テ且批准書ヲ添付シタル通告書ヲ以テ之ヲ為ス

第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書、前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭国政府ヨリ外交上ノ手続ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国及本條約ニ加盟スル他ノ諸国ニ交付スヘシ前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ和蘭国政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第二十四條　記名国ニ非サル諸国ニシテ千九百六年七月六日ノ「ジェネヴァ」條約ヲ承諾シタルモノハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル国ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭国政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託スヘシ

和蘭国政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第二十五條　本條約ハ正式ニ批准セラレタル上締約国間ノ関係ニ於テ「ジェネヴァ」條約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル千八百九十九年七月二十九日ノ條約ニ代ルヘキモノトス

千八百九十九年ノ條約ハ該條約ニ記名シタルモ本條約ヲ批准セサル諸国間ノ関係ニ於テハ依然効力ヲ有スルモノトス

第二十六條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸国ニ対シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸国ニ対シテハ和蘭国政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタル日ヨリ六十日ノ後ニ其ノ効力ヲ生スルモノトス

第二十七條　締約国中本條約ヲ廃棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭国政府ニ通告スヘシ和蘭国政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廃棄ハ其ノ通告書カ和蘭国政府ニ到達シタル日ヨリ一年ノ後右通告ヲ為シタル国ニ対シテノミ効力ヲ生スルモノトス

第二十八條　和蘭国外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ本條約第二十三條第三項及第四項ニ依リ為シタル批准ノ寄託ノ日並加盟（第二十四條第二項）又ハ廃棄（第二十七條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約国ハ右帳簿ヲ閲覧シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證拠トシテ各全権委員ハ本條約ニ記名スルモノナリ

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手続ニ依リ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国ニ交付スヘキモノトス

第一　独逸　国　マルシャル
クリーゲ

第二　亜米利加合衆国　ジョセフ、エッチ、チョート
ホレエス、ポーター
ユー、エム、ローズ
デヴィッド、ジェーン、ヒル
シー、エス、スペリー

第三　亜爾然丁国　ウィリアム、アイ、ブカナン
ロク、サエンツ、ペニヤ

第四　墺地利洪牙利国　ルイス、エム、ドラゴ
セー、ロドリゲス、ラレタ
メレー

第五　白耳義国　男爵マッキオ
ア、ベルナール

第六　「ボリヴィア」国　ジー、ファン、デン、ホイヴェル
ギーヨーム
クラウヂオ、ピニラ

第七　伯剌西爾国　ルイ、バルボサ
エー、リスボア

第八　勃爾牙利国　陸軍少将ヴィナロフ
イヴァン、カランジューロフ

第九　智利国　ドミンゴ、ガナ
アウグスト、マッテ
カルロス、コンチャ

第十　清国　陸徴祥
錢恂　第二十一條ヲ保留ス

第十一　格倫比亜国　ホルヘ、ホルグィン
エス、ペレス、トリアナ
エム、ヴァルガス

第十二　玖馬共和国　アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ
ゴンザロ、デ、クェサダ
マヌエル、サングィリー
セー、ブロン

第十三　丁抹国　ドクトル、ヘンリクス、イ、カルヴァハル

第十四　「ドミニカ」共和国　アポリナル、テヘラ
ヴィクトル、エム、レンドン

第十五　「エクァトール」国　エ、ドルン、イ、デ、アルスア

第十六　西班牙国　ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ
ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴォ
ガブリエル、マウラ

第十七　仏蘭西国　レオン、ブールジョア
デスツールネル、ド、コンスタン
エル、ルノー
マルスラン、ペレ

第十八　大不列顛国　エドワード、フライ
アーネスト、サトウ
レー
ヘンリー、ハワード

第六條、第二十條及左ノ宣言ヲ留保ス
英国全権委員ハ本條約ニ記名スルニ当リ英国皇帝陛下ノ政府ニ於テハ第十二條ノ適用ハ海戦中又ハ其ノ後ニ於テ収容セラレタル戦闘員ニシテ該海戦ニ参加シタルモノニ限ルモノト解スルコトヲ宣言ス

第十九　希臘国　クレオン、リツォ、ランガベ
ジョールジュ、ストレイト
ホセ、チブレ、マチャド

第二十　「グッテマラ」国　ダルベマル、ジャン、ジョセフ

第二十一　「ハイチ」国　ジー、エヌ、レジェー
ピエール、ユヂクール

第二十二　伊太利国　ポンピリ
ジェー、フジナト

第二十三　日本国　佐藤愛麿

第二十四　盧森堡国　アイシェン
伯爵ド、ヴィレー

第二十五　墨西哥国　ジェー、ア、エステヴァ
エス、ベー、ド、ミエー

第二十六　「モンテネグロ」国　エフ、エル、デ、ラ、バラ
ネリドフ
マルテンス
エヌ、チャリコフ

第二十七　「ニカラグッ」国　エフ、ハーゲルブ

第二十八　諾威国　ベー、ポラス

第二十九　巴奈馬国　ジェー、ヂュ、モンソー

第三十　「パラグェー」国　ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール

第三十一　和蘭国　テー、エム、チェー、アッセル
デン、ベール、ポールチュゲール
ヨット、アー、ローエル
ヨット、アー、ロエフ
セー、ジェー、カンダモ

第三十二　秘露国　モムタゾス、サルタネー、エム、サマド、カン
サヂグ、ウル、ムルク、エム、アーメッド、カン

平和会議ニ於テ承認セラレタル赤十字ノ代ニ獅子及赤太陽ノ記章ヲ用ヰルノ権利ヲ留保ス

第三十三　波斯国

第三十四　葡萄牙国　侯爵デ、ソヴェラル
伯爵デ、セリール
アルベルト、ドリヴェイラ

第三十五　羅馬尼亜国　エドガール、マヴロコルダト
第三十六　露西亜国　ネリドフ
　　マルテンス
　　エヌ、チャリコフ
第三十七　「サルヴァドル」国　ペー、ジー、マテウ
第三十八　塞爾比亜国　エス、ペレス、トリアナ
　　エス、グルーイッチ
第三十九　暹羅国　エム、ジェー、ミロヴァノヴィッチ
　　エム、ジェー、ミリチェヴィッチ
　　モム、チャチデー、ウドム
第四十　瑞典国　セー、コラヂオニ、ドレリ
　　ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル
第四十一　瑞西国　カー、ハー、エル、ハュマルスキョルド
　　ヨハンネス、ヘルネル
　　カルラン
第四十二　土耳其国　チュルカン（平和会議ニ於テ承認セラレタル赤半月ヲ用ヰルノ権利ヲ留保ス）
第四十三　「ウルグェー」国　ホセ、バトレ、イ、オルドニェス
第四十四　「ヴェネズェラ」国　ジー、ヒル、フォルトウル

（一一）海戦ニ於ケル拿捕権行使ノ制限ニ関スル條約

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下、亜米利加合衆国大統領、亜爾然丁共和国大統領、墺地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下、白耳義国皇帝陛下、「ボリヴィア」共和国大統領、伯剌西爾合衆国大統領、勃爾牙利国公殿下、智利共和国大統領、格倫比亜共和国大統領、玖馬共和国臨時総督、丁扶国皇帝陛下、「ドミニカ」共和国大統領、「エクァトール」共和国大統領、西班牙国皇帝陛下、仏蘭西共和国大統領、大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下、希臘国皇帝陛下、「グッテマラ」共和国大統領、「ハイチ」共和国大統領、伊太利国皇帝陛下、日本国皇帝陛下、盧森堡国太公「ナッソー」公殿下、墨西哥合衆国大統領、諾威国皇帝陛下、巴奈馬共和国大統領、「パラグェー」共和国大統領、和蘭国皇帝陛下、秘露共和国大統領、波斯国皇帝陛下、葡萄牙及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亜国皇帝陛下、「サルヴァドル」共和国大統領、塞爾比亜国皇帝陛下、暹羅国皇帝陛下、瑞典国皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其国皇帝陛下、東「ウルグェー」共和国大統領「ヴェネズエラ」合衆国大統領ハ

戦時ニ於テ国際海上関係ニ対スル法ノ衡平ナル適用ヲ過去ニ於ケルヨリモ一層確保スルノ必要ヲ認メ

右ノ目的ヲ達スルニハ共通利益ノ為ニ区々ニ出テタル従来ノ慣行ノ幾分ヲ抛棄シ又ハ之ヲ調和シテ平和的商業及無害的作業ニ対シテ与フヘキ保障竝海上ニ於ケル敵対ノ行為ニ関シテ共通的規則ノ制定ヲ企ツルノ適当ナルコト及今日迄論争絶エス又ハ諸国政府ノ専断ニ委セラレタル原則ヲ書面ヲ以テスル相互的契約ニ由リ確定スルノ必要ナルコト及現行ノ法律ニ触ルルコトナクシテ其ノ規定セサル事項ニ関シ今日既ニ若干ノ規則ヲ設ケ得ルコトヲ認メ

各左ノ全権委員ヲ任命セリ

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下

国務大臣、土耳其国駐劄特命全権大使、男爵マルシャル、ド、ビーベルスタイン

本会議特派委員、「コンセイエー、アンテーム、ド、レガシヨン」、帝国外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

亜米利加合衆国大統領

特命大使ジョセフ、エッチ、チョート

特命大使ホレェス、ポーター

特命大使ユリアー、エム、ローズ
和蘭国駐劄特命全権公使デヴィッド、ジェーン、ヒル
海軍少将、全権公使チャールス、エス、スペリー
陸軍少将、合衆国陸軍軍法会議長、全権公使ジョージ、ビー、デーヴィス
全権公使ウィリアム、ブカナン
亜爾然丁共和国大統領
前外務大臣、伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ペニヤ
前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ
前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ
埃地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下
枢密顧問官、特命全権大使ゲータン、メレー、ド、カポスメレ
希臘国駐劄特命全権公使、男爵シャール、ド、マッキオ
白耳義国皇帝陛下
国務大臣、代議院議員、仏国学士会員、白耳義国学士会員、羅馬尼亜国学士会員、国際法学会名誉会員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール
国務大臣、前司法大臣、ジー、ファン、デン、ホイヴェル
和蘭国駐劄特命全権公使、羅馬尼亜国学士会員、男爵ギーヨーム
「ボリヴィア」共和国大統領
外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ピニラ
英国駐劄特命全権公使フェルナンド、エ、グッチャラ
伯剌西爾合衆国大統領
特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ
和蘭国駐劄特命全権公使エヴアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア
勃爾牙利国公殿下
陸軍参謀少将、侍従将官ヴルバン、ヴィナロフ
大審院検事総長イヴァン、カランジューロフ
智利共和国大統領
英国駐劄特命全権公使ドミンゴ、ガナ
独逸国駐劄特命全権公使アウグスト、マッテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亜爾然丁国駐劄特命全権公使カルロス、コンチャ
格倫比亜共和国大統領
陸軍将官ホルヘ、ホルグィン
サンチアゴ、ペレス、トリアナ
仏国駐劄特命全権公使、陸軍将官マルセリアノ、ヴァルガス
玖馬共和国臨時総督
「ハヴァナ」大学国際法教授、上院議員アントニオ、サンチェス、デ、ブスタマンテ
米国駐劄特命全権公使ゴンザロ、デ、クェサダ、イ、アロステグィ
前「ハヴァナ」中学校長、上院議員マヌエル、サングィリー
丁抹国皇帝陛下
侍従、米国駐劄特命全権公使コンスタンチン、ブロン
海軍少将クリスチアン、フレデリック、シェルレル
侍従、外務省課長アクセル、ヴェデル
「ドミニカ」共和国大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴァハル
共和国専門学校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ
「エクァトール」共和国大統領
仏国駐劄兼西班牙国特命全権公使ヴィクトル、レンドン
代理公使エンリク、ドルン、イ、デ、アルスア
西班牙国皇帝陛下
上院議員、前外務大臣、英国駐劄特命全権大使ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ
和蘭国駐劄特命全権公使ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴォ
下院議員、伯爵ガブリェル、マウラ、イ、ガマゾ、デ、モルテラ
仏蘭西共和国大統領
特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジョア
上院議員、一等全権公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン

巴里大学法科大学教授、名誉全権公使、外務省法律顧問、仏国学士会員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー

和蘭国駐劄特命全権公使マルスラン、ペレ

大不列顛愛蘭連合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下

枢密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドワード、フライ

枢密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、サトウ

枢密顧問官、前国際法学会長、男爵ドーナルド、ジェームス、マッケー、レー

和蘭国駐劄特命全権公使、「サー」ヘンリー、ハワード

希臘国皇帝陛下

独逸国駐劄特命全権公使クレオン、リツォ、ランガベ

雅典大学国際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジョールジュ、ストレイト

「グッテマラ」共和国大統領

国務大臣、内閣議長アイシェン

独逸国駐劄代理公使、伯爵ド、ヴィレー

墨西哥合衆国大統領

伊国駐劄特命全権公使ゴンザロ、ア、エステヴァ

仏国駐劄特命全権公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー

白耳義国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ

諾威国皇帝陛下

前内閣議長、前法学教授、和蘭国駐劄兼丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ

巴奈馬共和国大統領

ベリサリオ、ポラス

「パラグェー」共和国大統領

仏国駐劄特命全権公使エウセビオ、マチャイン

比律悉駐在領事、伯爵ジェー、デュ、モンソー、ド、ベルジャングル

和蘭国皇帝陛下

和蘭国駐劄兼英国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチャド

独逸国駐劄代理公使エンリケ、ゴメス、カリリヨ

「ハイチ」共和国大統領

仏国駐劄特命全権公使ジャン、ジョセフ、グルベマル

米国駐劄特命全権公使ジー、エヌ、レジェー

前国際公法教授、「ポルトープランス」組合弁護士ピエール、ユデクール

伊太利国皇帝陛下

上院議員、仏国駐劄特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊国委員長、伯爵ジョセフ、トルニエリ、ブルサチ、デ、ヴェルガノ

下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピリ

参事院議官、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジナト

日本国皇帝陛下

特命全権大使都筑馨六

和蘭国駐劄特命全権公使佐藤愛麿

盧森堡国太公「ナッソー」公殿下

前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール

国務大臣、参事院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、チェー、アッセル

退職陸軍中将、前陸軍大臣、参事院議官、「ヨンクヘール」ヨット、チェー、チェー、デン、ベール、ボールチュゲール

特務侍従武官、退職海軍中将、前海軍大臣、「ヨンクヘール」ヨット、アー、ローエル

前司法大臣、下院議員ヨット、アー、ロエフ

秘露共和国大統領

仏国駐劄兼英国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジェー、カンダモ

波斯国皇帝陛下

仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタゾス、サルタネー

和蘭国駐劄特命全権公使ミルザ、アーメッド、カン、サヂグ、ウル、ムルク

葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下

参議院議官、「ペール、デュ、ロワイヨーム」、前外務大

臣、英国駐劄特命全権公使、特命全権大使、侯爵デ、ソヴェラル
和蘭国駐劄特命全権公使伯爵デ、セリール
瑞西国駐劄特命全権公使アルベルト、ドリヴェイラ
羅馬尼亜国皇帝陛下
独逸国駐劄特命全権公使アレキサンドル、ベルヂマン
和蘭国駐劄特命全権公使エドガール、マヴロコルダト
「サルヴァドル」共国和大統領
仏国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ
英国駐劄代理公使サンチアゴ、ペレス、トリアナ
塞爾比亜国皇帝陛下
陸軍将官、参事院議長サヴァ、グルーイッチ
伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ
英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ミシェル、ミリチェヴィッチ
暹羅国皇帝陛下
陸軍少将モム、チャチデー、ウドム
公使館参事官セー、コラヂオニ、ドレリ

陸軍大尉ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル
瑞典国、「ゴッツ」及「ヴァンド」皇帝陛下
前司法大臣、丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハュマルスキョルド
前無主務大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル
瑞西聯邦政府
英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ガストン、カルラン
陸軍参謀大佐、「ジェネヴァ」大学教授ユージェーン、ボレル
「チューリヒ」大学法学教授マックス、フーベル
土耳其国皇帝陛下
特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チュルカン、パシャ
伊国駐劄特命全権大使レチッド、ベー
海軍中将メヘッド、パシャ
東「ウルグェー」共和国大統領
前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレ、イ、オルドニェス

前上院議長、仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ファン、ペー、カストロ
「ヴェネズエラ」合衆国大統領
独逸国駐劄代理公使ホセ、ヒル、フォルトウル
因テ各全権委員ハ其ノ全権委任状ヲ寄託シ其ノ良好妥当ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

第一章　郵便信書

第一條　海上ニ於テ中立船又ハ敵船内ニ見出サレタル中立者又ハ交戦者ノ郵便信書ハ其ノ性質ノ公私ヲ問ハス不可侵トス船舶ノ拿捕アリタルトキハ其ノ拿捕者ハ為シ得ル限速ニ右ノ信書ヲ発送スヘシ
前項ノ規定ハ封鎖違背ノ場合ニ於テ封鎖港ニ宛テ又ハ封鎖港ヨリ発シタル信書ニ之ヲ適用セス
第二條　郵便信書ノ不可侵ハ之カ為中立郵便船ニ対シ一般中立商船ニ関スル海戦ノ法規慣例ノ適用ヲ免除スルモノニ非ス但シ臨検捜索ハ必要アル場合ニ限リ成ルヘク寛大且迅速ニ之ヲ行フコトヲ要ス

第二章　船ニ対スル拿捕免除

第三條　専ラ治岸漁業又ハ地方的小航海ニ用ヰラルル船ハ其ノ漁具船具及搭載物ト共ニ拿捕ヲ免除ス

右ノ免除ハ該船カ如何ナル方法ニ由ルヲ問ハス敵対行為ニ加ル時ヨリ其ノ適用ナキモノトス
締約国ハ前記ノ船ノ無害ナル性質ヲ利用シ其ノ平和的外観ヲ存シテ之ヲ軍事上ノ目的ニ使用セサルヘシ
第四條　宗教学術又ハ博愛ノ任務ヲ帯フル船舶モ亦拿捕ノ免除ヲ受クルモノトス

第三章　交戦者ニ由リ拿捕セラレタル敵ノ商船ノ船員ノ取扱

第五條　交戦者カ敵ノ商船ヲ拿捕シタル場合ニ於テ中立国民タル船員ハ之ヲ俘虜ト為スコトヲ得ス
中立国民タル船長及職員ニシテ戦争継続中敵船ニ於テ勤務セサルコトヲ書面ヲ以テ正式ニ約束スル者亦同シ
第六條　敵国民タル船長職員及其ノ他ノ船員ハ戦争継続中作戦動作ニ関係ヲ有スル一切ノ勤務ニ服セサルコトヲ書面ヲ以テ正式ニ誓約シタルトキハ之ヲ俘虜ト為スコトヲ得ス
第七條　拿捕シタル交戦者ハ第五條第二項及第六條ニ掲ケタル條件ヲ以テ俘虜ト為ササリシ者ノ氏名ヲ他方ノ交戦

者ニ通告スヘシ後者ハ故意ニ前記ノ者ヲ使用スルコトヲ得ス

第八條　前三條ノ規定ハ敵対行為ニ加リタル船舶ニ之ヲ適用セサルモノトス

第四章　附則

第九條　本條約ノ規定ハ締約国間ニノミ之ヲ適用シ且交戦者カ悉ク本條約ノ当事者ナルトキニ限ル

第十條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸国ノ代表者及和蘭国外務大臣ノ記名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭国政府ニ宛テ且批准書ヲ添付シタル通告書ヲ以テ之ヲ為ス

第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書、前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭国政府ヨリ外交上ノ手続ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国及本條約ニ加盟スル他ノ諸国ニ交付スヘシ前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ和蘭国政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第十一條　記名国ニ非サル諸国ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル国ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭国政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託スヘシ

和蘭国政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第十二條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸国ニ対シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸国ニ対シテハ和蘭国政府ガ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタル日ヨリ六十日ノ後ニ其ノ効力ヲ生スルモノトス

第十三條　締約国中本條約ヲ廃棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭国政府ニ通告スヘシ和蘭国政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廃棄ハ其ノ通告カ和蘭国政府ニ到達シタル日ヨリ一年ノ後右通告ヲ為シタル国ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生スルモノトス

第十四條　和蘭国外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ本條約第十條第三項及第四項ニ依リ為シタル批准書寄託ノ日竝加盟（第十一條第二項）又ハ廃棄（第十三條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約国ハ右帳簿ヲ閲覧シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證拠トシテ各全権委員ハ本條約ニ記名スルモノナリ

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手続ニ依リ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国ニ交付スヘキモノトス

第一　独逸国　マルシャル
クリーグ

第二　亜米利加合衆国　ジョセフ、エッチ、チョート
ホレース、ポーター
ユー、エム、ローズ
デヴィッド、ジェー、ヒル
シー、エス、スペリー

第三　亜爾然丁国　ウィリアム、アイ、ブカナン
ロケ、サエンツ、ペニヤ
ルイス、エム、ドラゴ
セー、ロドリゲス、ラレタ
メレー

第四　墺地利洪牙利国　男爵マッキオ
ア、ペルナール

第五　白耳義国　ファン、デン、ホイヴェル
ギーヨーム

第六　「ボリヴィア」国　クラウデオ、ピニラ
第七　伯剌西爾国　ルイ、バルボサ
エー、リスボア
第八　勃爾牙利国　陸軍将少ヴィナロフ
イヴァン、カランジューロフ
第九　智利国　ドミンゴ、ガナ
アウグスト、マッテ
カルロス、コンチャ
第十　清国
第十一　格倫比亜国　ホルヘ、ホルグィン
エス、ペレス、トリアナ
第十二　玖馬共和国　エム、ヴァルガス
アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ
ゴンザロ、デ、クェサダ
マヌエル、サングィリー
セー、ブロン
第十三　丁抹国　ドクトル、ヘンリクス、イ、カルヴァハル
第十四　「ドミニカ」共和国　アポリナル、テヘラ
ヴィクトル、エム、レンドン
第十五　「エクァトール」共和国　エ、ドルン、イ、デ、アルスア
第十六　西班牙国　ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ
ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴォ
ガブリエル、マウラ
第十七　仏蘭西国　レオン、ブールジョア
デスツールネル、ド、コンスタン
エル、ルノー
第十八　大不列顛国　マルスラン、ペレ
エドワード、フライ
アーネスト、サトウ
レー
第十九　希臘国　ヘンリー、ハワード
第二十　「グァテマラ」国　クレオン、リツォ、ランガベ
第二十一　「ハイチ」国　ジョールジュ、ストレイト
ホセ、チブレ、マチャド
グルベマル、ジャン、ジョセフ
第二十二　伊太利国　ジー、エヌ、レジェー
ピエール、ユヂクール
第二十三　日本国　ポンピリ
ジェー、フジナト
第二十四　盧森堡国　佐藤愛麿
アイシェン
第二十五　墨西哥国　伯爵ド、ヴィレー
ジェー、ア、エステヴァ
エス、ベー、ド、ミエー
第二十六　「モンテネグロ」国　エフ、エル、デ、ラ、バラ

第二十七　「ニカラグァ」国　エフ、ハーゲルプ
第二十八　諸威国　ベー、ポラス
第二十九　巴奈馬国　ジェー、デュ、モンソー
第三十　「パラグェー」国　ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
第三十一　和蘭国　テー、エム、チェー、アッセル
デン、ベール、ポールチュゲール
ヨット、アー、ローエル
第三十二　秘露国　ヨット、アー、ロエフ
第三十三　波斯国　セー、ジェー、カンダモ
モムタゾス、サルタネー、エム、サマド、カン
第三十四　葡萄牙国　サデグ、ウル、ムルク、エム、アーメッド、カン
侯爵デ、ソヴェラル
伯爵デ、セリール
アルベルト、ドリヴェイラ
エドガール、マヴロコルダト
第三十五　羅馬尼亜国　ペー、ジー、マテウ
第三十六　露西亜国　エス、ペレス、トリアナ
第三十七　「サルヴァドル」国　エス、グルーイッチ
エム、ジェー、ミロヴァノヴィッチ
エム、ジェー、ミリチェヴィッチ
第三十八　塞爾比亜国　モム、チャチデー、ウドム
セー、コラヂオニ、ドレリ
第三十九　暹羅国　ルアング、ビュヴァナルト、ナリュバル
ヨハンネス、ヘルネル
第四十　瑞典国　カルラン
第四十一　瑞西国　チュルカン
第四十二　土耳其国　ホセ、バトレ、イ、オルドニェス
第四十三　「ウルグェー」国　ジー、ヒル、フォルトウル
第四十四　「ヴェネズエラ」国

（十二）海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下、亜爾然丁共和国大統領、墺地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下、白耳義国皇帝陛下、「ボリヴィア」共和国大統領、伯剌西爾合衆国大統領、勃爾牙利国公殿下、智利共和国大統領、格倫比亜共和国大統領、丁抹国皇帝陛下、「ドミニカ」共和国大統領、「エクァトール」共和国大統領、仏蘭西共和国大統領、大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下、希臘国皇帝陛下、「グッテマラ」共和国大統領、「ハイチ」共和国大統領、伊太利国皇帝陛下、日本国皇帝陛下、盧森堡国太公「ナッソー」公殿下、墨西哥合衆国大統領、「モンテネグロ」国公殿下、諸威国皇帝陛下、巴奈馬共和国大統領、「パラグェー」共和国大統領、和蘭国皇帝陛下、秘露共和国大統領、波斯国皇帝陛下、葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亜国皇帝陛下、全露西亜国皇帝陛下、「サルヴァドル」共和国大統領、塞爾比亜国皇帝陛下、暹羅国皇帝陛下、瑞典国皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其国皇帝陛下、東「ウルグェー」共和国大統領、「ヴェネズエラ」合衆国大統領ハ

海戦ノ場合ニ於テ中立国ト交戦国トノ関係ニ付今尚存在スル意見ノ相異ヲ少ナカラシメ且右意見ノ相異ヨリ生スルコトアルヘキ紛議ヲ豫防セムト欲シ

実際ニ起リ得ヘキ一切ノ場合ニ対シ今ヨリ規定ヲ協議シ置

クコト能ハスト雖不幸ニシテ戦争ノ起リタル場合ニ対スル共通ノ規則ヲ為シ得ル限リ制定スルハ争フヘカラサル利益ナルコトヲ考慮シ

本條約ニ規定ナキ場合ニハ国際法ノ一般ノ原則ニ依ルヘキモノナルコトヲ考慮シ

各国カ其ノ採ルコトアルヘキ中立状態ノ結果ヲ定ムル為精確ナル規定ヲ発布スルノ希望スヘキコトヲ考慮シ

中立国カ其ノ採用セル規則ヲ公平ニ諸交戦者ニ適用スルハ一般ニ認メラレタル該国ノ義務ナルコトヲ考慮シ

右ノ趣旨ニ基キ中立国ハ経験上其ノ権利ヲ擁護スル為必要ト認メタル場合ヲ除クノ外戦争中ハ主義トシテ右ノ規則ヲ変更スヘカラサルコトヲ考慮シ

現行ノ一般的諸條約ノ規定ニ何等ノ影響ヲ及スコトナカルヘキ次ノ共通規則ヲ遵守スルコトヲ約シ各左ノ全権委員ヲ任命セリ

独逸国皇帝普魯西国皇帝陛下

国務大臣、土耳其国駐劄特命全権大使、男爵マルシャル、ド、ビーベルスタイン

本会議特派委員、「コンセイエー」、アンチーム、ド、レガション」、帝国外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

亜爾然丁共和国大統領

前外務大臣、伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレク

墺地利国皇帝「ボヘミヤ」国皇帝洪牙利国皇帝陛下

枢密顧問官、特命全権大使、ゲータン、メレー、ド、カポスメレ

希臘国駐劄特命全権公使、男爵シャール、ド、マッキオ

白耳義国皇帝陛下

国務大臣、代議院議員、仏国学士会員、白耳義国学士会員、羅馬尼亜国学士会員、国際法学会名誉会員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール

国務大臣、前司法大臣ジー、ファン、デン、ホイヴェル

和蘭国駐劄特命全権公使、羅馬尼亜国学士会員、男爵ギーヨーム

「ボリヴィア」共和国大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ピニラ

英国駐劄特命全権公使フェルナンド、エ、グッチャラ

伯剌西爾合衆国大統領

特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ

和蘭国駐劄特命全権公使エヴアルト、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利国公殿下

陸軍参謀少将、侍従将官ヴルバン、ヴィナロフ

大審院検事総長イヴァン、カランジューロフ

智利共和国大統領

英国駐劄特命全権公使ドミンゴ、ガナ

独逸国駐劄特命全権公使アウグスト、マッテ

前陸軍大臣、前代議員議長、前亜爾然丁国駐劄特命全権公使カルロス、コンチャ

格倫比亜共和国大統領

陸軍将官ホルヘ、ホルグィン

サンチァゴ、ベレス、トリアナ

仏国駐劄特命全権公使、陸軍将官マルセリアノ、ヴァルガス

丁抹国皇帝陛下

侍従、米国特命全権公使コンスタンチン、ブロン

海軍少将クリスチアン、フレデリック、シェルレル

侍従、外務省課長、アクセル、ヴェデル

「ドミニカ」共和国大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリクス、イ、カルヴァハル

共和国専門学校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ

「エクァトール」共和国大統領

仏国駐劄兼西班牙国駐劄特命全権公使ヴィクトル、レンドン

代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア

仏蘭西共和国大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジョア

上院議員、一等全権公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン

巴里大学法科大学教授、名誉全権公使、外務省法律顧問、仏国学士会員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー

和蘭国駐劄特命全権公使マルスラン、ベレ
大不列顛愛蘭聯合王国及海外大不列顛国領土皇帝印度国皇帝陛下
枢密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドワード、フライ
枢密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、サトウ
枢密顧問官、前国際法学会長、男爵ドーナルド、ジェームス、マッケー、レー
和蘭国駐劄特命全権公使、「サー」ヘンリー、ハワード
希臘国皇帝陛下
独逸国駐劄特命全権公使クレオン、リツォ、ランガベ
雅典大学国際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジョールジュ、ストレイト
「グッテマラ」共和国大統領
和蘭国駐劄兼英国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチャド
独逸国駐劄代理公使エンリク、ゴメス、カリリョ
「ハイチ」共和国大統領
仏国駐劄特命全権公使ジャン、ジョセフ、グルベマル
白耳義国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ
「モンテネグロ」国公殿下
「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル、アクチュエル」、仏国駐劄露国特命全権大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル」、露国外務省常任顧問官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アンペリアル、アクチュエル」、和蘭国駐劄露国特命全権公使チャリコフ
諸威国皇帝陛下
前内閣議長、前法学教授、和蘭国駐劄兼丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ
巴奈馬共和国大統領
ベリサリオ、ポラス
「パラグェー」共和国大統領
仏国駐劄特命全権公使エウセビオ、マチャイン
比律悉駐在領事、伯爵ジェー、デュ、モンソー、ド、ベルジャングル
和蘭国皇帝陛下

米国駐劄特命全権公使ジー、エヌ、レジェー
前国際公法教授、「ポルトープランス」組合弁護士ピエール、ユヂクール
伊太利国皇帝陛下
上院議員、仏国駐劄特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊国委員長、伯爵ジョセフ、トルニエリ、ブルサチ、デ、ヴェルガノ
下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピリ
参事院議官、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジナト
日本国皇帝陛下
特命全権大使都筑馨六
和蘭国駐劄特命全権公使佐藤愛麿
盧森堡国太公「ナッソー」公殿下
国務大臣、内閣議長アイシェン
独逸国駐劄代理公使、伯爵ド、ヴィレー
墨西哥合衆国大統領
伊国駐劄特命全権公使ゴンザロ、ア、エステヴァ
仏国駐劄特命全権公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー
前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
国務大臣、参事院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、チェー、アッセル
退職陸軍中将、前陸軍大臣、参事院議官、「ヨンクヘール」ヨット、チェー、チェー、デン、ベール、ポールチュゲール
特務侍従武官、退職海軍中将、前海軍大臣、「ヨンクヘール」ヨット、アー、ローエル
前司法大臣、下院議員ヨット、アー、ロエフ
秘露共和国大統領
仏国駐劄兼英国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジェー、カンダモ
波斯国皇帝陛下
仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタゾス、サルタネー
和蘭国駐劄特命全権公使ミルザ、アーメッド、カン、サヂグ、ウル、ムルク
葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下
参事院議官、「ペール、デュ、ロワイヨーム」、前外務大

臣英国駐劄特命全権公使、特命全権大使、侯爵デ、ソヴェラル
和蘭国駐劄特命全権公使、伯爵デ、セリール
瑞西国駐劄特命全権公使アルベルト、ドリヴェイラ
羅馬尼亜国皇帝陛下
独逸国駐劄特命全権公使アレキサンドル、ベルヂマン
和蘭国駐劄特命全権公使エドガール、マヴロコルダト
全露西亜国皇帝陛下
「コンセイエー、プリヴェ、アクチュエル」、仏国駐劄特命全権大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴェ」、外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マンテンス
「コンセイエー、デタ、アクチュエル」、侍従、和蘭国駐劄特命全権公使チャリコフ
「サルヴァドル」共和国大統領
仏国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ
英国駐劄代理公使サンチアゴ、トリアナ
塞爾比亜国皇帝陛下
陸軍将官、参事院議長サヴァ、グルーイッチ

伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ
英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ミシェル、ミリチェヴィッチ
遙羅国皇帝陛下
陸軍少将モム、チャチデー、ウドム
公使館參事官セー、コラヂオニ、ドレリ
陸軍大尉ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル
瑞典国、「ゴッツ」及「ヴァンド」皇帝陛下
前司法大臣、丁抹国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハュマルスキョルド
前無主務大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル
瑞西聯邦政府
英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ガストン、カルラン
陸軍參謀大佐、「ジュネヴァ」大学教授ユージェーン、ボレル
「チューリヒ」大学法学教授マックス、フーベル
土耳其国皇帝陛下
特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チュルカン、パシャ
伊国駐劄特命全権大使レチッド、ベー
海軍中将メヘメッド、パシャ
東「ウルグェー」共和国大統領
前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレ、イ、オルドニェス
前上院議長、仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官フアン、ペー、カストロ
「ヴェネズエラ」合衆国大統領
独逸国駐劄代理公使ホモ、ヒル、フォルトウル
因テ各全権委員ハ其ノ全権委任状ヲ寄託シ其ノ良好妥当ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

第一條　交戦者ハ中立国ノ主権ヲ尊重シ且中立国ニ於テ寛容ノ結果其ノ中立違背ヲ構成スルニ至ルヘキ一切ノ行為ヲ中立ノ領土又ハ領水内ニ於テ行フコトヲ避クルコトヲ要ス

第二條　交戦軍艦カ中立国ノ領水内ニ於テ拿捕及臨検捜索権ノ行使其ノ他一切ノ敵対行為ヲ行フコトハ中立侵犯ヲ構成スルモノトシ之ヲ厳禁ス

第三條　船舶カ中立国ノ領水内ニ於テ拿捕セラレクル場合ニ於テハ該国ハ拿捕セラレクル船舶カ尚其ノ管轄内ニ在ルトキハ其ノ職員其ノ他ノ船員ト共ニ之ヲ解放セシメ且拿捕者カ右船舶内ニ乗込マシメタル船員ヲ抑留スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スコトヲ要ス
右拿捕セラレタル船舶カ既ニ中立国ノ管轄外ニ在ルトキハ拿捕国政府ハ右中立国ノ要求ニ由リ該船舶ヲ其ノ職員其ノ他ノ船員ト共ニ解放スヘキモノトス

第四條　交戦者ハ中立領土内又ハ中立領水ニ在ル船舶内ニ捕獲審検所ヲ設クルコトヲ得ス

第五條　交戦者ハ中立ノ港及領水ヲ以テ敵ニ対スル海軍作戦根拠地ト為スコトヲ得ス殊ニ陸上又ハ海上ニ於ケル交戦兵力トノ通信ノ用ニ供スヘキ無線電信所其ノ他一切ノ器械ヲ設置スルコトヲ得ス

第六條　中立国ハ如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハス交戦国ニ対シ直接又ハ間接ニ軍艦兵器弾薬又ハ一切ノ戦用材料ヲ交付スルコトヲ得ス

第七條　中立国ハ交戦者ノ一方又ハ他方ノ為ニスル兵器弾薬其ノ他軍隊又ハ艦隊ノ用ニ供シ得ヘキ一切ノ物件ノ輸出又ハ通過ヲ防止スルノ義務ナキモノトス

第八條　中立政府ハ自己ト平和関係ヲ有スル国ニ対シ巡洋ノ用ニ供シ又ハ敵対行為ニ加ルヘキモノト信スヘキ相当ノ理由アル一切ノ船舶カ其ノ管轄内ニ於テ艤装又ハ武装セラルルコトヲ妨止スル為施シ得ヘキ手段ヲ尽スコトヲ要ス中立政府ハ又巡洋ノ用ニ供シ又ハ敵対行為ニ加ルヘキ船舶ニシテ其ノ管轄内ニ於テ全部又ハ一部戦争ノ用途ニ適合セシメタルモノハ凡テ其ノ管轄外ニ出発スルコトヲ妨止スル為同一ノ監視ヲ為スコトヲ要ス

第九條　中立国ハ其ノ港泊地又ハ領水内ニ交戦軍艦又ハ其ノ拿捕シタル船舶ヲ入ラシムルコトニ関シテ定メタル條件制限又ハ禁止ヲ交戦者雙方ニ対シテ均等ニ適用スルコトヲ要ス

中立国ハ其ノ定メタル命令及規定ヲ遵守スルコトヲ怠リ又ハ中立ヲ侵害シタル交戦艦船ニ対シ其ノ港又ハ泊地ニ入ルヲ禁スルコトヲ得

第十條　交戦者ノ軍艦及拿捕セラレタル船舶カ単ニ中立国ノ領水内ヲ通過スルコトハ其ノ国ノ中立ヲ侵害スルモノニ非ス

第十一條　中立国ハ免許ヲ受ケタル自国ノ水先案内者ヲ交戦者ノ軍艦ニ於テ使用スルニ任スコトヲ得

第十二條　中立国ノ法令中別段ノ規定ナキトキハ交戦者ノ軍艦ハ本條約ニ規定シタル場合ヲ除クノ外二十四時間以上中立国ノ港泊地又ハ領水内ニ滞留スルコトヲ得ス

第十三條　開戦ノ通知ヲ受ケタル国カ自国ノ港泊地又ハ領水内ニ交戦者ノ軍艦ノ在ルコトヲ知リタルトキハ該国ハ右軍艦ニ対シ二十四時間内又ハ自国法令ニ規定セル期限内ニ出発スヘキコトヲ通告スルコトヲ要ス

第十四條　交戦軍艦ハ破損ノ為又ハ海上ノ状態ニ因ルノ外法定期間以上中立港内ノ滞留ヲ延長スルコトヲ得ス右軍艦ハ遅延ノ原因止ムトキハ直ニ出発スヘキモノトス

中立ノ港泊地及領水内ニ於ケル滞留ノ制限ニ関スル規則ハ専ラ宗教学術又ハ博愛ノ任務ニ充テタル軍艦ニ之ヲ適用セス

第十五條　中立国ノ法令中別段ノ規定ナキトキハ該国ノ港又ハ泊地ノ一ニ同時ニ碇泊シ得ヘキ一交戦者ノ軍艦ノ数ハ三隻ヲ超ユルコトヲ得ス

第十六條　交戦当事者雙方ノ軍艦カ同時ニ中立ノ一港又ハ一泊地ニ在ルトキハ一方ノ軍艦ノ出発ト他方ノ軍艦ノ出発トノ間ニ少クモ二十四時間ヲ経過セシムルコトヲ要ス

出発ノ順序ハ到着ノ順序ニ依リテ之ヲ定ム但シ最初到着シタル軍艦ニシテ滞留ノ法定期間ノ延長ヲ許可セラレタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

交戦軍艦ハ其ノ対手者ノ国旗ヲ掲クル商船ノ出発後二十四時間以内ニ中立ノ港又ハ泊地ヲ出発スルコトヲ得ス

第十七條　交戦軍艦ハ中立ノ港及泊地ニ於テ航海ノ安全ニ欠クヘカラサル程度以上ニ其ノ破損ヲ修理シ且如何ナル方法ニ依ルヲ問ハス其ノ戦闘力ヲ増加スルコトヲ得ス中立官憲ハ施サルヘキ修理ノ性質ヲ定ムヘシ右修理ハ為シ得ル限速ニ之ヲ行フヘシ

第十八條　交戦軍艦ハ其ノ軍需品又ハ武装ヲ更新又ハ増加スル為及其ノ艦員ヲ補充スル為中立ノ港泊地及領水ヲ使用スルコトヲ得ス

第十九條　交戦軍艦ハ平時ニ於ケル通常搭載量迄需品ヲ補充スル場合ニ限リ中立ノ港又ハ泊地ニ於テ其ノ積入ヲ為スコトヲ得

右軍艦ハ又最近本国港ニ達スル為ニ必要ナル量ニ限リ燃料ヲ積入ルルコトヲ得交戦軍艦ノ滞留スル中立国カ軍艦ノ燃料艙ノ全容量ヲ限度トシテ之ヲ補充スルニ必要ナル額ヲ以テ供給スヘキ燃料額ト定メタル場合ニ於テハ右軍艦ハ前記ノ額ノ燃料ヲ積入ルルコトヲ得

中立国ノ法律ニ依リ軍艦カ其ノ到着ヨリ二十四時間ノ後ニ非サレハ石炭ノ供給ヲ受ケサルトキハ法定ノ滞留期間ヲ二十四時間延長スルモノトス

第二十條　交戦軍艦ニシテ中立国ノ港ニ於テ燃料ヲ積入レタルモノハ三月ヲ経過スルニ非サレハ同一中立国ノ港ニ於テ再ヒ其ノ積入ヲ為スコトヲ得ス

第二十一條　拿捕シタル船舶ハ航海ノ不能、海上ノ険悪又ハ燃料若ハ糧食ノ欠乏ノ事由ニ因ルニ非サレハ之ヲ中立港内ニ引入ルルコトヲ得ス

拿捕シタル船舶ハ其ノ入港ヲ正当ナラシムルノ事由止ミタルトキハ直ニ出発スヘキモノトス出発セサルトキハ中立国ハ直ニ出発ヲ命スヘク之ニ従ハサルトキハ其ノ職員其ノ他ノ船員ト共ニ該船舶ヲ解放シ且拿捕者カ船中ニ乗組マシメタル人員ヲ留置スル為施シ得ヘキ手段ヲ尽スヘキモノトス

第二十二條　中立国ハ又拿捕セラレタル船舶ニシテ第二十一條ニ規定セル條件ニ依ラスシテ引入レラレタルモノヲ解放スルコトヲ要ス

第二十三條　中立国ハ拿捕セラレタル船舶カ捕獲審検所ノ検定アル迄之ヲ拘置スル為引入レラレタル場合ニ於テハ其ノ護送セタルルト否トヲ問ハス之ヲ自国ノ港又ハ泊地ニ入ルヲ許スコトヲ得中立国ハ右船舶ヲ自国ノ他ノ港内ニ移サシムルコトヲ得ヘシ

拿捕セラレタル船舶カ軍艦ニ由リ護送セラレタルトキハ拿捕者カ該船内ニ乗組マシメタル将校及人員ハ護送艦ニ転乗スルコトヲ許サルヘシ

拿捕セラレタル船舶カ単独ニ航行シ来ルトキハ拿捕者カ之ニ乗組マシメタル人員ハ解放セラルヘシ

第二十四條　交戦軍艦ニシテ中立官憲ノ通告アルニ拘ラス滞留スルノ権利ヲ有セサル港ヲ去ラサルトキハ中立国ハ該軍艦ヲシテ戦争ノ継続中出航スルコト能ハサラシムル為必要ト認ムル手段ヲ執ルノ権利ヲ有ス該軍艦ノ艦長ハ右手段ノ実行ヲ容易ナラシムルコトヲ要ス

交戦軍艦中立国ノ為ニ抑留セラルルトキハ将校其ノ他ノ艦員モ亦均シク抑留セラルヘシ

右抑留セラレタル将校其ノ他ノ艦員ハ之ヲ該軍艦内ニ留メ又ハ他ノ船舶内若ハ陸上ニ宿泊セシムルコトヲ得ヘク且右艦員ヲシテ之ニ対シ必要アリト認ムル制限的紀律ニ服セシムルコトヲ得ルモノトス但シ軍艦ノ保存上必要ナル人員ヲ常ニ艦内ニ残シ置クコトヲ要ス

将校ハ許可ナクシテ中立領土ヲ去ラサル旨宣誓セシメタル上之ヲ解放スルコトヲ得

第二十五條　中立国ハ其ノ港泊地及領水内ニ於テ前記規定ノ違背ヲ防止セムカ為施シ得ヘキ手段ヲ以テ監視ヲ行フコトヲ要ス

第二十六條　中立国カ本條約ニ規定セル権利ヲ実行スルコトハ之ニ関スル條項ヲ承認セル交戦者ノ一方又ハ他方ニ於テ友誼ニ戻レル行為ト認ムルコトヲ得サルモノトス

第二十七條　各締約国ハ其ノ港及領水内ニ於ケル交戦軍艦ノ取扱ヲ定メタル一切ノ法令其ノ他ノ規定ヲ適当ナル時期ニ於テ相互ニ通知スヘシ其ノ方法トシテハ当該国ヨリ和蘭国政府ニ通告ヲ為シ同国政府ヨリ直ニ之ヲ他ノ締約国ニ移牒スルモノトス

第二十八條　本條約ノ規定ハ締約国間ニノミ之ヲ適用シ且交戦者カ悉ク本條約ノ当事者ナルトキニ限ル

第二十九條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸国ノ代表者及和蘭国外務大臣ノ記名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭国政府ニ宛テ且批准書ヲ添付シタル通告書ヲ以テ之ヲ為ス

第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書、前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭国政府ヨリ外交上ノ手続ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国及本條約ニ加盟スル他ノ諸国ニ交付スヘシ前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ和蘭国政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第三十條　記名国ニ非サル諸国ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル国ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭国政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託スヘシ

和蘭国政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第三十一條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸国ニ対シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸国ニ対シテハ和蘭国政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタル日ヨリ六十日ノ後ニ其ノ効力ヲ生スルモノトス

第三十二條　締約国中本條約ヲ廃棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭国政府ニ通告スヘシ和蘭国政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廃棄ハ其ノ通告カ和蘭国政府ニ到達シタル日ヨリ一年ノ後右通告ヲ為シタル国ニ対シテノミ効力ヲ生スルモノトス

第三十三條　和蘭国外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ本條約第二十九條第三項及第四項ニ依リ為シタル批准書寄託ノ日並加盟（第三十條第二項）又ハ廃棄（第三十二條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約国ハ右帳簿ヲ閲覧シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證拠トシテ各全権委員ハ本條約ニ記名スルモノナリ

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手続ニ依リ第二回平和会議ニ招請セラレタル諸国ニ交付スヘキモノトス

第一　独逸国
第二　亜米利加合衆国
第三　亜爾然丁国
第四　墺地利洪牙利国
第五　白耳義国
第六　「ボリヴィア」国
第七　伯剌西爾国
第八　勃爾牙利国
第九　智利国
第十　清国
第十一　格倫比亜国

マルシャル
クリーゲ
｝第十一條、第十二條、第十三條及第二十條ヲ留保ス

ロケ、サエンツ、ペニヤ
ルイス、エム、ドラゴ
セー、ロドリゲス、ラレタ
メレー

男爵マッキオ

アー、ベルナール
ファン、デン、ホイヴェル
ギーヨーム

クラウヂオ、ピニラ
ルイ、バルボサ
エー、リスボア

陸軍少将ヴィナロフ
イヴァン、カランジューロフ

ドミンゴ、ガナ

アウグスト、マッテ
カルロス、コンチャ

ホルヘ、ホルグィン
エス、ペレス、トリアナ
エム、ヴァルガス

第十二　玖馬共和国
第十三　丁抹国
第十四　「ドミニカ」共和国
第十五　「エクァトール」国
第十六　西班牙国
第十七　仏蘭西国
第十八　大不列顛国
第十九　希臘国
第二十　「グァテマラ」国
第二十一　「ハイチ」国
第二十二　伊太利国

アー、ヴェデル
ドクトル、ヘンリケス、イ、カルヴァハル
アポリナル、テヘラ
ヴィクトル、エム、レンドン
エ、ドルン、イ、デ、アルスア

レオン、ブールジョア
デスツールネル、ド、コンスタン
エル、ルノー
マルスラン、ペレ
エドワード、フライ
アーネスト、サトウ
レー
｝第十九條及第二十三條ヲ留保ス

ヘンリー、ハワード
クレオン、リツォ、ランガベ
ジョールジュ、ストレイト
ホセ、チブレ、マチャド
グルベマル、ジャン、ジョセフ
ジー、エヌ、レジェー
ピエール、ユヂクール
ポンピリ
ジェー、フジナト

第二十三　日本国　佐藤愛麿（第十九條及第二十三條ヲ留保ス）
第二十四　盧森堡国　アイシェン
伯爵ド、ヴィレー
第二十五　墨西哥国　ジェー、ア、エステヴァ
エス、ベー、ド、ミエー
第二十六　「モンテネグロ」国　エフ、エル、デ、ラ、バラ
ネリドフ
第二十七　「ニカラグヮ」国　マルテンス
第二十八　諾威国　エヌ、チャリコフ
第二十九　巴奈馬国　エフ、ハーゲルプ
第三十　「パラグェー」国　ベー、ポラス
第三十一　和蘭国　ジェー、デュ、モンソー
ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
第三十二　秘露国　テー、エム、チェー、アッセル
第三十三　波斯国　デン、ベール、ボールチュゲール
ヨット、アー、ローエル
第三十四　葡萄牙国　ヨット、アー、ロエフ
第三十五　羅馬尼亜国　セー、ジェー、カンダモ
モムタゾス、サルタネー、エム、サマド、カン　第十二條、第十九條及第二十一條ヲ留保ス
サヂグ、ウル、ムルク、エム、アーメッド、カン
アルベルト、ドリヴェイラ
エドガール、マヴロコルダト

第三十六　露西亜国　ネリドフ
マルテンス
エヌ、チャリコフ
第三十七　「サルヴァドル」国　ペー、ジー、マテウ
第三十八　塞爾比亜国　エス、ペレス、トリアナ
第三十九　暹羅国　エス、グルーイッチ
エム、ジェー、ミロヴァノヴィッチ
エム、ジェー、ミリチェヴィッチ
モム、チャチデー、ウドム　第十二條、第十九條及第二十三條ヲ留保ス
セー、コラヂオニ、ドレリ
ルアング、ビュヴァナルト、ナリュバル
第四十　瑞典国　ヨハンネス、ヘルネル
第四十一　瑞西国　カルラン
第四十二　土耳其国　チュルカン（千九百七年十月九日ノ本会議第八回総会議事録ニ記入セラレタル第十條ニ関スル宣言ヲ留保ス）
第四十三　「ウルグェー」国　ホセ、バトレ、イ、オルドニェス
第四十四　「ヴェネズエラ」国　ジー、ヒル、フォルトウル

第二回萬国平和会議最終決議書

第二回萬国平和会議ハ最初亜米利加合衆国大統領ノ提議ニ係リ後全露西亜国皇帝陛下ノ招請ニ基キ和蘭国皇帝陛下ニ由リテ召集セラレ千八百九十九年第一回会議ノ事業ノ基礎タリシ博愛主義ヲ一層伸張セムカ為千九百七年六月十五日ヲ以テ海牙府「シュヴァリエー」館ニ開会セリ

左ニ列記スル諸国ハ本会議ニ参同シ各左記ノ委員ヲ任命セリ

独逸国
第一全権委員　国務大臣、土耳其国駐劄帝国特命全権大使、男爵マルシャル、ド、ビーベルスタイン
第二全権委員　本会議帝国特派委員、「コンセイエー、アンチーム、ド、レガション」、外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官クリーゲ
海軍委員　在仏国帝国大使館附武官、海軍少将ジーゲル
陸軍委員　普魯西国陸軍参謀本部次長、陸軍少将ド、ギュンデル
学術委員　「ボン」大学法科大学教授、「コンセイエー、アンチーム、ド、ジュスチス」、普魯西国貴族院議員、「サンヂック、ド、ラ、クーロンヌ」ツォルン
副委員　公使館参事官、外務省参事官補ゲッペルト
海軍副委員　海軍軍令部員、海軍大尉レッツマン

亜米利加合衆国
全権委員　前英国駐劄特命全権大使、特命大使ジョセフ、エッチ、チョート
全権委員　前仏国駐劄特命全権大使、特命大使ホレェス、ポーター
全権委員　特命大使ユリアー、エム、ローズ
全権委員　前外務次官、和蘭国駐劄特命全権公使デヴィット、ジェーン、ヒル
全権委員　前海軍兵学校長、全権公使、海軍少将チャールス、エス、スペリー
全権委員　合衆国陸軍法会議長、全権公使、陸軍少将ジョージ、ビー、デーヴィス
全権委員　前亜爾然丁国駐劄特命全権公使、前巴奈馬国駐劄特命全権公使、全権公使ウィリアム、アイ、ブカナン
専門委員　外務省法律顧問ジェームス、ブラウン、スコット
専門委員　高等法院主事チャールス、ヘンリー、バトラー

亜爾然丁共和国
全権委員　前外務大臣、伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ペニヤ
全権委員　前外務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ
全権委員　前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ
専門委員　在独逸国公使館附武官、陸軍将官フランシスコ、レイノルヅ
専門委員　前海軍大臣、在英国公使館附武官海軍大佐フアン、ア、マルチン

墺地利洪牙利国
第一全権委員　枢密顧問官、特命全権大使ゲータン、メレー、ド、カポスメレ
第二全権委員　特命全権公使、男爵シャール、ド、マッキオ
学術委員　維納大学教授、「コンセイエー、オーリック」、墺地利国貴族院議員、常設仲裁裁判所裁判官アンリー、ラッマシュ
海軍委員　海軍少将アントワンヌ、ハウス
陸軍委員　陸軍少将、在土耳其国大使館附兼在希臘国公使館附全権武官、男爵ウラヂミル、ギースル、ド、ギースリンゲン
委員　宮内及外務省参事官兼「コンセイエー、オーリック」、「シュヴァリエー」オトン、ド、ワイル
委員　公使館参事官ジュール、シラッシー、ド、シラス、エ、ピリス
副委員　海軍一等大尉エミル、コネク、ド、ノルワル

白耳義国
全権委員　国務大臣、代議院議員、仏国学士会員、白耳義国学士会員、羅馬尼亜国学士会員、国際法学会名誉会員、常設仲裁裁判所裁判官ア、ベルナール
全権委員　国務大臣、前司法大臣ジー、ファン、デン、ホイヴェル
全権委員　和蘭国駐劄特命全権公使、羅馬尼亜国学士会員、男爵ギーヨーム

「ボリヴィア」国
全権委員　外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ピニラ
全権委員　英国駐劄特命全権公使フェルナンド、エ、グッチャラ

伯剌西爾国
全権委員　特命全権大使、上院副議長、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ
全権委員　和蘭国駐劄特命全権公使エゾアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボァ
専門委員　在和蘭国公使館附武官、陸軍大佐ロベルト、トロンポウスキー、レイタオ、デ、アルメイダ
専門委員　海軍中佐タンクレド、ブルラマキ、デ、モウラ

勃爾牙利国
第一全権委員　侍従将官、陸軍参謀少将ヴルバン、ヴィナロフ
第二全権委員　大審院検事総長イヴァン、カランジューロフ
委員　艦隊参謀長、海軍中佐エス、デミトリエフ

智利国
全権委員　英国駐劄特命全権公使ドミンゴ、ガナ
全権委員　独逸国駐劄特命全権公使アウグスト、マッテ
全権委員　前陸軍大臣、前代議院議長、前亜爾然丁国駐劄特命全権公使カルロス、コンチャ

清国
全権委員　特命大使陸徴祥
全権委員　前亜米利加合衆国外務卿ジョン、グブルユー、フォスター
全権委員　和蘭国駐劄特命全権公使銭恂
陸軍委員　陸軍部軍法司長、陸軍大佐丁士源
副委員　公使館書記官張慶桐
副委員　前在仏国及伊国公使館附兼特派員附書記官趙詒璿

格倫比亜国
全権委員　陸軍将官ホルヘ、ホルグィン
全権委員　サンチアゴ、ペレス、トリアナ

全権委員　仏国駐劄特命全権公使、陸軍将官エム、ヴァルガス

玖瑪共和国
全権委員　「ハヴァナ」大学国際法教授、上院議員アントニオ、サンチェス、デ、ブスタマンテ
全権委員　米国駐劄特命前権公使ゴンザロ、デ、クェサダ、イ、アロステグイ
全権委員　前「ハヴァナ」中学校長、上院議員マヌエル、サングィリー

丁抹国
第一全権委員　米国駐劄特命全権公使セー、ブロン
第二全権委員　海軍少将セー、エフ、シェルレル
第三全権委員　侍従、外務省課長ア、ヴェデル

「ドミニカ」共和国
全権委員　前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリクス、イ、カルヴァハル
全権委員　「セント、ドミンゴ」専門学校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ

「エクァトール」共和国
全権委員　仏国駐劄兼西班牙国駐劄特命全権公使ヴィクトル、レンドン
全権委員　代理公使エンリク、ドルン、イ、デ、アルスア

西班牙国
第一全権委員　上院議員、前外務大臣、英国駐劄特命全権大使ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ
全権委員　和蘭国駐劄特命全権公使ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴォ
全権委員　下院議員、伯爵ガブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、デ、ラ、モルテラ
陸軍副委員　参謀大佐、陸軍大臣副官ホフレ、モントホ
海軍副委員　海軍大佐フランシスコ、チャコン

仏蘭西国
第一全権委員　特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジョア

第二全権委員　上院議員、一等全権公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン
第三全権委員　巴里法科大学教授、名誉全権公使、外務省法律顧問、仏国学士会員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー
第四全権委員　和蘭国駐劄特命全権公使マルスラン、ペレ
陸軍委員　陸軍中将アムーレル
海軍委員　海軍少将アラゴ
専門委員　巴里控訴院弁護士フロマジョー
第二海軍委員　海軍大佐ラカーズ
第二陸軍委員　在白耳義国公使館附兼和蘭国公使館附武官、陸軍中佐シバン

大不列顛国
全権委員　枢密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドワード、フライ
全権委員　枢密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、サトウ
全権委員　枢密顧問官、前国際法学会長、「ロード」レイ
全権委員　和蘭国駐劄特命全権公使、「サー」ヘンリー、ハワード
陸軍委員　陸軍中将、「サー」エドモンド、アール、エルス
海軍委員　海軍大佐シー、エル、オットレー
専門委員　委員附一等書記官、大使館参事官エーア、クロー
専門委員　委員附法律顧問、大使館参事官セシル、ハースト
専門委員　在和蘭国公使館附武官、陸軍中佐ヘンリー、ヤードバラー
専門委員　海軍中佐ジェー、アール、シグレーヴ
専門委員　陸軍参謀本部課長、陸軍少佐ジョージ、ケー、コックリル

希臘国
第一全権委員　独逸国駐劄特命全権公使クレオン、リツォ、ランガベ
第二全権委員　雅典大学国際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジョールジェ、ストレイト
専門委員　陸軍参謀本部長、砲兵大佐セー、サプーンツァキス

「グァテマラ」国
全権委員　和蘭国駐劄兼英国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチャド
全権委員　独逸国駐劄代理公使エンリケ、ゴメス、カリリヨ

「ハイチ」共和国
全権委員　仏国駐劄特命全権公使ジャン、ジョセフ、グルベマル
全権委員　米国駐劄特命全権公使ジー、エヌ、レジェー
全権委員　前国際公法教授、「ポルトープランス」組合弁護士ピエール、ユデクール

伊太利国
全権委員　伊国委員長、上院議員、仏国駐劄特命全権大使、常設仲裁裁判所裁判官、伯爵ジョセフ、トルニエリ、ブルサチ、デ、ヴェルガノ
全権委員　下院議員、外務次官ギド、ポンピリ
全権委員　参事院議官、下院議員、前文部大臣ギド、フジナト
専門委員　陸軍少将マリウス、ニコリス、ド、ロビラント
専門委員　海軍大佐フランソワ、カスチリア

日本国
第一全権委員　特命全権大使都筑馨六
第二全権委員　和蘭国駐劄特命全権公使佐藤愛麿
専門委員　外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官ヘンリー、ウィラード、デニソン
専門委員　騎兵監、陸軍少将秋山好古
専門委員　江田島海軍兵学校長、海軍少将島村速雄

盧森堡国

全権委員　国務大臣、内閣議長アイシェン
全権委員　独逸国駐劄代理公使、伯爵ド、ヴィレー

墨西哥国
全権委員　伊国駐劄特命全権公使ゴンザロ、ア、エステヴァ
全権委員　仏国駐劄特命全権公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー
全権委員　白耳義駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ

「モンテネグロ」国
全権委員　「コンセイエー、プリヴェ、アクチュエル」、仏国駐劄露国特命全権大使ネリドフ
全権委員　「コンセイエー、プリヴェ」、露国外務省常任顧問官ド、マルテンス
全権委員　「コンセイエー、デタ、アクチュエル」、侍従、和蘭国駐劄露国特命全権公使チャリコフ

「ニカラグヮ」国
全権委員　仏国駐劄特命全権公使クリサント、メデナ

諾威国
全権委員　前内閣議長、前法学教授、常設仲裁裁判所裁判官、和蘭国駐劄兼丁抹国駐劄特命全権公使フランシス、ハーゲルプ
専門委員　船舶艤装者、代議院議員ヨアキム、グリーグ
専門委員　諾威国議会「ノーベル」委員会書記クリスチアン、ロウス、ランゲ

巴奈馬国
全権委員　ベリサリオ、ポラス

「パラグェー」国
全権委員　仏国駐劄特命全権公使エウセビオ、マチャイン

和蘭国
全権委員　前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
全権委員　国務大臣、参事院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、チェー、アッセル
全権委員　退職陸軍中将、前陸軍大臣、参事院議官、「ヨンクヘール」ヨット、チェー、チェー、デン、ベール、ボールチュゲール

全権委員　特務侍従武官、退職海軍中将、前海軍大臣、「ヨンクヘール」ヨット、アー、ローエル
全権委員　前司法大臣、下院議員ヨット、アー、ロエフ
専門委員　陸軍参謀中佐、陸軍大学校教官ハー、エル、ファン、オールト
副委員　外務省政務局長、「ヨンクヘール」ドブルヴェ、ヨット、エム、ファン、アイシンガ
副委員　「ジャンチョンム、ド、ラ、シャンブル」、殖民省副部長、「ヨンクヘール」ハー、アー、ファン、カルネベーク

専門委員　海軍一等大尉ハー、ゲー、スリー

秘露国
全権委員　仏国駐劄兼英国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジェー、カングモ
副委員　在仏国公使館一等書記官グスタヴォ、デ、ラ、フエンテ

波斯国
第一全権委員　仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタスエス、サルタネー
全権委員　和蘭国駐劄特命全権公使ミルザ、アーメッド、カン、サヂグ、ウル、ムルク
専門委員　外務省法律顧問ヘンネビック

葡萄牙国
全権委員　参事院議官、「ペール、デュ、ロワイヨーム」、前外務大臣、英国駐劄特命全権公使、特命全権大使、侯爵デ、ソヴェラル
全権委員　和蘭国駐劄特命全権公使、伯爵デ、セリール
全権委員　瑞西国駐劄特命全権公使アルベルト、ドリヴェイラ
専門委員　陸軍参謀中佐トマス、アントニオ、ガルシヤ、ロサド

専　門　委　員　海軍大尉ギルヘルメ、イヴェンス、フェラス

羅馬尼亜国

第一全権委員　独逸国駐劄特命全権公使アレキサンドル、ベルヂマン

第二全権委員　和蘭国駐劄特命全権公使エドガルド、マヴロコルグト

専　門　委　員　参謀本部附陸軍大尉アレキサンドル、スツルザ

露西亜国

全　権　委　員　「コンセイエー、プリヴェ、アクチュエル」、仏国駐劄特命全権大使ネリドフ

全　権　委　員　「コンセイエー、プリヴェ」外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス

全　権　委　員　「コンセイエー、デタ、アクチュエル」侍従、和蘭国駐劄特命全権公使チャリコフ

専　門　委　員　「コンセイエー、デタ、アクチュエル」、侍従、伯剌西爾国駐劄特命全権公使プロゾル

専　門　委　員　在英国大使館附武官、陸軍少将イェルモロフ

専　門　委　員　在独逸国大使館附武官、陸軍大佐ミシェルソン

専　門　委　員　在英国大使館附武官、海軍大佐ベール

専　門　委　員　海軍大学校国際法教官、鎮守府附陸軍大佐オフチンニコフ

「サルヴァドル」国

全　権　委　員　仏国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ベドロ、ジー、マテウ

全　権　委　員　英国駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官サンチアゴ、ペレス、トリアナ

塞爾比亜国

全　権　委　員　参事院議長、陸軍将官サヴァ、グルーイッチ

全　権　委　員　伊国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ

全　権　委　員　英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ミシェル、ミリチェヴィッチ

暹羅国

全　権　委　員　陸軍少将モム、チャチデー、ウドム

全　権　委　員　在仏国公使館参事官コラヂオニ、ドレリ

全　権　委　員　陸軍大尉ルアング、ビュヴァナルト、トリューバル

瑞典国

第一全権委員　丁抹国駐劄特命全権公使、前司法大臣、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハュマルスキョルド

第二全権委員　前無主務大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル

専　門　委　員　砲兵聯隊長、陸軍大佐グヴィッド、ヘデングレン

専　門　委　員　海軍中佐、海軍軍令部課長グスタフ、デ、クリント

瑞西国

全　権　委　員　英国駐劄兼和蘭国駐劄特命全権公使ガストン、カルラン

全　権　委　員　陸軍参謀大佐、「ジェネヴァ」大学教授ユージェーン、ボレル

全　権　委　員　「チューリヒ」大学法学教授マックス、フーベル

土耳其国

第一全権委員　特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チュルカン、パシャ

全　権　委　員　伊国駐劄特命全権大使レチッド、ベー

全　権　委　員　海軍中将メヘメッド、パシャ

副　委　員　「コンセイエー、レジスト、ド、ラ、リスト、シヴィル」ライフ、ベー

副　委　員　陸軍参謀大佐メヘメッド、サイド、ベー

「ウルグェー」国

第一全権委員　前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレ、イ、オルドニェス

全　権　委　員　前上院議長、仏国駐劄特命全権公使、常設仲裁裁判所裁判官フアン、ペー、カストロ

専　門　委　員　野戦砲兵聯隊長、陸軍大佐セバスチアン、ビュク

「ヴェネズエラ」合衆国

全　権　委　員　独逸国駐劄代理公使ホヒ、ヒル、フォルトウル

本会議ハ千九百七年六月十五日ヨリ十月十八日ニ亘リテ会議ヲ重ネ其ノ間終始前記ノ委員ハ至尊ナル本会議発議者ノ慈仁ナル趣旨ト各本国政府ノ志望トヲ成ルヘク広キ範囲ニ於テ実現セシムルノ希望ヲ有シ全権委員ノ記名ヲ求ムル為本決議書ニ附属スル左記ノ諸條約及宣言ノ文言ヲ議定セリ

第一　国際紛争平和的処理條約

第二　契約負債回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約

第三　開戦ニ関スル條約

第四　陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約

第五　陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル條約

第六　開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ関スル條約

第七　商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル條約

第八　触発自動海底水雷ノ敷設ニ関スル條約

第九　戦時ニ於テ海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル條約

第十　「ジェネヴァ」條約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル條約

第十一　海戦ニ於ケル拿捕権行使ノ制限ニ関スル條約

第十二　国際捕獲審検所設立ニ関スル條約

第十三　海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約

第十四　軽気球上ヨリ投射物及爆裂物ノ投下ヲ禁止スルコトニ関スル宣言

右諸條約及宣言ハ各別ノ文書ヲ成シ之ニ本日ノ日附ヲ附シ第二回平和会議ニ参同シタル諸国ノ全権委員ハ海牙ニ於テ千九百八年六月三十日迄ニ之ニ記名スルコトヲ得ルモノトス

本会議ハ其ノ討議ノ精神タル和協及交譲ノ精神ニ基キ左ノ宣言ヲ決定シ各参同国ニ其ノ投票ノ利益ヲ留保スルト同時ニ各参同国ヲシテ其ノ一致承認セラレタリト思惟スル原則ヲ確認シ得セシム

本会議ハ次ノ事項ニ付一致セリ

一　義務的仲裁裁判ノ原則ヲ承認スルコト

二　或種ノ紛議殊ニ国際的條約ノ規定ノ解釈及適用ニ関スルモノハ何等ノ制限ナク義務的仲裁裁判ニ付セラレ得ルモノト宣言スルコト

本会議ハ今直ニ右ノ趣旨ヲ以テ條約ヲ結締スルニ至ラサリシト雖発表セラレタル意見ノ相違ハ単ニ法律上ノ論争ニ止マリタルコト及列国ハ四月間会合協議シタルカ為ニ相互ニ意思ヲ了解シテ益相接近セルノミナラス此ノ長期ノ協力中ニ於テ人類ノ共同利益ニ関スル最高尚ナル感情ヲ表出シ得タルコトヲ宣言スルニ一致セリ

本会議ハ又全会一致ヲ以テ左ノ決議ヲ採用セリ

第二回平和会議ハ軍事上ノ負担ノ制限ニ関シ千八百九十九年ノ会議カ採用シタル決議ヲ確認シ且軍事上ノ負担ハ同年以降殆凡テノ国ニ於テ著シク増加シタルコトニ鑑ミ列国政府ニ於テ誠意ニ本問題ノ攻究ヲ重ネラレムコトヲ切ニ希望スル旨ヲ宣言ス

本会議ハ右ノ外左ノ希望ヲ表明セリ

一　本会議ハ記名諸国ニ対シ仲裁司法裁判所設立ニ関スル附属條約案ヲ採用シ且判事ノ選任及裁判所ノ構成ニ付合意アリタル上ハ直ニ之ヲ実施セムコトヲ慫慂ス

二　本会議ハ戦時ニ際シ当該文武官憲ニ於テ交戦国人民ト中立国トノ間ニ平和的関係殊ニ商工業関係ノ維持ヲ確保シ且之ヲ保護スルコトヲ以テ自己ノ特別ナル義務ト為サムコトヲ希望ス

三　本会議ハ列国カ特別ノ條約ヲ以テ軍事上ノ負担ニ関シ其ノ領土内ニ居住スル外国人ノ地位ヲ規定セムコトヲ希望ス

四　本会議ハ海戦ノ法規慣例ニ関スル規則ノ制定カ次回ノ会議ノ議題中ニ掲ラレムコト及如何ナル場合ニ於テモ列国ハ陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約ノ原則ヲ為シ得ル限リ海戦ニ応用セムコトヲ希望ス

終ニ本会議ハ前回ノ会議ヨリ本会議迄ニ経過シタルト同様ノ期間ニ於テ列国間ノ合意ヲ以テ定ムヘキ期日ニ第三回平和会議ヲ開催セムコトヲ列国ニ慫慂シ且其ノ議事ヲシテ必要ナル威信ト速度トヲ以テ進行セシメムカ為前以テ充分長ク右第三回会議ノ事業ヲ準備スルノ必要アルコトニ付列国ノ注意ヲ促ス

本会議ハ右ノ目的ヲ達スル為列国政府ニ於テ開催ノ豫定期ヨリ約二年前ニ準備委員会ヲ設ケ之ヲシテ会議ニ付スヘキ各種ノ提議ヲ蒐集シ次回ノ国際規定ト為シ得ヘキ事項ヲ攻究シ且各国カ精細ノ研究ヲ為シ得ル為充分早ク政府ニ於テ決定スヘキ議事目録ヲ準備セシムルヲ極メテ望マシキコト思惟ス右委員会ハ尚会議ノ組織及手続ニ関スル方法ヲ提議スヘキモノトス

右證拠トシテ各全権委員ハ本決議書ニ記名調印スルモノナリ

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ会議ニ賛同シタル諸国ニ交付スルモノトス

第一　独逸　国
第二　亜米利加合衆国
第三　亜爾然丁国
第四　墺地利洪牙利国
第五　白耳義国
第六　「ボリヴィア」国
第七　伯剌西爾国
第八　勃爾牙利国
第九　智利　国
第十　清　国
第十一　格倫比亜国
第十二　玖馬　国
第十三　丁抹　国
第十四　「ドミニカ」共和国
第十五　「エクァトール」国
第十六　西班牙　国
第十七　仏蘭西　国
第十八　大不列顛国

フライヘル、フォン、マルシャル
クリーゲ
ジョセフ、エッチ、チョート
ホレェス、ポーター
ユー、エム、ローズ
デヴィッド、ジェーン、ヒル
シー、エス、スペリー
ウィリアム、アイ、ブカナン
ロケ、サエンツ、ペニヤ
ルイス、エム、ドラゴ
セー、ロドリゲス、ラレタ
メレー
男爵マッキオ
ア、ベルナール
ジー、ファン、デン、ホイヴェル
ギーヨーム
クラウヂオ、ピニラ
ルイ、バルボサ
エ、リスボア
陸軍少将ヴィナロフ
イヴァン、カランジューロフ
ドミンゴ、ガナ
アウグスト、マッテ
カルロス、コンチャ
陸徴祥
銭恂
ホルヘ、ホルグィン
エス、ペレス、トリアナ
エム、ヴァルガス
アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ
ゴンザロ、デ、クェサダ
マヌエル、サングィリー
セー、ブロン
ドクトル、ヘンリクス、イ、カルヴァハル
アポリナル、テヘラ
ヴィクトル、エム、レンドン
エ、ドルン、イ、デ、アルスア
ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ
ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴォ
ガブリエル、マウラ
レオン、ブールジョア
デスツールネル、ド、コンスタン
エル、ルノー
マルスラン、ペレ
エドワード、フライ
アーネスト、サトウ

第十九　希臘　国
第二十　「グァテマラ」国
第二十一　「ハイチ」国
第二十二　伊太利　国
第二十三　日本　国
第二十四　盧森堡　国
第二十五　墨西哥　国
第二十六　「モンテネグロ」国
第二十七　「ニカラグァ」国
第二十八　諾威　国
第二十九　巴奈馬　国
第三十　「パラグェー」国
第三十一　和蘭　国
第三十二　秘露　国
第三十三　波斯　国
第三十四　葡萄牙　国
第三十五　羅馬尼亜　国
第三十六　露西亜　国
第三十七　「サルヴァドル」国
第三十八　塞爾比亜　国

シー
ヘンリー、ハワード
クレオン、リツォ、ランガベ
ジョールジュ、ストレイト
ホセ、チブレ、マチャド
ゴメス、カリリヨ
グルベマル、ジャン、ジョセフ
ジー、エヌ、レジェー
ピエール、ユジクール
ジェー、トルニエリ
ジェー、ポンピリ
ジェー、フジナト
都筑馨六
佐藤愛麿
アイシェン
伯爵ド、ヴィレー
ジェー、ア、エステヴァ
エス、ベー、ド、ミエー
エフ、エル、デ、ラ、バラ
ネリドフ
マルテンス
チャリコフ
クリサント、メデナ
エフ、ハーゲルプ
ベー、ポラス
ドブルヴェ、ハー、ド、ボーフォール
テー、エム、チェー、アッセル
デン、ベール、ポールチュゲール
ヨット、アー、ローエル
ヨット、アー、ロエフ
セー、ジェー、カンダモ
モムタゾス、サルタネー、エム、サマド、カン
サヂグ、ウル、ムルク、エム、アーメッド、カン
侯爵デ、ソヴェラル
伯爵デ、セリール
アルベルト、ドリヴェイラ
ア、ベルヂマン
エドガール、マヴロコルダト
ネリドフ
マルテンス
チャリコフ
ペー、ジー、マテウ
エス、ペレス、トリアナ
エス、グルーイッチ
エム、ジェー、ミロヴァノヴィッチ

第三十九	暹羅国	エム、ジェー、ミリチェヴィッチ モム、チャチデー、ウドム セー、コラヂオニ、ドレリ ルアング、ビュヴァナルト、ナリューバル
第四十	瑞典国	カー、ハー、エル、ハムマルスキョルド
第四十一	瑞西国	カルラン ユージェーン、ボレル マックス、フーベル 瑞西聯邦政府ニ於テ承認セサル第一号ノ希望ヲ留保ス
第四十二	土耳其国	チュルカン
第四十三	「ウルグェー」国	ホセ、バトレ、イ、オルドニェス
第四十四	「ヴェネズエラ」国	ジー、ヒル、フォルトウル

第二回平和会議ノ表明セル第一希望附屬仲裁司法裁判所設立ニ関スル條約案

第一章　仲裁司法裁判所ノ構成

第一條　締約国ハ仲裁裁判主義ノ進歩ヲ図ル為常設仲裁裁判所ニ何等ノ影響ヲ及ホスコトナクシテ世界各種ノ法制ヲ代表スル判事ヨリ成リ且仲裁的司法ノ継続シテ行ハルルコトヲ確保スルニ足ルヘキ起訴ノ自由ニシテ且簡易ナル仲裁司法裁判所ヲ構成スルコトヲ約定ス

第二條　仲裁司法裁判所ハ徳望高ク且各其ノ国ニ於テ高等司法官ト為ルノ資格ヲ有シ又ハ国際法ニ堪能ナル法律家タル者ヨリ選任シタル判事及豫備判事ヲ以テ之ヲ構成ス

裁判所ノ判事及豫備判事ハ成ルヘク常設仲裁裁判所裁判官中ヨリ選任スルモノトス右選任ハ本條約批准後六月以内ニ之ヲ為スヘシ

第三條　判事及豫備判事ノ任期ハ其ノ任命カ国際紛争平和的処理條約ニ依リテ設ケラレタル評議会ニ通告セラレタル日ヨリ起算シテ十二年トス但シ再任セラルルコトヲ得判事又ハ豫備判事中死亡又ハ辞任スル者アルトキハ其ノ任命ノ為ニ定メタル方法ニ依リ之ヲ補缺ス

此ノ場合ニ於テハ其ノ任期ハ新ニ十二年トス

第四條　仲裁司法裁判所判事ハ凡テ対等ニシテ任命通告ノ日ニ依リテ其ノ席次ヲ定ム通告ノ日同シキトキハ年長者ヲ以テ上席トス

豫備判事ハ其ノ職務ノ執行ニ関シテハ本職判事ニ同シ但シ其ノ席次ハ本職判事ノ次位トス

第五條　判事ハ其ノ職務ヲ行フニ当リ自国以外ニ於テ外交官ノ特権及免除ヲ享有ス

判事及豫備判事ハ就職前評議会ニ於テ公平ニ見極メテ誠実ニ其ノ職務ヲ行フヘキコトヲ宣誓シ又ハ正式ニ確言スルコトヲ要ス

第六條　裁判所ハ毎年特別委員会ヲ組織スヘキ三名ノ判事及支障アル場合ニ於テ之ニ代ルヘキ他ノ三名ノ判事ヲ指定ス右判事ハ再選セラルルコトヲ得選挙ハ連名投票ニ依リ最多数ノ投票ヲ得タル者ヲ以テ当選者トス委員会ハ自ラ其ノ議長ヲ選挙ス多数ヲ得ルコト能ハサルトキハ抽籤ニ依リテ之ヲ定ム

委員ハ之ヲ任命シタル国又ハ其ノ所屬国カ当事者ノ一方ナルトキハ其ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

委員ハ其ノ判事トシテノ任期満了シタル場合ニ於テモ付託セラレタル事件ヲ終了スヘシ

第七條　判事ハ如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハス国内裁判所仲裁裁判所若ハ審査委員会ノ決定ニ参与シ又ハ一方ノ当事者ノ顧問若ハ弁護人トシテ訴訟ニ干与シタル事件ニ関シ裁判上ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

判事ハ其ノ任期中仲裁司法裁判所常設仲裁裁判所特別仲裁裁判部又ハ審査委員会ニ於テ代理人若ハ弁護人トシテ関係シ又ハ如何ナル資格ニ於テモ一方ノ当事者ノ為ニ行動スルコトヲ得ス

第八條　裁判所ハ投票ノ絶対多数ニ依リ裁判所長及副長ヲ選挙ス二回ノ投票ヲ為スモ尚絶対多数ヲ得サルトキハ比較多数ニ依リ之ヲ決ス投票相半シタルトキハ抽籤ニ依ル

第九條　仲裁司法裁判所判事ノ年手当ハ蘭貨六千「フロリン」トス右手当ハ裁判所ノ第一回会合ノ日ヨリ起算シテ毎六月ノ終期ニ之ヲ支払フモノトス

判事ハ開庁中又ハ本條約ニ規定スル特別ノ場合ニ於テ其ノ職務ヲ行フ間ハ一日蘭貨百「フリロン」ノ日当ヲ受ケ且其本国ノ規則ニ依リ定メラレタル旅費ヲ受クルモノト

ス本項ノ規定ハ判事ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ豫備判事ニモ亦之ヲ適用ス

右諸給与金ハ第三十一條ニ規定スル裁判所ノ一般費用中ニ包含セラルルモノトシ国際紛争平和的処理條約ニ依リ設置シタル萬国事務局ヲ経テ之ヲ支払フモノトス

第十條　判事ハ裁判所ノ職員タル資格ニ伴フ勤務ニ対シ其ノ本国政府又ハ他国政府ヨリ何等ノ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第十一條　仲裁司法裁判所ハ之ヲ海牙ニ置キ不可抗力ノ場合ヲ除クノ外之ヲ他ニ移スコトヲ得ス

委員会ハ特殊ノ事情ニ因リ必要アル場合ニハ当事者雙方ノ承諾ヲ得タル上他ノ開廷地ヲ選定スルコトヲ得

第十二條　評議会ハ仲裁司法裁判所ニ対シ常設仲裁裁判所ニ対スルト同一ノ職務ヲ行フモノトス

第十三條　萬国事務局ハ仲裁司法裁判所ノ書記課ノ事務ニ当リ且其ノ庁舎及設備ヲ裁判所ノ用ニ供ス萬国事務局ハ記録ヲ保管シ及事務ヲ管理ス

事務局書記官長ハ裁判所書記ノ職務ヲ行フ

必要ナル裁判所書記附書記、通訳及速記者ハ裁判所之ヲ任命シ且宣誓セシム

第十四條　裁判所ハ毎年一回開庁ス其ノ期間ハ六月第三水曜日ニ始マリ日程尽クル迄継続ス

裁判所ハ委員会カ必要ナシト認ムルトキハ開庁セス但シ現ニ裁判所ニ繋属スル争議当事者タル一国ハ該争議ニ付準備書面ノ提出カ終結シタルカ又ハ将ニ終結セムトスルトキハ開庁ヲ要求スルノ権利ヲ有ス

必要アル場合ニ於テハ委員会ハ臨時開庁ノ為裁判所ヲ召集スルコトヲ得

第十五條　委員会ハ毎年裁判所ノ事業報告書ヲ作成ス右報告書ハ萬国事務局ヲ経テ之ヲ各締約国ニ送付シ且裁判所判事及豫備判事ニ之ヲ配布スヘシ

第十六條　仲裁司法裁判所ノ職員タル判事及豫備判事ハ同時ニ国際捕獲審検所ノ判事及豫備判事ニ任命セラルルコトヲ得

第二章　権限及裁判手続

第十七條　仲裁司法裁判所ハ仲裁裁判ニ関スル一般的規約ニ依リ又ハ特別ノ合意ニ依リテ同裁判所ニ起訴シタル一切ノ事件ニ付権限ヲ有ス

第十八條　委員会ハ左ノ権限ヲ有ス

一　当事者雙方ニ於テ国際紛争平和的処理條約第四章第四節ニ規定シタル簡易手続ノ適用ヲ請求スルコトニ一致スルトキハ前條ニ掲クル仲裁事件ヲ裁判スルコト

二　当事者雙方ノ合意ヲ以テ委員会ニ委託スル範囲内ニ於テ同條約第三章ニ依リ且之ニ準拠シテ審査ヲ為スコト但シ審査ニ参与シタル委員ハ争議カ裁判所又ハ委員会ノ仲裁裁判ニ付セラレタル場合ニ於テ当事者雙方ノ承諾アルトキハ第七條第一項ノ規定ニ拘ラス裁判事トシテ列席スルコトヲ得

第十九條　当事者雙方ノ合意ヲ以テ国際紛争平和的処理條約第五十二條ノ規定ニ依ル仲裁契約ノ作成ヲ裁判所ニ一任シタル場合ニ於テハ委員会ハ之ヲ作成スルノ権限ヲ有ス

左ノ場合ニハ委員会ハ外交上ノ手段ニ依ル合意ノ交渉カ不結果ニ終リタル後単ニ当事者ノ一方ヨリ請求アリタルトキニ於テモ亦右ノ権限ヲ有ス

一　本條約実施後締結セラレ又ハ更新セラレタル一般的仲裁裁判條約中ニ各紛議ニ付仲裁契約ヲ豫見シ且明白ニモ又暗黙ニモ其ノ作成ニ関スル委員会ノ権限ヲ否認セサルトキ但シ他ノ当事者ニ於テ該紛議カ義務的仲裁裁判ニ付スヘキ紛議ノ種類ニ属セサルコトヲ宣言シタルトキハ仲裁裁判條約カ右先決問題決定ノ権能ヲ仲裁裁判部ニ付与シタル場合ヲ除クノ外裁判所ノ関スル限ニ在ラス

二　一国ニ対シ他ノ一国カ其ノ国民ニ仕払ハルヘキモノトシテ要請スル契約負債ヨリ生シタル紛議ノ解決ニ付仲裁裁判ノ申出カ受諾セラレタルトキ但シ他ノ方法ニ依リ仲裁契約ヲ定ムルコトヲ受諾ノ條件ト為シタルトキハ右ノ規定ヲ適用セス

第二十條　各当事者ハ裁判所判事一名ヲ指定シ委員会ニ付託セラレタル事件ノ審理ニ表決権ヲ以テ参与セシムルノ権利ヲ有ス

委員会カ審査委員会ノ資格ヲ以テ行動スルトキハ右任務ハ裁判所判事以外ノ者ニ之ヲ委任スルコトヲ得前記ノ者ニ支給スヘキ旅費及報酬ハ之ヲ任命シタル国ニ於テ決定シ且負担スルモノトス

第二十一條　本條約ニ依リ設置シタル仲裁司法裁判所ニ出訴シ得ルモノハ締約国ニ限ルモノトス

第二十二條　仲裁司法裁判所ハ本條約ニ規定スルモノヲ除クノ外国際紛争平和的処理條約ノ定ムル裁判手続ノ規定ニ依ル

第二十三條　裁判所ハ自ラ使用スル国語及裁判所ニ於テ使用スルコトヲ許スヘキ国語ヲ定ム

第二十四條　萬国事務局ハ国際紛争平和的処理條約第六十三條第二項ニ依ル準備書面ノ提出ヲ終ル迄判事ニ宛テタル一切ノ通信ノ媒介ヲ為ス

第二十五條　裁判所ハ一切ノ通告殊ニ当事者證人及鑑定人ニ対シテ為スヘキモノハ其ノ通告ヲ為スヘキ土地ノ所属政府ニ直接ニ之ヲ為スコトヲ得一切ノ立證方法ヲ行フトキ亦同シ

右ニ関スル要求ヲ受ケタル国ハ其ノ主権又ハ安寧ヲ害スヘキ性質ヲ有スルモノト認ムル場合ヲ除クノ外之ヲ拒ムコトヲ得ス要求ニ応シタルトキハ其ノ費用ハ実費ノ外之ヲ請求スルコトヲ得ス

裁判所ハ其ノ所在国ノ媒介ニ依頼スルコトヲ得

裁判所所在地ニ於テ当事者ニ対シテ行フ通告ハ萬国事務局ヲシテ之ヲ為サシムルコトヲ得

第二十六條　弁論ハ裁判所長又ハ副長之ヲ指揮シ裁判所長副長共ニ闕席スルカ又ハ支障アルトキハ出席判事中ノ先任者之ヲ指揮ス

第三十二條　裁判所ハ自ラ其ノ内部ノ事務ノ規程ヲ定ム右規定ハ之ヲ締約国ニ通知スルコトヲ要ス

裁判所ハ右ノ規程ヲ定メ裁判所長及副長ヲ選挙シ且委員ヲ指定スル為本條約批准後成ルヘク速ニ会合スヘシ

第三十三條　裁判所ハ裁判手続ニ関スル本條約ノ規定ニ対スル修正ヲ提議スルコトヲ得右提議ハ和蘭国政府ヲ経テ之ヲ各締約国ニ通知シ締約国ハ之ニ対スル措置ニ付協議スヘシ

第三章　附　則

第三十四條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託スヘシ

各批准書ノ寄託ニ付テハ調書ヲ作リ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手続ニ依リ各記名国ニ交付スヘシ

第三十五條　本條約ハ批准後六月ヲ経テ実施ス

本條約ノ有効期間ハ之ヲ十二年トシ廃棄アルニ非サレハ十二年宛当然更新セラルルモノトス

廃棄ハ各期間ノ満了ヨリ少クモ二年前ニ之ヲ和蘭国政府ニ通告スルコトヲ要ス和蘭国政府ハ之ヲ他ノ諸国ニ通知スヘシ

当事者ノ一方ノ任命シタル判事ハ裁判長ト為ルコトヲ得ス

第二十七條　裁判所ノ評議ハ秘密会ニ於テ之ヲ行ヒ且之ヲ秘密ニ付ス

一切ノ決定ハ出席判事ノ多数決ニ依ル若出席判事ノ数偶数ニシテ可否同数ナルトキハ第四條第一項ニ規定シタル席次ニ依リ末席判事ノ投票ヲ算入セス

第二十八條　裁判所ノ判決ニハ其ノ理由ヲ付シ関係判事ノ名ヲ記載シ裁判長及裁判所書記之ニ署名ス

第二十九條　当事者ハ各其ノ費用ヲ負担シ且裁判ノ特別ノ費用ヲ均等ニ分担ス

第三十條　第二十一條乃至第二十九條ノ規定ハ委員会ニ於ケル裁判手続ニ之ヲ準用ス

一方ノ当事者ノミ委員会ニ委員ヲ加入セシムルノ権利ヲ実行シタル場合ニ於テ可否同数ナルトキハ右委員ノ投票ヲ算入セス

第三十一條　裁判所ノ一般費用ハ締約国ノ負担トス

裁判所ノ執務ニ必要ナル金額ハ評議会ヨリ之ヲ締約国ニ請求ス

廃棄ハ之ヲ通告シタル国ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ス他ノ諸国間ニ於テハ本條約ハ依然効力ヲ有スヘキモノトス

四九八　明治四十四年十一月十一日　内田外務大臣ヨリ蘭国駐劄佐藤公使宛

第二回平和会議諸條約御批准書並ニ右仏訳文送付ノ件

明治四十四年十一月十一日発遣

機密送第二号

在蘭　佐藤公使宛　　内田外務大臣

第二回萬国平和会議ニ於テ議決セラレタル国際紛争平和的処理條約外十一條約今回愈々御批准相成候ニ付右御批准書本日西比利亜便ヲ以テ在露大使館ヲ経可及御送付候條御落手ノ上ハ條約ノ規定ニ従ヒ蘭国政府ニ提出セラレ寄託ノ手続ヲ了セラルル様致度右手続完了ノ節ハ其旨電報ヲ以テ御報告相成候様致度当方ニ於テハ右電報接受次第直チニ公

布方取計フ筈ニ有之候尚右御批准書中ニハ第一回平和会議々定條約ノ御批准書ト異ナリ帝国全権委員カ署名ノ際為シタル留保ヲ為シテ御批准相成候旨記載セラレ居ルモノモ有之候ニ付当方ニ於テ右仏訳文ヲ調製シ茲ニ及御送付候間御査収相成度此段申進候　敬具

尚前記批准書寄託證書ノ認證謄本ハ蘭国政府ヨリ交付アリ次第当方ヘ御送付相成度候

四九九　明治四十四年十二月十三日　蘭国駐劄佐藤公使ヨリ内田外務大臣宛（電報）

御批准書蘭国政府ヘ寄託済報告ノ件

十二月十三日海牙発

内田外務大臣　　在蘭　佐藤公使

第三一号

第二回萬国平和会議議定十二個條約ノ御批准書ハ十二月十三日蘭国政府ヘ寄託ノ手続ヲ了セリ但シ條約ノ規定ニ依リ第一回ノ寄託ニ限リ同国政府ヨリ寄託国ニ向テ寄託證書ノ證認謄本ヲ発給セシモ爾後ノ寄託ニ対シテハ之ヲ発給セス

五〇〇　明治四十四年十二月十四日　蘭国駐劄佐藤公使ヨリ内田外務大臣宛

第二回平和会議諸條約御批准書仏訳文写送付ノ件

附属書　御批准書仏訳文（一）乃至（十二）

機密第六号　　明治四十五年壱月八日接受

明治四十四年十二月十四日

在蘭　特命全権公使　佐藤愛麿（印）

外務大臣子爵　内田康哉殿

第二回萬国平和会議々定十二條約御批准書在露大使館ヲ経テ御送付相成接到致候ニ付拙電第三一号ヲ以テ既報ノ通本月十三日蘭国政府ヘ寄託ノ手続ヲ完了致候猶ホ御電訓之趣ニ遵ヒ当方ニ於テ調製提出致候右御批准書仏訳文写茲ニ差進候間御査収相成候様致度此段申進候　敬具

（附属書）

第二回萬国平和会議議定諸條約御批准書仏訳文

（一）

Traduction

MUTSUHITO,

Par la Grâce du Ciel, Empereur du Japon, placé sur le Trône Impérial occupé par la même Dynastie depuis les temps les plus reculés,

A tous ceux qui ces présentes verront, Salut:

Ayant vu et examiné la Convention pour le règlement pacifique des conflits internationaux, qui a été arrêtée, à La Haye, Pays-Bas, le dix-huitième jour du dixième mois de la quarantième année de Meiji, par les Plénipotentiaires du Japon et des autres Pays représentés à la Deuxième Conférence Internationale de la Paix et signée par le Plénipotentiaire du Japon, sous réserves des alinéas 3 et 4 de l'Article 48, de l'alinéa 2 de l'Article 53 et de l'Article 54, Nous approuvons, acceptons et ratifions ladite Convention avec réserves précitées.

En foi de quoi, Nous avons signé ces présentes et y avons fait apposer le Sceau de l'Empire en Notre Palais Impérial à Tokio, le sixième jour du onzième mois de la quarante-quatrième année de Meiji, correspondant à l'An deux mille cinq cent soixante et onze de l'Avènement au Trône de l'Empereur Jimmu.

L. S.　　Signé: Mutsuhito.

Contresigné: Vicomte Yasuya Uchida,
Ministre des Affaires Etrangères.

（二）

Traduction.

MUTSUHITO,

Par la Grâce du Ciel, Empereur du Japon, placé sur le Trône Impérial occupé par la même Dynastie depuis les temps les plus reculés,

A tous ceux qui ces présentes verront, Salut:

Ayant vu et examiné la Convention concernant la limitation de l'emploi de la force pour le recouvrement de dettes contractuelles, qui a été arrêtée, à La Haye, Pays-Bas, le dix-huitième jour du dixième mois de la quarantième année de Meiji, par les Plénipotentiaires du Japon et des autres Pays représentés à la Deuxième Conférence Internationale de la Paix et signée par le

Plénipotentiaire du Japon, Nous approuvons, acceptons et ratifions ladite Convention.

En foi de quoi, Nous avons signé ces présentes et y avons fait apposer le Sceau de l'Empire en Notre Palais Impérial à Tokio, le sixième jour du onzième mois de la quarante-quatrième année de Meiji, correspondant à l'An deux mille cinq cent soixante et onze de l'Avènement au Trône de l'Empereur Jimmu.

L. S.　　Signé: Mutsuhito.

Contresigné: Vicomte Yasuya Uchida,
Ministre des Affaires Etrangères.

(ㄧㄧ)

Traduction

MUTSUHITO,

Par la Grâce du Ciel, Empereur du Japon, placé sur le Trône Impérial occupé par la même Dynastie depuis les temps les plus reculés,

A tous ceux qui ces présentes verront, Salut:

Ayant vu et examiné la Convention relative à l'ouverture des hostilités, qui a été arrêtée, à La Haye, Pays-Bas, le dix-huitième jour du dixième mois de la quarantième année de Meiji, par les Plénipotentiaires du Japon et des autres Pays représentés à la Deuxième Conférence Internationale de la Paix et signée par le Plénipotentiaire du Japon, Nous approuvons, acceptons et ratifions ladite Convention.

En foi de quoi, Nous avons signé ces présentes et y avons fait apposer le Sceau de l'Empire en Notre Palais Impérial à Tokio, le sixième jour du onzième mois de la quarante-quatrième année de Meiji, correspondant à l'An deux mille cinq cent soixante et onze de l'Avènement au Trône de l'Empereur Jimmu.

L. S.　　Signé: Mutsuhito.

Contresigné: Vicomte Yasuya Uchida,
Ministre des Affaires Etrangères.

(ㄧㄧ)

Traduction.

MUTSUHITO,

Par la Grâce du Ciel, Empereur du Japon, placé sur le Trône Impérial occupé par la même Dynastie depuis les temps les plus reculés,

A tous ceux qui ces présentes verront, Salut:

Ayant vu et examiné la Convention concernant les lois et coutumes de la Guerre sur terre, qui a été arrêtée, à La Haye, Pays-Bas, le dix-huitième jour du dixième mois de la quarantième année de Meiji, par les Plénipotentiaires du Japon et des autres Pays représentés à la Deuxième Conférence Internationale de la Paix et signée par le Plénipotentiaire du Japon, sous réserve de l'Article 44, Nous approuvons, acceptons et ratifions ladite Convention avec réserve précitée.

En foi de quoi, Nous avons signé ces présentes et y avons fait apposer le Sceau de l'Empire en Notre Palais Impérial à Tokio, le sixième jour du onzième mois de la quarante-quatrième année de Meiji, correspondant à l'An deux mille cinq cent soixante et onze de l'Avènement au Trône de l'Empereur Jimmu.

L. S.　　Signé: Mutsuhito.

Contresigné: Vicomte Yasuya Uchida,
Ministre des Affaires Etrangères.

(ㄧㄧ)

Traduction.

MUTSUHITO,

Par la Grâce du Ciel, Empereur du Japon, placé sur le Trône Impérial occupé par la même Dynastie depuis les temps les plus reculés,

A tous ceux qui ces présentes verront, Salut:

Ayant vu et examiné la Convention concernant les droits et les devoirs des Puissances et des personnes neutres en cas de guerre sur terre, qui a été arrêtée, à La Haye, Pays-Bas, le dix-huitième jour du dixième mois de la quarantième année de Meiji, par les Plénipotentiaires du Japon et des autres Pays représentés à la Deuxième Conférence Internationale de la Paix et signée par le Plénipotentiaire du Japon, Nous approuvons, acceptons et ratifions ladite Convention.

En foi de quoi, Nous avons signé ces présentes et y avons fait apposer le Sceau de l'Empire en Notre Palais Impérial à Tokio, le sixième jour du onzième mois de la quarante-quatrième année de Meiji, correspondant à l'An deux mille cinq cent soixante et onze de l'Avènement au Trône de l'Empereur Jimmu.

L. S.　　Signé: Mutsuhito.

Contresigné: Vicomte Yasuya Uchida,
Ministre des Affaires Etrangères.

(ㄧㄧ)

Traduction.

MUTSUHITO,

Par la Grâce du Ciel, Empereur du Japon, placé

sur le Trône Impérial occupé par la même Dynastie depuis les temps les plus reculés,

A tous ceux qui ces présentes verront, Salut:

Ayant vu et examiné la Convention relative au régime des navires de commerce ennemis au début des hostilités, qui a été arrêtée, à La Haye, Pays-Bas, le dix-huitième jour du dixième mois de la quarantième année de Meiji, par les Plénipotentiaires du Japon et des autres Pays représentés à la Deuxième Conférence Internationale de la Paix et signée par le Plénipotentiaire du Japon, Nous approuvons, acceptons et ratifions ladite Convention.

En foi de quoi, Nous avons signé ces présentes et y avons fait apposer le Sceau de l'Empire en Notre Palais Impérial à Tokio, le sixième jour du onzième mois de la quarante-quatrième année de Meiji, correspondant à l'An deux mille cinq cent soixante et onze de l'Avènement au Trône de l'Empereur Jimmu.

L. S.　　Signé: Mutsuhito.

Contresigné: Vicomte Yasuya Uchida,
Ministre des Affaires Etrangères.

(ヤ)

Traduction.

MUTSUHITO,

Par la Grâce du Ciel, Empereur du Japon, placé sur le Trône Impérial occupé par la même Dynastie depuis les temps les plus reculés,

A tous ceux qui ces présentes verront, Salut:

Ayant vu et examiné la Convention relative à la pose de mines sous-marines automatiques de contact, qui a été arrêtée, à La Haye, Pays-Bas, le dix-huitième jour du dixième mois de la quarantième année de Meiji, par les Plénipotentiaires du Japon et des autres Pays représentés à la Deuxième Conférence Internationale de la Paix et signée par le Plénipotentiaire du Japon, Nous approuvons, acceptons et ratifions ladite Convention.

En foi de quoi, Nous avons signé ces présentes et y avons fait apposer le Sceau de l'Empire en Notre Palais Impérial à Tokio, le sixième jour du onzième mois de la quarante-quatrième année de Meiji, correspondant à l'An deux mille cinq cent soixante et onze de l'Avènement au Trône de l'Empereur Jimmu.

L. S.　　Signé: Mutsuhito.

Contresigné: Vicomte Yasuya Uchida,
Ministre des Affaires Etrangères.

Traduction.

MUTSUHITO,

Par la Grâce du Ciel, Empereur du Japon, placé sur le Trône Impérial occupé par la même Dynastie depuis les temps les plus reculés,

A tous ceux qui ces présentes verront, Salut:

Ayant vu et examiné la Convention relative à la transformation des navires de commerce en bâtiments de guerre, qui a été arrêtée, à La Haye, Pays-Bas, le dix-huitième jour du dixième mois de la quarantième année de Meiji, par les Plénipotentiaires du Japon et des autres Pays représentés à la Deuxième Conférence Internationale de la Paix et signée par le Plénipotentiaire du Japon, Nous approuvons, acceptons et ratifions ladite Convention.

En foi de quoi, Nous avons signé ces présentes et y avons fait apposer le Sceau de l'Empire en Notre Palais Impérial à Tokio, le sixième jour du onzième mois de la quarante-quatrième année de Meiji, correspondant à l'An deux mille cinq cent soixante et onze de l'Avènement au Trône de l'Empereur Jimmu.

L. S.　　Signé: Mutsuhito.

Contresigné: Vicomte Yasuya Uchida,
Ministre des Affaires Etrangères.

(ホ)

Traduction.

MUTSUHITO,

Par la Grâce du Ciel, Empereur du Japon, placé sur le Trône Impérial occupé par la même Dynastie depuis les temps les plus reculés,

A tous ceux qui ces présentes verront, Salut:

Ayant vu et examiné la Convention concernant le bombardement par des forces navales en temps de guerre, qui a été arrêtée, à La Haye, Pays-Bas, le dix-huitième jour du dixième mois de la quarantième année de Meiji, par les Plénipotentiaires du Japon et des autres Pays représentés à la Deuxième Conférence Internationale de la Paix et signée par le Plénipotentiaire du Japon, sous réserve de l'alinéa 2 de l'Article premier, Nous approuvons, acceptons et ratifions ladite Convention avec réserve précitée.

En foi de quoi, Nous avons signé ces présentes et y avons fait apposer le Sceau de l'Empire en Notre Palais Impérial à Tokio, le sixième jour du onzième mois de la quarante-quatrième année de Meiji, corres-

pondant à l'An deux mille cinq cent soixante et onze de l'Avènement au Trône de l'Empereur Jimmu.

L. S. Signé: Mutsuhito.

Contresigné: Vicomte Yasuya Uchida,
Ministre des Affaires Etrangères.

(十)

Traduction.

MUTSUHITO,

Par la Grâce du Ciel, Empereur du Japon, placé sur le Trône Impérial occupé par la même Dynastie depuis les temps les plus reculés,

A tous ceux qui ces présentes verront, Salut:

Ayant vu et examiné la Convention pour l'adaptation à la guerre maritime des principes de la Convention de Genève, qui a été arrêtée, à La Haye, Pays-Bas, le dix-huitième jour du dixième mois de la quarantième année de Meiji, par les Plénipotentiaires du Japon et des autres Pays représentés à la Deuxième Conférence Internationale de la Paix et signée par le Plénipotentiaire du Japon, Nous approuvons, acceptons et ratifions ladite Convention.

En foi de quoi, Nous avons signé ces présentes et y avons fait apposer le Sceau de l'Empire en Notre Palais Impérial à Tokio, le sixième jour du onzième mois de la quarante-quatrième année de Meiji, correspondant à l'An deux mille cinq cent soixante et onze de l'Avènement au Trône de l'Empereur Jimmu.

L. S. Signé: Mutsuhito.

Contresigné: Vicomte Yasuya Uchida,
Ministre des Affaires Etrangères.

(十一)

Traduction.

MUTSUHITO,

Par la Grâce du Ciel, Empereur du Japon, placé sur le Trône Impérial occupé par la même Dynastie depuis les temps les plus reculés,

A tous ceux qui ces présentes verront, Salut:

Ayant vu et examiné la Convention relative à certaines restrictions à l'exercice du droit de capture dans la guerre maritime, qui a été arrêtée, à La Haye, Pays-Bas, le dix-huitième jour du dixième mois de la quarantième année de Meiji, par les Plénipotentiaires du Japon et des autres Pays représentés à la Deuxième Conférence Internationale de la Paix et signée par le Plénipotentiaire du Japon, Nous approuvons, acceptons et ratifions ladite Convention.

En foi de quoi, Nous avons signé ces présentes et y avons fait apposer le Sceau de l'Empire en Notre Palais Impérial à Tokio, le sixième jour du onzième mois de la quarante-quatrième année de Meiji, correspondant à l'An deux mille cinq cent soixante et onze de l'Avènement au Trône de l'Empereur Jimmu.

L. S. Signé: Mutsuhito.

Contresigné: Vicomte Yasuya Uchida,
Ministre des Affaires Etrangères.

(十二)

Traduction.

MUTSUHITO,

Par la Grâce du Ciel, Empereur du Japon, placé sur le Trône Impérial occupé par la même Dynastie depuis les temps les plus reculés,

A tous ceux qui ces présentes verront, Salut:

Ayant vu et examiné la Convention concernant les droits et les devoirs des Puissances neutres en cas de guerre maritime, qui a été arrêtée, à La Haye, Pays-Bas, le dix-huitième jour du dixième mois de la quarantième année de Meiji, par les Plénipotentiaires du Japon et des autres Pays représentés à la Deuxième Conférence Internationale de la Paix et signée par le Plénipotentiaire du Japon, sous réserves des Articles 19 et 23, Nous approuvons, acceptons et ratifions ladite Convention avec réserves précitées.

En foi de quoi, Nous avons signé ces présentes et y avons fait apposer le Sceau de l'Empire en Notre Palais Impérial à Tokio, le sixième jour du onzième mois de la quarante-quatrième année de Meiji, correspondant à l'An deux mille cinq cent soixante et onze de l'Avènement au Trône de l'Empereur Jimmu.

L. S. Signé: Mutsuhito.

Contresigné: Vicomte Yasuya Uchida,
Ministre des Affaires Etrangères.

五〇一　明治四十四年十二月六日　内田外務大臣ヨリ西園寺総理大臣宛

第二回平和会議諸條約公布ニ関シ請議ノ件

右條約公布案（一）乃至（十二）

明治四十四年十二月十八日発遣

西園寺内閣総理大臣宛　　内田外務大臣

機密送第一四〇号

第二回萬国平和会議ニ於テ議定セラレタル国際紛争平和的処理條約以下左記十二條約ニ付テハ本月十三日和蘭国政府ニ批准書寄託ノ手続キ完了致候ニ付右諸條約公布相成候様致度別紙條約公布案相添ヘ此段及請議候也

追テ同平和会議最終決議書ハ右諸條約ノ公布ト同時ニ外務省告示ヲ以テ発布可致様取計置候為念申添候也

別紙條約公布案写添付ノコト

左　記

一、国際紛争平和的処理條約

二、契約上ノ債務回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約

三、開戦ニ関スル條約

四、陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約

五、陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル條約

六、開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ関スル條約

七、商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル條約

八、自動触発海底水雷ノ敷設ニ関スル條約

九、戦時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル條約

一〇、「ジェネヴァ」條約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル條約

一一、海戦ニ於ケル捕獲権行使ノ制限ニ関スル條約

一二、海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約

（附屬書）

（一）　條約公布案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ賛同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員カ第四十八條第三項、第四項、第五十三條第二項及第五十四條ヲ留保シテ署名シタル国際紛争平和的処理條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

御　名　御　璽

明治四十四年　月　日

内閣総理大臣侯爵　西園寺公望

外務大臣子爵　内田康哉

（二）　條約公布案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ賛同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ署名シタル契約上ノ債務回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

御　名　御　璽

明治四十四年　月　日

内閣総理大臣侯爵　西園寺公望

外務大臣子爵　内田康哉

（三）　條約公布案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ賛同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ署名シタル開戦ニ関スル條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

御　名　御　璽

明治四十四年　月　日

内閣総理大臣侯爵　西園寺公望

外務大臣子爵　内田康哉

（四）　條約公布案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ賛同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員カ第四十四條ヲ留保シテ署名シタル陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

御　名　御　璽

明治四十四年　月　日

内閣総理大臣侯爵　西園寺公望

外務大臣子爵　内田康哉

（五）　條約公布案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ賛同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ署名シタル陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

御　名　御　璽

明治四十四年　月　日

内閣総理大臣侯爵　西園寺公望

外務大臣子爵　内田康哉

（六）　條約公布案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ賛同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ署名シタル開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ関スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治四十四年　月　日

内閣総理大臣侯爵　西園寺公望

外務大臣子爵　内田康哉

（七）　條約公布案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ賛同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ署名シタル商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治四十四年　月　日

内閣総理大臣侯爵　西園寺公望

外務大臣子爵　内田康哉

（八）　條約公布案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ賛同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ署名シタル自動触発海底水雷ノ敷設ニ関スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治四十四年　月　日

内閣総理大臣侯爵　西園寺公望

外務大臣子爵　内田康哉

（九）　條約公布案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ賛同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員カ第一條第二項ヲ留保シテ署名シタル戦時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治四十四年　月　日

内閣総理大臣侯爵　西園寺公望

外務大臣子爵　内田康哉

（十）　條約公布案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ賛同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ署名シタル「ジェネヴァ」條約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治四十四年　月　日

内閣総理大臣侯爵　西園寺公望

外務大臣子爵　内田康哉

（十一）　條約公布案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ賛同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員ノ署名シタル海戦ニ於ケル捕獲権行使ノ制限ニ関スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治四十四年　月　日

内閣総理大臣侯爵　西園寺公望

外務大臣子爵　内田康哉

（十二）　條約公布案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ明治四十年十月十八日和蘭国海牙ニ於テ第二回萬国平和会議ニ賛同シタル帝国及各国全権委員ノ間ニ議定シ帝国全権委員カ第十九條及第二十三條ヲ留保シテ署名シタル海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治四十四年　月　日

内閣総理大臣侯爵　西園寺公望

外務大臣子爵　内田康哉

五〇二　明治四十五年三月六日　蘭国公使ヨリ内田外務大臣宛

日本批准書ノ寄託済通知及認証謄本送致ノ件

千九百十二年三月十八日東京ニ於テ

ファン・ロイエン

外務大臣　内田子爵閣下

以書翰致啓上候陳者第二回平和会議條約十二個ニ関スル日本国批准書ノ認証謄本一部並ニ之ニ関スル日本国公使ノ書

東写本国政府ノ命ニ依リ千九百十一年十一月八日附第一二四六号拙東ニ引続キ茲ニ及御送附候尚右通告書ハ去ル十二月十三日和蘭国政府ニ於テ致接手、批准書ノ寄託モ同日行ハレタル趣可及御通牒様被命候右申進旁本使ハ茲ニ閣下ニ向テ表敬意候　敬具

五〇三　明治四十五年三月二十八日　内田外務大臣ヨリ蘭国公使宛

日本批准書ノ寄託及認証謄本受領方通知受領ノ件

送第一二号

在本邦　蘭国公使　　大　臣

以書翰致啓上候陳者本月十八日附第三一四号貴翰ヲ以テ貴国政府ノ命ニ依リ第二回萬国平和会議ニ於テ議定セラレタル十二条約ニ関スル帝国ノ批准書及右批准書ノ寄託ニ関スル在蘭帝国公使ノ通告書認證謄本各一通御送付相成致敬収候尚前記通告書ハ貴国政府ニ於テ客年十二月十三日接受セラレ批准書ノ寄託モ同日ニ於テ行ハレタル旨同信ヲ以テ御通知相成致敬承候此段回答旁本大臣ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候　敬具

五〇四　大正三年四月二十一日　英国駐劄井上大使ヨリ加藤外務大臣宛

第二回萬国平和会議諸条約実施ニ関スル英国法案送付ノ件

附属書　右英国法案

公第五九号　　五月拾壱日接受

大正三年四月二十一日

在英　特命全権大使　井上勝之助（印）

外務大臣男爵　加藤高明殿

此程英国下院ニ提出セラレタル第二平和会議法案（国際裁判所、中立及其他ノ事項ニ関シ条約ヲ実施スルニ必要ナル法律改正ヲナスベキ法案）三部為御参考茲ニ及御送付候間御査収相成度候　敬具

（附属書）

英国下院ニ提出セラレタル第二回平和会議法案

Second Peace Conference (Conventions) Bill.

MEMORANDUM.

This Bill contains such provisions as are necessary to enable the Conventions drawn up at the Hague in 1907 (other than the Convention relative to the establishment of international prize courts) to be put in force.

Clause 1.

The object of this clause is to enable the attendance of witnesses and the production of documents to be enforced in connection with proceedings before a commission of inquiry (see Article 23 of the Convention for the specific settlement of international disputes) and before courts of arbitration (see Article 76 of the same Convention and Article 25 relative to the creation of a Judicial Arbitration Court).

The powers under the clause are made exerciseably by the Secretary of State, but only if put in motion by the international tribunal.

Clause 2.

This clause proposes to enable His Majesty by Order in Council to regulate various matters so that the obligations imposed by the Conventions on neutrals may be enforced. The obligations covered are—

(1) By paragraph (a) the obligations imposed by Article 17, 18, 19, and 20 of the Convention respecting the rights and duties of neutral Powers in maritime war (for which purpose the present provisions of the Foreign Enlistment Act, 1870, are insufficient).

(2) By paragraph (b) the obligation of interning foreign troops and crews of foreign vessels imposed by Article 11 of the Convention respecting the rights and duties of neutral Powers and persons in war on land; Article 15 of the Convention for the adaptation of the principles of the Geneva Convention to maritime war, and Articles 3 and 21 of the Convention respecting the rights and duties of neutral Powers in maritime war.

(3) By paragraph (c) the obligation of prohibiting the erection and use of wireless telegraph stations and apparatus imposed by Article 3 of the Convention respecting the rights and duties of neutral Powers and persons in war on land; and Article 5 of the Convention respecting the rights and duties of neutral Powers in maritime war.

Clause 3.

This clause is necessary in order to carry into effect the provisions of Articles 6 and 21 of the Convention for the adaptation of the principles of the Geneva Convention to maritime war, which prohibit the painting of ships other than hospital ships with the marks characteristic of hospital ships.

Clause 4.

This clause is inserted in view of the provisions of Article 12 of the Convention for the adaptation of the principles of the Geneva Convention to maritime warfare.

Second Peace Conference (Conventions)
Bill.

ARRANGEMENT OF CLAUSES.

Clause.

1. Provisions as to international tribunals.
2. Orders in Council as to supply of fuel and provisions to belligerent vessels, internment of belligerent troops, and the nature and use of signalling apparatus.
3. Prohibition of painting vessels to resemble hospital ships, and displaying Geneva flag.
4. Delivery up of sick, wounded, and shipwrecked men to a belligerent State.
5. Extent.
6. Short title.

A.D. 1914.

A BILL TO

Make such amendments in the Law with respect to International Tribunals, Neutrality, and other matters as are necessary to enable certain Conventions to be carried into effect.

WHEREAS at the Second Peace Conference, held at The Hague in the year nineteen hundred and seven, various conventions were drawn up, but it is desirable that the same should not be ratified by His Majesty the King until such amendments of the law as are in this Act contained have been made:

Be it therefore enacted by the King's most Excellent Majesty, by and with the advice and consent of the Lords Spiritual and Temporal, and Commons, in this present Parliament assembled, and by the authority of the same, as follows:

Provisions as to international tribunals.

1.—(1) A Secretary of State, on the application of any international tribunal constituted in accordance with any treaty or convention to which His Majesty is a party for inquiring into or settling any questions of an international character, shall, for the purpose of—

(See 5 Edw. 7. c. 7.)

(i) enforcing the attendance of witnesses before any such tribunal, wherever sitting, whether within or without His Majesty's dominions, or before any member of any such tribunal or any other person duly authorised to take evidence in connection with any proceedings before any such tribunal; and

(ii) compelling the production of documents,

have power to issue orders which shall have the like effect as if the proceedings before the international tribunal were an action in the court, and the order were a formal process issued by the court in the due exercise

A.D. 1914.

of its jurisdiction, and shall be enforceable by the court accordingly, and disobedience to any such order shall be punishable as contempt of court.

(2) A member of any such international tribunal, if not a British subject, shall, whilst residing or travelling in any part of His Majesty's dominions for the purpose of the performance of his duties as such member, enjoy all the privileges which are conferred by law or custom on ambassadors and public ministers of foreign States.

(3) In this section the expression "the court" means in England and Ireland the High Court, in Scotland the Court of Session, and in any other place to which this Act extends a superior court of that place.

(4) The powers conferred by this section on the Secretary of State may be exercised by him in any place to which this Act extends, and those powers may also be exercised by any of the following officers within their respective jurisdictions: that is to say,—

(See 33 & 34 Vict. c. 90. s. 26.)

(i) In Ireland, by the Lord Lieutenant;

(ii) In Jersey, by the Lieutenant Governor;

(iii) In Guernsey, Alderney, and Sark, and dependent islands, by the Lieutenant Governor;

(iv) In the Isle of Man, by the Lieutenant Governor;

(v) In India, the Dominion of Canada, the Commonwealth of Australia, and the Union of South Africa, by the Governor-General, including any person who for the time being has the powers of the Governor-General

(vi) In any British possession, by the Governor.

Orders in Council as to supply of fuel and provisions to belligerent vessels, internment of belligerent troops, and the nature and use of signalling apparatus.

2.—(1) Without prejudice to any other powers exerciseable by His Majesty for the purpose of enforcing the obligations of neutrality, His Majesty may by Order in Council—

(a) make regulations for preventing or prohibiting, or authorising, subject to conditions or restrictions, the supply of fuel or stores to, and the repairing or manning of ships belonging to any foreign State at war with any other foreign State at peace with His Majesty (in this Act referred to as a friendly State);

(b) authorise the arrest and detention of any persons forming part of the crew of any ship belonging to, or of the forces of, any foreign State at war with any friendly State whom His Majesty by virtue of any treaty, convention, or otherwise is under an obligation to intern;

(c) prohibit the erection by or on behalf of any foreign State at war with any friendly State, of any wireless telegraphic station or any apparatus for the purpose of communicating with their forces on land or sea, and the use of any such station or apparatus established by any such State for purely military purposes before the commencement of the war and not previously opened for the service of public messages;

and the Order may contain such incidental, consequential, and supplemental provisions as may appear to His Majesty to be necessary or proper for the

purposes of the Order, and any such Order may be revoked and varied by any subsequent Order in Council.

(2) If any person contravenes the provisions of any such Order or obstructs any officer in the execution of his duties thereunder he shall be guilty of an offence under the Foreign Enlistment Act, 1870, and shall be liable to be proceeded against and punished as if he had been guilty of increasing the warlike force of a foreign ship under section ten of that Act.

33 & 34 Vict. c. 90.

(3) An Order in Council under this section shall, if made before the outbreak of hostilities between two foreign States, come into force on the issue of a proclamation of neutrality by His Majesty in connection with such outbreak, and, if made during such hostilities, come into force on the making thereof, and in either case shall, unless previously revoked, continue in force until the issue of a proclamation declaring such hostilities to be at an end, and whilst in force shall have effect as if enacted in this Act:

Provided that the issue of such last-mentioned proclamation shall not affect any legal proceeding commenced or offence committed whilst the Order in Council was still in force, but any such legal proceeding may be continued, and any such offence prosecuted, as if the Order remained in force.

Prohibition of painting vessels to resemble hospital ships, and displaying the Geneva flag. [Sec 57 & 58 Vict. c. 60. s. 7(5).]

3. (1) A British vessel other than a hospital ship, or a boat belonging thereto, shall not be painted white outside with a broad horizontal band of red or green so as to resemble such a ship or boat, and if any such vessel is so painted the owner or master of the vessel shall be liable to a fine not exceeding one hundred pounds, and on a certificate from a surveyor of ships or a Board of Trade inspector under the Marchant Shipping Act, 1894, that a vessel is so painted, the vessel may be detained until the defect has been remedied.

(2) It shall not be lawful to display on any British ship or boat, other than a hospital ship or a boat belonging thereto, the Geneva flag, that is to say, a flag consisting of a red cross on a white ground, formed by reversing the federal colours of the Swiss Confederation, or any flag so nearly resembling the same as to be calculated to deceive, and if any such flag is displayed on any such vessel, the owner or master of the vessel shall be liable to a fine not exceeding one hundred pounds.

(3) For the purposes of this and the next succeeding section the expression "hospital ship" means any ship constructed or adapted for the sole purpose of assisting the sick, wounded, or shipwrecked.

57 & 58 Vict. c. 60.

(4) This section shall have effect and be construed as though it were part of the Merchant Shipping Act, 1894, as amended by any subsequent enactment.

(5) This section shall not come into operation untill three months after the passing of this Act.

Delivery up of sick, wounded, and shipwrecked men to a belligerent State.

4.—(1) The master of any British ship having on board any sick, wounded, or shipwrecked men, being combatants who have been rescued during or after a naval engagement in which they have taken part, shall, on demand being made in person by or on behalf of a commissioned officer

actually in command of a warship of any of the belligerent States, deliver to him all such men.

(2) This section shall not, except as respects British hospital ships, extend to cases where the officer making the demand is an officer of a warship of a State at war with His Majesty.

57 & 58 Vict. c. 60.

(3) In this section expressions have the same meaning as in the Merchant Shipping Act, 1894, as amended by any subsequent enactment.

Extent.

5. This Act shall extend to the whole of His Majesty's dominions.

Short title.

6. This Act may be cited as the Second Peace Conference (Conventions) Act, 1914.

Second Peace Conference (Conventions).

A

BILL

To make such amendments in the Law with respect to International Tribunals, Neutrality, and other matters as are necessary to enable certain Conventions to be carried into effect.

Presented by Secretary Sir Edward Grey,
supported by
Mr. Churchill, Mr. Attorney-General,
Mr. Solicitor-General, and Mr. Acland.

Ordered, by The House of Commons, to be Printed, 6 April 1914.

五〇五　大正三年五月十三日　英国駐劄井上大使ヨリ加藤外務大臣宛

海上捕獲ニ関スル英国下院討論状況報告ノ件

公第八一号　六月一日接受

大正三年五月十三日

在英　特命全権大使　井上勝之助

外務大臣男爵　加藤高明殿

海上捕獲ニ関シ英国下院ニ於ケル討論報告ノ件

五月六日英国下院ニ於テ「本院ハ戦争ノ材料ヲ運搬シ又ハ封鎖ヲ破ラントスル船舶ノ場合ノ外総テノ私有財産ノ安全ヲ保障スヘキ海戦法規ノ改正ヲ期スル為メ英国政府カ他ノ重ナル海国ト交渉センコトヲ希望ス」トノ動議提出セラレ提出者タル一議員ハ商業ノ破壊ハ英国カ他ノ諸国ヨリ之ニ匹敵スル或譲歩ヲ得ルニ非サレハ放棄スルコト能ハサル武器ナリトハ海軍当局者ノ主張スル所ナルモ自分ト意見ヲ同フスル論者ハ現時ノ戦争ニ於テハ右ハ全ク用ヲナササル攻撃手段ト認ムルコト、「ナポレオン」戦争ニ於テハ此攻撃手段ハ有効ニ使用セラレタルモ巴里宣言及鉄道増設ニヨル陸上運輸ノ非常ナル増加ハ戦争ノ状態ヲ一変シタルコト、英国海運ノ隆大ト英国ノ食糧及原料品ノ供給ハ海運ニ頼ル事実トニ鑑ミ現在ノ制度ヲ継続スルニヨリ英国ノ受クヘキ危険ハ他国ノ犯スヘキ危険ヨリハ遙ニ大ナルコト、英国ニ於テ附スル海上保険ノ多額ナルニ顧ミ結局保険業者ノ負担ニ帰スヘキ商業破壊ノ為メ英国艦隊ヲ用フルハ頗ル不得策ナルコト、本件ニ関スル英国政策ノ変更ハ直ニ他国ノ軍艦建造ニ影響スルコトナカルヘキモ結局世界ノ軍備ヲ縮少スルノ結果ヲ必然齎スヘキコト等ヲ述ベ他ノ一議員ハ若シ戦時海上商業破壊ノ危険減少スルニ於テハ海軍拡張ノ理由ハ薄弱トナルヘキ旨ヲ述ヘテ本動議ニ賛成セシカ外務次

官「アクラント」氏ハ本件ニ関スル英国政府ノ態度ヲ説明シテ曰ク

「若シ本件カ真ニ戦争ノ危虞ヲ滅スルニ足ル程ノ軍備縮少ヲ齎スヘキ主要ノ点トナルノ一般ノ徴候、列国間ニ現ハルルニ於テハ英国政府ハ本件ヲ再考スルニ吝ナラサルヘシトノ外務大臣ノ言明ヲ昨年本員ハ引用シタルコトアリ英国政府ハ捕獲権ヲ極力支持スルモノニ非スト雖モ従来政府カ本件ヲ軍備縮少問題ト関聯セシメタルハ事実ナリ政府ハ列国中右ノ方針ニテ本件ニ考量ヲ加ヘント欲スルモノアルヘキヲ顧念シ本件ニ関スル途ヲ開キ置キタルモ何レノ国モ此ノ勧誘ニ応セントスル希望ヲ示ササリキ右ハ本員カ昨年陳述シタル処ナルモ現今ノ状態ハ右述ヘタル所ト同シ」云々

ト述ヘ次テ議員中交々立テ動機ニ対スル賛否ノ意見ヲ陳フルモノアリシカ外務大臣ハ本問題ニ付大要左ノ通演説セリ

「英国政府ハ戦時封鎖権放棄ヲ約スルカ如キ勧議ヲ考量シ又ハ之ニ同意スルコト能ハス英国政府ハ固ク此権利ヲ留保スヘシ然シナカラ封鎖ノ問題ヲ含マサル此種ノ勧議ニ対シテハ政府ハ交譲ノ精神ヲ以テ論議スルコトヲ得、本問題ハ多大ノ注意ヲ以テ考究セサルヘカラス本問題ハシ英国政府ハ又戦時禁制品ニ関シ頗ル厳重ナル条件ヲ要スルナラン此等ノ事ニ付キテハ英国ハ対償ヲ要求セサルヘカラス要スルニ政府ノ態度ハ本件ニ考量ヲ加フルコトヲ無下ニ拒絶スルニ非ス政府ハ海上捕獲権ニ関スル交渉ヲナスニ付追テ其ノ条件ヲ決定センコトヲ期スルモノナリ」云々

右外務大臣ノ所言ハ海上捕獲ニ関スル英国政府ノ態度ヲ説明スルモノニ有之其筋ノ御参考ニモ可相成ト存候ニ付別紙議事録相添ヘ此段報告申進候　敬具

追テ五月七日倫敦ニ於テ Baltic and White Sea Conference 開カレ席上海上私有財産捕獲廃止ニ関スル決議ヲナシタリ尤モ当国ニ於テ商業会議所又ハ海運業者ノ団体ニシテ従来斯クノ如キ決議ヲナセルモノ少カラス候処同会議ノ記事ヲ載セタル新聞切抜御参考迄ニ併テ玆ニ供貴覧候也

（議事録新聞切抜略ス）

交戦国間ノ取極ノ問題ヲ含ム而シテ斯カル取極ハ交戦国ト中立国間ノ取極ト区別セサルヘカラス何トナレハ後者ノ場合ニ交戦国ノ中立国ニ対スル捕獲権ノ行使ハ中立国ノ敵意ヲ招クヘキカ故ニ交戦国ハ中立国ニ対シ自然取極ヲ守ルニ至ルヘシ政府ハ海上私有財産捕獲権放棄ニ同意スルニ躊躇セスト言明スルコトハ到底不可能ナリト雖モ政府ノ態度ハ決シテ交譲ノ余地ナキ次第ニハ非ス軍備費縮少ニ関シ四囲ノ状況ハ其後毫モ改善ヲ見サルカ如シ此種類ノ取極及規定ニヨリ戦争ヲ避ケ軍費減少ノ実果ヲ生セシムルノ見込ハ少カルヘシ此結果ヲ齎スヘキ原因ハ唯一アルノミソハ相互ニ善意ヲ有ストノ列国間ノ信念カ増シツヽアルコトナリ若シ列国カ充分ニ相信頼スルニ至ラハ軍備縮少問題ニ付大ナル進捗ヲ見ルナラン併シナカラ海上捕獲権ノ問題ハ次回ノ平和会議前ニ熟慮セサルヘカラサルコトニ属ス英国政府ハ此勧議ノ趣意ニ反対スル議論ノ材料ヲ其委員ニ供給スルコトナク政府ハ其委員ニ右趣意ニ同意方訓令ヲ発スルコトヲ得ル様種々ノ条件ヲ考査スルニ付尽力スヘキモノナリト思惟ス英国政府ハ封鎖ニ関シ一般ニ容認セラレタル諒解ヲ要ス封鎖ニ付テハ若シ倫敦宣言カ其儘批准セラルレハ其レニテ充分ナルヘ